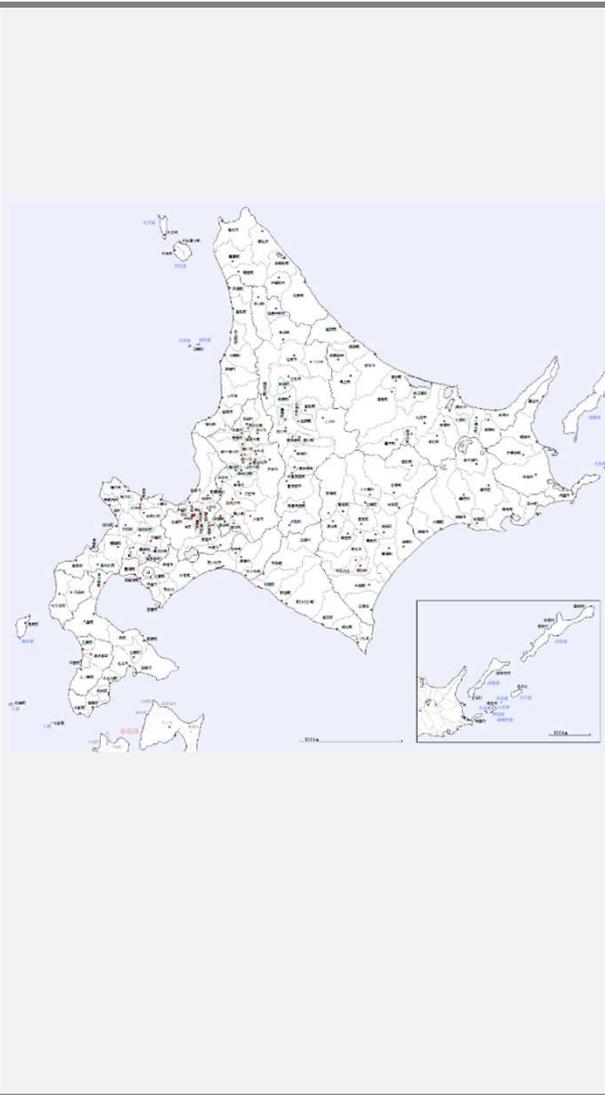


北海道

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報

①	圏域数（障害保健福祉圏域）	21
②	人口（H29.1.1現在）	5,370,807人
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの （名称、事業名）	1 北海道小児等在宅医療推進協議会 小児等在宅医療連携拠点事業 2 北海道障がい者施策推進審議会における医療的ケア児支援部会 3 特別支援学校における医療的ケア連絡協議会
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	—
⑤	医療型短期入所事業所数（H29.4.1現在）	19
⑥	40歳未満の障害児者に対して訪問診療を行う医療機関数（うち小児患者に対応できる医療機関数）	不明
⑦	40歳未満の障害児者に対して入院治療を受け入れる病院数（うち小児患者に対応できる病院数）	不明
⑧	訪問看護事業所数（うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）（H29.4介護保険指定事業者数）	482（うち小児対応：不明）
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） （H28.4.1現在） （うち医療的ケア児に対応できる保育所数） （H29.3末）	8.01%（35/437か所） （4か所）
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数（H28.5.1現在）	特別支援学校 278名 小・中学校 32名
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数（H28.5.1現在）	特別支援学校 44名 小・中学校 17名
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数（H28.5.1現在）	特別支援学校 13名 小・中学校 3名



2. 医療的ケア児支援のための取組概要

北海道

【地域医療課】

○「小児等在宅医療連携拠点事業」(H27～)

目的: 在宅で療養する小児等及びその家族を地域で支える体制を整備する。

実施形態: 小児在宅医療を実施している医療機関に補助して実施

実施主体: H27.28医療法人稲生会(札幌市) ※H29事業者は未決定

事業内容: 国のモデル事業を踏襲した以下に掲げる事業

- ①協議会の開催、②地域資源の情報収集と発信、③小児等在宅医療を担う医療機関・訪問看護ステーションなどを増やす活動(技術支援・実技講習)、④研修等を通じた福祉・教育・行政関係者との連携体制づくり、⑤患者・家族からの相談対応、⑥ピアサポートの場の提供や道民への普及啓発

ホームページ: <http://yell-hokkaido.net/>

【障がい者保健福祉課】

○「在宅障がい児者巡回療育相談等事業」

- ・ 在宅の障がい児者に対し、道(児童相談所)又は市町村が専門の医師とともに家庭訪問し、診断、相談及び療育に関する助言指導を実施

○「障がい児等自立支援研修事業」

- ・ 医療的ケアが必要な障がい児者に対する医療・看護・療育の支援として高度な専門知識・技術を習得するための研修に対し補助

○「重度障がい者医療的ケア等支援事業」

- ・ 居宅以外の場所で医療的ケアを行う事業を実施する市町村に対し補助

【教育庁学校教育局特別支援教育課】

○「特別支援学校医療的ケア体制整備事業」

- ・ 道教委が「登録研修期間」となり、特別支援学校の教員を対象とした基本研修の実施や認定特定行為業務従事者の認定等を実施
- ・ 特別支援学校への看護師の配置及び研修の実施

○「高度な医療的ケア等に対応した校内支援体制整備充実事業」

(文部科学省「学校における高度な医療的ケア等に対応した校内支援体制整備事業」委託)

- ・ 指導医によるモデル校への巡回相談及び校内研修、支援体制検討会議の実施
- ・ 特別支援学校の看護師を対象とした研修の実施
- ・ 「医療的ケアハンドブック」の改訂

3. 医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

来年度の目標

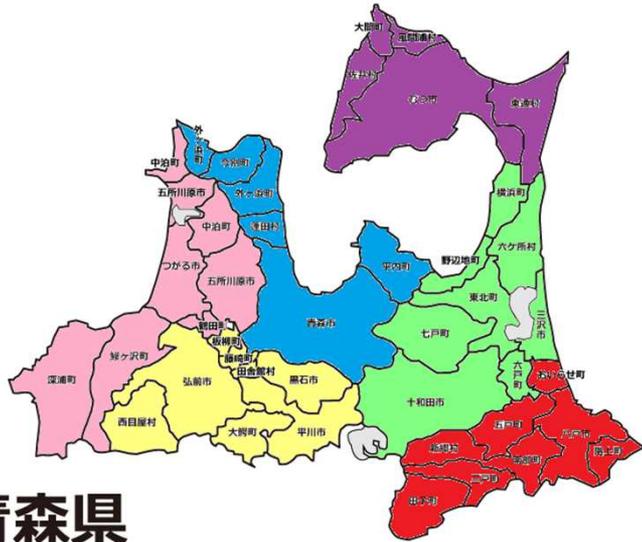
- ・道・圏域・市町村の各段階における医療的ケア児支援体制の整備
- ・補助事業実施による地域の担い手の拡大及び福祉・教育・医療等関係者の連携体制の構築
- ・高度な医療的ケアの必要な幼児児童生徒に対応した校内支援体制の充実

時期	実施内容	担当課
上半期	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア実施校長会議 ・特別支援学校における医療的ケアに関する研修会 ・特別支援学校指導看護師養成研修 ・特別支援学校看護師研修会 	特別支援教育課
下半期	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校における医療的ケア連絡協議会 	
通年	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児支援部会の開催 ・障害福祉サービス事業者に対する医ケア児の受入働きかけ ・医療的ケア児等コーディネーター養成研修の実施(検討中) 	障がい者保健福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関に対する技術支援・実技講習 ・各地域に出向き意見交換等を通じ、福祉・教育・医療等関係者との顔の見える関係づくりから連携体制の構築 	地域医療課
	<ul style="list-style-type: none"> ・高度な医療的ケア等に対応した校内支援体制充実事業 ・巡回相談、校内研修、校内支援体制検討会議、医療的ケアハンドブック(改訂版)作成会議 	特別支援教育課

青森県

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報



青森県

- ①青森圏域（1市3町1村）
- ②津軽圏域（3市3町2村）
- ③八戸圏域（1市6町1村）
- ④西北五圏域（2市4町）
- ⑤下北圏域（1市1町3村）
- ⑥上十三圏域（2市5町1村）

①	圏域数	6圏域（左図参照）
②	人口（H29.8.1現在）	1,279,831人
③	医療的ケア児支援のための協議の場	特別支援学校における医療的ケア運営協議会（H15設置）
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	0人
⑤	医療型短期入所事業所数（H29.9.1）	4か所
⑥	40歳未満の障害児者に対して訪問診療を行う医療機関数（うち小児患者に対応できる医療機関数）	不明（不明）
⑦	40歳未満の障害児者に対して入院治療を受け入れる病院数（うち小児患者に対応できる病院数）	不明 （通常の病院は、受け入れると思われる。）
⑧	訪問看護事業所数（H29.3介護データベース） （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	141か所 （うち小児対応可 不明）
⑨	看護師を配置している保育所の割合数 （うち医療的ケア児に対応できる保育所数）	49.2%（246か所） （うち医療的ケア児に対応できる保育所 21か所）
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数（H28.5.1）	83名
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数（H28.5.1）	12名
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数（H28.5.1）	7名

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

青森県

【医療薬務課】

- 在宅医療・訪問看護従事者に対する専門研修・多職種連携研修(H25～)
- 在宅医療に取り組む医療機関及び訪問看護ステーションに対する設備整備支援(H28～)

【こどもみらい課】

- 管内保育所(認定こども園含む)の医療的ケア児の受入実績及び受入体制等に係る実態調査の実施(H29)

【障害福祉課】

- 介護職員等医療的ケア研修(喀痰吸引等研修(第3号研修))(H24～)
- 医療的ケア児及び小児在宅医療に関する実態調査及び医療的ケア児の生活状況等に関するアンケート調査の実施(H28)

【学校教育課】

- 特別支援学校における医療的ケア基本研修(H15～実施、H24～一部変更)
- 特別支援学校における医療的ケア運営協議会(H15～)
- 医療的ケア実施校担当者連絡協議会(H21～)

3. 医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

来年度の目標

- ・医療的ケア児等が地域で安心して生活できる支援体制の整備
- ・医療的ケア児を支援する人材の育成
- ・特別支援学校における医療的ケア児への適切な実施体制の検討と支援体制の充実

時期	実施内容	担当課
8月頃	特別支援学校における医療的ケア基本研修	学校教育課
9月頃	特別支援学校における医療的ケア運営協議会	学校教育課
1月頃	医療的ケア実施校担当者連絡協議会	学校教育課
(未定)	小児在宅医療に係る医師・看護師などの従事者を対象とした研修会の開催	医療薬務課
通年	在宅医療に取り組む医療機関及び訪問看護ステーションに対する設備整備支援	医療薬務課
(未定)	介護職員等医療的ケア研修	障害福祉課

※ 平成30年度新規事業として、医療的ケア児支援体制を推進する事業を検討中。
 (担当課 : 障害福祉課、こどもみらい課)

岩手県

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報

①	圏域数（医療的ケア児支援体制整備するにあたって用いている圏域。例：二次医療圏、障害保健福祉圏域等）	9圏域
②	人口（H28.10）	1,268,083人
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの（名称、事業名）	岩手県重症心身障がい児・者支援推進会議
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数（H29.9）	0人 ※県独自実施研修の修了者数：30人
⑤	医療型短期入所事業所数（H29.9）	5箇所
⑥	40歳未満の障害児者に対して訪問診療を行う医療機関数（うち小児患者に対応できる医療機関数）（H28.10）	約14箇所（14箇所）
⑦	40歳未満の障害児者に対して入院治療を受け入れる病院数（うち小児患者に対応できる病院数）（H29.9）	13箇所（12箇所）
⑧	訪問看護事業所数（うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）（H28.10）	85箇所（28箇所）
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数）（うち医療的ケア児に対応できる保育所数）（H27.4）	32.0%（108箇所）
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数（H28.5）	57名
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数（H28.5）	37名
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数（H28.5）	5名



岩手県重症心身障がい児・者支援推進会議等で全県の支援体制を検討

2. 医療的ケア児支援のための取組概要①

岩手県

- 1 岩手県重症心身障がい児・者支援推進会議の設置(実施主体:県)
平成28年度に設置し、重症心身障がい児・者のニーズに対応した受入や在宅サービスの提供が図られるよう、医療機関等との密接な連携により支援体制の構築を目指し、その連携方法や役割に関する事項を検討するため設置した。
- 2 在宅超重症児(者)等短期入所受入体制支援事業の実施
(平成29年度～、実施主体:県、市町村)
医療的ケアを必要とする在宅の超重症児(者)及び準超重症児(者)を介助する家族の精神的・身体的負担の軽減に向け、短期入所の充実を図るため補助事業を実施した。
- 3 実態調査の実施(平成27年度、実施主体:県)
重症心身障がい児・者の今後の入所や在宅での支援を検討する上での基礎資料とするため、実態調査を実施した。
- 4 支援者育成事業の実施(平成27年度～、実施主体:県)
重症心身障がいについて、医療と福祉の連携による支援を担う人材を育成するために、看護職員等向けの研修と相談員等向けの研修を県内9障がい保健福祉圏域で実施。

2. 医療的ケア児支援のための取組概要②

- 5 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（療養生活支援事業）の実施
（平成27年度～、実施主体：県）

在宅で療養する小慢児童等のうち、医師の診断により人工呼吸器又は体外式補助人工心臓等を装着している者で、一時的に在宅療養が困難になった場合に、医療機関において一時的な預かりを行うための事業を実施。

- 6 特別支援学校医療的ケア体制整備事業に係る研修会（実施主体：県）

医療的ケアに関する基礎的な理解と知識を確認するとともに、各校における取組の成果と課題等について協議するなど、医療的ケアを必要とする児童生徒に対する適切なケアに向けて、医療的ケア実施校の任用看護師及び医療的ケア担当教員等を対象に実施。

- 7 岩手県教育支援委員会の開催（兼医療的ケア運営協議会）（実施主体：県）

医療的ケアの適切な実施に向け、看護師等の配置、特別支援学校と医師及び医療機関の連携協力、医療安全に関する指針の提示など総括的に管理する体制整備を図っている。

3. 医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

来年度の目標

- ・医療的ケア児支援のための協議の場の設定(拡充)
- ・新築移転後の県立療育センターを基軸とした、入所支援の充実
- ・在宅支援の充実(短期入所事業の受入先拡充等)

時期	実施内容	担当課
H30～	重症心身障がい支援者育成事業の継続	障がい保健福祉課
H30～	新築移転後の県立療育センターを基軸とした、入所支援の充実	障がい保健福祉課
H30～	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の継続	子ども子育て支援課
H30上半期	岩手県重症心身障がい児・者等医療的ケア児・者支援推進会議(仮称)の設置	障がい保健福祉課
H30.8	特別支援学校医療的ケア体制整備事業に係る研修会	学校教育課
H31.1	岩手県教育支援委員会(兼医療的ケア運営協議会)の開催	学校教育課

宮城県

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報



①	圏域数	7圏域
②	人口（平成29年8月1日現在）（）内は仙台市を除く	2,322,722 (1,236,710)
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの（名称、事業名）	医療的ケア等推進検討会(H28) 医療型短期入所連携連絡会議(H29) 医療的ケア庁内ネットワーク会議(H29～)
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	0
⑤	医療型短期入所事業所数（平成29年10月1日現在）	4（県分）
⑥	40歳未満の障害児者に対して訪問診療を行う医療機関数（うち小児患者に対応できる医療機関数）	把握なし （把握なし）
⑦	40歳未満の障害児者に対して入院治療を受け入れる病院数（うち小児患者に対応できる病院数）	把握なし （把握なし）
⑧	訪問看護事業所数（平成29年7月1日現在） （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	141 （把握なし）
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数）（平成29年9月20日現在） （うち医療的ケア児に対応できる保育所数）	43 (4)
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数（平成29年9月現在）	100
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数（平成29年9月現在）	88
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数（平成29年9月現在）	4

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

宮城県

課題

○医療的ケア等を必要とする障害児者の生活について

- ・医療的ケア等を必要とする障害児者は、自宅に住んでいる方が多い。
- ・自宅やグループホーム等での生活を望む意見が多い。
- ・在宅で介護している方の負担感は「とても大変」、「少し大変」の意見が多い。
- ・「緊急時の対応が不安である」との意見が多い。

○医療的ケア等を必要とする障害児者が受けられるサービスの現状について

- ・「医療的ケアが必要であること等を理由に受けられるサービスや施設に限られる」という意見が多い。
- ・事業所等においてサービスを提供できない理由は「障害が重い、状態が不安定なため」、「医療的ケア等に対応していないため」、「サービス自体がないため」、「緊急時の対応が不安なため」、「定員に空きがないため」等が多い。
- ・施設入所、短期入所等のほか、放課後等デイサービス等の障害児を対象とする日中活動サービス等について、医療的ケア等に対応した事業所の拡充を望む意見が多い。

障害福祉課

- 医療型短期入所モデル事業(平成29年10月より2か所目設置)
- 医療型短期入所事業所連携連絡会議(平成29年度4回開催予定)
- 医療的ケア庁内ネットワーク会議(平成29年度1回開催)

特別支援教育室

- 喀痰吸引3号研修(教員向け)の開催(平成29年度1回開催)
- 医療的ケア運営会議の実施(平成29年度2回開催)

3. 医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

来年度の目標

- ・県モデル事業による医療型短期入所事業の拡充
- ・喀痰吸引3号研修の地方開催
- ・医療型短期入所事業所情報拠点の新設
- ・医療型短期入所事業所相互研修体制の構築

時期	実施内容	担当課
平成30年4月	県モデル事業による医療型短期入所事業	障害福祉課
平成30年10月	医療的ケア庁内ネットワーク会議	障害福祉課

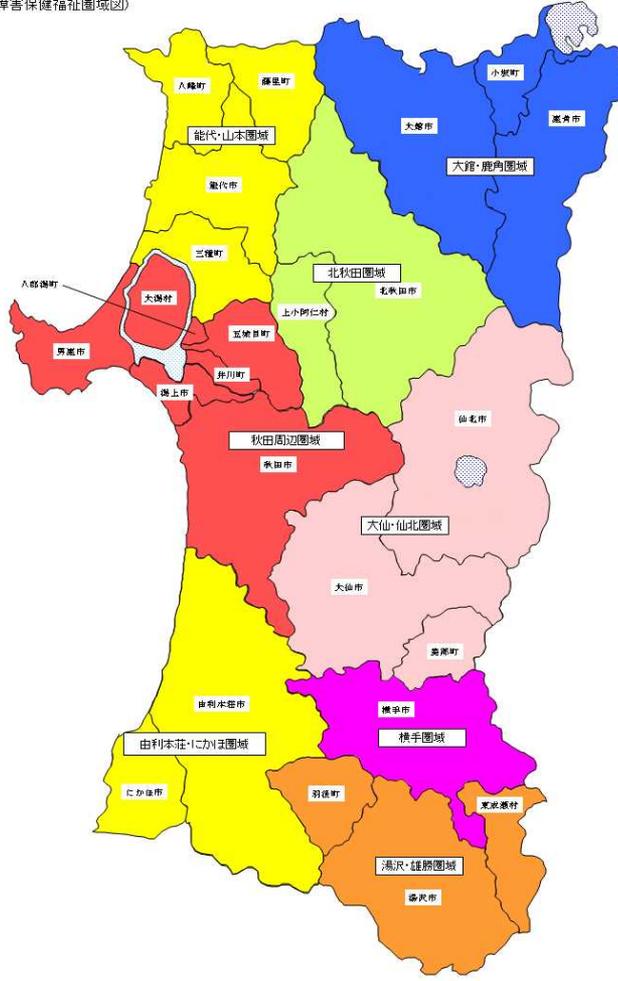
秋 田 県

基礎情報

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

①	圏域数（H29.9.1現在）	8
②	人口（H29.9.1現在）	996,307
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※県設置のもの（名称等は次頁に記載）	2
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数 （H29.9.1現在）	0
⑤	医療型短期入所事業所数（H29.9.1現在）	2
⑥	40歳未満の障害児者に対して訪問診療を行う医療 機関数（うち小児患者に対応できる医療機関数） （H26.10.1現在）	222 （不明）
⑦	40歳未満の障害児者に対して入院治療を受け入れ る病院数（うち小児患者に対応できる病院数） （H29.8.1現在）	8 （不明）
⑧	訪問看護事業所数（H29.8.1現在） （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	71 （22）
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） （H29.9.1現在）（うち医療的ケア児に対応できる 保育所数）	41.2%（68） （2）
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的 ケア児数（特：H29.5.1）（小・中：H28.5.1）	特：67 小・中：7
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師 配置数（特：H29.5.1）（小・中：H28.5.1）	特：12 小・中：3
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼 吸器を使用している通学生数（特：H29.5.1） （小・中：H28.5.1）	特：2 小・中：0

（障害保健福祉圏域図）



2. 医療的ケア児支援のための取組概要

秋田県

秋田県小児慢性特定疾病児童等自立支援事業(児童福祉法第19条の22)

- ・実施要綱を整備し、県内医療機関、保健所に周知
- ・県内8保健所に相談支援窓口を設置。保健所担当者を自立支援員とし医療機関からの連絡票に基づいて相談員が家庭訪問して、小慢児童等とその家族支援を行う。
- ・実施主体:各保健所(地域振興局福祉環境部)

<今年度の取組内容>

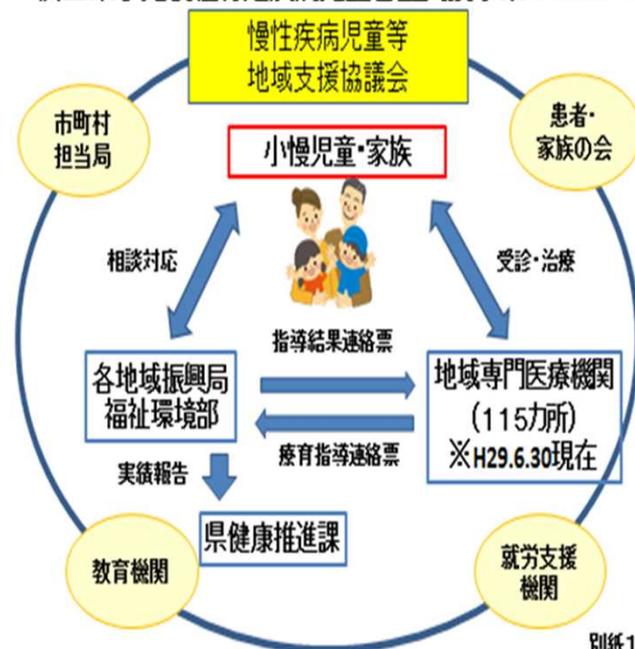
H29年度小児慢性特定疾病児童等自立支援員研修会

開催日時:平成29年7月26日

対象:県内自立支援員(各保健所担当者)15名
内容:自立支援事業の取組について青森市保健所の担当者と、県内医療機関の相談専門員より情報提供をいただき、今後の取組について意見交換を行った。

* 協議会については未定。

秋田県小児慢性特定疾病児童等自立支援事業(相談支援イメージ)



特別支援学校における医療的ケアの実施概要(教育庁特別支援教育課)

- ①医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が通学する特別支援学校への看護師配置
- ②各学校において「医療的ケア校内委員会」を設置し、具体的な医療的ケアの内容について確認・実施
- ③「医療的ケア学校間連絡協議会」において各校の実施内容を確認(年1回)
- ④「主治医巡回指導」の実施(年1回)
- ⑤「看護師研修会」の実施(年1回)
- ⑥関係機関(医療・福祉・教育・保護者等)による「医療的ケア推進協議会」の実施(年1回)

3. 医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

特別支援学校における看護師配置による医療的ケアの目的

特別支援学校において、日常的に吸引、経管栄養、導尿等の医療的ケアを必要とする幼児児童生徒に対し、看護師を配置することにより、幼児児童生徒に安全な学習環境を整備し、併せて、保護者の負担を軽減し、もって幼児児童生徒の教育の充実を図ることを目的とする。

時期	実施内容	担当課
5月	・医療的ケア学校間連絡協議会	特別支援教育課
6月～	・主治医巡回指導	各学校→特支課
8月	・看護師研修会	特別支援教育課
12月	・医療的ケア推進協議会	特別支援教育課

山形県

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報



①	圏域数（医療的ケア児支援体制整備するにあたって用いている圏域）	4圏域
②	人口 ※平成28年山形県の人口と世帯数（山形県社会的移動人口調査結果報告書）より	1,113,029人 【H28.10.1】
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの（名称、事業名）	・医療的ケア実施校運営会議【H29】 ・小児慢性特定疾病児童等地域支援協議会【H28】
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	未実施
⑤	医療型短期入所事業所数	4か所【H29.9.30】
⑥	40歳未満の障害児者に対して訪問診療を行う医療機関数（うち小児患者に対応できる医療機関数）	265か所(7か所) 【H28.9.20】
⑦	40歳未満の障害児者に対して入院治療を受け入れる病院数（うち小児患者に対応できる病院数）	不明
⑧	訪問看護事業所数（うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	63か所(17か所) 【H28.3】
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数）（うち医療的ケア児に対応できる保育所数）	106か所(不明) 【H28.4.1】
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数	44人 【H28.5.1】
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数	18人 【H28.5.8】
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数	2人 【H28.5.1】

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

山形県

○県看護協会における医療的ケア児に係る研修会実施への支援

【対象】 病院看護師、訪問看護師、市町村保健師

○「医療的ケアマニュアル」等の更新

【概要】 医療的ケアが必要な子どものための保護者等向けマニュアルの更新

【実施主体】 山形大学、山形県

○日中一時支援を行う医療機関への支援

【概要】 在宅等に移行したNICU等長期入院児等を保護者の要請に応じて、一時的に受け入れる医療機関に対し掛かる経費の一部を補助する

【実施医療機関】 米沢市立病院、荘内病院、日本海総合病院

○医療的ケア児の在籍する県立特別支援学校への看護師の配置

○医療的ケアを実施している県立特別支援学校において、年2回の実施校運営会議を開催
(情報交換、実施上の課題の整理等を行う)

○医療的ケア担当教員研修会(実技研修)を年1回開催

【対象】 特別支援学校の教員等、医療的ケア実施校に配置されている看護師

3. 医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

来年度の目標

- ・医療的ケア児支援に係る協議の場の設置
- ・医療的ケア実施校運営会議（＊継続実施）
- ・医療的ケア担当教員等研修会（＊継続実施）

時期	実施内容	担当課
未定	医療的ケア児支援に係る協議	○県庁関係各課（予定） ・子育て支援課 ・子ども家庭課 ・地域医療対策課 ・障がい福祉課 ・義務教育課 ○その他関係機関等
6～7月、2月	医療的ケア実施校運営会議	義務教育課
8月	医療的ケア担当教員等研修会	義務教育課

福島県

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報



①	圏域数（障害保健福祉圏域）	7
②	人口 (H29.9.1現在)	1,882,481
③	医療的ケア児支援のための協議の場	未設置
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	0
⑤	医療型短期入所事業所数 (H29.4.1現在)	7
⑥	訪問診療を行う医療機関数 (H26.10.1現在) (うち40歳未満の障害児者に対応できる医療機関数⇒不明) (うち小児患者に対応できる医療機関数⇒不明)	病院 57/128 診療所 308/1,366
⑦	40歳未満の障害児者に対して入院治療を受け入れる病院数 (うち小児患者に対応できる病院数)	不明
⑧	訪問看護事業所数 (H27.10.1現在) (うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数⇒不明)	120
⑨	看護師を配置している保育所の数 (H29.4.1現在) (うち医療的ケア児に対応できる保育所数⇒調査中)	看護師 50/286 准看護師 34/286
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数 (H28.5.1 現在)	150 【特別支援】138 【小・中学校】12
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数 (H28.5.1 現在)	26 【特別支援】26
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数 (H28.5.1 現在)	6 【特別支援】6

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

福島県

<県全体>

・「医療的ケア児の支援に係る協議の場」の設置に係る庁内担当者会議の開催(H29年7月及び8月)

参集範囲:私学・法人課(幼稚園)、地域医療課(医療)、障がい福祉課(障がい福祉)、子育て支援課(母子保健、保育所)、特別支援教育課(教育)、中央児童相談所(児童)、児童家庭課(障がい児)

<教育庁特別支援教育課>

◆ 特別支援学校における医療的ケア実施事業 (H15~)

【概要】

特別支援学校で学ぶ幼児児童生徒の障がいの重度・重複化に伴い、吸引等の医療的ケア(日常的応急手当)を必要とする幼児児童生徒が常在しているため、これらの幼児児童生徒が健康で安全な学校生活を送ることができるように、また保護者の負担を軽減するために医療的ケアを実施する。

【実施内容】(H29年度)

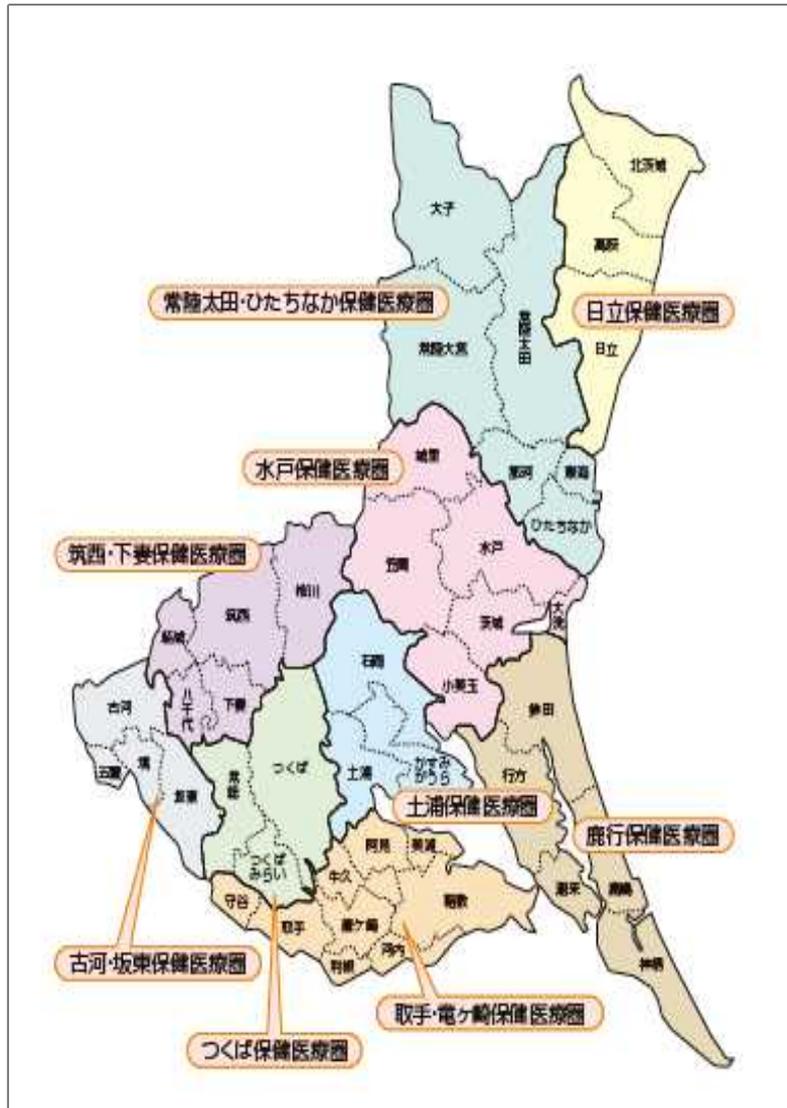
- ① 特別支援学校への看護師の配置(13校27名)
- ② 医療的ケアを実施するための物品購入
- ③ 医療的ケア実施運営協議会の実施【教育委員会】
 - 年1回実施
 - 医療・福祉・教育関係者等に委員を委嘱
 - 医療的ケアの実施に関する管理及び課題等についての総括的な検討
- ④ 研修会の実施
 - 医療的ケア実施教員研修会
 - 看護師研修会 等
- ⑤ 医師と連携した校内支援体制の充実【実施校】
 - 指導医の委嘱
 - ・ 実施状況に対する指導助言
 - ・ 主治医との連絡・調整の実施
 - 医療的ケアサポート会議の実施
 - 実施校が、医療関係者、保健・福祉関係者、保護者等を委員に委嘱
 - ・ 実施校における医療的ケアの在り方、保健管理体制の整備・充実、保健・医療・福祉関係機関との連携による支援体制の確立等について協議

※ 「福島県介護職員等喀痰吸引等研修(3号研修:特定の者対象の研修)」登録特定行為事業者:3校

茨城県

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報



①	圏域数（医療的ケア児支援体制整備するにあたって用いている圏域。例：二次医療圏、障害保健福祉圏域等）	9圏域
②	人口（H29.9.1現在）	2,896,774人
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの（名称、事業名）	平成29年度 設置予定
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	未実施
⑤	医療型短期入所事業所数（H29.11.1現在）	9
⑥	40歳未満の障害児者に対して訪問診療を行う医療機関数（うち小児患者に対応できる医療機関数）	不明（訪問 診療671）
⑦	40歳未満の障害児者に対して入院治療を受け入れる病院数（うち小児患者に対応できる病院数）	不明
⑧	訪問看護事業所数（H27.7.31現在） （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	113(65)
⑨	看護師を配置している保育所の割合（H28.4.1現在） （うち医療的ケア児に対応できる保育所数）	45.8%
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数（H28.5.1現在）	201人
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数（H28.5.1現在）	33人
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数（H28.5.1現在）	8人

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

茨城県

医療的ケア児の支援に関する研修の実施

平成27, 28年度に医療従事者, 障害福祉サービス事業所, 市町村職員等向けに, 重症心身障害児に対するケア(医療的ケア等)の方法を内容とする研修を実施。【実施主体: 国立病院機構茨城東病院(茨城県からの委託事業)】

平成29年度以降は, 医療従事者, 医療的ケア児の支援を行う事業所(短期入所, 障害児通所支援事業所)等を対象に, 医療的ケア児を支援できる事業所の増加を目的とした研修を実施予定。

医療的ケア支援事業

(1) 目的

医療的ケアを必要とする児童生徒が通学する県立特別支援学校に, 看護職員資格を有する非常勤嘱託看護職員(以下「看護職員」という。)を配置し, 医療的ケアを実施するとともに, 医療的ケアの実施に必要な研修等を経た教員が看護職員の援助の下に, 医療的ケアを行い, 児童生徒の健康の維持, 増進と安全な学習環境の整備を図ることを目的とする。

(2) 事業内容

県立特別支援学校における看護職員の配置, 巡回指導医の委嘱・派遣, 教員及び看護職員に対する研修の実施, 医療的ケア等運営協議会の開催等

【実施主体: 特別支援教育課】

3. 医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

来年度の目標

医療的ケア児支援のための協議の場において、医療的ケア児の現状把握や課題の整理、連協強化を図り、分野ごとの対応策を検討

時期	実施内容	担当課
4月	看護職員の配置	特別支援教育課
	巡回指導医の委嘱・派遣	特別支援教育課
	第1回教員によるたんの吸引等に関する研修会	特別支援教育課
7月	第2回教員によるたんの吸引等に関する研修会	特別支援教育課
	第1回看護職員研修会	特別支援教育課
8月	医療従事者、障害福祉サービス事業所向け研修会の実施	障害福祉課
12月	第2回看護職員研修会・担当教員専門研修会	特別支援教育課
2月	医療的ケア等運営協議会の開催	特別支援教育課

※随時：障害福祉サービス事業所に対して、医療型短期入所や医療的ケア児を受け入れられる障害児通所の開設を啓発

※特別支援教育課の実施内容については、県立特別支援学校に係る事業である。

栃木県

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報



①	圏域数 (障害保健福祉圏域)	6圏域
②	人口 (H28.10.1現在)	1,968,425人
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの	栃木県自立支援協議会 医療的ケア児支援検討部会
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	未実施
⑤	医療型短期入所事業所数 (H29.4.1現在)	5カ所
⑥	40歳未満の障害児者に対して訪問診療を行う医療機関数 (うち小児患者に対応できる医療機関数)	不明
⑦	40歳未満の障害児者に対して入院治療を受け入れる病院数 (うち小児患者に対応できる病院数)	不明
⑧	訪問看護事業所数 (H29.4.1現在) (うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数)	84カ所 (不明)
⑨	看護師を配置している保育所の割合 (数) (H28.4.1現在) (うち医療的ケア児に対応できる保育所数)	26.4% (87/330カ所) (6カ所)
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数 (H28.5.1現在)	特別支援学校: 125人 小・中学校: 10人
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数 (H28.5.1現在)	特別支援学校: 28人 小・中学校: 4人
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数 (H28.5.1現在)	特別支援学校: 3人 小・中学校: 1人

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

担当	H25	H26	H27	H28	H29
医療政策課	ポストNICU受入体制整備支援事業(H24～) ・NICUを有する県内の臨床研修病院及び重症心身障害児施設の機能強化並びに家族の負担軽減等 周産期医療連携会議(H20～)	重症心身障害児(者)在宅医療支援事業	NICU入院児支援事業(コーディネーター配置) * 実証・研究事業(医療的ケア児に関する実態調査)	(H28～障害福祉課所管)	小児在宅医療検討会(新) 小児在宅医療体制構築事業(新)
健康増進課	在宅難病患者・家族支援事業(H20～)		慢性疾病児童等地域支援協議会	小児慢性特定疾病児童等家族支援事業(レスパイト事業・介護人派遣事業・訪問看護事業・自立訓練事業等)	
障害福祉課				重症心身障害児(者)在宅医療支援事業(重症心身障害施設からの地域移行のための支援体制検討・人材育成等への補助) 医療的ケア児支援検討部会	在宅医療的ケア児実態調査
こども政策課	総合養育支援事業(H9～) ・市町の未熟児養育事業の円滑な実施のための支援 ・未熟児に対する保健・医療・福祉等の関係施設との連携強化 ・未熟児に対する効果的な支援体制の整備 等 特別支援教育に対する補助事業(幼稚園運営費補助金)(H9～) ・特別支援を要する園児が就園する私立幼稚園及び認定こども園に対し、特別支援教育に必要な経費の一部を助成				
特別支援教育室	医療的ケア実施事業(H13～) ・医療的ケアが必要な幼児児童生徒に対して、学校看護師による医療的ケアを実施し、安全な学習環境の整備を図る。				

H29小児在宅医療等関連事業

NICU入院児支援事業

- (医療政策課)
 ・退院支援、家族支援等を行う
 コーディネータの配置



- ・総合周産期母子医療センター
 新生児集中治療室
- ・子ども医療センター

重症心身障害児(者)在宅医療 支援事業(障害福祉課)

- ・重心障害児(者)の在宅医療における
 人材育成及び連携体制の検討等
- ・栃木県自立支援協議会医療的ケア
 児支援検討部会



総合養育支援事業

- (こども政策課)
 ・市町の未熟児養育事業支援
 (養育支援連絡票の活用・連絡
 会議・養育支援従事者専門研
 修等

入院

転院

退院(入所)

在宅療養支援診療所
 かかりつけ医等



訪問診療

退院

退院



- ・地域周産期医療機関
 新生児集中治療室
- ・小児科病棟
 (地域中核病院)

医療型障害児
 入所施設等

小児在宅医療体制構築事業

- (医療政策課)(新)
 医師向け研修・多職種研修・情
 報サイト・親同士の情報交換等

訪問看護
 ステーション



訪問看護

自宅

入院



特別支援学校

医療的ケア実施事業

- (特別支援教育室)
 ・運営協議会等
 ・学校看護師配置

小児訪問看護研修

- (医療政策課)新
 ・訪問看護師等が小児在宅
 療養の基礎知識の習得

訪問

レスパイト
 入院



保育所等
 児童発達支援
 放課後等デイサービス

保健所



小児慢性特定疾病等自立支援事業(健康増進課)

- ・自立した生き方の支援、家族等の負担軽減
- ・対象は人工呼吸器装着又は気管切開した
 小児慢性特定疾患受給者等

介助人派遣事業

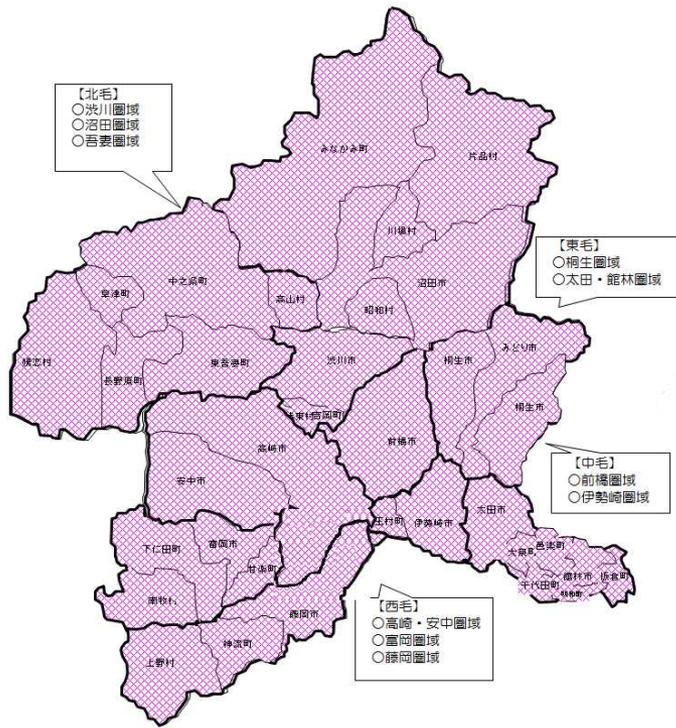
一時入院支援事業



群馬県

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報



①	圏域数（医療的ケア児支援体制整備するにあたって用いている圏域。例：二次医療圏、障害保健福祉圏域等）	10圏域（障害保健福祉圏域数・医療圏、平成28年11月現在）
②	人口（住民基本台帳より）	1,992,589人（平成29年8月現在）
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの（名称、事業名）	名称：群馬県小児等在宅医療連絡協議会 設置年度：平成25年度
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	—
⑤	医療型短期入所事業所数	6箇所 （平成29年4月現在）
⑥	40歳未満の障害児者に対して訪問診療を行う医療機関数（うち小児患者に対応できる医療機関数）	263箇所（102箇所） 平成28年10月現在
⑦	40歳未満の障害児者に対して入院治療を受け入れる病院数（うち小児患者に対応できる病院数）	5箇所(5箇所) （平成29年4月現在）
⑧	訪問看護事業所数 （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	160箇所（88箇所） 平成28年10月現在
⑨	医療的ケア児の受入を行った保育所等数及び医療的ケア児数	6施設6人 （平成28年度実績）
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数	161名（平成28年5月1日現在）
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数	31名（平成28年5月1日現在）
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数	23名（平成28年5月1日現在）

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

群馬県

【小児等在宅医療連絡協議会の設置・運営】

- ・国モデル事業（H25～26）の受託を契機に、医療・福祉・教育・行政の関係者を構成員とした「群馬県小児等在宅医療連絡協議会」を設置し、退院支援や情報提供・相談支援、在宅医療連携体制の整備などを実施。

推進体制

群馬県小児等在宅医療連絡協議会（全体会）

【構成員】

医療・福祉・教育・行政等の関係者等（委員33名）

【協議内容】

小児等の在宅医療に係る事項についての協議等

- ・課題及び対応
- ・在宅医療や福祉資源、連携促進
- ・患者家族の個別支援 ・学校関係者等への理解促進など
- ・その他、小児等の在宅医療の推進に必要な事項

報告

意見

ワーキンググループ（運営会議）

【構成員】

医療・福祉・教育・行政等の関係者等（14名）

【協議内容】

- ・課題の整理と検討
- ・検討結果や意見を集約、協議会（全体会）へ
- ・各種の事業（個別の取組）についての企画・運営
- ・関係機関等との情報共有や連絡調整 など

【教育・保育分野（教育委員会・子育て支援）】

- ・特別支援学校医療的ケア支援事業・事業運営協議会の運営
- ・医療的ケア教員等研修会、・認定特定行為業務従事者養成研修・保育所等において医療的ケア児の受入及び対応可能な看護師等の配置等を促進する。

主な取組

平成29年度（予定を含む）

○患者・家族等への情報提供・相談支援

- ・子どもの訪問看護についての相談を受ける「コールセンター」の運営（群馬県看護協会）
- ・県ホームページ「マッピングぐんま」により、小児在宅に対応可能な医療機関を紹介

○在宅医療提供体制・連携体制の整備

- ・小児在宅医療に関する研修を実施
 - ・医師向け研修（県立小児医療センター）
 - ・訪問看護師向け研修（県看護協会）
- ・多職種の顔の見える関係づくり
 - ・多職種向け講演会の開催
- ・多職種人材育成事業費補助（県小児科医会などが主催する研修費用を補助）

○その他の取組

- ・その他、各課室において施策や事業に反映

【家族のレスパイト支援関連事業】

- ・医療型短期入所施設の整備促進
 - 重症心身障害児（者）短期入所施設設備整備等補助
- ・要医療重心児（者）訪問看護支援事業

3. 医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

来年度の目標(予定)

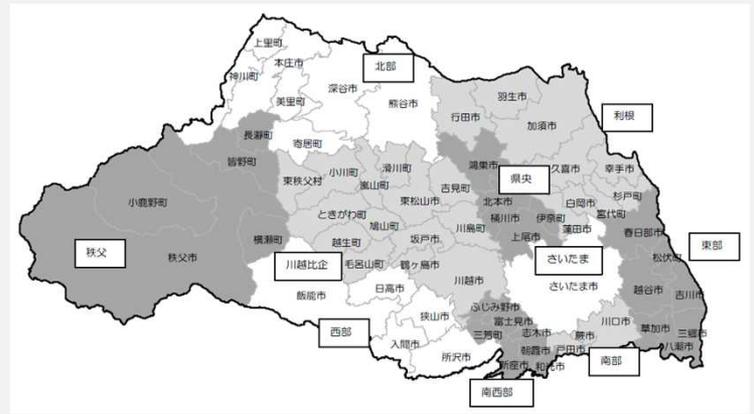
- 研修事業等のこれまでの取組を継続的に実施し、人材の育成等を図る。また、庁内各課や関係機関が実施する研修会等について情報共有を図り、多職種参加を促す。
- 小児等在宅医療連絡協議会等において、引き続き、現状の把握や課題に対する検討を行うとともに、関係機関や市町村との連携の強化に取り組む。
- 医療的ケア児等コーディネーターを養成し、在宅の医療的ケア児に対し支援の強化を図る。
- 庁内の関係課室等における、より一層の連携強化を図る体制について検討。

時期	実施内容	担当課
通年	小児等在宅医療連絡協議会・ワーキンググループの運営	医務課
通年	医師や訪問看護師等の研修、多職種向け講演会、マッピングぐんまによる情報提供等	医務課
通年	医療的ケア児等コーディネーター養成	障害政策課
通年	群馬県立特別支援学校医療的ケア支援事業運営協議会	特別支援教育課
4月、7月、8月	群馬県医療的ケア研修会、認定特定行為業務従事者養成研修	特別支援教育課

埼玉県

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報



①	圏域数（医療的ケア児支援体制整備するにあたって用いている圏域。例：二次医療圏、障害保健福祉圏域等）	10圏域
②	人口	7,305,660人 (H29.8)
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの（名称、事業名）	埼玉県小児在宅医療WG (H27～)
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	0人
⑤	医療型短期入所事業所数	22か所 (H29. 10)
⑥	40歳未満の障害児者に対して訪問診療を行う医療機関数（うち小児患者に対応できる医療機関数）	72か所 (H26)
⑦	40歳未満の障害児者に対して入院治療を受け入れる病院数（うち小児患者に対応できる病院数）	41か所 (H26)
⑧	訪問看護事業所数 （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	91か所 (H26)
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） （うち医療的ケア児に対応できる保育所数）	28. 4% (H28. 4)
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数	特支177人 小中 23人 (H28)
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数	特支 37人 小中 14人 (H28)
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数	特支 7人 (H28)

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

埼玉県

埼玉県小児在宅医療ワーキンググループの発足（平成27年度～）

- 県庁内関係各課と埼玉医科大学で構成
- 平成28年度は3回開催、平成29年度は4回開催予定
- 情報共有・意見交換

保健医療部

医療整備課

地域医療対策

健康長寿課

小児慢性
特定疾病

福祉部

障害者支援課

障害福祉
サービス事業所

障害者福祉
推進課

障害者手帳

教育局

特別支援
教育課

特別支援学校

病院局

経営管理課

県立小児医療
センター

埼玉医科大学

総合医療
センター

総合周産期母子
医療センター

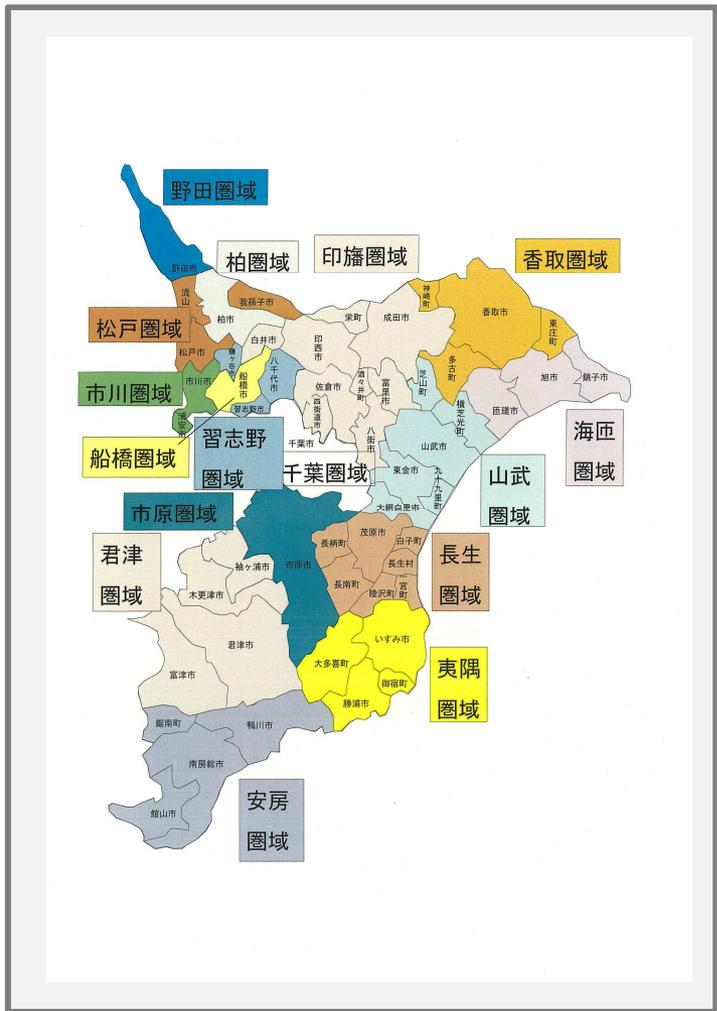
カルガモの家

医療型障害児
入所施設

千葉県・千葉県教育委員会

1. 県・県教委の基礎情報

基礎情報



①	障害保健福祉圏域数（千葉市圏域含む）	16圏域
②	人口（千葉市圏域含む） H29.8.1毎月常住人口調査月報	6,255,072人
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※県設置のもの（H22年度設置）	千葉県障害児等支援在宅医療・訪問看護研究会
④	医療的ケア児等コーディネーター育成研修修了者数	0人
⑤	医療型短期入所事業所数 H29.4	8
⑥	40歳未満の障害児者に対して訪問診療を行う医療機関数 H26.9 （うち小児患者に対応できる医療機関数） H26.12	491 (39)
⑦	40歳未満の障害児者に対して入院治療を受け入れる病院数（うち小児患者に対応できる病院数） H29.9	287 (107)
⑧	訪問看護事業所数 H29.8.1 （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数） H29.9	353 (130)
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） H29.4 （うち医療的ケア児に対応できる保育所数） ※保育所…保育所、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園	44% (453) (56)
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数（千葉市除く） H28.5.1	特支 197人 小・中 31人
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数（千葉市除く） H28.5.1	特支 64人 小・中 18人
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数（千葉市除く） H28.5.1	特支 26人 小・中 1人

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

千葉県

平成23～25年度

障害児等支援訪問看護センター事業（県単独事業）

- 平成22年11月に「障害児等支援訪問看護センター研究会」を設置。
- 医療的ケア児とその家族からの相談対応、訪問看護ステーションが行う訪問看護への助言や技術的支援により、障害児の在宅生活を支援する事業。

平成25～26年度

小児等在宅医療連携拠点事業（国モデル事業）

- 在宅生活の円滑なスタートに向けた支援・取組み（千葉県つながろうマップ(Web上の資源情報)の作成、サービス活用Q&Aパンフレットの作成・配付(5000部)等)
- 主要な専門職種の実践力向上への支援・取組み（訪問看護師育成研修(208名)、相談支援ガイドラインの作成、相談支援専門員研修(126名)、喀痰吸引研修(118名)等)
- 地域ごとの他職種協働支援(チームケア)の実践に向けた支援・取組み（シンポジウムの開催(110名)、ワールドカフェの開催(40名)、他職種による協働支援の事例検討会の開催(約100名)、特別支援学校との意見交換(約100名)等)
- 医療機関と地域を結ぶための取組み(医師による実践報告会の開催(13名)、医療機関における一時受入れの支援(3名の小児受入))

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

千葉県

平成27年度～

小児等在宅医療連携拠点事業（県単独、基金事業）

■人材育成研修

- ・訪問看護師育成研修(89名) * 25～28年度で延べ380名以上受講
- ・喀痰吸引研修(54名) * 25～28年度で延べ180名以上受講
- ・相談支援専門員研修(53名) * 25～28年度で延べ240名以上受講
- ・NICU看護師育成研修 平成29年度新規の基金事業

■チームケアコンサルテーション(H28)

医療的ケア児等がNICU等から在宅移行に向けた退院支援及び退院後の訪問看護に対応した研修プログラムを開発。本研修プログラムによりH29NICU看護師研修を実施。

■医療的ケアのある子どもに対する相談支援手引書の作成(H28)

平成25年度に委託事業者等において作成した「医療的ケアのある子どもに対する相談支援ガイドライン」の改訂版の作成。

■千葉県障害児等支援在宅医療・訪問看護研究会

医療、保健、福祉、教育等の分野における有識者等で構成され、小児等在宅医療連携拠点事業に対する意見や評価を行う。年2回程度開催。

医療的ケア児保育支援モデル事業【保育対策総合支援事業費補助金】

○保育所等において医療的ケア児の受入を促進するため、市町村が看護師等を雇用し、保育所等に派遣する経費を助成する。

○補助率 国(間接)1/2、県1/4、市町村(指定都市・中核市を除く)1/4

○補助基準額 7,000千円/実施主体(年額)

○実施主体(予定) 市川市、松戸市、習志野市、浦安市

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

○医療的ケア運営会議の開催【年2回】

〈運営委員〉

医師(千葉県医師会)、看護師(千葉県看護協会、特別支援学校特別非常勤講師)特別支援学校保護者、特別支援学校長、特別支援学校教諭(医療的ケアコーディネーター)、行政関係者(教育庁教育振興部教職員課、同学校安全保健課、同特別支援教育課、県総合教育センター、健康福祉部健康福祉指導課、同医療整備課、病院局経営管理課)

○「千葉県特別支援学校における医療的ケアガイドライン」に示された内容により実施(必要に応じてガイドラインの見直し及び修正)

○対象児童生徒等の医療的ケアに関する指導・助言を行う医師として指導医の依頼

○校内検討委員会の設置

○特別支援学校に医療的ケアコーディネーターを配置

○特別非常勤講師として看護師資格を有する者を特別支援学校に配置

○看護師研修会の開催【年2回】(講義・実地)

〈受講者〉特別支援学校で特別非常勤講師として勤務する看護師

○特別支援学校医療的ケア実施校連絡協議会の開催【年3回】

〈参加者〉特別支援学校教諭、養護教諭、看護師 等

○医療的ケア基本研修【年2回】と実地研修

〈受講者〉医療的ケア担当教員

3. 医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

千葉県
千葉県教育委員会

来年度の目標

- ・医療的ケアを必要とする小児等の在宅医療に必要な看護師やコーディネーター等の人材育成及び訪問看護等の事業所拡大
- ・県立特別支援学校における医療的ケア実施に向けた手続き等について、確実な実施の周知
- ・県立特別支援学校における安全で確実な医療的ケア実施に向けた更なる体制整備と各研修会や協議会の充実

時期	実施内容	担当課
6月～2月	医療的ケア児の在宅療養支援を行う看護師等育成	障害福祉事業課
未定	医療的ケア児等コーディネーターの養成	障害福祉事業課
通年	千葉県障害児等支援在宅医療・訪問看護研究会	障害福祉事業課
5月・2月	医療的ケア運営委員会	特別支援教育課
5月・10月・1月	特別支援学校医療的ケア実施校連絡協議会	特別支援教育課
4月・7月・8月	特別非常勤講師(看護師)研修会	特別支援教育課
6月・8月	特別支援学校医療的ケア基本研修 (喀痰吸引等3号研修)	特別支援教育課

東京都

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報



①	圏域数（医療的ケア児支援体制整備するにあたって用いている圏域。 例：二次医療圏、障害保健福祉圏域等）	設定なし
②	人口（平成29年1月1日現在）	13,646,764
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの（名称、事業名）	東京都医療的 ケア児支援関 係機関連絡会
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	—
⑤	医療型短期入所事業所数（重症心身障害児（者）対応 平成29年9月1日現在）	14
⑥	40歳未満の障害児者に対して訪問診療を行う医療機関数（うち小児患者に対応できる医療機関数） （※ H29 在宅時医学総合管理料（小児科療養指導料）算定診療所数）	138
⑦	40歳未満の障害児者に対して入院治療を受け入れる病院数（うち小児患者に対応できる病院数） （※ H27 小児科を標榜している病院数）	188
⑧	訪問看護事業所数 （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数） （※ H29.5.1現在 小児慢性疾患指定事業所もしくは育成医療指定事業所数）	1,033 (600)
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） （うち医療的ケア児に対応できる保育所数） （うち平成28年度医療的ケア児受入れ保育所数）（平成28年4月1日現在）	81.0% (1,898 施設 推計) (—) (21施設)
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数(平成28年5月1日現在)	特支 695人 小中 31人
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数(平成28年5月1日現在)	特支 211人 小中 9人
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数(平成28年5月1日現在)	特支 26人 小中 5人

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

東京都

<障害福祉分野>

○ 医療的ケア児支援関係機関連絡会の開催(年3回程度)

【取組年度】平成29年度～

【実施主体】東京都

【目的・内容】医療的ケア児が、心身の状況に応じた適切な支援を受け地域において安心して生活を営むことができるよう、医療的ケア児の支援に関する保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の連絡調整、情報交換を図る。

・保健、医療、障害福祉、保育、教育その他の関連分野の有識者及び関係機関職員で構成

○ 障害児通所支援医療的ケア対応促進モデル事業の実施

【取組年度】平成29年度・30年度 モデル事業として実施

【実施主体】東京都

【目的・内容】日常生活において経管栄養やたんの吸引等の医療的ケアが必要な障害児(医療的ケア児)のうち、重症心身障害に該当しない障害児を受け入れる障害児通所支援の確保の促進を図る。

・障害児通所支援において、医療的ケア児を受け入れるために必要な看護師配置をモデル実施

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

東京都

<障害福祉分野>

○ 重症心身障害児等在宅療育支援事業

【取組年度】重症心身障害児を対象として平成22年度から実施。平成29年度から医療的ケア児も対象化。

【実施主体】東京都

【目的・内容】NICU等の高度な医療施設に入院している重症心身障害児及び医療的ケア児が在宅生活に円滑に移行できるよう訪問看護等の早期療育支援を行うとともに、安定した在宅生活を継続できるよう地域の訪問看護人材の育成及び関係機関の連携を図り、重症心身障害児及び医療的ケア児の在宅療育体制の整備の推進を図る。

○ 重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業

【取組年度】重症心身障害児(者)を対象に25年度から実施。平成29年度から医療的ケア児も対象化。

【実施主体】区市町村(障害者施策推進区市町村包括補助事業で実施)

【目的・内容】在宅の重症心身障害児(者)に対し、訪問看護師が自宅に出向いて一定時間ケアを代替し、家族の休養を図ることにより、重症心身障害児(者)の健康の保持とその家族の福祉の向上を図る。

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

東京都

<教育分野>

○ 医療的ケア運営協議会の開催(年3回程度)

【取組年度】平成17年度～

【実施主体】東京都

【目的・内容】学識経験者、保護者、医療関係者、学校関係者等で構成

・医療技術の進歩等に伴う変化を見据え、都立特別支援学校における医療的ケアに関する様々な課題について継続的に検討

○ 社会福祉士及び介護福祉士法に基づく「第三号研修」の実施(年4回程度)

【取組年度】平成24年度～

【実施主体】東京都

【目的・内容】肢体不自由特別支援学校において、教員等が医療的ケア(特定行為)の実施者となるための研修を実施

・平成28年度の認定特定行為業務従事者数は教員469人、教員以外99人

(※教員以外の従事者は学校介護職員)

○ 全ての都立特別支援学校における医療的ケアの提供体制の構築

【取組年度】平成29年度～

【実施主体】東京都

【目的・内容】肢体不自由以外の都立特別支援学校においても、医療的ケアを必要とする幼児・児童・生徒が在籍する状況があることから、非常勤看護師を必要に応じて配置し、医療的ケアを実施

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

東京都

○ 小児在宅移行研修事業

【取組年度】 平成24年度～

【実施主体】 東京都

【目的・内容】 東京都周産期母子医療センター、周産期連携病院におけるNICU等入院児の在宅療養への円滑な移行を促進するとともに、在宅移行後の地域における児の安心・安全な療養生活の実現を図るため、周産期センター等、その他の病院、診療所、保健所及び区市町村における保健医療従事者に対し、研修会を実施することにより、NICU等入院児の円滑な在宅移行を担う人材と、移行後に必要な医療、保健サービスを担う人材の確保・育成を図る。

①保健師対象研修 ②診療所医師対象研修 ③指定二次救急医療機関職員対象研修 ④多職種合同研修

○ NICU入院児支援コーディネーター連絡会

【取組年度】 平成27年度～（平成26年度まではNICU等入院児在宅移行研修事業で実施）

【実施主体】 東京都

【目的・内容】 NICU入院児支援コーディネーターや、その業務を担っている看護師・助産師・MSW等を対象として、各施設の取組の情報共有や退院支援に関わる資質向上を図る。

・講義、グループワーク等

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

東京都

○ 在宅移行支援病床運営事業

【取組年度】 平成22年度～

【実施主体】 東京都

【目的・内容】 NICU・GCUと在宅療養の間に中間病床として在宅移行支援病床を設置し、在宅療養等へ向けた準備(訓練等)を行い、運営することにより、NICU等長期入院児の在宅療養等への円滑な移行の促進を図る。

○ 在宅療養児一時受入支援事業

【取組年度】 平成24年度～

【実施主体】 東京都

【目的・内容】 NICU等長期入院児の在宅療養中の定期的医学管理及び保護者の労力の一時支援を行う。

○ NICU等入院児在宅移行支援事業

【取組年度】 平成29年度～

【実施主体】 東京都

【目的・内容】 NICU等に入院している小児の外泊訓練等を支援する周産期母子医療センター等及び訪問看護事業所に対し経費を補助することにより、NICU等入院児の在宅療養への円滑な移行及び退院後の安定した生活の継続に資する。

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

東京都

○ 小児等在宅医療推進部会

【取組年度】平成29年度～（平成28年度までは小児等在宅医療検討部会）

【実施主体】東京都

【目的・内容】関係部署（障害、難病、小児慢性、母子保健、小児医療、教育等）、関係機関、区市町村、有識者等による会議を設置し、小児等在宅医療の推進を図る。

○ 小児等在宅医療推進事業

【取組年度】平成29年度～

【実施主体】東京都

【目的・内容】区市町村が、地域の実情に応じて小児等在宅医療の提供体制を整備するため、関係各部署、関係職種及び関係機関と連携して実施する取組を支援する。

<保育分野>

○ 医療的ケア児支援事業

【取組年度】平成29年度～

【実施主体】東京都

【目的・内容】医療的ケアを行う看護師、保健師又は助産師を保育所等に配置し、医療的ケア児を保育所等で受け入れるための環境整備を図る。



神奈川県



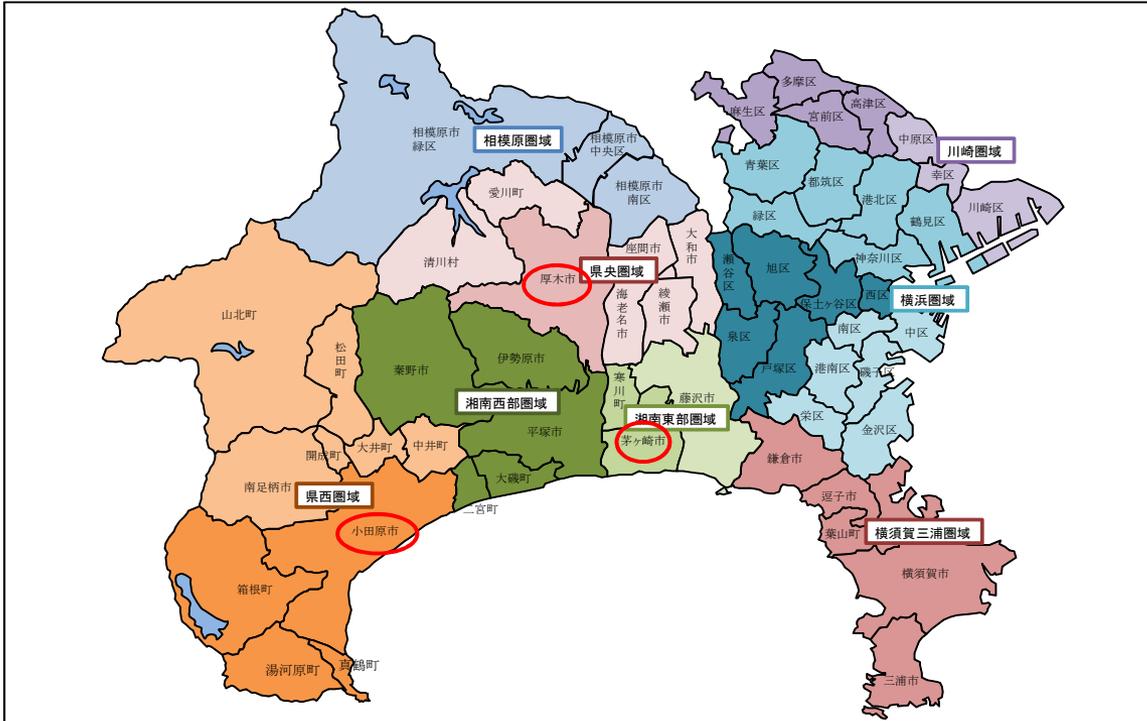
神奈川県PRキャラクター
かながわキンタロウ

1. 神奈川県の基礎情報(1)

①	圏域数(二次保健医療圏・障害保健福祉圏域)	11圏域(医療) 8圏域(障害)
②	人口(平成29年8月1日 推計値)	↑ 9,161,297人
	人口密度(同)	↑ 3,792人/km ²
	世帯あたり人員(同)	↓ 2.25人/世帯

1. 神奈川県の基本情報(2)

神奈川県の二次保健医療圏・障害保健福祉圏域と協議の場



横浜圏域

二次保健医療圏は横浜北部・西部・南部の3つ

川崎圏域

二次保健医療圏は川崎北部・南部の2つ

- ・小児等在宅医療連携拠点事業
(平成26年度～)
- ・養育支援事業
(平成17年度～)
- ・神奈川県立特別支援学校医療ケア等
支援事業
(平成15年度～)

③医療的ケア児支援のための協議の場

- ・神奈川県小児等在宅医療推進会議 (H26～) 【全県】
- ・地域小児等在宅医療連絡会議 (茅ヶ崎地域H26年度～、厚木、小田原地域H28年度～) 【地域】
- ・保健福祉事務所母子保健担当者会議 (H17～) 【全県】
- ・神奈川県立特別支援学校医療ケア等支援事業運営協議会 (H15～) 【全県】
- ・神奈川県慢性病児童地域支援協議会 (H28～) 【県所管域】
- ・医療的ケア児の支援に関する市町村情報交換会 (H27～)

圏域・市町村レベル
での協議の場の設
置・拡大が課題。

1. 神奈川県の基本情報(3)

④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数 (平成29年9月1日現在)	未実施
⑤	医療型短期入所事業所数 (平成29年4月1日現在)	 30件 (うち県所管 8件)
⑥	40歳未満の障害児者に対して訪問診療を行う医療機関数 (参考値) 在宅療養支援診療所数 (平成29年3月31日現在)	869件
	うち小児患者に対応できる医療機関数 (参考値) 小児に対して訪問診療を行う医療機関数 (平成29年9月1日現在、県立医療機関の時点情報)	79件
⑦	40歳未満の障害児者に対して入院治療を受け入れる病院数	データなし
	うち小児患者に対応できる病院数	データなし
⑧	訪問看護事業所数 (平成29年4月1日現在)	 610件
	うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数 (平成29年4月1日現在)	 410件 (うち条件次第:195件)

※ 項目⑦については、既存データ・参考指標なし。

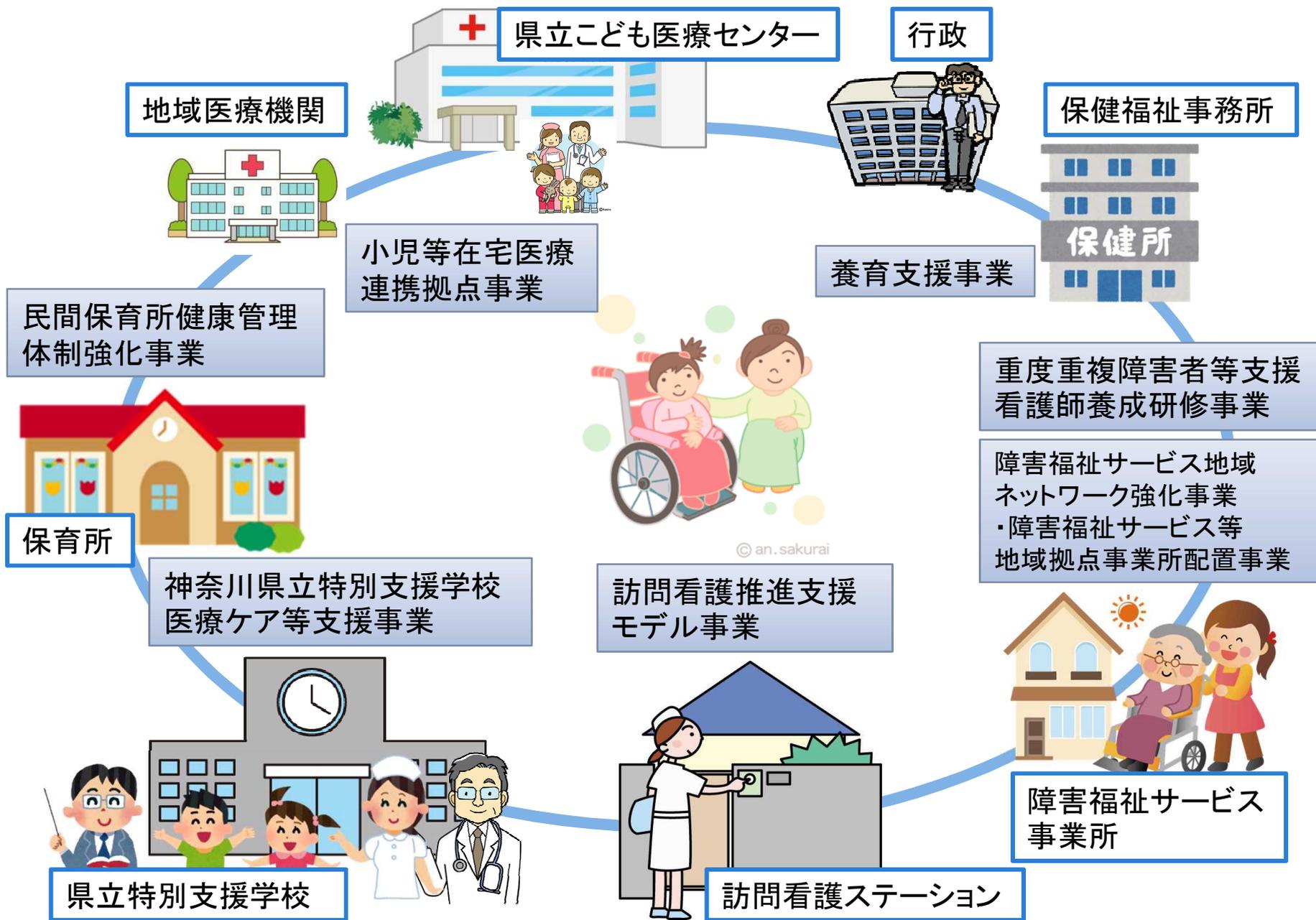
※ 喀痰吸引3号研修修了者数は、2,866人(前回) ⇒ 3,352人(平成29年4月1日現在)

1. 神奈川県の基本情報(4)

⑨	県で所管している保育所数 (平成28年4月1日現在)		384件
	看護師を配置している保育所の割合(数) (平成28年4月1日現在)		44件 (11.45%)
⑩ ⑪ ⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校数 (平成28年5月1日現在)		(特支)33校 (小中)555校
	在籍数 (平成28年5月1日現在)		(特支)5,798人 (小中)242,017人
	医療的ケア児数 (平成28年5月1日現在)		(特支)364人 (小中)14人
	人工呼吸器使用通学生数 (平成28年5月1日現在)		(特支)15人 (訪問24人) (小中)0人
	公立の特別支援学校及び小・中学校における 看護師配置校数 (平成28年5月1日現在)		(特支)17校 (小中)5校
	平均配置人数 (平成28年5月1日現在)		(特支)2.6人/校 (小中)1人/校

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

神奈川県



2. 医療的ケア児支援のための取組概要①

神奈川県小児等在宅医療連携拠点事業(平成26年度～)

【本県の課題】

医療技術の発達により、新生児が出産直後に死亡するケースが減り、NICUの長期入院児(1年以上入院)は増加している。一方、地域では受入にあたり、医師や看護師、介護者の医療的ケアに対する経験不足や緊急時等の連携体制に不安がある。

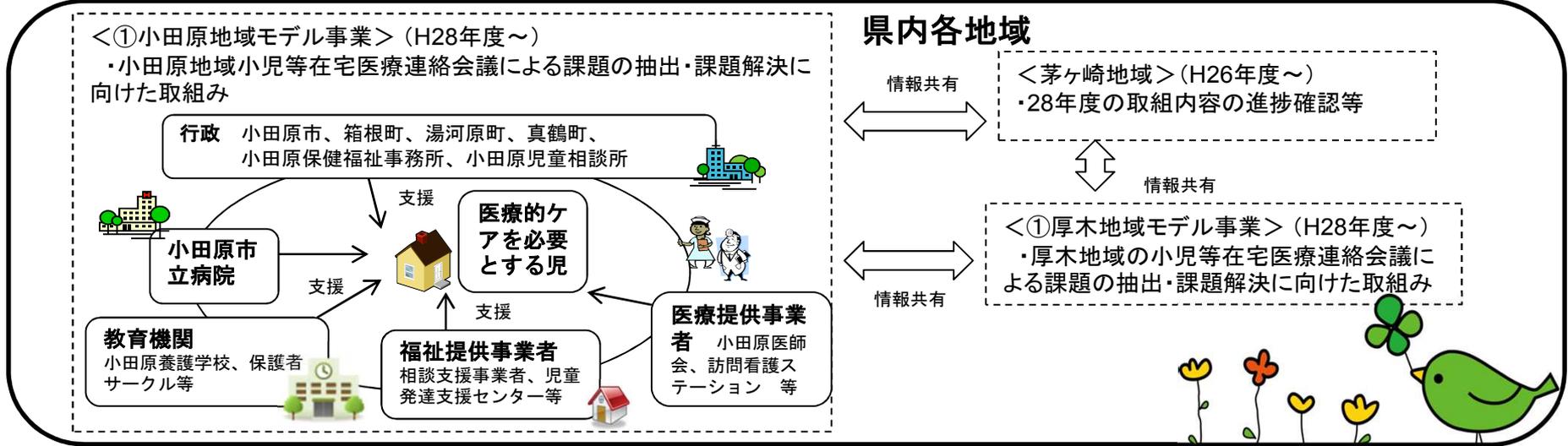
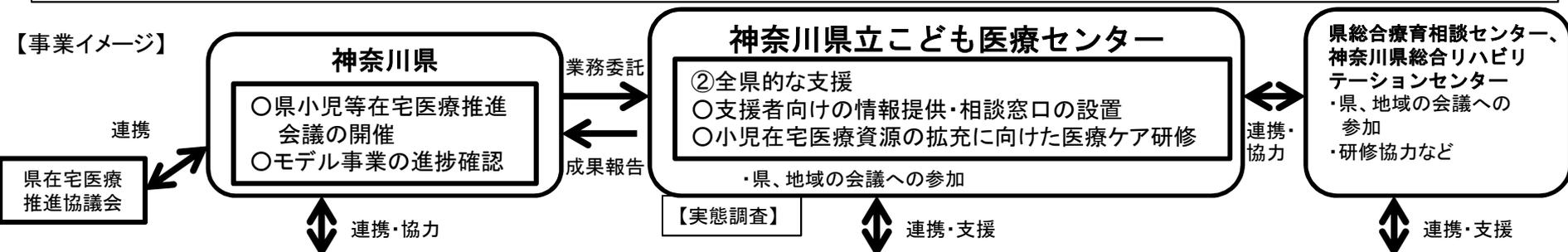
【事業目的】

NICUを退院し、医療的ケアを必要とする児を医療・福祉・教育・行政が連携をして、地域で支えていく体制をつくること

【小児等在宅医療を進めるための2つの柱】

- ① 厚木・小田原各地域をモデル地域とした取組み
- ② こども医療センターによる全県的な支援

【事業イメージ】



2. 医療的ケア児支援のための取組概要②

神奈川県

重度重複障害者等支援看護師養成研修事業（平成22年度～、一部平成27年度～）

【本県の課題】

医療的ケアが必要な重度重複障害児者への支援ニーズが増加しているが、障害福祉分野における看護に対する低い認知度や、ケアの特殊性などにより、慢性的に看護師が不足している。

【事業目的】

専門的な技術をもつ看護師の養成確保、人材の定着を図る。

【事業主体・実施形態】

県が主体となり、神奈川県看護協会（平成28年度）への委託により実施

専門看護師養成研修（平成22年度～）

講義、演習、実習を通し、重症心身障害児者等とその家族に対する理解と必要なケアについて学ぶとともに、本人及び家族へのかかわりにおける看護師の役割等についての研修を実施。

実習（2日間）を含め、10日間程度の研修

普及啓発研修（平成27年度～）

看護学生を含め広く参加者を募り、看護師の就職先として選択されるよう、普及啓発研修を実施。

各障害保健福祉圏域を基本として、各100名程度の定員で開催



2. 医療的ケア児支援のための取組概要③

神奈川県

障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業(平成22・23年度モデル、平成24年度～)
障害福祉サービス地域ネットワーク強化事業(平成27年度～)

【本県の課題】

重度障害者の地域生活にあたり、障害特性により支援が困難なケースに対応した障害福祉サービス事業所が少なかったり、緊急的に支援が必要なケースに対応できる体制が構築されていなかったりという課題があった。

【事業目的】

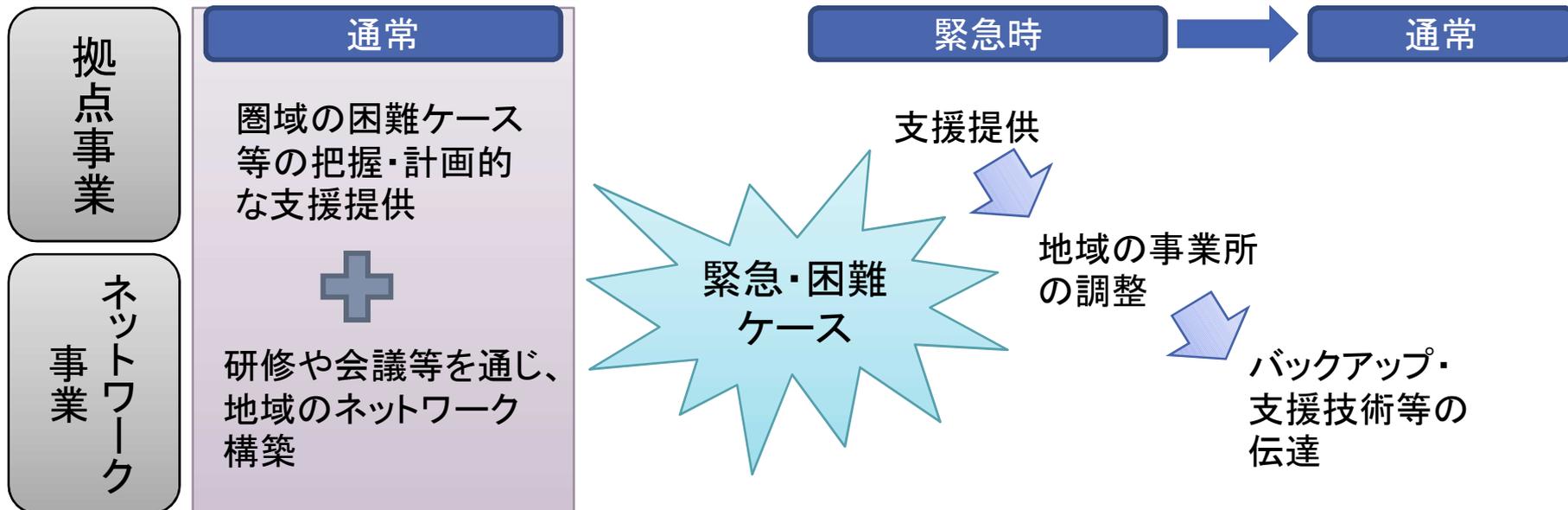
支援が困難なケースや緊急的に支援が必要なケースに24時間365日対応できるよう、障害保健福祉圏域ごとに拠点事業所を配置する。

地域の受皿拡大のため、人材育成(研修等)を行う(現;障害福祉サービス地域ネットワーク強化事業)。

【事業主体・実施形態】

(困難・緊急時支援) 県1/4、市町村1/4、事業者1/2

(人材養成) 県10/10(拠点事業所に対する委託により実施)



2. 医療的ケア児支援のための取組概要④

神奈川県

神奈川県立特別支援学校医療ケア等支援事業(平成15年度～)

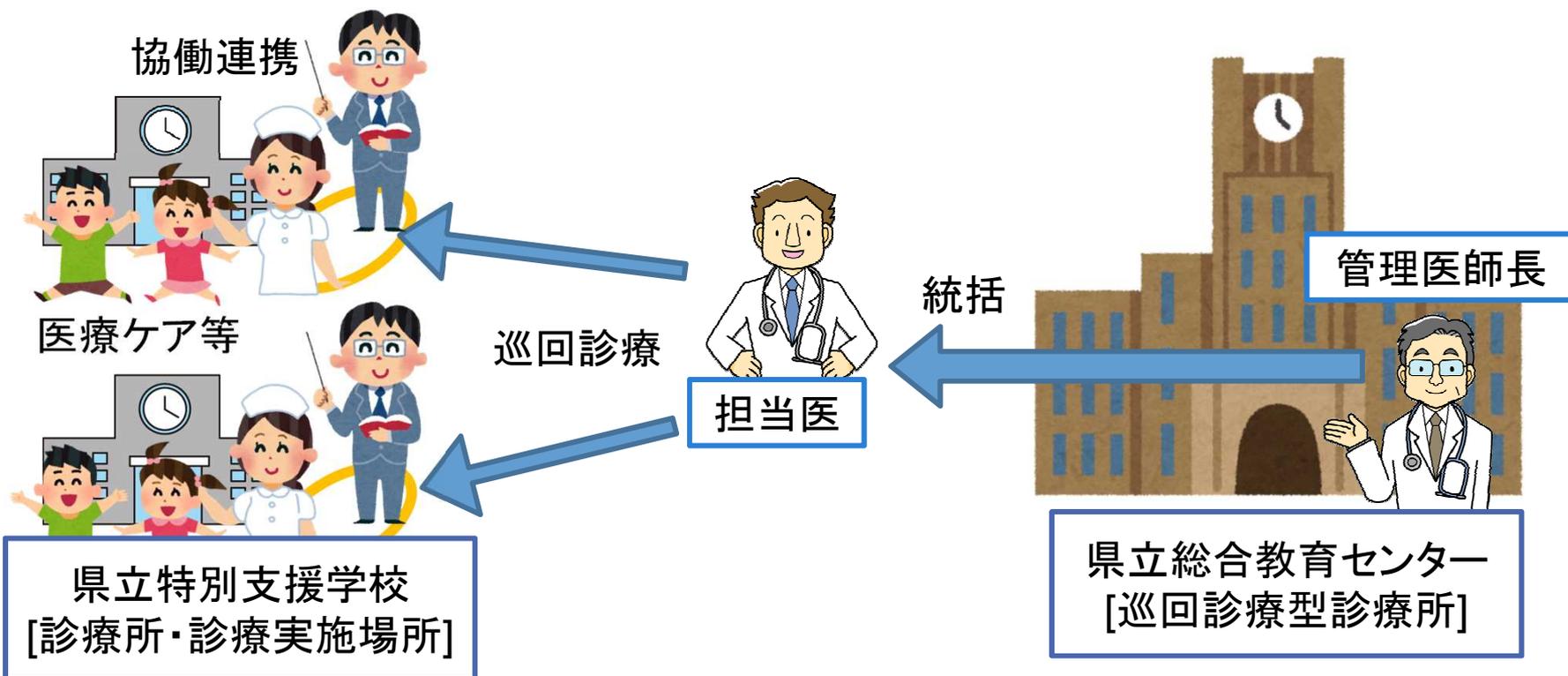
【事業目的】

県立特別支援学校に在籍する幼児、児童及び生徒の健康の保持増進及び安全な学習環境の整備を図る。

【事業主体・実施形態】

県教育委員会が主体となって要綱等の整備を行い、各県立特別支援学校で医療ケア等を実施

※ 医療ケア等・・・「医療的ケア」を、医療と教育を同時に必要とする児童・生徒等に実施する行為としてとらえ、「医療ケア等」という教育活動として、教員と看護師の協働連携の下に取り組んでいる。



2. 医療的ケア児支援のための取組概要⑤

神奈川県

民間保育所健康管理体制強化事業(平成27年度～)

【事業目的】

医療的ケアのニーズが増加している保育所において、児童の健康管理等を図るため。

【事業主体・実施形態】

市町村が実施主体となり、看護師又は保健師を雇用する保育所等に対し、保育士を雇用した場合の経費との差額を補助する。

県は市町村に対して間接補助する。(負担割合: 県1/2、市町村1/2)



2. 医療的ケア児支援のための取組概要(参考)

訪問看護推進支援モデル事業(平成22年度～平成25年度)【事業終了】

【本県の課題】

長時間の医療的ケアや介護が必要な重症心身障害児の在宅療養を支える仕組みが未整備であり、重症心身障害児の生活の質の向上や、家族のレスパイトを支える訪問看護の仕組みづくりは喫緊の課題であった。

【事業目的】

重症心身障害児と家族の在宅療養を支援する。

【事業主体・実施形態】

県が主体となり、訪問看護ステーションへの委託により実施



平成22年度

長時間の医療的ケアや介護が必要な重症心身障害児を対象に訪問看護のモデル事業を実施。

⇒退院前からの継続した訪問看護サービスを可能にする体制づくり及び、重症心身障害児の訪問看護を可能とするための要件について検討。

平成23年度

前年度結果を踏まえ、小児(重症心身障害児)の看護実践ができる訪問看護師の人材育成及び訪問看護の体制づくりを行うことを目的としたモデル事業を実施。

⇒委託先の事業所内で、小児の訪問看護経験のない看護職員に対し、同行訪問を実施。

平成24年度

小児(重症心身障害児)の看護実践ができる訪問看護師の人材育成を目的としたモデル事業を実施。

⇒小児(重症心身障害児)の訪問看護を行っている訪問看護ステーションの看護師が、行っていない訪問看護ステーションの看護師との同行訪問を実施。

平成25年度

訪問看護を利用している小児(医療的ケア児)の在宅生活について理解を深め、社会資源等を活用することで、小児の在宅生活の質の向上及び家族の継続的な支援ができる人材育成に資することを目的に調査を実施し、パンフレットを作成及び配布。



3. 医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

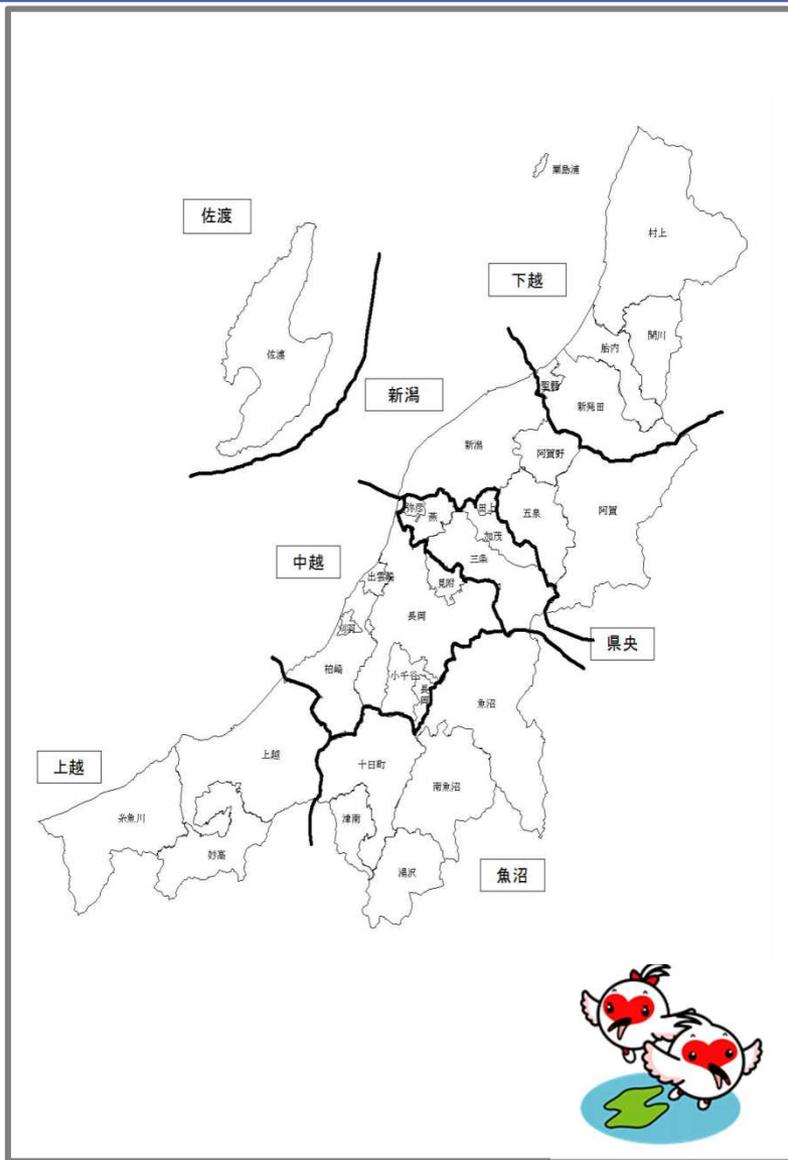
来年度の目標

- ・各種事業の継続により体制整備及び環境整備を促進する

時期	実施内容	担当課
年度内	【民間保育所健康管理体制強化事業】	次世代育成課
年度内	【神奈川県小児等在宅医療連携拠点事業】小児在宅医療の関係機関での連携体制構築・県立こども医療センターを中心とした事業(研修、相談窓口、調査)	医療課
年度内	【養育支援事業】各保健福祉事務所・センターで養育支援事業として相談事業等を実施	健康増進課
年度内	【拠点事業所配置事業・ネットワーク強化事業・看護師養成研修事業】地域の事業所間のネットワーク強化及び医療的ケア児等を支援する看護師の養成確保	障害福祉課
年度内 6～7回	【喀痰吸引等研修】特定の者を対象に喀痰吸引等ができる第三号研修を介護職員等に対して実施(今年度同程度受講者数)	障害福祉課
年度内	【神奈川県立特別支援学校医療ケア等支援事業】県立特別支援学校に在籍する幼児、児童及び生徒の健康の保持増進及び安全な学習環境の整備を図る。	特別支援教育課

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

(※注釈がないものは、平成29年4月1日時点)



①	圏域数	7
②	人口	2,285,856人 (H28.10.1現在)
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※県設置のもの	・小児在宅医療体制整備 連絡協議会 (H26.12設置) ・県自立支援協議会療育 支援部会 (H26.3設置)
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了 者数	(未実施)
⑤	医療型短期入所事業所数	7か所
⑥	40歳未満の障害児者に対して訪問診療を行う 医療機関数 (うち小児患者に対応できる医療機 関数)	把握していない (小児に対する訪問診 療実施医療機関数: 3) (H27調査)
⑦	40歳未満の障害児者に対して入院治療を受け 入れる病院数 (うち小児患者に対応できる病院 数)	把握していない
⑧	訪問看護事業所数 (うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数)	131か所 (うち、15か 所) ※ステーション数 (H27.10.1現在)
⑨	看護師を配置している保育所の割合 (数) (うち医療的ケア児に対応できる保育所数)	14.4% (96/668) (H28.4.1現在) ※内数は未調査
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医 療的ケア児数	140人 (H29.5.1現在)
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看 護師配置数	38人 (H29.5.1現在)
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人 工呼吸器を使用している通学生数	4人 (H29.9.1現在)

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

新潟県

医療

- 小児在宅医療体制整備連絡協議会：H26.12～
 - ・実施主体：県
 - ・内容：小児在宅医療の現状、実態把握について等
- 講演会の開催：H27.1、H28.1
 - ・実施主体：県
 - ・内容：小児在宅医療の現状と展望、小児在宅情報ネットワークの立ち上げについて
- 実態調査の実施：H27.10
 - ・実施主体：県
 - ・小児科を標榜する医療機関等を対象に、調査時点での受診状況や医療的ケアの内容を調査
- シンポジウムの開催：H28.10
 - ・実施主体：県 ※県医師会、県小児科医会共催
 - ・内容：小児在宅医療の仕組みについて
- 地域検討会の開催：H29.3
 - ・実施主体：県
 - ・内容：下越地域における小児在宅医療体制整備について

母子保健

- 未熟児等支援ネットワーク連絡会：H14～
 - ・実施主体：県、保健所
 - ・内容：医療的ケア等が必要な児の円滑な地域移行のため、NICUのある病院、保健所、市町村で情報共有、支援体制の検討を行う。
- NICU入院児支援事業：H23～
 - ・実施主体：県 ※大学病院に委託
 - ・内容：NICUに入院している児の地域移行支援を実施
- 慢性疾患児地域支援事業：H26～
 - ・実施主体：県 ※一部業務をNPO法人に委託
 - ・内容：小児慢性特定疾病児童等及び家族への自立・就労支援

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

新潟県

障害福祉

- 障害者地域生活支援センター事業(障害児等療育支援体制整備事業):H19～
 - ・実施主体:県 ※当該事業実施センター7センターの内、法人等委託6センター
 - ・内容:障害のある子ども等に対し、身近な地域で適切に療育支援を行うことができる体制の整備を推進するため、療育に関する社会資源の点検、療育機関等に対する支援等を行う。
- 県自立支援協議会療育支援部会:H26.3～
 - ・実施主体:県
 - ・内容:障害児(者)の療育支援に関することについて、関係機関と協議を行う。
- 障害児等療育支援事業:H27～
 - ・実施主体:県 ※直営1ヶ所、法人等委託1ヶ所
 - ・内容:訪問・外来等による療育指導、療育機関に対する支援等
- 在宅で生活する重症心身障害児等の実態調査:H27.7～9
 - ・実施主体:県
 - ・内容:在宅で生活する重症心身障害児(者)や医療的ケアを要する児(者)のサービス利用状況等を把握する。

教育

- 医療的ケア実施体制整備事業:H16～
 - ・実施主体
県教育委員会:県立特別支援学校(H16～)／市町村教育委員会:小中学校、市立特別支援学校
 - ・内容:医療的ケアを必要とする児童生徒等の状態に応じ、学校看護師を学校に配置
- 教員による医療的ケアの実施:H18～
 - ・内容:教員による補助的ケア(H18～)、認定特定行為(H24～)の実施

3. 医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

来年度の目標

医療・保健

- ・かかりつけ医や訪問看護、福祉サービス等が連携した、より自宅近くでの医療提供
- ・小児在宅医療に対応できる医療機関(診療所、訪問看護等)の拡充
- ・地域における医療・福祉の連携体制の構築

連動

情報共有

福祉

- ・障害福祉支援者等を対象とした重症心身障害児等への支援に関する啓発を行う。
- ・重症心身障害児等を受け入れる障害福祉サービス事業所等を増やす。
- ・(H28年度の検討の結果、医療的ケア児等コーディネーターの配置人数等が決定した場合)当県において必要な医療的ケア児等コーディネーター(支援者)の養成を行う。

教育

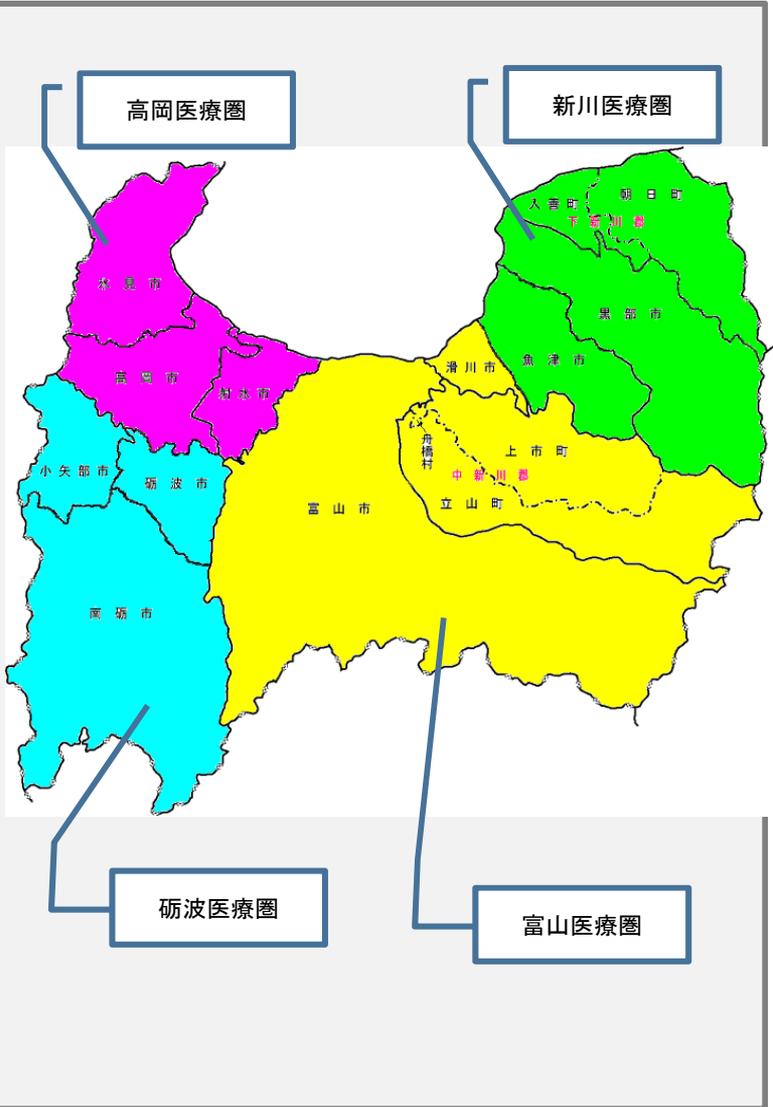
- ・特別支援学校に在籍する医療的ケアが必要な児童生徒に対し、学校看護師を配置することにより、安全・安心な医療的ケアを実施できる体制を構築する。

時期	実施内容	担当課
今後、各種会議にて決定するため、現時点では未定。		

富山県

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報



①	圏域数（医療的ケア児支援体制整備するにあたって用いている圏域。例：二次医療圏、障害保健福祉圏域等）	4医療圏
②	人口	1,056,773人 (H29.8.1現在)
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの（名称、事業名）	「医療的ニーズの高い障害児者等支援に関する連携会議」(仮称)
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	0人
⑤	医療型短期入所事業所数	4事業所 (H29.8.1現在)
⑥	40歳未満の障害児者に対して訪問診療を行う医療機関数（うち小児患者に対応できる医療機関数）	—
⑦	40歳未満の障害児者に対して入院治療を受け入れる病院数（うち小児患者に対応できる病院数）	—
⑧	訪問看護事業所数 （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	65箇所 (H29.9.1現在) (うち15か所 H29.3.31現在)
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） （うち医療的ケア児に対応できる保育所数）	33% (71/214カ所) (うち1カ所) (H29.4.1現在)
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数	76名 (H28.5.1現在)
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数	18人 (H28.5.1現在)
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数	2人 (H28.5.1現在)

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

富山県

【平成29年度の取組み】* 新はH29年度新規事業

分野	事業名	事業概要
福祉 (県障害福祉課)	新「医療的ニーズの高い障害児者等支援に関する連携会議」(仮称)開催事業	医療、保健、福祉に加え、新たに教育や保育等の関係機関による会議を設置し、連絡調整の具体策等について協議。
	新重症心身障害児(者)等受入促進事業	重症心身障害児(者)で医療的ケアが必要な児(者)受入れに必要な医療備品や施設改修に対して補助を実施。
	新重症心身障害児(者)短期入所事業所参入支援事業	重症心身障害児(者)で医療的ケアが必要な児(者)を受け入れる短期入所(福祉型)施設の看護師配置に対して補助を実施。
	重症心身障害児(者)在宅サービス提供体制整備促進事業	事業者を対象とした重症心身障害児(者)への支援方法や医療的ケアについての研修の実施。
医療 (県医務課)	新富山小児医療的ケア実習研修事業	新医療的ケア児に対する看護技術の習得等を目的とした実技研修会の開催の補助を実施。
	富山市医師会小児在宅情報共有システムの運用	富山医療圏の公的病院と市医師会の診療情報共有システムを活用し、小児在宅関係者で患者情報を共有する仕組みの運用。
保育 (県子ども支援課)	心身障害児保育事業	心身障害を有する乳幼児を一般の乳幼児とともに集団保育する為に、保育所等に加配保育士の人件費を補助。
保健 (県健康課)	長期療養児ケア・ネットワーク事業	県型保健所(厚生センター等)にて個別ケア(市町村との同行訪問等)、療養相談会、関係機関との連絡会及び研修会等により支援を実施。
	小児慢性特定疾病の相談・支援	富山県難病相談・支援センターに自立支援員を1名配置し、各種相談や支援を実施。
教育 (県教育委員会)	特別支援学校医療的ケア体制整備事業運営協議会の設置	専門家等から構成する運営協議会及び校内委員会の設置、学校における的確な医療的ケア体制の点検・管理。
	特別支援学校への看護師の配置	日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍する特別支援学校に配置。看護師は、医師の指示書及び手順表に従い医療的ケアを実施。
	特別支援学校の教員等のための研修の実施	教員等に医療的ケアに関する知識・技能両面に関する研修を実施。

3. 医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

来年度の目標

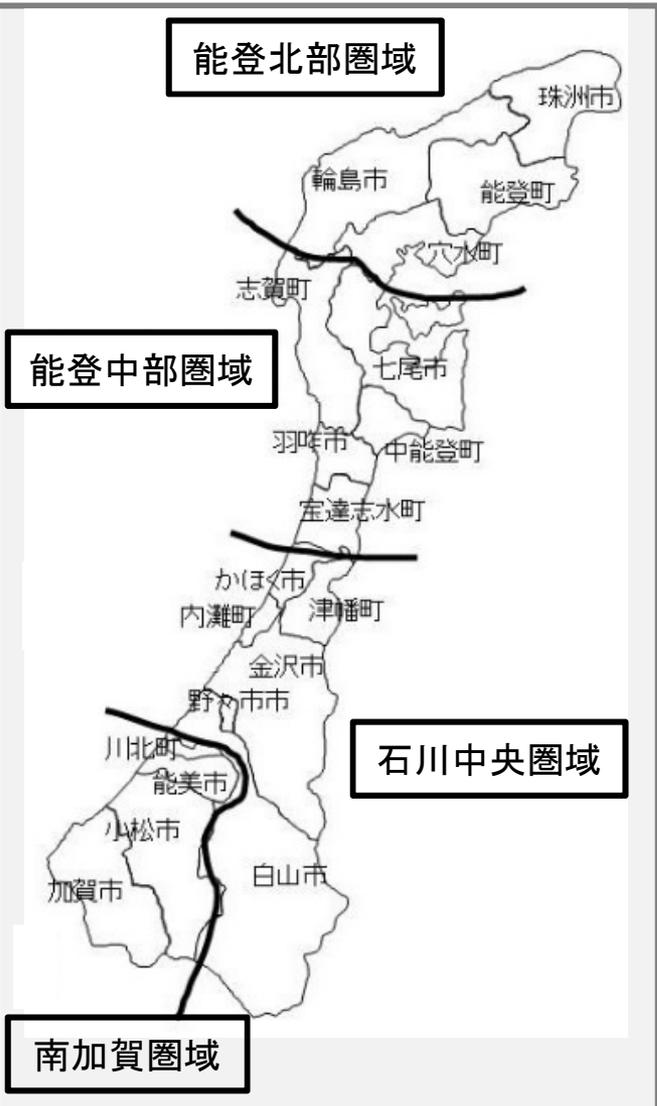
- ・医療的ケア児者の在宅体制整備と福祉・医療・保健の連携強化

時期	実施内容	担当課
4月	特別支援学校への看護師配置	県立学校課
4月～3月	特別支援学校における医療的ケアの実施	県立学校課
7月、2月	特別支援学校医療的ケア体制整備事業運営協議会の開催	県立学校課
随時	教職員等に対する特別支援学校における医療的ケアに関する研修会の実施	県立学校課
9月～12月 (年2～3回)	医療的ニーズの高い障害児者等支援に関する連携会議	障害福祉課
未定	医療的ケア相談支援センター事業	障害福祉課

石川県

1. 県又は政令市の基礎情報

基礎情報

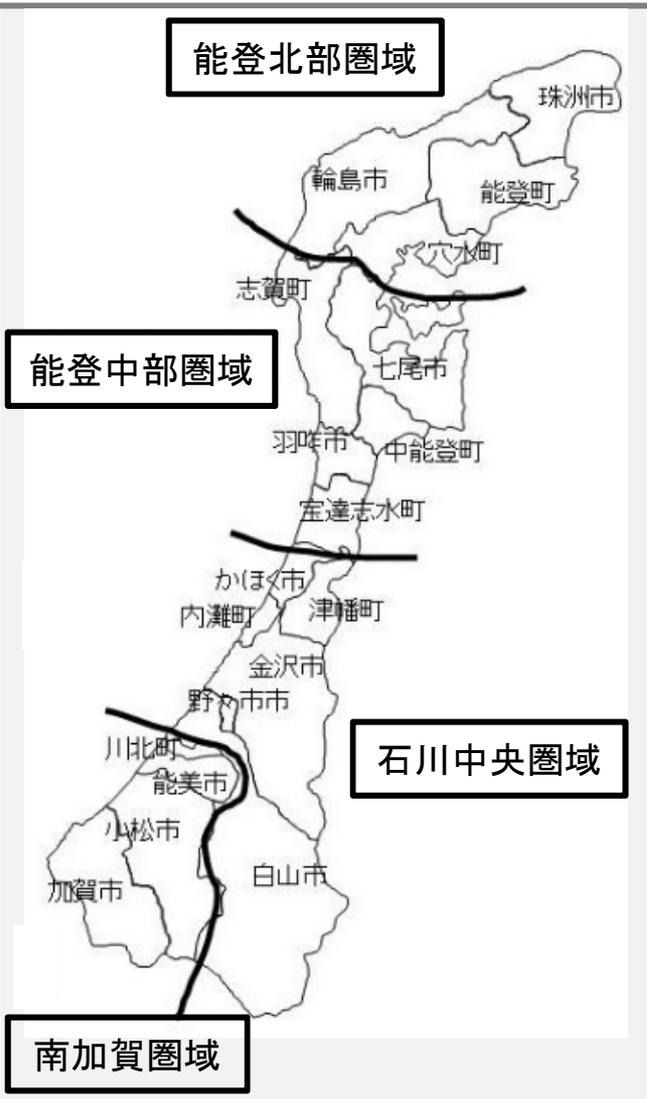


①	圏域数	4圏域 (H29.9.1現在)
②	人口	1,154,008人 (H27.10月現在) 出典：平成27年国勢調査
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※県又は政令市設置のもの (名称、事業名、設置年度(予定も含む))	<p>1 医療的ケアサポート運営協議会 事業名：医療的ケアサポート事業 設置年度：H15年度</p> <p>2 小児慢性特定疾病地域対策協議会(仮称) 設置年度：H29年度(予定)</p> <p>3 小児等在宅医療連携推進部会 事業名：石川県小児医療ネットワーク事業 設置年度：H28年度</p>
④	医療的ケア児等コーディネーター養成 研修修了者数	0人 (H29.8.1現在)
⑤	医療型短期入所事業所数	6事業所 (H29.7.1現在)

石川県

1. 県又は政令市の基礎情報

基礎情報



⑥	40歳未満の障害児者に対して訪問診療を行う医療機関数（うち小児患者に対応できる医療機関数）	不明 （参考） 訪問診療が実施可能な医療機関数：247機関 うち小児患者に対応できる医療機関数：26機関 （H28.9現在）
⑦	40歳未満の障害児者に対して入院治療を受け入れる病院数（うち小児患者に対応できる病院数）	不明
⑧	訪問看護事業所数（うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	<ul style="list-style-type: none"> ・103事業所（訪問看護ステーション数） （H29.8.1現在） ・31事業所（指定小児慢性特定疾病医療機関として指定を受けた訪問看護事業所数） （H29.7.1現在）
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数）（うち医療的ケア児に対応できる保育所数）	42.8%（153/357か所）（医療的ケア児に対応できる保育所数は不明） （H29.4.1現在）
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数	76人 （H29.5.1現在）

石川県

1. 県又は政令市の基礎情報

基礎情報

⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数	18人 (H29.5.1現在)
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生徒数	3人 (H29.5.1現在)

能登北部圏域

能登中部圏域

石川中央圏域

南加賀圏域



2. 医療的ケア児支援のための取組概要

石川県

【保健分野】

1 小児慢性特定疾病自立支援事業 実施主体：県

(1) 相談支援事業(H27年度～)

実施内容：自立支援員や専門医等による相談

(2) 地域療養支援事業(H27年度～)

実施内容：患児や家族等の交流会、病気との付き合い方を学ぶ講演会、関係者向けの研修会、親の会支援等を実施

(3) 小児慢性特定疾病地域対策協議会(仮称)(H29年度～予定)

実施内容：地域の支援体制等について関係者で検討する

2 健やか妊娠育児強化支援事業(H8年度～)

実施主体：県

実施内容：保護者の同意のもと、医療機関と市町、保健所が連携し、必要に応じて入院中から病院訪問を行い、退院後も継続して、訪問、相談支援等を実施

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

石川県

【医療分野】

石川県小児医療ネットワーク事業(H22年度～)

実施主体: 県(金沢大学付属病院へ委託)

- 実施内容:
- ・小児医療の連携体制の強化のための合同検討会を開催。
 - ・H28年10月、小児科医を中心に小児等在宅医療連携推進部会を立ち上げた。
 - ・H29年度は多職種向け研修会を2回、相談支援専門員やMSW向け研修会1回、リハ職向け研修会1回、医療的ケア児の実態調査を実施予定。

小児等在宅医療連携推進部会構成員

- ・周産期母子医療センター医師(大学病院を含む)
- ・障害児入所施設医師
- ・在宅医、地域の小児科医
- ・特別支援学校
- ・県医師会、県小児科医会
- ・ソーシャルワーカー
- ・相談支援専門員
- ・県、市町

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

石川県

【障害福祉分野】

- 1 在宅障害児等療育相談支援事業(H8年度～) 実施主体: 県(社会福祉法人等へ委託)
 - (1)在宅支援訪問療育等指導事業
実施内容: 医療的ケア児を含む障害児(者)やその保護者を訪問し、療育指導、健康診査を実施
 - (2)在宅支援外来療育等指導事業
実施内容: 医療的ケア児を含む障害児(者)やその保護者が施設に通所し、療育指導を受ける
 - (3)施設支援一般指導事業
実施内容: 医療的ケア児を含む障害児の通う保育所等の職員に対して療育技術を指導

- 2 心身障害児在宅療育総合支援事業(H16年度～)
実施主体: 県
実施内容:
 - ・医療的ケア児を含む在宅障害児等やその家族に対して療育相談を実施
 - ・各市町母子保健担当者研修会の実施

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

石川県

- 3 介護職員等による喀痰吸引等の実施のための研修(3号研修)(H23年度～)
実施主体: 県(県社会福祉協議会へ委託)
実施内容: 在宅障害児(者)等に対し、痰の吸引等の医療的ケアを行う介護職員等を養成する。

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

石川県

【教育分野】

1 特別支援教育拠点化事業(重度・重複支援)(H15年度～)

実施主体: 県教育委員会

- 実施内容:
- ・県立特別支援学校に在籍する医療的ケアが必要な児童生徒のうち、通学している児童生徒に対して必要な医療的ケアを行う看護師の配置
 - ・介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修(3号研修)を修了した県立特別支援学校教員による、看護師と連携した医療的ケアの実施
 - ・県立特別支援学校に勤務する看護師対象の連絡会の開催
 - ・医療的ケア実施特別支援学校における校内安全体制整備

2 インクルーシブ教育システム推進事業

特別支援教育専門家等配置【医療的ケアのための看護師】

(文部科学省直接補助事業)(H29年度～)

実施主体: 市町教育委員会

実施内容: 公立小・中学校へ看護師の配置を進める

3. 医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

来年度の目標

- ・小児慢性特定疾病児に対する支援体制の充実を図る【保健分野】
- ・長期にわたり療育を必要とする児童の健全育成、自立促進を図る【教育分野】
- ・県立特別支援学校等における安心安全な医療的ケアの実施【教育・障害分野】

時期	実施内容	担当課
H30.4月	県立特別支援学校及び公立小・中学校在籍医療的ケア対象児童生徒実態調査	学校指導課
H30.6月、7月、10月	介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修(特定の者対象)の県立特別支援学校教員の受講料助成	障害保健福祉課・学校指導課
H30.8月	第1回医療的ケアサポート運営協議会 県立特別支援学校看護師連絡会	学校指導課
H31.2月	第2回医療的ケアサポート運営協議会	学校指導課
H30.4月～ H31.3月	相談支援事業及び地域療養支援事業	少子化対策監室
未定	小児慢性特定疾病地域対策協議会(仮称)	少子化対策監室

福井県

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報



①	圏域数（医療的ケア児支援体制整備するにあたって用いている圏域。例：二次医療圏、障害保健福祉圏域等）	4圏域
②	人口（H29.8.1時点 推計）	778,550人
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの（名称、事業名）	医療的ケア運営協議会（H24～） 小児在宅医療推進協議会（H29～）
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数（H29.9.1時点）	なし
⑤	医療型短期入所事業所数（H29.9.1時点）	3か所
⑥	40歳未満の障害児者に対して訪問診療を行う医療機関数（うち小児患者に対応できる医療機関数）（H28.9.1時点）	293か所 （うち3か所）
⑦	40歳未満の障害児者に対して入院治療を受け入れる病院数（うち小児患者に対応できる病院数）（H29.9.1時点）	68か所
⑧	訪問看護事業所数 （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数） （H29.5.3時点）	78か所 （うち44か所）

福井県

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報



⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） （うち医療的ケア児に対応できる保育所数）	12.9% (37園/285園) (H29.4.1時点) (うち対応可能: 4園) (H29.5末時点)
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的 ケア児数 (H29.9.1時点)	67人 (特支校訪 問教育、小 学校含む)
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師 配置数 (H29.4.1時点)	13人
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼 吸器を使用している通学生数 (H29.4.1時点)	0人

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

福井県

【障害福祉課】

○ 重症心身障害児者と家族のための在宅生活サポート事業

- 平成27年8月より実施
- 障害児通所支援事業所および短期入所事業所が、医療的ケアが必要な重症心身障害児者の受入れを促進するため、受入れまたは送迎した場合に補助金を交付
- 平成28年度受入実績
障害児通所支援事業所 12か所 、 短期入所事業所 5か所

○ 「重症心身障害児(者)の福祉サービス情報ハンドブック」の作成

- 平成27年11月発行、平成28年11月改訂
- 在宅の重症心身障害児者が利用できる福祉サービス等や相談窓口を紹介
- 市町、障害福祉サービス事業所に配布し、県ホームページにも掲載



2. 医療的ケア児支援のための取組概要

福井県

【教育庁】

○特別支援学校、小学校に医療的ケア看護師を配置（H29年度：10校13名）

○医療的ケア（特定行為従事者）研修の実施

（H29年度：特別支援学校教員を対象とした第3号研修 24名）

○医療的ケアに関する協議会等の開催

・特別支援学校の担当者による協議会（年間2回 9校）

（内容）・医療的ケア実施に係る手続きの確認、各校での課題等の情報交換

・医療的ケア運営協議会（年間2回 8名）

（内容）・医療、福祉、教育、法曹、保護者等の関係者による協議

・医療的ケアの安全な実施のための助言や医行為の判断に係る協議

・人工呼吸器使用等高度医療を必要とする児童生徒の通学に向けた受入体制の整備に係る協議

3. 医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

来年度の目標

- ・モデル地区での連携体制構築
- ・人材育成研修の開催
- ・協議会での情報共有および進捗管理

時期	実施内容	担当課
平成30年4月～	医療的ケア看護師配置	高校教育課
	医療的ケア(特定行為従事者)研修 ・基本研修(7～8月) ・実地研修(随時)	高校教育課
	県内市町でのモデル事業実施予定	障害福祉課
5月、平成31年1月	医療的ケア担当者会	高校教育課
7月、平成31年2月	医療的ケア運営協議会	高校教育課
(年2回予定)	小児在宅医療推進協議会	障害福祉課
時期未定	人材育成研修	障害福祉課

山梨県

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

全圏域を対象として
医療的ケア児(者)支援の
体制整備を進めています



①	圏域数（障害保健福祉圏域）	4
②	人口	823,838人 (H29.9.1)
③	医療的ケア児支援のための協議の場	山梨県障害者自立支援協議会/重症心身障害児者部会
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	0人 (H29.9.1)
⑤	医療型短期入所事業所数	4事業所 (H29.9.1)
⑥	40歳未満の障害児者に対して訪問診療を行う医療機関数（うち小児患者に対応できる医療機関数）	140箇所（内数不明） (H27年度)
⑦	40歳未満の障害児者に対して入院治療を受け入れる病院数（うち小児患者に対応できる病院数） ※1 障害者施設等入院基本料を算定する入院医療機関数	6箇所（2箇所）※1 (H29.8.1)
⑧	訪問看護事業所数（うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）※2 訪問看護ステーションに限る	54箇所（内数不明）※2 (H29.9.1) ※3
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） （うち医療的ケア児に対応できる保育所数）	39施設（内数不明） (H29.4.1)
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数	59人 (H29.9.1)
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数	12人 (H29.9.1)
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数	2人 (H29.9.1)

※3 小児慢性特定疾病児が利用している訪問看護ステーションの数 15箇所

障害福祉課

1. 山梨県障害者自立支援協議会に重症心身障害児者部会を設置

(H28.4月～)

取り組み内容

地域自立支援協議会からの要望を受けて、医療・福祉・教育・市・保護者などの関係者が一同に集まり、医療的ケアを必要とする重度の障害児者への支援体制や課題を検討する場を設置。

○平成28年度

・在宅で暮らす重度の障害児(者)の生活実態の現状と課題を把握するため、地域協議会と連携して障害当事者及び家族を対象として実施したアンケート結果を圏域ごとに分析。それを基に課題を整理し県への提言を行った。

○平成29年度

・各市町村における地域生活支援事業にかかる実態調査を実施。
・医療的ケア児(者)の受け入れをしている機関において、今後医療的ケア児者への支援に携わる見込みのある者(主に看護師、事業所職員)を対象とした研修を開催予定。

【構成員】

学識経験者、地域療育コーディネーター、圏域マネージャー(※)

※圏域マネージャー:障害保健福祉圏域毎に地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等を行う者

【オブザーバー】

医療従事者、障害児通所施設関係者、相談支援事業従事者、障害者の保護者、特別支援学校教員、地域自立支援協議会事務局(市役所福祉行政担当者)



障害福祉課

2. 重症心身障害児者及び医療的ケア児者実態調査を実施 (H29.6月)

取り組み内容

山梨県内の重症心身障害児者及び医療的ケアを必要とする障害児者の人数や年齢構成等、施策の検討を行うための基礎情報を把握することを目的として、実態調査を実施。

【調査対象】

市町村（各市町村が把握する該当児者について回答）

【調査項目】

①年齢、②身体手帳の等級、③療育手帳の等級、④施設入所の有無、⑤重症心身障害児者の該当の有無、⑥医療的ケアの有無、⑦必要な医療的ケアの内容、⑧現在利用中のサービス、新たに必要と考えるサービス

※併せて、各市町村における医療的ケアに関連する事業等の実施状況にかかる調査も実施。

【調査結果】

現在集計中

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

山梨県

障害福祉課

3. 重症心身障害児(者)関係機関連絡会

【実施主体】 山梨県中央児童相談所

取り組み内容

重症心身障害児(者)に関わる専門機関の実務者が定期的に集まり、支援内容を向上させることを目的として研修及び情報交換を行っている。

4. 介護職員等医療的ケア研修事業 (H24.4月～)

【実施主体】 第1、2号(不特定の者)対象:健康長寿推進課／第3号(特定の者)対象:障害福祉課

取り組み内容

障害児(者)の支援に携わる介護職員等がたんの吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養等の医療行為を行うための研修を実施。

5. 介護職員等による医療的ケアに関する検討会(H25.4月～)

上記4の研修実施にかかる協議の場を設置。

【構成員】

県介護福祉士会、県看護協会、県医師会、介護福祉士養成施設協会、身体障害者施設協議会、訪問看護ステーション連絡協議会、研修講師代表、老人施設協議会、老人保健施設協会

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

山梨県

高校改革・特別支援教育課(県教育委員会)

1. 特別支援学校教員への研修事業(H25.4月～)

取り組み内容

特別支援学校勤務の教員を対象に特定行為(たんの吸引及び経管栄養等)に関する研修を実施。

子育て支援課

1. やまなし子育て安心保育推進事業費補助金(H29.4月～)

取り組み内容

市町村が保育所等に看護師等を配置する場合に要する経費の1/2を助成するもの。
保育所等に看護師が配置されれば、当該施設の体調不良児に対応できる他、医療的ケアが必要な児童への対応も可能となる。

健康増進課

1. 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業 (H22.4月～)

取り組み内容

慢性的な疾病で長期にわたり療養を必要とする小児慢性特定疾病児童等及びその家族の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う。

1. 長期療養児等療育相談事業 【実施主体】保健所

- (1) 療育相談指導事業(遺伝相談含む)
 - ①療育相談事業
 - ②巡回相談指導事業
 - ③遺伝等専門相談事業
- (2) ピアカウンセリング、交流会、学習会
- (3) 支援関係者連絡会議

2. 自立支援員による支援 【委託先】県看護協会

- (1) 自立支援に向けた支援策の利用計画の作成・フォローアップ
- (2) 関係機関との連絡調整等
- (3) 長期療養児等療育相談事業との連携

3. 医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

来年度の目標

- ・医療的ケア児(者)支援を充実させるため、関係機関の連携強化を図る。
- ・地域で生活する医療的ケア児(者)家族の負担軽減のための方策を検討する。

時期	実施内容	担当課
平成30年度末まで	医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置を検討する。	障害福祉課
平成30年度末まで	在宅の医療的ケア児(者)の家族を支援するため、対応可能な事業所がない障害保健福祉圏域において、事業所の新規開設支援を検討する。	障害福祉課

長野県

1. 県又は政令市の基礎情報

基礎情報



各圏域において、自立支援協議会等において医療的ケア児等に係る課題等について検討を進めている。

①	圏域数	10圏域
②	人口	2,077,561人 (H29.8.1現在)
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※県又は政令市設置のもの (名称、事業名、設置年度(予定も含む))	—
④	重症心身障害児者等コーディネーター育成研修修了者数	—
⑤	医療型短期入所事業所数	13事業所 (H29.9.1現在)
⑥	喀痰吸引等3号研修修了者数	1,162人 (H29.9.6現在)
⑦	在宅医療に対応できる医療機関数 (うち小児患者に対応できる医療機関数)	849ヶ所 (45ヶ所) (H28.10.1現在)
⑧	在宅医療に対応できる訪問看護事業所数 (うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数)	167事業所 (96事業所) (H29.9.1現在)
⑨	看護師を配置している保育所の割合(数)	9%(51保育所) (H27.5.11現在)
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数	244人 (H28.5.1現在)
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数	47人 (H28.5.1現在)

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

長野県

重心・医ケアワーキンググループ

医療的ケア児(者)の支援の充実を図るため、H27年度から県自立支援協議会療育部会に、各圏域の療育支援の中核的人材で構成する多職種チームを設置し、各圏域の取組に関する情報共有や意見交換を行っている。(年2～3回実施)

医療的ケア児の支援に関する連携会議

児童福祉法の一部改正に伴い、H28年8月に庁内関係課による連携会議を設置し、支援関係機関との連絡調整等を行う体制の整備等について検討を進めている。

<法定サービス以外の県独自の取組>

分野	事業名【実施主体】	事業概要	実施年度
福祉	障がい児・者施設訪問看護サービス事業【市町村】	医ケア児が通所する障害福祉サービス事業所等の看護師配置、派遣補助事業	H15～
	喀痰吸引等研修事業補助金【県】	第一号、第二号研修の実地研修経費補助	H25～
医療	小児等在宅医療連携拠点事業【県】	在宅医療を提供するための体制整備(ICTを活用した多職種による情報共有、看護職向け研修等)	H23～
	在宅重度心身障がい児(者)訪問歯科健診等事業【県】	在宅重度障がい児(者)に対する訪問歯科健診事業	H19～
教育	医療的ケア体制整備事業(医療的ケア看護師配置事業)【県】	特別支援学校における取組 ・医療的ケア担当教員研修事業(H17～) ・医療的ケア運営協議会の開催(H17～) ・医療的ケア指導医等派遣研修(H23～)	H17～
	医療的ケアコーディネーター連絡会【県】	各校の医ケアコーディネーターによる研修会、情報交換等	H23～
	特別支援学校医療的ケア学校看護師研修【県】	特別支援学校の看護師研修(年2回)	H24～
	特別支援学校医療的ケア特別研修【県】	人工呼吸器使用の児童生徒の生活や健康状態に係る理解を図るための研修(年1回)	H28～
	摂食コーディネーター連絡会【県】	各校の摂食指導に係る専門性向上のための研修会を実施(年2回)	H27～

3. 医療的ケア児支援のための 今後のスケジュール

目標

各分野において、現在の取組を継続するとともに、医療的ケア児者に関する現状や課題を把握し、対応策について検討を進める。

取組計画

時期	実施内容	担当課
29年度 下半期	医療的ケア児に係る実態調査の実施	障がい者支援課
	重心・医ケアワーキンググループの開催	庁内関係課
30年度	協議の場の設置(予定)	障がい者支援課
	人材育成(予定)	障がい者支援課
随時	庁内連携会議の実施	障がい者支援課

※今後の取組については庁内連携会議等により検討の上、実施する。

岐阜県

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報



※重症心身障がい児者支援に包括して、筋ジス、ALS患者をはじめ、医療的ケア児の支援を実施しているため、施策によっては医療的ケアを要しない方々も混在している(以下同じ)。

①	圏域数(医療的ケア児支援体制整備するにあたって用いている圏域。例:二次医療圏、障害保健福祉圏域等)	5圏域
②	人口(H29.8.1時点)	2,012,180人
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの(名称、事業名)	岐阜県障がい者総合支援懇話会(重症心身障がい・医療的ケア部会)
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	H29年度予定
⑤	医療型短期入所事業所数(H29.9.1時点)	24ヶ所
⑥	40歳未満の障害児者に対して訪問診療を行う医療機関数(うち小児患者に対応できる医療機関数)※岐阜県小児・障がい児在宅医療・福祉資源調査(H26.3時点)にて、障がい児対象と把握された医療機関のうち、成人移行後も受け入れが可能と回答があった医療機関数。()内は、障がい児対象医療機関数。	73ヶ所 (86ヶ所)
⑦	40歳未満の障害児者に対して入院治療を受け入れる病院数(うち小児患者に対応できる病院数)※岐阜県在宅重症心身障がい児者実態調査(H26.7.1時点)にて、重症心身障がい児者の入院受け入れ実績があった医療機関数(※40歳未満の受け入れとは限らない)。()内は上記のうち、小児科で受け入れた医療機関数。	18ヶ所 (12ヶ所)
⑧	訪問看護事業所数(H29.8.1時点※ただし健康保険法上の訪問看護ステーションはH29.7.1時点の数値) (うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数H26.3時点) ※上記の内数ではなく、別途実施した岐阜県小児・障がい児在宅医療・福祉資源調査結果による)	1,512ヶ所 (56箇所※訪看ステーションに限る)
⑨	看護師を配置している保育所の割合(数) (※幼保連携型認定子ども園を含む) (うち医療的ケア児に対応できる保育所数)	11.9% (50施設) (14施設)
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数(H29.5.1時点※県立特支のみ)	262人
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数(H29.5.1時点※県立特支のみ)	36人
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数(H29.5.1時点※県立特支のみ)	3人

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

岐阜県庁

◎ 医療福祉連携推進課（小児等在宅医療）

- 在宅障がい児者家族支援の推進（レスパイトの充実）
- 医療・福祉人材の育成・確保
- 多職種連携・普及啓発の推進

保健医療課（保健）、障害福祉課（障害福祉）、子育て支援課（保育）、特別支援教育課（教育）

関係団体・関係機関

- ・医師会・小児科医会・歯科医師会
- ・薬剤師会・看護協会・理学療法士会
- ・岐阜大学・喀痰吸引等登録研修機関 など

重症心身障がい在宅支援センター みらい

- 相談支援体制の充実
- 家族間のネットワークづくり
- 看護人材の育成・確保

保健所 保健センター

健診
相談
訪問

相談
訪問
家族支援

相談
サービス
利用

福祉事務所 子ども相談センター 市町村（福祉課）

医療機関

- 三次周産期医療機関
- 地域中核病院
- かかりつけ医
- 小児科診療所
- 在宅療養支援診療所
- 医療型障害児入所施設
- 医療型短期入所
- 医療型児童発達支援 など

通院・診療
緊急時対応
入院
訪問診療
施設入所
レスパイト
通園・療育



訪問看護
訪問リハ

通園
通学

相談支援
通所・療育
レスパイト
施設入所
訪問介護
日中活動

福祉事業所

- 相談支援事業所
- 児童発達支援事業所
- 放課後等デイサービス
- 短期入所・日中一時支援
- 福祉型障害児入所施設
- 居宅介護・重度訪問介護
- その他の障害福祉サービス など

訪問看護 ステーション

子育て・教育

- 保育園
- 幼稚園
- 小中学校
- 特別支援学校

※重症心身障がい児者支援に包括して、筋ジス、ALS患者をはじめ、医療的ケア児の支援を実施しているため、施策によっては医療的ケアを要しない方々も混在している（以下同じ）。

岐阜県の小児・障がい児者医療支援施策 (平成23年度以降)

＜在宅障がい児者家族支援＞

- ◎重症心身障がい在宅支援センター「みらい」の運営
- 在宅重度障がい児者短期入所等支援事業費補助金
- 短期入所等利用促進体制整備事業費補助金
- 専任看護師の確保による短期入所モデル事業
- 要電源重症児者災害時等支援ネットワークの構築

＜多職種連携・普及啓発＞

- 岐阜県小児在宅医療研究会
- 東海三県小児在宅医療研究会
- NICU在宅移行支援実証研究事業
- ▽『かけはしノート』の活用
- ◎在宅障がい児者病診連携事業
- 小児・障がい児在宅医療・福祉資源調査
- 障がい児者支援を考える公開連続講座

＜医療・福祉人材の育成・確保＞

- 障がい児者医療学寄附講座
- ◎岐阜県小児在宅医療実技講習会
- ◎小児等在宅医療個別指導事業
- 重症心身障がい児者看護人材育成研修
- ◎障がい児者在宅ケア専門技術研修
- 重症心身障がい児看護マニュアル
- 小児・障がい児（者）リハビリテーション専門研修
- 喀痰吸引等研修の受講促進支援
- 福祉事業所等医療的ケア支援事業費補助金
- 重症心身障がい児者等コーディネーターの育成

＜障がい児者入所施設の整備＞

- ☆希望が丘こども医療福祉センターの再整備
(入所定員50名、うち短期入所最大5名)
- ☆岐阜県総合医療センター障がい児施設「すこやか」の整備
(入所定員30名、うち短期入所2名)

＜施策立案調査＞

- 在宅重症心身障がい児者実態調査
- 重症心身障がい者入所施設整備調査

▽23年度～、☆24年度～、□25年度～、○26年度～、◎27年度～、●28年度～、■29年度～

在宅障がい児者家族支援

重症心身障がい在宅支援センター「みらい」の運営

- ・在宅重症心身障がい児者の家族や関係機関向け相談窓口を整備（H27.4.10開所）。障がい児看護に知見のある看護師を雇用し、常勤1名、非常勤3名で運営。特に医療面からの電話や訪問等による相談対応のほか、必要に応じてサービス調整のための多職種カンファレンス等も実施
- ・障がい児者の家族が気楽に集まって情報交換する場づくり（H27.2～）や、家族同士をつなぐ機関誌の発行（H27.7～）、メールやホームページを活用した情報提供サービスを実施

事業実施団体 県看護協会（委託事業） 予算額 H28:10,000千円 H29:10,000千円

<H28年度の実績>

- ・ 相談件数 242件（電話134件、訪問86件、来所15件、メール7件）
サービス利用、就園、進学等に悩む家族、小児在宅に参入したい訪看、医ケアが不安な特支からの相談 など
- ・ 医療・福祉・教育などのサービス調整カンファレンスの実施 15件
- ・ 家族交流会 飛騨地区（H28.6：高山市 77人参加） 西濃地区（H28.10：大垣市 57人参加）
東濃地区（H28.12：瑞浪市 105人参加） 岐阜地区（H29.2：岐阜市 67人参加）
中濃地区（H29.3：美濃加茂市 68人参加）
- ・ 機関誌発行：H27.7創刊、H28.1第2号発行、H28.9第3号発行、H29.1第4号発行
- ・ 小児訪問看護人材育成研修（H28.9.10、H29.1.14の全2回コース）



専任看護師の確保による短期入所モデル事業

- ・深刻な看護師不足から短期入所の安定的運用が困難な多治見市において、在宅支援を行う訪問介護事業所との連携により、短期入所に専任で従事する看護師等を確保し、実際の短期入所を通じて人材の育成を図る。
- ・確保した看護師等が病院の非常勤職員として短期入所に従事。その人件費を病院が負担することで身分の安定を図る一方、短期入所の事業収入で賄えない赤字部分について県が支援。

事業実施団体

- ・多治見市民病院（委託事業）
- ・在宅支援グループみんなの手（委託事業）

予算額

H28:2,000千円
H29:2,000千円

短期入所の内容

- ・利用日 毎週 火・木・土・日曜日及び祝日の8:30～17:00
- ・対象者 重症心身障がい児者等（多治見市内外は問わない）
- ・特色 看護・介護以外の空き時間には利用者の療育・余暇活動等を実施



短期入所利用実績（H26年度は事業実施前）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年計
H28利用回数	47	47	34	41	38	38	41	43	43	48	48	44	512
H27利用回数	19	16	22	27	42	34	38	35	42	47	39	54	415
H26利用回数	3	3	2	3	2	5	4	3	3	4	5	4	41

【H29新規】 要電源重度障がい児者災害時等支援ネットワークの構築

【事業の概要】

- ・人工呼吸器など、日常的に電源を要する医療機器を使用する重度障がい児者にとって電源の喪失は生命の危機に直結するため、長期停電を想定した備えが必要。
- ・このため、医療機器の電源や医療資材の供給等について、医療機関や障がい児者の家族等に対する調査を実施し、有事の際に有効な支援が行えるよう医療機関、福祉施設、消防、電力会社、行政等の関係機関による支援体制を構築する。

事業内容

- 重度障がい児者災害時等電源確保ネットワークの構築に向けた協議の実施
- 関係機関向け調査（対象：災害拠点病院、重度障がい児者を受け入れる短期入所事業所等）
- 重度障がい児者向け調査（対象：要電源機器を使用する重度障がい児者）
- 重度障がい児者災害時等電源確保ネットワーク検討会議の開催

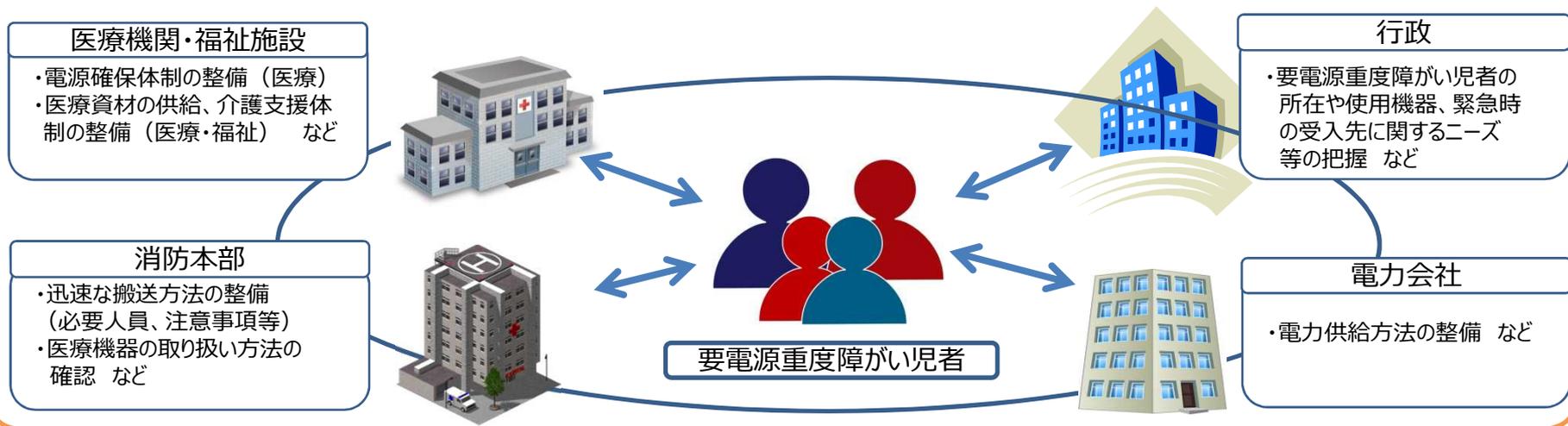
事業実施団体

岐阜県(直轄事業)

予算額

H29:1,000千円

重度障がい児者災害時等電源ネットワークの運用イメージ



重症難病患者拠点・協力病院設備整備事業

重症難病患者を受入れ、適切な治療を行うことができる体制を維持するために必要な医療機器等の整備を行う。

【支援内容】医療機器（人工呼吸器・患者監視装置）の整備

非常用電源装置（非常用発電機・無停電電源装置）の整備

【国庫補助基準額】人工呼吸器 2,452,000円/1台あたり、患者監視装置 1,563,000円/1台あたり

非常用発電機 212,000円/1台あたり、無停電電源装置 41,100円/1台あたり

岐阜県の難病医療体制

重症難病患者 拠点病院

岐阜大学医学部
附属病院

重症難病患者協力病院 36機関

岐阜 14医療機関

西濃 6療機関

中濃 6医療機関

東濃 7医療機関

飛騨 3医療機関

H28年度より新たに市立恵那病院が加入

OH29年度計画

東海中央病院

人工呼吸器 1台

可児とうのう病院

人工呼吸器 1台

下呂温泉病院

患者監視装置 3台

OH30年度計画

未定

地域の難病患者の受入れが円滑に行われ、
質の高い医療が提供できるよう設備整備が必要

OH28年度実績

可児とうのう病院

人工呼吸器 1台

1,590,000円

患者監視装置 1台

778,000円

下呂温泉病院

患者監視装置 3台

3,126,000円

大垣市民病院

無停電電源装置 4台

109,000円

事業効果

■重症患者4名へ非常用電源装置を備えることにより災害等発生時への対応が可能となる。

■現有する人工呼吸器及び患者監視装置は老朽化が進んでおり治療に支障をきたしている。最新の医療機器を導入することによって、より安全で質の高い治療が提供可能となる。

医療・福祉人材の育成・確保

医師、看護師、セラピスト向け

岐阜県小児在宅医療実技講習会

<H28年度開催概要>

岐阜大学障がい児者医療学寄附講座と連携し、医師、看護師、セラピスト（PT・OT・ST）を対象とした多職種参加型の実技講習会を開催。

- ・医師、歯科医師、ME、OT、訪問歯科衛生士等を講師とした、在宅人工呼吸器管理（実習、トラブルシューティング）、摂食・嚥下、食事介助、口腔ケア等に関する講義・実習
- ・県外医師による基調講演（小児在宅医療における多職種連携の取り組み） など

事業実施団体

岐阜大学（委託事業）

予算額

H28:1,500千円

H29:1,500千円

（平成28年度実績）

- ・平成28年8月7日 ソフトピアジャパン（大垣市）
- ・受講者55名。
（医師：16名、看護師：23名、PT・OT・ST：16名）
※モデルとして重度障がい児・保護者も協力・参加

（参考：平成27年度実績）

- ・平成27年8月2日 岐阜県総合医療センター（岐阜市）
- ・受講者：50名
（医師：20名、看護師：20名、理学療法士：10名）
- ・実施内容
基調講演、胃ろう、気管切開等に関する講義・実習、
呼吸リハビリテーションに関する講義、実習



重症心身障がい児者看護人材育成研修

・重症心身障がい児者の在宅支援に重点を置き、訪問看護ステーションや特別支援学校と連携した実習を組み込むなど、重症児看護に関する年間約80時間の通年型プログラムによる本格的な専門研修を実施（H26年度～28年度の3ヶ年で計93名修了）

事業実施団体

岐阜県看護協会（委託事業）

予算額

H28:4,000千円 H29:4,000千円

研修概要（H28年度）

日程：H28年6月13日～H29年2月13日（全13日）

9日間：講義

4日間：施設等における実習（総合病院、診療所、訪問看護ステーション、特別支援学校、生活介護施設）

受講者：27名（医療機関、訪看、特別支援学校、福祉施設等の看護師、保健師）



小児・障がい児（者）リハビリテーション専門研修

- ・在宅の重症心身障がい児者の家族が今後最も利用したい医療サービスはリハビリ。
- ・しかし、入口となる小児を対象としたリハビリテーションを学んだ理学療法士等が少ないため、病院等においてもなかなか受け入れが進まない現状にある。
- ・このため受入れマインドの醸成に向けて、小児・障がい児（者）を対象としたリハビリテーションに関する専門研修を実施。

事業実施団体 岐阜県理学療法士会（委託事業）

予算額

H28:500千円
H29:500千円

【平成28年度実績】

日時：平成29年1月28日（土）
13:30～17:10
平成29年1月29日（日）
9:00～14:00

場所：岐阜県総合医療センター
講師：群馬パーズ大学 中徹先生
受講者数：43名
内容：講義と実技を交えた研修会



【H29新規】重症心身障がい児者等コーディネーターの育成

【課題】

- ・人工呼吸器管理や経管栄養、たん吸引など日常的に医療的ケアを要する重度障がい児者は、医療と福祉の狭間で、利用できるサービスは限られている。
- ・障がい分野には、医療・福祉双方の観点からサービス利用を調整する、介護保険制度のケアマネージャーに相当する調整役が存在せず、保護者自らが介護の合間にその役を担っていることが、全国的に大きな課題となっている。

【経過】

- ・平成28年7月 厚生労働省からコーディネータ人材育成に向けた研修実施の手引きやテキストが公表された。

【施策の目的】

- ・日常的に医療的ケアを要する重度障がい児者が、地域で安心して暮らしていけるよう各種サービス支援や支援を総合調整する者（コーディネーター）を養成する。

事業実施団体

(委託事業を予定)

予算額

H29:2,000千円

事業内容

<事業概要>

医療的ケアを要する重度障がい児者等の支援を総合調整するコーディネーターの育成を目的に、相談支援専門員等を対象に、重症心身障がいに関する専門知識や支援のスキルを習得するための研修を実施

<実施内容> ※厚労省の定めた手引きに準じて実施

- 対象者：相談支援専門員
- 定員：20名程度
- 研修期間：計4日間（うち2日間程度の演習含む）
 - ・重症心身障がい医療の特徴、具体的な医療的ケア等に関する講義
 - ・在宅支援施設関連施設等の理解、医療・福祉・教育の連携等に関する協議
 - ・事例をもとにした計画作成等の演習
 - ・事例検討、スーパーバイザーによる計画作成指導等の演習

岐阜県小児在宅医療研究会

- ・在宅重症心身障がい児者の支援者のすそ野を広げ、相互に顔の見える関係づくりを進めるために開催。
- ・全国の小児在宅医療分野で活躍する講師による講演と県内の関係者による事例発表を実施。
- ・H26年2月に第1回目を開催し、これまでに7回開催。参加者数はのべ約1,700名。家族も多数参加。愛知県、滋賀県、静岡県等、県外からの参加者も増加中。

事業実施団体 岐阜県(県直轄)

予算額

H28:1,000千円 H29:1,800千円

※H29は東海三県研究会、圏域別研究会と一体的に運用

【第6回】

平成27年12月12日 県立看護大学
テーマ：岐阜県小児在宅医療の最前線
基調講演：田村 正徳 埼玉医科大学 小児科 教授
報告：県内の様々な取組事例（演題募集）
参加者：約250名

【第7回】

平成28年12月18日 県立看護大学
テーマ：NICUから広がる支援の輪
～在宅児Aちゃんのケースから～
基調講演：紅谷 浩之 オレンジホームケアクリニック代表
シンポジウム：Aちゃんを支える多職種の取組み、総合討論
参加者：約300名



〔内訳：医療関係者（医師、看護師など）福祉関係者（相談支援専門員など）教育関係者（特別支援学校教員など）学生、家族など 愛知県、三重県、静岡県等、県外から参加者もあり〕

岐阜県小児・障がい児在宅医療・福祉資源調査

- ・県内の小児科、内科、外科、整形外科、訪問看護ステーション、歯科、薬局、福祉事業所に対し、在宅小児・障がい児者の訪問や受け入れの可否等に関する調査を実施。
- ・対応可能とされた事業所、関係機関地域資源を一覧に取りまとめ県ウェブページ上で公表。

在宅小児・障がい児者の訪問や受け入れを可とする事業所数 / 調査対象事業所数

- 病院・診療所：86 / 1,315
- 歯科医院：240 / 950 (通院可を含む)
- 訪問看護ステーション：56 / 113
- 薬局：320 / 1,014
- 福祉事業所：192 / 680

事業実施団体

岐阜県 (県直轄)

作成年度

H26.1:着手 / H27.6:公表

(1) 病院・診療所

回収数 1,008機関 / 送付数 1,315機関 (回答率：76.7%)

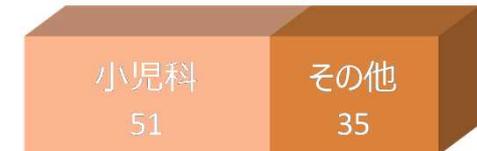
うち小児科 485 / 631 (76.9%) うちその他の診療科 523 / 684 (76.5%)

小児・障がい児への訪問診療や往診が可能 86機関 (8.5%) ※条件付き可能を含む

訪問可能な診療所 (86) の内訳

うち、小児科等：51機関 (10.5%)

内科・外科・整形外科等：35機関 (6.7%)



(2) 訪問看護ステーション

回収数 101事業所 / 送付数 113事業所 (回答率：89.4%)

小児・障がい児への訪問看護が可能 56事業所 (55.4%) ※条件付き可能を含む

上記のうちリハビリスタッフの配置状況 (事業所数)

リハビリスタッフの在籍事業所数

理学療法士	40	作業療法士	26	言語聴覚士	6	在籍なし	11
-------	----	-------	----	-------	---	------	----

3. 医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

来年度の目標

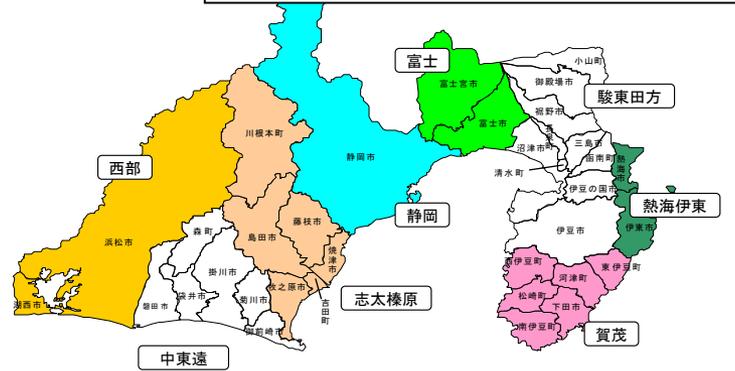
- ・在宅重度障がい児者（医療的ケア児）家族支援・レスパイトの充実の推進
- ・重度障がい（医療的ケア児）に対応できる医療・福祉人材の育成・確保の推進
- ・小児等在宅医療に関する多職種連携・普及啓発の推進
- ・岐阜県立特別支援学校に在籍し、「岐阜県立特別支援学校における医療的ケア実施要項」に規定する医療的ケアを必要とする児童又は生徒の健康保持及びこれに必要な教育環境の整備（「岐阜県立特別支援学校における医療的ケア実施要項」（目的）より）

時期	実施内容	担当課
平成30年度通年	<ul style="list-style-type: none"> ・重症心身障がい在宅支援センターみらいの運営 ・現在医療型短期入所事業所が手薄な地域を中心として、インセンティブとなる補助制度やモデル事業等の活用により、レスパイトの受け皿（事業所、ベッド数、利用頻度等）を拡充 ・人工呼吸器等を使用する重度障がい児者の、震災時等の長期停電への備えとして、関係機関による電源や医療資材の供給等に関する協力・支援体制を構築 	医療福祉連携推進課
平成30年度通年	<ul style="list-style-type: none"> ・レスパイト、訪問看護など、重度障がい児者（医療的ケア児）の在宅生活に必要なサービスの担い手となる医師、看護師、セラピストのほか、痰吸引・経管栄養管理に対応できる介護職員や在宅支援を総合調整するコーディネーター等の育成・確保に向けた研修等を実施 	医療福祉連携推進課

時期	実施内容	担当課
平成30年度通年	<ul style="list-style-type: none"> ・医療・福祉・教育等の関係者を対象とした研究会の開催、地域連携パスや地域資源マップをはじめとする連携ツールの作成・運用など、小児等在宅医療の普及啓発・多職種連携の促進に向けた事業を実施 	医療福祉連携推進課
平成30年度通年 (年2回程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者総合支援懇話会(重症心身障がい・医療的ケア部会)の開催 医療・福祉・教育・保育・保健・行政等の有識者・関係機関における現状や課題の共有、連携の促進 	医療福祉連携推進課
平成30年7月下旬 予定	平成30年度医療的ケア看護講師研修会	特別支援教育課
平成30年8月上旬 予定	医療的ケア専門研修 ～(仮)特別支援学校における医療的ケアの実際～	教育研修課 (特別支援教育課)
平成30年8月～11 月(年2回)	平成30年度医療的ケア専門協議会	特別支援教育課

静岡県

県内全ての圏域において、体制整備を進めている



1. 県又は政令市の基礎情報

基礎情報 (県内政令指定都市を除く)

①	圏域数	8圏域
②	人口	2,179,479人(推計人口)【H29.8.1現在】
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※県又は政令市設置のもの	重症心身障害児(者)在宅支援推進連絡調整会議
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	0人
⑤	医療型短期入所事業所数	4箇所【H29.9.1現在】
⑥	40歳未満の障害児者に対して訪問診療を行う医療機関数(うち小児患者に対応できる医療機関数)	統計データなし
⑦	40歳未満の障害児者に対して入院治療を受け入れる病院数(うち小児患者に対応できる医療機関数)	統計データなし
⑧	訪問看護事業所数(うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数)	112箇所【H29.8.1現在】 (小児対応 82箇所)【H28.6調査時点】
⑨	看護師を配置している保育所の割合(うち医療的ケア児に対応できる保育所数)	統計データなし
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数	195人【H28.5.1調査時点】
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数	49人【H28.5.1調査時点】
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数	4人【H28.5.1調査時点】

県重症心身障害児者在宅支援ネットワーク

重症心身障害児者在宅支援推進連絡調整会議

(県自立支援協議会 重心部会)

重心施設関係者、親の会、医療関係者、学識関係者、行政関係者等で構成



重症心身障害児者在宅支援ネットワーク全県幹事会

各地区の重心ネットワークの情報・課題を共有



東部地区



中部地区



西部地区

圏域自立支援協議会重心部会・圏域ネットワーク

1. サービス資源の開発と活用ー1

単位(千円)

事業名	事業内容	H29予算
障害児者ライフサポート事業費助成	障害福祉サービスを補完し、地域ニーズに合ったきめ細かいサービスを実施する市町に対して助成 ○重心単価を拡充 ・ヘルパー派遣、短期入所、デイサービス ○重心利用に係る補助限度額の加算	23,000
在宅重症心身障害児(者)等利用施設医療支援事業費	医療的ケアが必要な重症児者が利用する通所施設等において看護師配置を促進 ○通年利用型(年間を通じて受入) ○スポット利用型事業所(定期的又は一時的に受入)	5,138
難病患者介護家族リフレッシュ事業費助成	家族の介護負担の軽減のため、在宅及び学校で訪問看護を提供する市町に対して助成 ○在宅支援事業(診療報酬に基づく訪問看護に引き続き行う滞在型の訪問看護) ○就学支援事業(登下校時や在校時における医療的ケアに要する経費)	10,000

1. サービス資源の開発と活用—2

区分		内容
事業名		在宅重症心身障害児者短期入所利用確保事業費助成(H29年度～)
目的		在宅重症心身障害児者の生活支援のため、保護者のレスパイトを目的とした医療機関における重症心身障害児者の短期入所を促進する助成制度を創設する。あわせて、医療機関に専門家を派遣するなど開設支援を行う。
事業内容	短期入所 助成	入院診療単価と医療型短期入所に係る報酬との差額を補助 ○補助率—県1/2、市町1/2
	開設支援	医療型短期入所事業所の開設を希望する医療機関に対して開設支援を行う専門家を派遣
	整備促進	医療機関等への働きかけ、制度啓発
H29予算		4,500千円

2. 在宅重症心身障害児者を支援する人材の養成—1

区分	対象者	内容
看護従事者研修	重心関連施設、訪問看護ステーション及び医療機関等に勤務し、重症児者の医療的ケアを行っている(予定のある)看護師	講義 1日 実習 1日
介護従事者研修	重症児者の介護を行っている(予定のある)障害児者関連施設に勤務する福祉・介護職員及びホームヘルパー	講義 1日 実習 1日
ケアマネジメント従事者研修	相談支援専門員、その他重症児者の処遇に積極的に取り組む施設職員等	講義 5日

単位(人)

区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	計	
看護	72	69	55	47	52	50	59	447	
介護	93	61	56	54	60	62	50	496	
ケアマネ	ベーシック	—	34	21	37	47	32	53	271
	スキルアップ [○]	—	—	44	53	57	47	38	330

2. 在宅重症心身障害児者を支援する人材の養成—2

区分	内容
事業名	在宅重症心身障害児者対応多職種連携研修事業(H29年度～)
目的	地域において医療及び福祉の専門職が連携して在宅重症心身障害児者の支援にあたることができる人材養成研修を実施する。
対象者	医師、看護従事者、介護従事者、ケアマネジメント従事者
研修内容	<ul style="list-style-type: none">・圏域単位で実施(県内6会場)・多職種が合同でケーススタディ等を実施して連携方法を学ぶ

3. 医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

「重症心身障害児(者)の在宅支援施策についての提言」に基づき、以下の施策に引き続き取り組む。

- ・在宅生活を支えるサービス資源の開発と活用
- ・看護師等、重症児者の在宅支援を担う人材の確保・充実
- ・重症児者の在宅支援を推進するためのケアマネジメントの普及
- ・在宅生活を支える中核施設の機能充実

愛知県

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報

①	圏域数（医療的ケア児支援体制整備するにあたって用いている圏域。例：二次医療圏、障害保健福祉圏域等）	12（平成29年9月1日現在）
②	人口	7, 524, 650人（平成29年8月1日現在）
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの（名称、事業名）	平成30年度設置予定
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	未実施
⑤	医療型短期入所事業所数	10事業所（平成29年4月1日現在）
⑥	40歳未満の障害児者に対して訪問診療を行う医療機関数 （うち小児患者に対応できる医療機関数）	1, 201箇所（平成26年10月時点（全数）・40歳未満の障害児者及び小児患者の対応医療機関は把握していない）
⑦	40歳未満の障害児者に対して入院治療を受け入れる病院数 （うち小児患者に対応できる病院数）	把握していない
⑧	訪問看護事業所数 （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	582箇所（平成29年1月時点・小児患者の対応訪問看護事業所は把握していない）
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） （うち医療的ケア児に対応できる保育所数）	23. 16%（215園）うち33園 （平成29年4月1日現在）※名古屋市除く
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数	338人（平成28年5月1日現在）※名古屋市除く
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数	76人（平成28年5月1日現在）※名古屋市除く
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数	16人（平成28年5月1日現在）※名古屋市除く

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

愛知県

<医療分野>

○小児在宅医療連携推進事業

【主な事業内容】

重症小児患者の訪問診療や急変時の対応等、在宅支援のための研修会、講演会等の実施

【事業実施主体】

郡市区医師会及び病院(2か所)

【取組年度】

平成27年度

○小児在宅医療普及推進事業

【主な事業内容】

地域の医師を対象とした重症小児患者の治療等に関する研修会を実施

【事業実施主体】

愛知県医師会

【取組年度】

平成28年度、平成29年度

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

愛知県

<教育分野>

○愛知県立特別支援学校における医療的ケア連絡協議会

- 平成17年度より、愛知県立特別支援学校において実施すべき医療的ケアの内容及び実施・連絡体制並びに緊急時の対応方法等について協議
- 年間3回実施(6月・10月・2月)
- 医療的ケア実施校の校長、愛知県医師会学校保健部会代表、小児科医師等(各校指導医)、看護師に関する団体等の職員代表(大学教授(看護学科))、愛知県健康福祉部障害福祉課長、愛知県教育委員会関係課長、医ケア実施校の保健主事・養護教諭・看護師の代表で構成
- 県教育委員会主催

○国庫補助事業を活用した小学校・中学校・特別支援学校への看護師配置・増員

- 平成29年度、文部科学省国庫補助事業(インクルーシブ教育システム推進事業)を活用し、11市町に16名を配置。県立特別支援学校に5名を増員
- 県教育委員会主体

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

愛知県

○医療的ケア研修会

- 平成17年度より、公立特別支援学校の保健主事、看護師、養護教諭、関係教諭を対象に年1回実施
- 気管切開、人工呼吸器、重度・重複障害児などのテーマについて、指導医が持ち回りで実技を交えた講義を行う
- 県教育委員会主催

○医療的ケア対象児童生徒が在籍する県立特別支援学校への指導医の配置(委嘱)

- 平成17年度より、県立特別支援学校において実施される医療的ケアを、安全かつ円滑に実施するため、小児科医等を学校に派遣し、医療的ケアに関する指導・助言等を実施
- 県教育委員会は、学校1校につき1名の医療的ケアに関する指導医を小児科医等の中から委嘱
- 指導医は、年に1回以上、学校を訪問し、医療的ケアに関する個別の指導・助言、教職員及び看護師への医療的ケアの基礎知識に関する研修を行う
- 指導医に対して、予算の範囲内において謝金及び旅費を支給

3. 医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

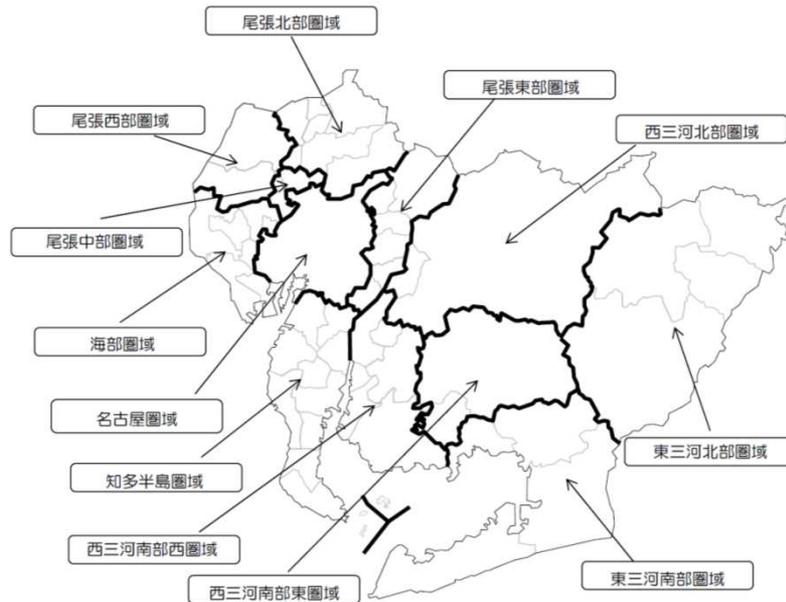
来年度の目標

- 協議の場の設置及びコーディネーターの養成【初年度】(関係機関等との連携)
- 国庫補助事業を活用するなどして、看護師の適正配置や必要に応じた増員を行っていく(教育分野)

時期	実施内容	担当課
4月～	協議の場の設置・コーディネーターの養成	障害福祉課
4月～	小児在宅医療普及推進事業の実施(予定)	医務課
4月～	指導医の委嘱	特別支援教育課
6、10、2月	県立特別支援学校における医療的ケア連絡協議会(年3回)	特別支援教育課
8月	医療的ケア研修会	特別支援教育課
9月	看護師配置に関する調査	特別支援教育課
10月	予算要望(小、中、特別支援学校)	特別支援教育課
11月	看護師の適正配置、必要に応じた増員	特別支援教育課

圏域名	圏域に属する市町村
名古屋	名古屋市
海部	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
尾張中部	清須市、北名古屋市、豊山町
尾張東部	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町
尾張西部	一宮市、稲沢市
尾張北部	春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町
知多半島	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
西三河北部	豊田市、みよし市
西三河南部東	岡崎市、幸田町
西三河南部西	碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市
東三河北部	新城市、設楽町、東栄町、豊根村
東三河南部	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市

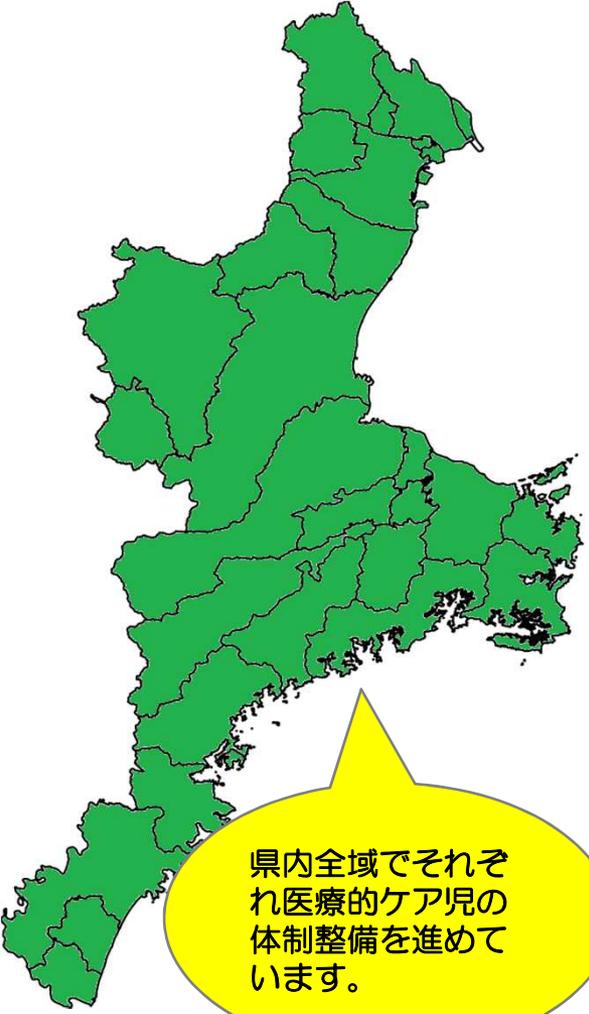
障害保健福祉圏域



三重県

1. 県の基礎情報

基礎情報



①	圏域数（障害保健福祉圏域）	9圏域
②	人口（H29.8.1現在）	1,799,278人
③	医療的ケア児支援のための協議の場（H27年度～）	三重県障害者自立支援協議会医療的ケア課題検討部会
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数（H29.9.1現在）	0人
⑤	医療型短期入所事業所数（H29.9.1現在）	8事業所
⑥	40歳未満の障害児者に対して訪問診療を行う医療機関数（うち小児患者に対応できる医療機関数）（H25.10現在）	不明 (20医療機関) (参考)H27年度に訪問診療を行った機関は9機関
⑦	40歳未満の障害児者に対して入院治療を受け入れる病院数（うち小児患者に対応できる病院数）	不明
⑧	訪問看護事業所数（H28.8現在） （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	不明 (41事業所)
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） （うち医療的ケア児に対応できる保育所数）（H28年度）	不明 (5か所)
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数（H28年調査：通学生のみ）	87人
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数（H28年調査）	32人
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数	2人

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

三重県

○協議の場等の設置

- ・県庁内関係各課及び三重大学医学部附属病院小児トータルケアセンターとの情報共有等の場を設置(H26年度～ 県・三重大学医学部附属病院)
- ・三重県障害者自立支援協議会医療的ケア課題検討部会の設置(H27年度～ 県)
- ・モデル地区における小児在宅医療ネットワークの構築及び県内他地域への拡大(H25~26年度 国、H27年度～ 県)

○多職種連携による地域支援体制の構築

- ・小児在宅医療に関する医療・教育・福祉サービスの情報提供体制の整備、相談支援及び啓発、小児在宅支援に関わる資源開発及びレスパイト・短期入所施設の体制整備(H25年度～ 三重大学)
- ・障害福祉サービス事業所等を医療的ケアに関する支援の拠点として設置し、関係する分野との連携による途切れのない支援等が可能となる体制を整備する(H28年度～ 県)

○支援者・コーディネーターの人材育成

- ・医療・福祉・教育・保健関係者に対する研修会の開催、医学部生や看護学生への教育及び小児科開業医並びに訪問看護師に対する研修会の開催(H25年度～ 三重大学)
- ・相談支援専門員やソーシャルワーカー等に対する研修会の開催、障害福祉サービス事業所等の看護師等の人材育成(H28年度～ 県)

3. 医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

来年度の目標

- ・県内各地域での多職種連携ネットワークの構築等の体制整備
- ・重症児に対するリハビリテーション提供体制の構築に向けた検討

時期	実施内容	担当課
平成30年度 (予定)	・各地域における小児在宅医療連携ネットワーク構築の支援	地域医療推進課 障がい福祉課
平成30年度 (予定)	・医師、訪問看護師等の医療従事者や相談支援専門員等の福祉関係者を対象とした研修会の開催等による人材育成	地域医療推進課 障がい福祉課
平成30年度 (予定)	・医療的ケア児の人数やそれぞれの医療的ケアの内容等の基礎調査	地域医療推進課 障がい福祉課 子育て支援課 特別支援教育課
平成30年度 (予定)	・重症児リハビリテーションに関する研究会の開催	地域医療推進課

滋賀県

1. 県又は政令市の基礎情報

基礎情報

①	圏域数（医療的ケア児支援体制整備するにあたって用いている圏域。例：二次医療圏、障害保健福祉圏域等）	7圏域 (二次医療圏)
②	人口（平成29年4月1日現在）	1,410,833人
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの（名称、事業名）	滋賀県障害者自立支援協議会 (H18.4.1設置)
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	0人
⑤	医療型短期入所事業所数	4か所
⑥	在宅医療に対応できる医療機関数 (H29.7.1時点) (うち小児患者に対応できる医療機関数) (H26.12.1時点)	●在宅療養支援病院9か所 ●在宅療養支援診療所数133か所(47か所)
⑦	40歳未満の障害児者に対して入院治療を受け入れる病院数 (うち小児患者に対応できる病院数)	57か所(30か所) ※病院数
⑧	在宅医療に対応できる訪問看護事業所数 (H29.7.1時点) (うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数) (H28.10.1時点)	●訪問看護ステーション数 103か所(58か所)
⑨	看護師を配置している保育所の割合(数) (うち医療的ケア児に対応できる保育所数)	81/289園 (28%)
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数	158人
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数	43人
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数	30人

※⑨公私立の保育所、認定こども園(保育所型、幼保連携型、幼稚園型)を計上。
准看護師のみの配置も入れると
84園 29%

※学校生活において日常的に人工呼吸器を使用している通学生数
※隣接施設から登校する児童生徒を含む



医療関係

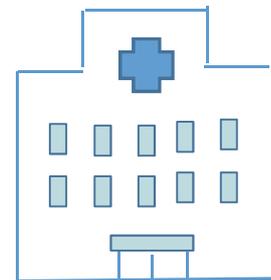
～小児在宅医療の課題～

小児在宅医療体制の不足（保護者の声）

- ・身近なかかりつけ医がほしい。医療的ケアが必要な児の多くはかかりつけ医がない現状
- ・緊急時、近くの病院は断られ、遠い主治医病院を受診するように言われた
- ・風邪であっても近医受診できず、遠方の病院まで通っている
- ・自宅に往診してくれる近医がない。

～医療的ケアが必要な児が身近な医療機関で医療やケアを受けられる医療体制づくり～

- 1 実態調査(平成29年5月)
医療的ケアが必要な児への診療状況調査の実施
- 2 体制の検討(平成27年度～)
小児在宅医療システム事業
医師や看護師、薬剤師等の多職種を含めた小児在宅医療体制の検討
- 3 人材育成(平成27年度～)
小児在宅医療人材強化事業
小児在宅医療を担う人材(医師、看護師等)の育成、強化
小児等への訪問看護スキルアップ同行訪問研修(H29～)
- 4 在宅療養移行の促進(平成25年10月～)
NICU等後方支援事業
NICU等長期入院児の円滑な在宅療養への移行促進
- 5 在宅療養中の管理・支援(平成27年度～)
日中一時支援事業
在宅療養中の家族の負担軽減、児を預かり、療養上の管理と支援
地域で医療的ケアが必要な児を支える医療機関の増加



2. 医療的ケア児支援のための取組概要

滋賀県
(滋賀の縁創造
実践センター)

滋賀の縁創造実践センター 民間福祉関係者が枠を超えてつながり、地域住民とともに社会とつながっていない人々の縁を紡ぎなおし、生き生きと地域のなかで暮らせるよう支援するしくみと実践を県下にくまなくつくっていくための推進母体

医療的ケアを必要とする重症障害児の入浴支援モデル事業(H27～)

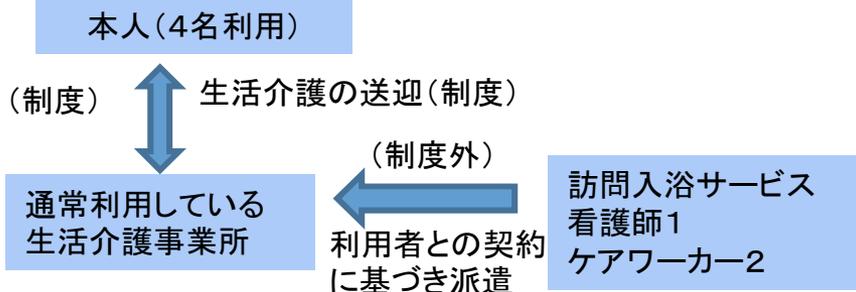
目的

在宅での入浴が難しくなっている重症心身障害児・者が地域の福祉施設のお風呂に看護師・ヘルパーの介助で入浴する新たなサービスの創出をめざす(モデル事業)

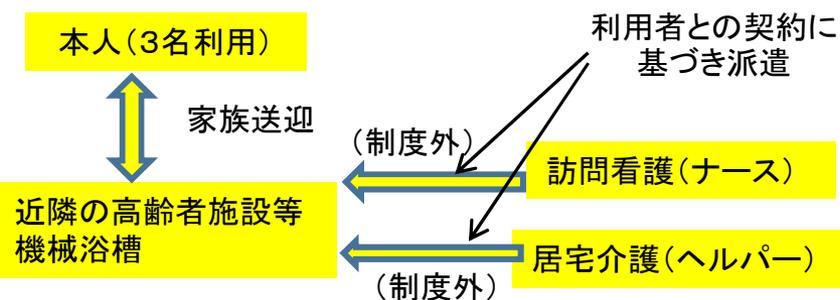
事業概要

県内の協力施設数:33施設(H29.3末)

モデル事業A(生活介護事業所等を活用した訪問入浴モデル)



モデル事業B(高齢者施設の入浴設備を利用した介助浴モデル)



※ 重症心身障害児・者の実態調査をする中で、入浴に関する課題が多いことが明らかになったため、重度の人、特に医療的ケアの必要な最も障害の重い人にスポットを当て、地域で安心して普通に暮らすことができるようモデル事業に取り組んでいる。

事業成果

これまで高齢者施設を障害児・者が利用する機会は限られていたが、モデル事業で受け止めていただく高齢者施設に、若年の障害児・者が出入りされることが醸し出す、日常とは違うよい空気感があると評価されている。

【医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援研究事業について】

■現状

- ・ 本県の県立特別支援学校では、スクールバスを整備している知肢併置の8校に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒の内、人工呼吸器の使用や痰の吸引など登下校中に医療的な処置を必要とする児童生徒については、安全上の配慮から保護者による送迎としている。
- ・ 平成29年度は、52名(13市2町)が保護者による送迎で通学している。

■事業概要

- ・ 県立特別支援学校の登下校時に、医療的ケアを必要とする児童生徒の送迎を行う保護者の負担軽減の方策について、平成26年度から検証を進めている。
- ・ 市町が行う障害福祉サービスである移動支援事業などを活用し、事業所の送迎車両に看護師を添乗させ、医療的ケアが必要な児童生徒を送迎する実証研究を行っている。
- ・ 医療的ケアを必要とする児童生徒の送迎に係る保護者の負担軽減に向けた方策の方向性を探るため、医師、大学教授、県市町福祉教育行政担当者等を委員とした医療的ケア児童生徒保護者支援研究会議を開催した。
- ・ 平成28年度までに5市1町がモデル事業を実施した。平成29年度も、未実施の市町を中心に実証研究を進める予定。

■課題

- ・ 重度の障害児に対応できる看護師の確保と送迎車両(事業所)の確実な確保
- ・ 地域の医療機関との連携

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

滋賀県

医療的ケア児に関する協議会

- (経緯) 平成29年3月 県障害福祉課の呼びかけにより、準備会を開催
平成29年5月 滋賀県障害者自立支援協議会内に「医療的ケア児に関する協議会」を設置

構成機関

分野	機関
医療	びわこ学園医療福祉センター草津、小児保健医療センター小児科
福祉	びわこ学園障害者支援センター、小児保健医療センター療育部、重心放課後デーサービス事業所
行政(県)	健康寿命推進課、障害福祉課、子ども・青少年局、リハビリテーションセンター、教育委員会特別支援教育課
事務局	滋賀県障害者自立支援協議会、(障害福祉課、健康寿命推進課)

<議題>

- 1 準備会
 - ・改正児童福祉法の説明
 - ・出席関係機関による医ケア児に対する取組の現状と課題の共有
- 2 今後の議題(案)
 - ・対象となる医ケア児の定義(「人工呼吸器、胃ろう、たん吸引、経管栄養」に限定する等)
 - ・定義した医ケア児の現状把握方法の検討

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報



①	圏域数 ※京都府障害保健福祉圏域図（保健福祉計画2次医療圏域）	6圏域
②	人口 ※H29.8.1現在	1,128,101人
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの（名称、事業名） ■「医療的ケアが必要な児童等への支援方策検討ワーキング」（H29～）年3回開催 ■「運営会議（府立特別支援学校における医療的ケア等体制充実事業）」（H22～）年2回開催	
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	—
⑤	医療型短期入所事業所数 ※H29.4.1現在	8施設
⑥	40歳未満の障害児者に対して訪問診療を行う医療機関数 （うち小児患者に対応できる医療機関数） ※在宅患者訪問診療数	275カ所 （85カ所）
⑦	40歳未満の障害児者に対して入院治療を受け入れる病院数 （うち小児患者に対応できる病院数） ※H29.6.30現在 入院できる病院数	67カ所 （34カ所）
⑧	訪問看護事業所数（うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数） ※H29.9.1現在	303カ所
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） （うち医療的ケア児に対応できる保育所数）※H28.4.1現在	23.2% 45カ所
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数 （京都市立学校を除く） ※H29.5.1現在	125名
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数 （京都市立学校を除く） ※H29.5.1現在	29名
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数（京都市立学校を除く）	2名（装着して通学）

2. 医療的ケア児支援のための取組概要 ①

1. 医療的ケアが必要な児童等への支援方策検討ワーキングの開催

担当課
障害者支援課
こども総合対策課

医療的ケア児、重症心身障害児等に対する医療・保健・教育等の連携のあり方と具体的施策及びコーディネーターのあり方等について検討を実施

2. 小児在宅医療支援に係る多職種連携を推進するための研修

担当課
こども総合対策課

地域で在宅療養児支援に係る多職種連携推進するため医療関係者等に対し、研修を実施。

3. 府内の各機関で在宅療養児を支えるための研修

担当課
こども総合対策課

地域で在宅療養児を支える府内各関係機関が理学療法をはじめとする支援を実施するため、適時・適切な研修が実施できるよう受講対象者ごとの研修を実施。

< 研修計画 >

	研修対象者	研修実施者（内容等）
①	周産期看護師、市町村・府保健所の保健師	府立医大（NICU等での実習等を含む）
②	地域のかかりつけ医	京都府医師会（在宅療養児支援の手法等）
③	訪問看護ステーションなどの看護師	京都府訪問看護ステーション協議会 （在宅療養児支援の手法等）
④	障害児支援施設職員等	南京都病院（在宅療養児支援の手法等）
⑤		花ノ木医療福祉センター（実習形式の研修）
⑥	医療・福祉・保健関係者（地域毎）	府保健所（座学、事例検討）

4. 在宅療養児支援体制検討委員会の開催

担当課
こども総合対策課

京都府内（京都市含む）における、医療的ケアを必要とする在宅療養児支援の連携体制を構築するため検討委員会を実施。

5. 医療的ケア児保育支援モデル事業の実施

担当課
こども総合対策課

2. 医療的ケア児支援のための取組概要 ②

6. 教育委員会の取り組み

- 「運営会議（京都府医師会、京都府看護協会、医療関係者、保護者の外部有識者及び健康福祉部、教育委員会により構成）」において、京都府立特別支援学校における医療的ケアを必要とする幼児児童生徒への支援、体制整備について協議する。
- 府立特別支援学校から各代表1名を選出し「医療的ケア担当者会」を構成。さらに担当者会を「研修会チーム」「ヒヤリハットチーム」「喀痰吸引等研修実施委員会」に分けて、計画的な研修実施や医療的ケアに関する情報提供及び啓発を行う。
 - ・「研修会チーム」は、府立特別支援学校の教員等を対象にした年1回の研修を企画・実施する。（例年1月実施）
 - ・「ヒヤリハットチーム」は、各府立特別支援学校のヒヤリハット事例について、独自様式により各校からの報告を受け、集約し分析したものを発信する。
 - ・「喀痰吸引等研修実施委員会」は、年2回（例年7月、8月実施）の喀痰吸引等研修の企画・実施を行うとともに、実施概要等について「運営会議」で報告を行う。
なお、喀痰吸引等研修については、府立特別支援学校と市町小・中学校の教員を対象として実施している。
- 教育委員会は、喀痰吸引等研修及び各校での実地研修等を修了した教員に研修修了証明書を発行したのち、各校が健康福祉部に従事者認定についての登録申請を行う。
- 府立特別支援学校に配置している看護師を対象に、年2回の研修会を実施。外部講師による講義、学校看護師と教員との協働に向けた協議などを行う。また、喀痰吸引等研修でのシミュレータ演習の手技についての講習や確認も行う。

3. 医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール①

来年度の目標

- ・医療的ケア児が地域において必要な支援を円滑に受けることができる体制づくりを整備する。
- ・地域で在宅での療養を支える人材をつなぎ(支援チーム構築(医療関係、障害福祉関係、保健関係、保育関係、教育関係)在宅療養を支える基盤を整備する。

時期	実施内容	担当課
平成30年度	医療的ケア児を地域で支援するための協議の場の設置	障害者支援課 こども総合対策課
	府内の各機関で在宅療養児を支えるための研修	こども総合対策課
	地域で在宅療養児支援に係る多職種連携推進するための研修	こども総合対策課
	医療的ケア児等コーディネーター養成研修	障害者支援課
	医療的ケア児支援促進モデル事業	障害者支援課
	医療的ケア児保育支援モデル事業	こども総合対策課

3. 医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール②

来年度の目標

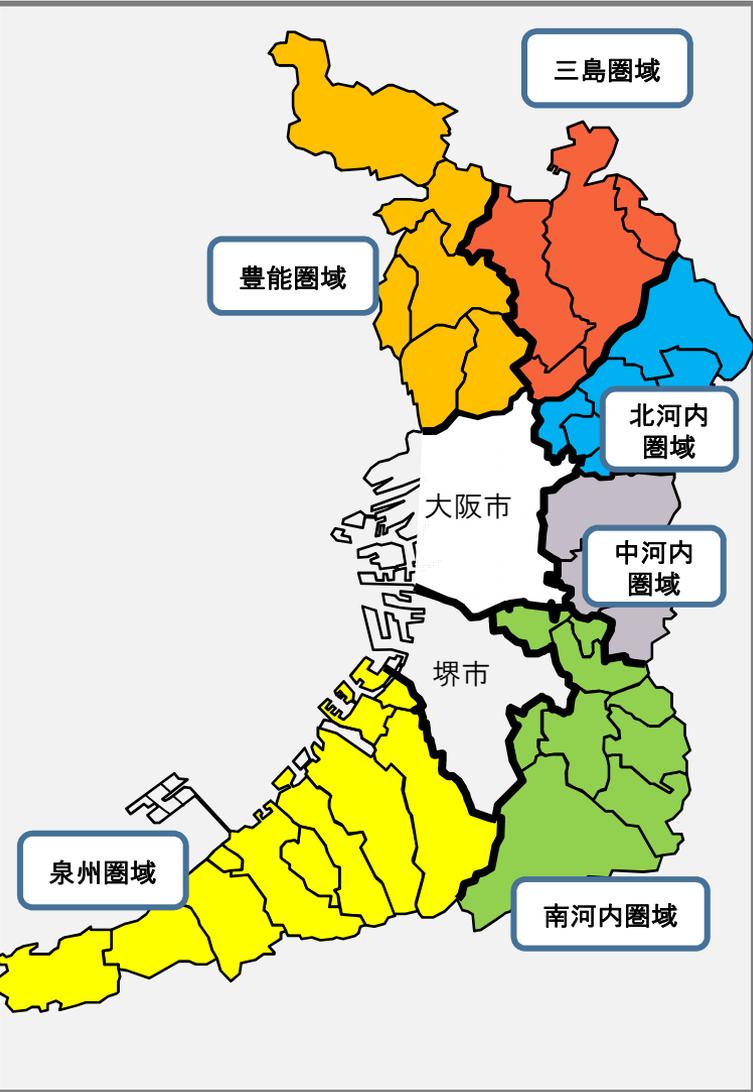
・府立特別支援学校に在籍する幼児児童生徒に対する医療的ケア等を安全に実施する体制を確保するとともに、幼児児童生徒一人一人のニーズに合わせたきめ細かな教育を一層推進する。

時期	実施内容	担当課
4月	府立特別支援学校訪問(学校看護師との懇談)	教育委員会
5月	第1回府立特別支援学校医療的ケア担当者会 第1回運営会議	教育委員会
6月	第1回喀痰吸引等研修実施委員会 第1回ヒヤリハットチーム会議(以降随時開催)	教育委員会
7月	第1回喀痰吸引等研修 第1回看護師研修会	教育委員会
8月	第2回喀痰吸引等研修	教育委員会
9月	第2回喀痰吸引等研修実施委員会	教育委員会
10月	第1回研修会チーム会議(以降随時開催)	教育委員会
12月	医療的ケア研修会	教育委員会
1月	第2回看護師研修会	教育委員会
2月	第2回運営会議 第2回府立特別支援学校医療的ケア担当者会	教育委員会

大阪府

基礎情報

1. 都道府県の基礎情報



①	圏域数	8 【重症心身障がい児者支援を二次医療圏域ごとに実施】
②	人口	8,832,084人 【H29.8.1 現在】
③	医療的ケア児支援のための協議の場	重症心身障がい児者地域ケア連絡会議を6圏域に設置 【H26-H28累計】
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	0 【平成29年度実施予定無】
⑤	医療型短期入所事業所数	22事業所 【H29.9.1 現在】
⑥	40歳未満の障害児者に対して訪問診療を行う医療機関数（うち小児患者に対応できる医療機関数）	不明 ※参考 近畿厚生局データ「在宅患者訪問診療医療機関」の算定結果:2,156【H26.10 現在】(近畿厚生局データ「小児科標榜医療機関」の算定結果:1,780【H29.6月現在】)
⑦	40歳未満の障害児者に対して入院治療を受け入れる病院数（うち小児患者に対応できる病院数）	不明 ※参考 近畿厚生局データ「障害者施設等入院基本料算定医療機関」の算定結果:1,688【H29.6 現在】
⑧	訪問看護事業所数（うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	999か所 【H29.4 現在】(不詳)
⑨	看護師を配置している公立保育所・認定こども園数（うち医療的ケア児に対応できる公立保育所・認定こども園数）	219か所(うち129か所) 【H29.4.1 現在】
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数	公立の特別支援学校:498【H28.5.1 現在(通学籍、訪問籍、入院する病院に併設する支援学校への通学生及び市立を含む)】 公立小・中学校:110【H28.5.1 現在】
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数	公立の特別支援学校:80【H28.5.1 現在】 公立小・中学校:100【H28.5.1 現在】
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数	公立の特別支援学校:18【H28.5.1 現在】 公立小・中学校:7【H28.5.1 現在】

2. 医療的ケア児支援のための取組概要(福祉:障がい)

大阪府

平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
医療的ケアが必要な障がい児等 地域生活支援システム整備事業		【知事重点】医療的ケアが必要な 重症心身障がい児(者)の 地域ケアシステム整備事業		【知事重点】重症心身障がい児者 地域ケアシステム整備事業		【知事重点】 重症心身障がい児者 地域ケアシステム 整備事業	重症心身障がい 児者地域ケアシ ステム整備事業
重心支援の拠点施設の 設置・運営(圏域ごとに 順次設置)		第4次障がい者計画の実施(重心児者への地域生活支援を最重点施策の一つとして位置づけ)					
介護職員向け研修の実施(身体介護技術研修)		「大阪府重症心身障がい児(者)地域生活支援センター」の設置・運営(政令市除く全6圏域)					
二次医療圏域圏域会議の開催(行政+拠点施設)		重症心身障がい児(者) 地域ケアシステム検討部 会で検討(報告書)		ケアコーディネート事業 (実態把握・障がい福祉 サービス体験会・医療的 ケア実施相談会の実施)		訪問看護師向け研修の実施 (障がい福祉サービス体験会 も実施)	
		委託		医療型短期入所整備促進事業の展開 (圏域を順次拡大し、全8圏域で実施)		二次医療圏域ケア連絡会議の開催(医師会、地域 病院、訪問看護ステーション、行政+拠点施設)	

【H29新規】厚生労働省(保育対策総合支援事業費補助金) 医療的ケア児保育支援モデル事業

医療的ケア児について、その保護者や児童が保育所等利用を希望される場合に、受け入れることができる保育所等の体制の整備を行う。

実施主体 : 都道府県、市町村

補助内容

看護師を雇い上げた際の費用を補助し、医療的ケア児の受入れを行う保育所等に必要に応じて看護師を派遣する。

あわせて、医療的ケア児を受け入れるに当たって以下の取組を実施。

- ・ 保育士のたん吸引等を実施するための研修受講を支援する(当該研修に係る代替職員の配置等)
- ・ 医療的ケア児受入れの際に、(研修受講済み)保育士を補助する保育士等の加配を行う 等



府内で、5市町(指定都市含む)が採択され、9施設で医療的ケア児12人の受入れを行う。

2. 医療的ケア児支援のための取組概要(母子保健)

大阪府

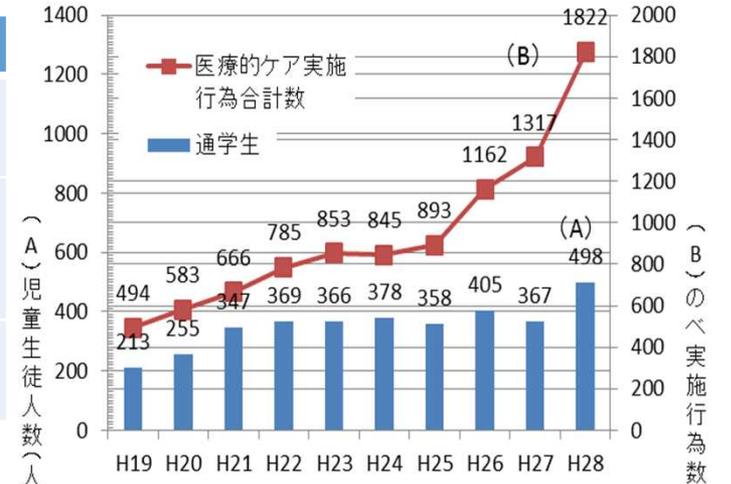
実施機関等	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
高度専門5病院	長期入院児退院促進事業 (ふるさと雇用再生基金事業)			小児在宅移行支援体制整備事業 (大阪府地域医療再生基金事業)					
	<ul style="list-style-type: none"> ○高度専門5病院にコーディネーター・エンパワメント支援員を配置 ○在宅移行支援バスの開発と試行 			<ul style="list-style-type: none"> ○在宅移行支援バスの活用推進 ○小児在宅移行支援に関する冊子の作成、他周産期医療機関への周知等 			各機関で移行バスの活用を継続		
府保健所単位で実施	在宅高度医療児ネットワーク構築事業 (大阪府地域医療再生基金事業)		小児在宅医療支援ネットワーク構築事業 (大阪府地域医療再生基金事業)						
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療実態調査 ・地域関係機関ネットワークづくり ・疾病児童等研修会 ・事例検討会 								
大阪府看護協会に委託				訪問看護ステーションにおける小児看護推進事業 (大阪府地域医療再生基金事業)					
				<ul style="list-style-type: none"> ・ナースングベビー購入・小児訪問看護技術研修 ・小児訪問看護の啓発・普及、相談・支援体制整備 			自主活動として継続		
大阪府医師会に委託 (平成27年度～)						小児のかかりつけ医育成事業 (地域医療介護総合確保基金事業)		小児のかかりつけ医確保事業 (地域医療介護総合確保基金事業)	
						<ul style="list-style-type: none"> ・ナースングベビーによる研修会の開催 		<ul style="list-style-type: none"> ・医療技術研修 ・同行訪問研修 	

大阪府の支援学校及び小・中学校における医療的ケア

府立支援学校

学校看護師	開始年度	備考
特別非常勤講師 (看護師)	H18年度～	29H/週を上限とし、学校の必要に応じて配置
高度医療 サポート看護師	H27年度～	国の教育支援体制整備事業補助金を活用(H27・28年は1校、H29年は2校に各1人の学校看護師を配置)
臨時技師 (看護師)	H28年度～	放課後の業務や泊を伴う行事にも対応

大阪府立支援学校における医療的ケア



※ H28年度の急増は、大阪市立特別支援学校12校が府に移管されたことによる

小・中学校

H18年度～ 市町村医療的ケア体制整備推進事業(H26年度より、政令市を含み実施)

障がいのある児童生徒の重度・重複化、多様化が進み、地域の小・中学校においても医療的ケアを必要とする児童生徒が増加しているため、対象児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、平成18年度より小・中学校に看護師を配置する市町村に対して、その経費の一部について財政的支援を行っている。

医療的ケアが必要な児童生徒が在籍する学校数(校数)			医療的ケアが必要な児童生徒数(人)						
小学校	中学校	総計	小学校		中学校		小・中学校計		
			通常の学級	支援学級	通常の学級	支援学級	通常の学級	支援学級	総計
67	20	87	5	82	1	22	6	104	110

3. 医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

来年度の目標

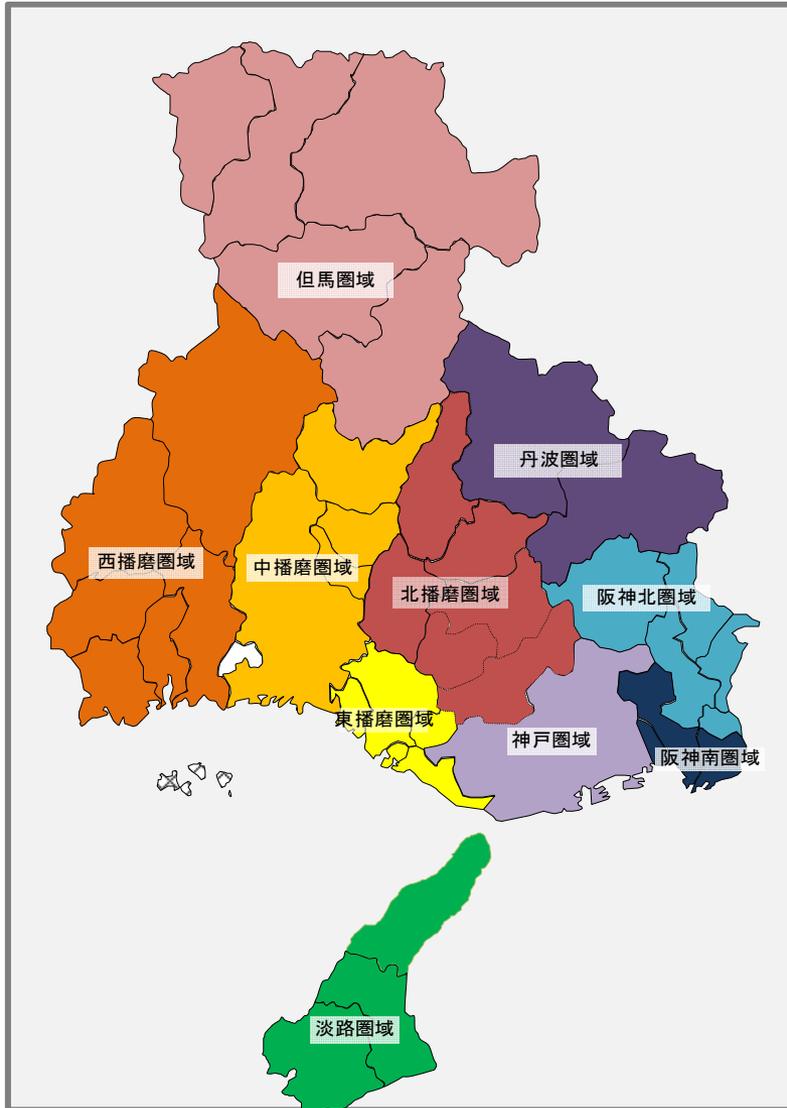
- ・医療的ケアに対応可能な短期入所・訪問看護師等の増加(福祉:障がい)
- ・保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とする体制の整備(福祉:子ども)
- ・小児の在宅医療を担う医師等を育成し、地域で「かかりつけ医」になるための仕組み作りを行う(保健)
- ・府立支援学校における医療的ケア実施体制の充実(教育)
- ・小・中学校における看護師配置の一層の促進(教育)

時期	実施内容(いずれも予算要求予定)	担当課
H29年度	医療型短期入所事業所開設支援(国事業)	【福祉】障がい福祉室
	医療型短期入所整備促進事業	
	医療的ケア児保育支援モデル事業(国事業)	【福祉】子ども室
	小児のかかりつけ医確保事業	【保健】保健医療室
	医療的ケア実施体制整備事業	【教育】教育振興室
	特別支援教育指導費 (安全対策 宿泊学校行事看護師付添い費)	
	高度医療サポート看護師配置事業(国事業)	
	医療的ケア実施体制構築事業(国事業)	

兵庫県

1. 兵庫県の基礎情報

基礎情報



①	圏域数（医療的ケア児支援体制整備するにあたって用いている圏域。例：二次医療圏、障害保健福祉圏域等）	10圏域
②	人口(平成29年8月1日現在 推計人口)	5,506,100人
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの（名称、事業名）	医療的ケア児支援関係者連絡会議
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	—
⑤	医療型短期入所事業所数（平成29年6月30日現在）	22事業所
⑥	40歳未満の障害児者に対して訪問診療を行う医療機関数（うち小児患者に対応できる医療機関数）	—
⑦	40歳未満の障害児者に対して入院治療を受け入れる病院数（うち小児患者に対応できる病院数）	—
⑧	訪問看護事業所数 （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数） 〔いずれも平成29年4月1日現在〕	603事業所 (132事業所)
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） （うち医療的ケア児に対応できる保育所数）	—
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数（平成28年5月1日現在）	354人
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数（平成28年5月1日現在）	132人
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数（平成28年5月1日現在）	32人

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

兵庫県

医療的ケア児支援関係者連絡会議

医療技術の進歩等を背景として、医療的ケアが必要なリスクの高い障害児（医療的ケア児）が増加していることを踏まえ、全ての支援者が医療的ケア児への配慮できるような総合的な生活支援（保育・教育・就労等）ネットワーク（情報共有・ケースマネジメント等）の構築をめざし、関係団体機関と情報交換を行うとともに、各種課題について協議・検討する。

福祉職を対象とした医療的ケア児支援研修会

対象・・特別支援学校教諭、保育所・幼稚園職員、障害児通所支援事業所職員、障害児相談事業所職員 等

県立特別支援学校医療的サポート推進事業（医師）

対象・・医療的ケアの必要な児童生徒が在籍する県立特別支援学校 15校
内容・・指導医師を月1回（4時間程度）、年11回（夏期休業中を除く）派遣し、主治医と校医をコーディネートし、当該児童生徒の医療行為を行う看護師を指導する。

医療的ケアのための看護師配置事業（国1/3）

対象・・医療的ケアの必要な児童生徒が在籍する県立特別支援学校15校
内容・・看護師を配置し、対象児童生徒の医療的ケアを行う。

3. 医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

来年度の目標

- ・医療的ケア児が地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、関係機関の連絡調整、全ての市町において連携体制を行う場の構築
- ・医療的ケア児に対する支援が適切に行える人材を養成

時期	実施内容	担当課
通年(28年度からの継続)	在宅重症心身障害児(者)訪問看護支援事業	障害福祉局 障害福祉課
通年(28年度からの継続)	介護老人保健施設を活用した医療型短期入所事業	障害福祉局 障害福祉課
通年(29年度からの継続)	医療的ケア児支援関係者連絡会議の開催	障害福祉局 障害者支援課
30年度予算成立後具体的に検討	医療的ケア児等コーディネーター養成研修事業	障害福祉局 障害者支援課
通年(29年度からの継続)	県立特別支援学校医療的サポート推進事業(医師)	教育委員会事務局 特別支援教育課
通年(29年度からの継続)	医療的ケアのための看護師配置事業(国1/3)	教育委員会事務局 特別支援教育課

奈良県

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報



①	圏域数（障害福祉圏域）	5圏域
②	人口（H29.9.1現在）	1,348,930人
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの（名称、事業名）	・重症心身障害児（者）支援ネットワーク会議（平成22年度） ・小児慢性特定疾病児童等地域支援検討会（平成29年度）
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数 （H29.9.1現在）	0人
⑤	医療型短期入所事業所数（H29.9.1現在）	4施設
⑥	40歳未満の障害児者に対して訪問診療を行う医療機関数（うち小児患者に対応できる医療機関数） 【施設基準:支援病or支援診1～3の届出施設数(H29.8.1現在)】	159施設(不明) ※40歳未満対応可否の集計はなし
⑦	40歳未満の障害児者に対して入院治療を受け入れる病院数（うち小児患者に対応できる病院数） 【施設基準:障害者施設等入院基本料の届出施設数(H29.8.1現在)】	9施設(不明) ※40歳未満対応可否の集計はなし
⑧	訪問看護事業所数 （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数） 【訪問看護ステーション数】（H29.7.1現在）	130施設(不明)
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） （うち医療的ケア児に対応できる保育所数）（H29.4.1現在）	31% (52施設) 医療的ケア対応は5施設
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数 （H28.5.1現在）	94人
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数 （H28.5.1現在）	15人
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数（H28.5.1現在）	2人

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

奈良県

事業名	事業内容	関係機関	開始年度
在宅重症心身障害児・者支援医療ネットワーク構築事業	在宅重症心身障害児・者支援のための医療ネットワーク構築会議の運営	医療機関、教育機関、障害福祉サービス事業所、当事者団体等	H23
在宅重症心身障害児・者支援地域医療体制構築事業	レスパイト等を目的とした地域の医療機関の体制整備	医療機関、教育機関、保健所等	H24
在宅重症心身障害児・者在宅支援者研修強化事業	障害福祉サービス事業所等の職員に対して、身体状態や生活状況等を理解する研修を実施	教育機関、障害福祉サービス事業所、当事者団体等	H24
重症心身障害児・者在宅医療支援事業	多職種の専門職員の連携による包括的な支援体制の構築に向けた研修の実施等	医療機関、教育機関、障害福祉サービス事業所等	H26
重症心身障害児・者レスパイトケア体制整備事業	レスパイトケアの実態を把握し、利用者と受入施設を繋ぐ窓口設置に向けた検討	医療機関、教育機関、障害福祉サービス事業所等	H27

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

奈良県

事業名	事業内容	関係機関	開始年度
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	小児慢性特定疾病児に対する相談、訪問、ピアカウンセリングの実施。	保健所	H27 (以前から他事業で実施)
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	小児慢性特定疾病児童等とその家族の生活実態及び支援に対するニーズを明確にするため、「小児慢性特定疾病を抱える児童等の実態調査」の実施	県保健予防課	H28
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	小児慢性疾病を抱える児および保護者が安心して暮らせるための体制整備を図るため、「小児慢性特定疾病児童等地域支援検討会」の開催	医療機関、患者会、訪問看護ステーション、自立支援員等	H29

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

奈良県

事業名	事業内容	関係機関	開始年度
宿泊学習等看護師派遣事業	医療的ケア児が宿泊を伴う行事等に参加する際に看護師を派遣	医療機関、教育機関	H 1 2
要医療的ケア児救急講習事業	医療的ケア児の緊急時の対応等について、主治医からの講習を実施	医療機関、教育機関	H 1 3

3. 医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

来年度の目標

・重症心身障害児・者が家族と安心して地域で暮らしていくために、受入機関の充実を図るとともに、介護者の負担を軽減できる生活支援体制づくりを目指す。

時期	実施内容	担当課
検討中	在宅重症心身障害児・者を支援するため、医療機関等で構成するネットワーク会議において、レスパイトや人材育成等について検討	障害福祉課
通年	医療機関等と連携し、保護者の介護負担軽減のために、日中一時支援を実施	障害福祉課
平成30年9月 ～1月	障害福祉サービス事業所等の職員に対して、養護学校と連携し、重症心身障害児・者の身体状態や生活状況等を理解する研修を実施	障害福祉課

3. 医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

来年度の目標

小児慢性特定疾病児童等とその家族に対して、「小児慢性特定疾病を抱える児童等の実態調査」より、必要な支援やサービスの需要などのニーズを明らかにし、地域での生活・療養するための支援整備を図り、日常生活場での悩みや不安等の解消を行い、健康の保持増進及び福祉の向上につなげる。

時期	実施内容	担当課
検討中	小児慢性特定疾病児童等地域支援検討会を開催し、 ①医療・保健・福祉サービスに関する情報集約・情報提供の機能強化と向上 ②児や保護者同士での交流機会の拡充 ③災害時支援の実態把握と調整 ④児および児の保護者の就労支援 ⑤レスパイト事業の拡充 について取り組みを検討し、優先順位をつけ実施する。	保健予防課
通年	・小児慢性特定疾病児に対する自立支援事業必須事業(相談、訪問、ピアカウンセリング等)の実施。 ・地域特性応じて地域療養ネットワーク推進会議や就学支援体制、災害時支援の体制等を検討し体制整備を図る。	保健予防課 (保健所)

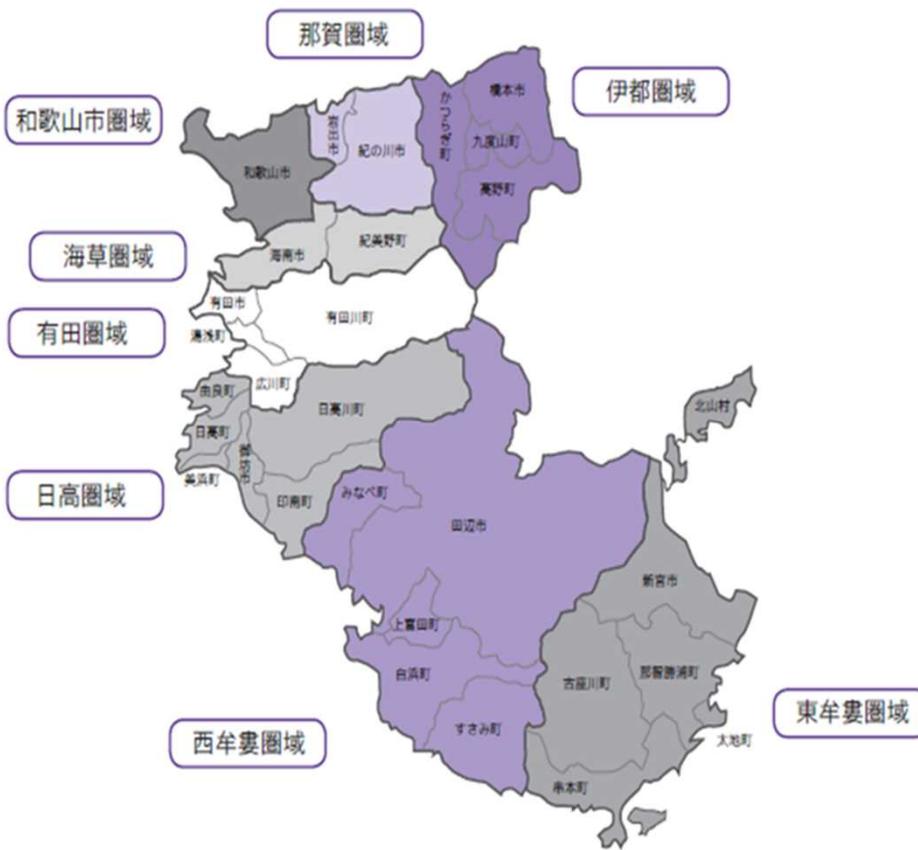
3. 医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

時期	実施内容	担当課
通年	泊を伴う行事等に看護師を派遣し、医療的ケアを必要とする児童生徒の社会参加活動を支援	学校教育課
通年	学校生活における配慮事項や緊急時の対応等について指導・助言を受けるため、医療的ケアを必要とする児童生徒の主治医との懇談を実施	学校教育課

和歌山県

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報



①	圏域数（医療的ケア児支援体制整備するにあたって用いている圏域。例：二次医療圏、障害保健福祉圏域等）	8圏域
②	人口(H29.8.1)	94.5万人
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの（名称、事業名）	和歌山県特別支援学校医療的ケア運営協議会
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	未実施
⑤	医療型短期入所事業所数(H29.4.1)	5
⑥	40歳未満の障害児者に対して訪問診療を行う医療機関数（うち小児患者に対応できる医療機関数）	統計データなし
⑦	40歳未満の障害児者に対して入院治療を受け入れる病院数（うち小児患者に対応できる病院数）	統計データなし
⑧	訪問看護事業所数（H29.9.1） （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	121 (37)
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） （うち医療的ケア児に対応できる保育所数）	16.3% (33) (4)
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数（H28）	88人
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数（H28）	16人
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数（H28）	6人

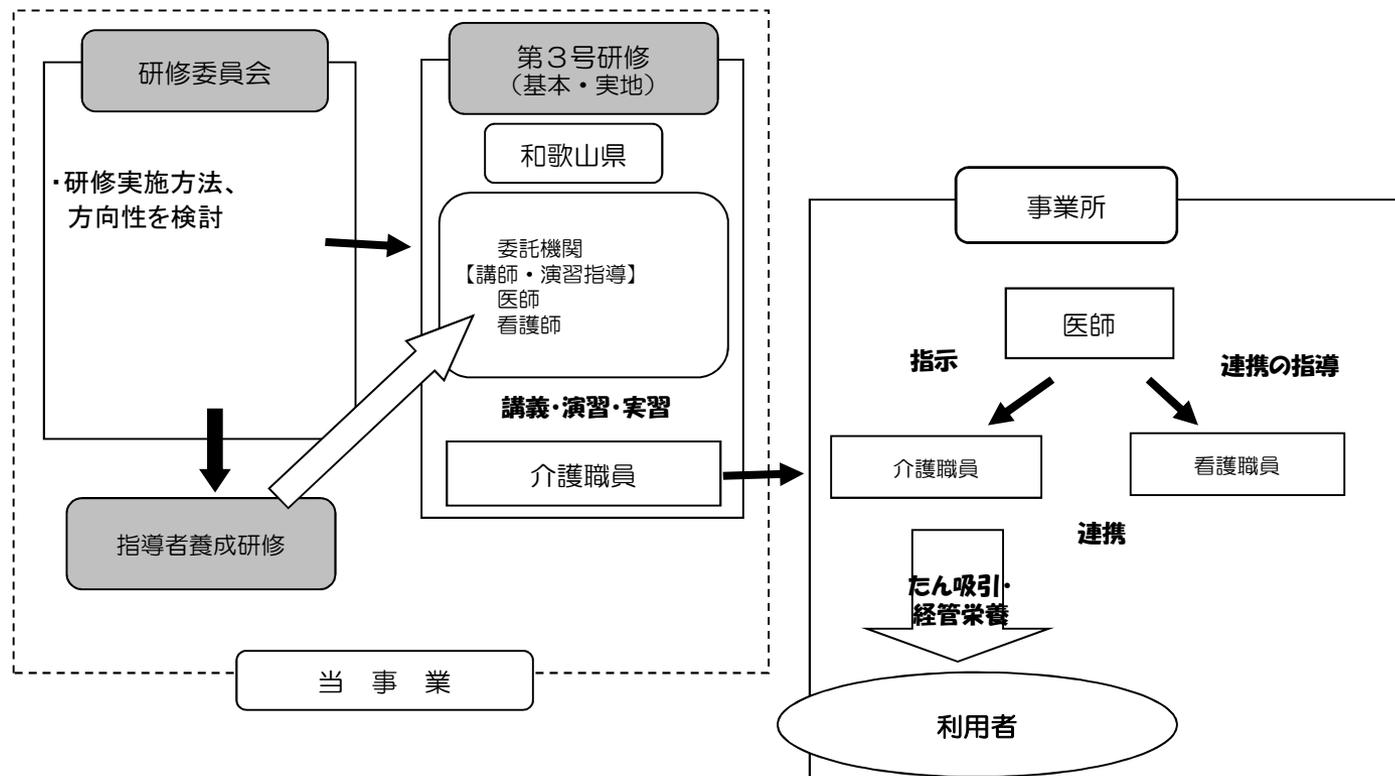
2. 医療的ケア児支援のための取組概要

・障害福祉従事者資質向上研修事業

(実施: 県 委託: 1法人 時期: 平成25年度～)

①「介護職員等によるたんの吸引等の実施」が制度化されたことに伴い、障害福祉サービス事業所の介護職員等がたんの吸引等の医療的ケアを行うために必要な研修を実施する。

②介護職員等がたんの吸引等を実施するために必要な研修(第三号研修)における指導者養成及び資質の確保を目的とし、研修を実施する。



2. 医療的ケア児支援のための取組概要

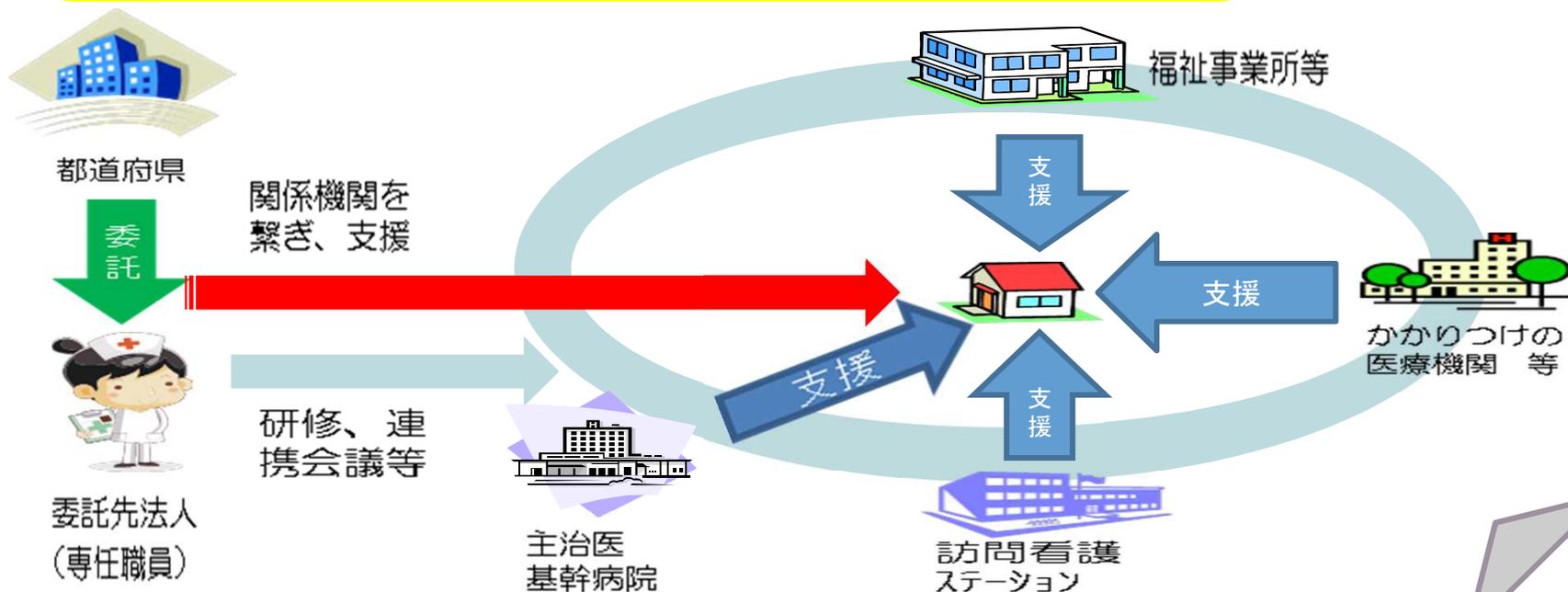
和歌山県

・重症心身障害児者等在宅医療等連携体制整備事業

(実施: 県 委託: 4法人 時期: 平成26年度～)

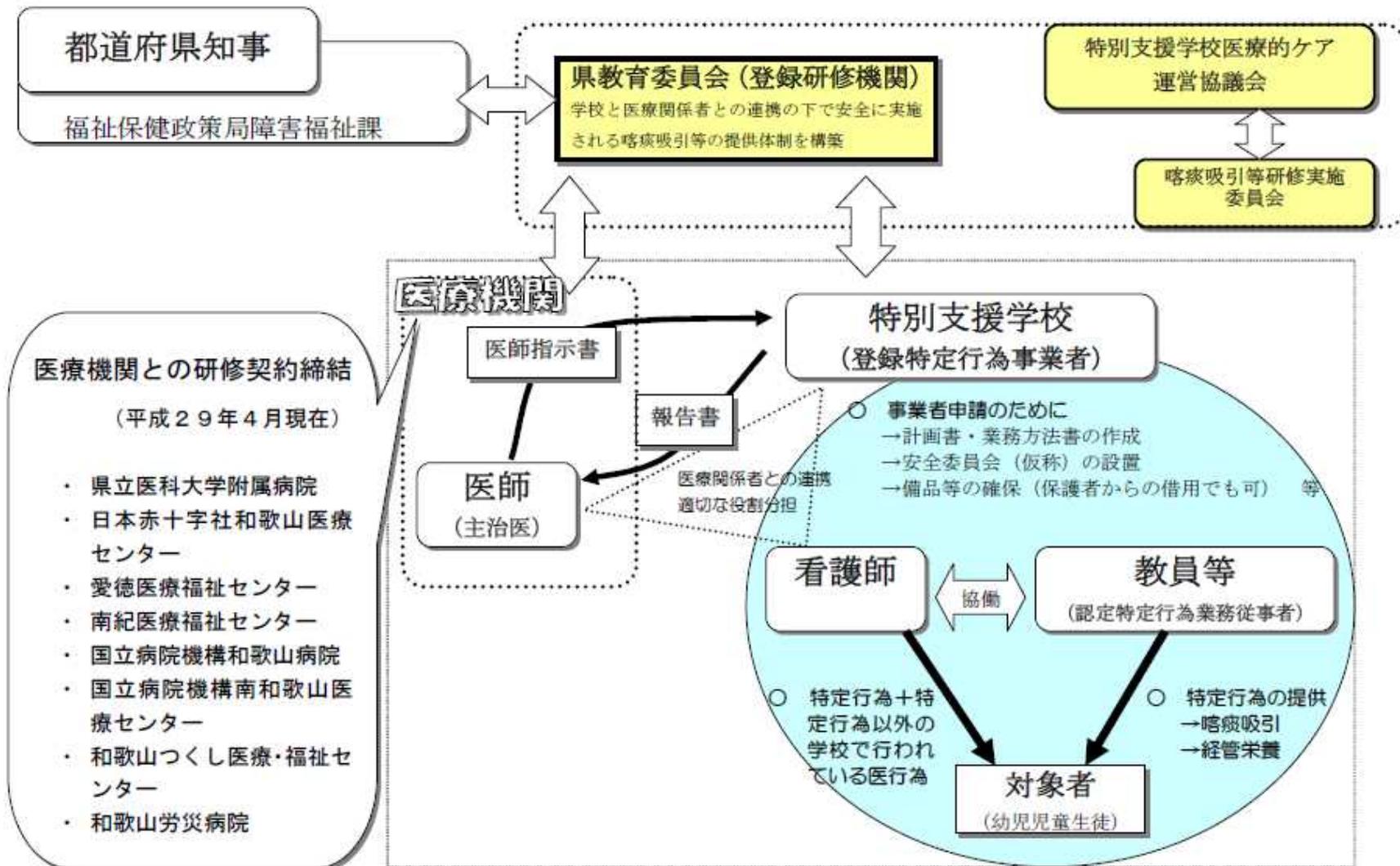
- ① 在宅で生活する医療的ケアが必要な対象者に、看護師が中心となり地域の病院・訪問看護事業所・福祉事業所等によるチームを形成し、対象者に必要な支援の役割分担、連携、支援方法の共有を行う。
- ② 在宅で暮らす重症心身障害児者個々人の事例を踏まえた対応方法の研修や必要な支援策についての勉強会を開催する。

重症心身障害児者の支援に専門性がある法人に委託（専任職員を配置）



2. 医療的ケア児支援のための取組概要

特別支援学校医療的ケア実施体制イメージ（和歌山県教育委員会）



平成29年度改善事項（県立特別支援学校医療的ケア実施体制）

① 看護師にかかる日額給与の改善

・児童生徒への医療的ケアの高度化・多様化、教員が実施する特定行為に係る研修業務等、学校看護師業務の負担増加を踏まえ、日額9,500円から、日額12,013に改善した。

② 看護師賠償保険への加入

・医療機関ではない学校環境下で、安心して看護業務を行えるよう、特別支援学校に勤務するすべての看護師について、看護師賠償保険に加入した。

③ 看護師研修会の開催

・学校に勤務する看護師としての専門性を向上させるため、年間2回の看護師研修会を開催。元大学教授や医師を招聘して、特別支援学校での医療的ケア実施についての講習や協議を行う。

④ 医療的ケアに関する講演会の開催

・本県における看護師と教員の協働による医療的ケア実施体制の充実のため、看護師と教員を対象とした講演会を開催した。

3. 医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

来年度の目標

- ・保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置
- ・ヒヤリ・ハットの蓄積・分析等による教員の危機管理意識の高揚【教育】
- ・看護師の専門性を向上させるための研修等の充実【教育】
- ・地域で安心して生活できる体制づくりの推進【障害福祉】

時期	実施内容	担当課
H30.4	喀痰吸引等研修(第三号研修)開催	特別支援教育室
H30.6	第1回和歌山県特別支援学校医療的ケア運営協議会開催	特別支援教育室
H30.7	喀痰吸引等研修(第三号研修)開催	特別支援教育室
H30.8	第1回特別支援学校看護師研修開催	特別支援教育室
H30.10	第2回和歌山県特別支援学校医療的ケア運営協議会開催	特別支援教育室
H30.12	第2回特別支援学校看護師研修開催	特別支援教育室
H31.1	特別支援学校医療的ケア担当者連絡会議開催	特別支援教育室
H31.2	第3回和歌山県特別支援学校医療的ケア運営協議会開催	特別支援教育室
	重心事業各圏域事業所連絡会議(毎月1回)	障害福祉課

鳥 取 県

1. 県の基礎情報



基礎情報

- ①圏域数 3
- ②人口:565,415人 (H29.9.1現在)

③	医療的ケア児支援のための協議の場 (名称、事業名)	なし
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修 修了者数	0人
⑤	医療型短期入所事業所数	6カ所
⑥	40歳未満の障害児者に対して訪問診療を行う医療機関数 (うち小児患者に対応できる医療機関数)	今後調査 予定
⑦	40歳未満の障害児者に対して入院治療を受け入れる病院数 (うち小児患者に対応できる病院数)	今後調査 予定
⑧	訪問看護事業所数 (うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数)	55事業所 (うち 小児対応 25事業所) (H29.9.1)

⑨	看護師を配置している保育所の割合 (数) (うち医療的ケア児に対応できる保育所数)	36.2% (55/152施設) (うち 医療的ケア児対応 41施設) (H29.9.1)
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数	80名 (H29.8.1) (学校看護師の対応者数)
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数	20名 (H29.8.1)
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数	3名 (H29.8.1) (日中使用者のみ)

2. 医療的ケア児支援のための取組概要①

鳥取県

福祉保健部実施

●本県においては、医療的ケア児支援について小児慢性特定疾患児や重度障がい児者の支援等の中で部分的に支援してきた。

【具体的な取組内容】

①小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

慢性疾病児童等及びその家族等の在宅療養を支える基盤づくり、相談支援による保健・医療・福祉の総合的なサービス提供体制について検討するため、実態調査を実施（H28年度）。H29. 8月より小児慢性特定疾病児童等自立支援相談窓口を開設。

②重度障がい児者医療型ショートステイ整備等事業

在宅の医療的ケアが必要な重症心身障がい児者等が地域で医療型ショートステイを利用できるよう、実施医療機関に対して助成を行うとともに、ヘルパーの派遣経費を県が負担する。

③NICUからの地域移行支援事業

NICUを退院した新生児や保護者が、不安なく安心して退院に向かうため、早期から訪問看護ステーションが関われる取り組み（訪問看護師の派遣）を実施

④障がい児者在宅生活支援事業

医療的ケアが必要な重度障がい児者が地域移行等をスムーズに行えるよう、自宅等に帰る前にグループホームで生活体験を行う。その他、障害者総合支援法などの支給の対象外について補助を行う。

地域移行推進事業／重症心身障がい児者受入れ事業所看護師等配置事業／エアーマットレス助成事業 等

⑤重度障がい児者支援事業

重症心身障がい児者等の地域生活や日中活動の場における支援、住まいの場（ショートステイ含む）の拡充に係る助成
重度障がい児者日中支援事業／重度障がい児者グループホーム夜間生活支援員配置事業／重度障がい児者利用施設基盤整備事業 等

●この度の児童福祉法の改正にあたり、医療的ケア児への支援内容についても「障害児福祉計画」に位置づけるよう検討している。

●なお、医療的ケア児が利用できる事業所を増やして、医療的ケア児の在宅生活を支援するため、放課後等デイサービス事業所職員等に対して、医療的ケア児への理解・知識を深める研修会を開催する。

●また、H27年度から日本財団と共同で「難病の子どもと家族の地域生活支援」事業に取り組んでおり、この中で、近年増加している医療的ケア児への支援についても検討し、人材育成や拠点整備を進めている。

2. 医療的ケア児支援のための取組概要②

県教育委員会実施(平成29年度実施事業)

①常勤看護師・非常勤看護師の配置

医療的ケアの実情に応じて常勤看護師及び非常勤看護師を配置する。

②鳥取県特別支援学校医療的ケア運営協議会の開催

特別支援学校における医療的ケア実施体制の整備と充実に向けた協議を行う。

③特別支援学校医療的ケア担当者会議の開催

医療的ケアに係る担当で協議や意見交換を行う。

④学校看護師の保険加入

学校看護師の賠償保険加入について、2,650円を上限に助成する。

⑤医療的ケア体制整備

学校看護師を配置する市町村に国庫補助と同額の補助(本年度限り)及び体制整備支援を行う。

⑥学校看護師研修の実施

学校看護師を対象に、最新の医療情報等、医療的ケアに関する研修を行う。

⑦教員研修の実施

医療的ケアの理解と自立活動における指導力の向上を目指した研修を実施する。

3. 医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール①

来年度の目標

- ・医療的ケア体制の整備(社会資源の充実と人材養成)。
- ・日本財団と共同した難病の子ども(医療的ケア児を含む)と家族の地域生活を支える連携ハブ拠点の整備。

時期	実施内容	担当課
平成30年4月1日	障害児福祉計画の策定	子ども発達支援課
平成30年度	医療的ケア児支援のための協議の場の設置(保健、医療、障害福祉、保育、教育等)	子ども発達支援課
平成30年度	医療的ケア児等コーディネーターの養成	子ども発達支援課
平成30年度	【日本財団共同事業】 ・地域連携ハブ拠点の整備 ・専門家人材の育成	子ども発達支援課
平成30年度	医療的ケア児支援に係る事業所職員研修の実施	子ども発達支援課

3. 医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール②

来年度の目標

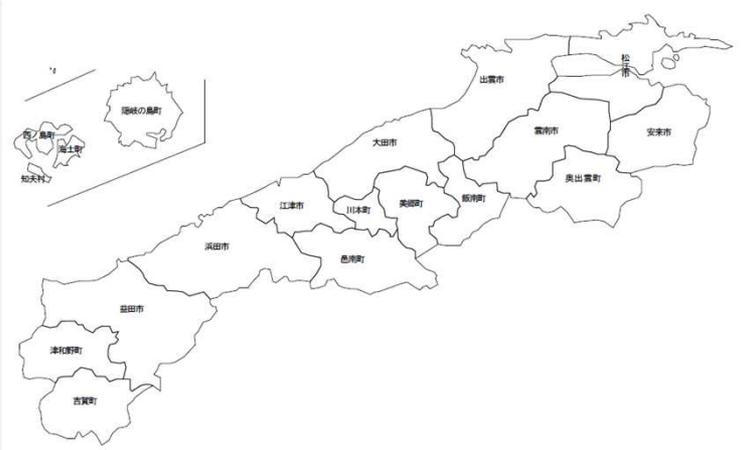
・幼児児童生徒の実態の重度・重複化、多様化等の状況に応じて、今後の看護師配置や医療職の配置や体制整備、関係部局との連携（特に、特別支援学校と近隣の病院との連携）、新たな学びの場の検討を進める。

時期	実施内容	担当課
平成30年4月	学校看護師の配置	教育委員会
平成30年度	学校における医療的ケア運営協議会の開催（特別支援学校における医療的ケア運営協議会を発展）	未定
平成30年度	学校看護師・教職員研修の実施	教育委員会
平成30年度	特別支援学校医療的ケア担当者会	教育委員会
平成30年度	医療的ケア体制整備・学校看護師に係る助成等	教育委員会

島根県

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報



医療的ケア児支援の体制整備が進んでいる圏域はまだありません。

①	圏域数	7圏域
②	人口 (H29.9.1)	684,868人
③	医療的ケア児支援のための協議の場	なし
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	0
⑤	医療型短期入所事業所数 (H29.9.1現在)	7事業所
⑥	40歳未満の障害児者に対して訪問診療を行う医療機関数 (うち小児患者に対応できる医療機関数) (H29.3月現在) ※訪問診療を行う医療機関数 (全年齢)	※576カ所 (未把握)
⑦	40歳未満の障害児者に対して入院治療を受け入れる病院数 (うち小児患者に対応できる病院数) (H29.9月現在) ※全病院数	※51カ所 (11カ所)
⑧	訪問看護事業所数 (うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数) (H28.4月現在)	71カ所 (37カ所)
⑨	看護師を配置している保育所の割合 (数) (うち医療的ケア児に対応できる保育所数) (H27.4.1現在)	36.7% (105園) (医療的ケア対応5カ所)
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数 (H28.5.1現在)	36名
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数 (H28.5.1現在)	12名
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数 (H29.5.1現在)	1名

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

島根県

項目	実施内容	取組年度	実施主体
医療的ケア必要児等ハイリスク児保健・医療連携事業	<p>(目的) 超未熟児や先天性の障害及び慢性疾患などにより、長期にわたり濃厚な医療を受けて在宅療養をする児とその家族に対し、関係機関が連携し、地域における在宅療養支援システムを構築することで、在宅療養生活を支援する。</p> <p>(内容) 1. 個別支援(支援フロー図を参考に、関係機関が連携して支援) 2. 支援体制の構築(研修会、検討会の実施)現在は、7圏域中1圏域で実施</p>	H18～	県健康推進課・各保健所
小児在宅医療の推進	訪問看護研修の一環として小児在宅医療研修を開催	H28～	県医療政策課・高齢者福祉課 (県看護協会へ委託)
小児在宅医療に係る施策の検討	在宅医療を必要とする小児及びその家族を対象にしたアンケート調査を実施し、生活状況とニーズの把握を行い、小児の地域包括ケアシステムの構築に向けた小児在宅医療に係る施策を検討する。	H29	県医療政策課・健康推進課・障がい福祉課・特別支援教育課
特別支援学校における医療的ケア実施体制整備	ガイドラインに則った医療的ケアの実施 (H16)「島根県医療的ケア実施体制ガイドライン」策定 (H28)「島根県立学校における医療的ケア実施体制ガイドライン」策定	H16～	県特別支援教育課
	学校看護師の配置	H12～	
	第3号研修を受けた教員による医療的ケアの実施	H24～	
	「島根県立学校医療的ケアの実施体制の整備に関する運営協議会」の設置	H29～	
身近な地域における重症心身障がい児向けサービスの充実	在宅重症心身障がい児(者)サービス提供体制整備事業 重心児を受け入れるために看護職員等を加配する事業所に対し人件費相当を補助	H17～	県障がい福祉課 (障害福祉サービス事業所へ補助)
	重症心身障がい児(者)巡回等療育支援事業 巡回方式または送迎方式により重心児への療育を実施する事業所に対して必要経費を補助	H24～	
重症心身障がい児の支援に関する理解促進	市町村、障がい児通所支援事業所、相談支援事業所等の関係者が重心児に関する知識を習得するための研修会の開催	H26～	県障がい福祉課

3. 医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

来年度の目標

- ・医療的ケア児の支援体制を協議する場の設置

時期	実施内容	担当課
未定	29年度に実施した小児在宅医療アンケート調査の結果をもとに、小児在宅医療に係る施策を検討	関係課
未定	医療的ケア児支援連絡協議会(仮称)の開催(慢性疾病児童等地域支援協議会(仮称)と一体的に開催予定)	関係課
	(その他、関係課による事業を実施)	

岡山県

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報

【医療的ケア児支援の体制整備】



資源の偏在はあるが、全県で医療的ケア児支援への体制整備を推し進めている。

①	圏域数（医療的ケア児支援体制整備するにあたって用いている圏域）	5
②	人口	1,909,247人 (H29.8.1時点)
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの（名称、事業名）	なし
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	46人
⑤	医療型短期入所事業所数	18(H29.4.1時点)
⑥	40歳未満の障害児者に対して訪問診療を行う医療機関数（うち小児患者に対応できる医療機関数）	不明
⑦	40歳未満の障害児者に対して入院治療を受け入れる病院数（うち小児患者に対応できる病院数）	不明
⑧	訪問看護事業所数 （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	123 (74)
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） （うち医療的ケア児に対応できる保育所数）	27.9% (120/430:幼保連携型認定こども園を含む。) (3園で条件付きで対応可)
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数	157人 (H28.5.1時点)
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数	46人 (H29.5.15時点)
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数	0人 (H29.5.1時点)

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

岡山県

- 小児等在宅医療連携拠点事業(社会福祉法人への委託事業)【開始年度:平成25年度】
- 一医療的ケア児等が在宅において必要な医療・福祉サービス等を受けることにより、地域で安心して療養できるよう、医療・保健・福祉・教育等の関係機関と連携し、地域で在宅療養を支える体制の整備に取り組んでいる。
- ・小児等の在宅医療が抱える課題の抽出と対応方針の策定
地域移行支援会議(行政、医療、福祉分野で構成)で、医療的ケアが必要な乳幼児のレスパイトサービス等について検討。
 - ・地域の医療、福祉、教育資源の把握と活用の検討
短期入所事業所連絡会 等
 - ・地域の小児等への在宅医療資源の拡充と専門機関の連携
小児科医と連携し、多職種(医療・保健・福祉等)による小児在宅医療を考テーマにした研修会の開催、訪問看護ステーション研修会、リハビリ専門研修 等
 - ・地域の福祉・教育・行政担当者との連携促進
ヘルパーステーション研修会 相談支援専門員研修会
児童発達支援センター・児童発達支援事業所との連携会議・研修
 - ・患者・家族の個別支援
専門のコーディネーターを配置し、電話や訪問等による個別支援を実施。
 - ・患者・家族や学校関係者等への理解促進、負担軽減
長期入院障害児等の保護者と在宅療養中の保護者の情報交換会
学校関係者と福祉サービス事業所との連絡会 等

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

○障害児等療育支援事業(委託実施)

ー対象者に重症心身障害児(者)を含み、訪問及び外来による支援(PT等)を実施。

○重症心身障害児者と家族の安心生活サポート事業(一部委託実施)【開始年度:平成26年度】

ー地域バランスのとれたレスパイトサービス環境の整備・充実を総合的に促進し、重症心身障害児者等とその家族が県内どこでも安心して生活できる社会の実現を図る。

・レスパイトサービス拡大促進事業

市町村と協働し、レスパイトサービスを実施する医療機関等に対する財政的支援を行い、身近な地域における当該医療機関等の拡大を図る。

・レスパイトサービス施設開設等支援事業

重症心身障害児者等の医療的ケアのために必要となる設備整備又は備品購入の経費の一部を補助し、レスパイトサービス施設の新規開設を促進する。

・レスパイトサービス職員研修等事業

重症心身障害児者等への医療的ケアに従事する看護師等の資質向上を図るため、重症心身障害児者等のケアの現場における看護職員及び介護職員を対象とした実習や、短期入所事業所への専門家及び主治医の派遣等を行う。

○医療的ケア児等コーディネーター養成研修事業(委託実施)【開始年度:平成29年度】

医療的ケア児等が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児等の支援を総合調整する者(コーディネーター)を養成する。

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

岡山県

○障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業(補助事業)【開始年度:平成29年度】

喀痰吸引等研修(第1号研修及び第2号研修)の受講の際に必要な代替職員の確保等に係る経費を助成することにより、障害福祉従事者の確保や専門性の向上を図る。

○喀痰吸引等3号研修事業

一在宅において喀痰吸引及び経管栄養を必要とする方に介護職員等がその行為を行えるよう、岡山県看護協会の協力を得て、介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修(基本研修)を実施。

○医療的ケア充実事業

一特別支援学校において、吸引や経管栄養等の日常的医療的ケアに係る看護師及び教員等の専門性を高めることにより、医療的ケアの実施体制の充実を図る。

・医療的ケアに係る運営協議会(年2回)

学識経験者、医師、学校関係者等からなる運営協議会を開催し、医療的ケアに関わる諸問題について協議する。

・医療的ケア対象行為拡充検討委員会(年2回)

特定行為の拡充に向け、安全性や看護師の業務等、学校の体制整備の在り方についてモデル校において検討する。

・医療的ケア新規担当教員研修(基礎研修会は年2回、実地研修会は年4回)

看護師の指導の下、新たに医療的ケアを実施する教員は研修を修了する必要があるため、当該研修を実施する。

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

岡山県

・医療的ケア担当者連絡協議会(年1回)

日常的・応急的手当に関する理論や手技の習得、ヒヤリハット事例を共有し、今後の充実を図る。

・医療的ケア指導医派遣事業

重度重複児に対応した医療機関が遠く、医療的ケアの指導に必要な指導が受けにくい地域にある学校や、急速に変化する医療的ケアの様々なニーズに対応するため、問題点の整理や手技等が必要となる学校に指導医を派遣する。

○医療的ケア児保育支援モデル事業【平成29年度厚労省新規事業】

—医療的ケア児が保育所・認定こども園等の利用を希望する場合に、受入れが可能となるよう看護師等を派遣する事業。本年度津山市の公立保育園1園において実施。

3. 医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

来年度の目標・医療的ケア児等とその家族が県内どこでも安心して生活できる体制の整備

・関係部署(保健・福祉・医療・教育・保育)の連携体制の構築による医療的ケア児支援体制の強化。

時 期	実施内容	担当課
通 年	小児等在宅医療連携拠点事業の継続	医療推進課
	障害児等療育支援事業の継続	障害福祉課
	重症心身障害児者と家族の安心生活サポート事業の拡充	
	喀痰吸引等3号研修事業の継続	
	障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業の継続	
	医療的ケア児等コーディネーター養成研修事業の継続及び支援者養成研修の実施	
	医療的ケア充実事業の継続	特別支援教育課
年3回	<p>庁内の実務担当者会議の開催 具体的な検討内容 各部署で実施している医療的ケア児支援に係る事業の整理。 県内の医療的ケア児(その保護者)が置かれている状況の把握やニーズの明確化及びニーズに対する対応策の検討等。</p>	<p>医療推進課 健康推進課 医薬安全課 障害福祉課 子ども未来課 特別支援教育課</p>

広島県

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報



広島県障害者プランにおける障害保健福祉圏域

「広島県保健医療計画」の二次保健医療圏及び
「ひろしま高齢者プラン」の老人保健福祉圏域と
同じ圏域

① 圏域数 (二次医療圏・障害保健福祉圏域・老人保健福祉圏域)	7圏域
② 人口 (H29.4.1現在)	2,828,654人
③ 医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの(名称、事業名)	(検討中) 広島県障害者自立支援協議会(平成22年8月27日設置)
④ 医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数 (H29.8.1現在)	0人
⑤ 医療型短期入所事業所数 (H29.4.1現在)	12事業所
⑥ 40歳未満の障害児者に対して訪問診療を行う医療機関数(うち小児患者に対応できる医療機関数) (H29.8月現在)	1,007機関 在宅患者訪問診療可能な機関数(※年齢区分なし)
⑦ 40歳未満の障害児者に対して入院治療を受け入れる病院数(うち小児患者に対応できる病院数) (H29.3.31現在)	244 (244)
⑧ 訪問看護事業所数 (うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数) (H29.8.1現在)	訪問看護ステーション数 263 (不明)
⑨ 看護師を配置している保育所の割合(数) (うち医療的ケア児に対応できる保育所数) (H29.4.1現在)	5%(26施設) (24施設)
⑩ 公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数 (H28.5.1現在)	179人 (広島市立除く)
⑪ 公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数 (H28.5.1現在)	32人 (広島市立除く)
⑫ 公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数 (H28.5.1現在)	4人 (広島市立除く)

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

広島県

教育における取組

平成29年度医療的ケア実施体制整備事業実施内容（実施主体は、広島県教育委員会）

1 医療的ケア運営協議会の開催

県立特別支援学校における医療的ケアの実施状況等の検討などを行うため、学識経験者、医療関係者、行政関係者及び学校関係者等からなる医療的ケア運営協議会を設置。学校における実施状況の検討、ヒヤリハット・アクシデント事例の分析・蓄積、関係機関等との連絡調整等に関する協議・連絡調整を行うものとし、年2回開催。

2 医療的ケア指導医による相談の実施

学校における医療的ケア実施体制の整備を進めるため、医療的ケア指導医を学校に派遣。指導医は、学校における医療的ケアの実施体制に関する助言を校長に行う。

3 看護師研修の実施

広島県教育委員会が、学校において安全かつ適正な医療的ケアを実施するため、学校に配置している看護師に対して研修を実施。

4 校内体制の整備

（1）教員に特定行為を実施させるに当たって、対象となる特別支援学校を、登録特定行為事業者として登録。

（2）県教育委員会が登録研修機関となり、学校において認定特定行為業務従事者となる教員を養成。

（3）学校に医療的ケアの各行為についての一般的なマニュアル及び対象幼児児童生徒に係る個別の実施マニュアルの作成を指示するとともに、学校を研修の実施場所とし、安全かつ適正な医療的ケアを実施するための基本研修及び実地研修を実施。また、学校は、安全かつ適正な医療的ケアを実施するための主治医による研修及び校内研修を実施。

（4）学校に配置している看護師以外の看護師又は医師の同行（修学旅行及び宿泊学習、校外における教育活動、その他）に係る旅費及び報償費を予算の範囲内で別途措置。

保育における取組

1 医療的ケア児支援のために平成29年度より看護師を加配。

（医療的ケア児保育支援モデル事業活用）

3. 医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

来年度の目標

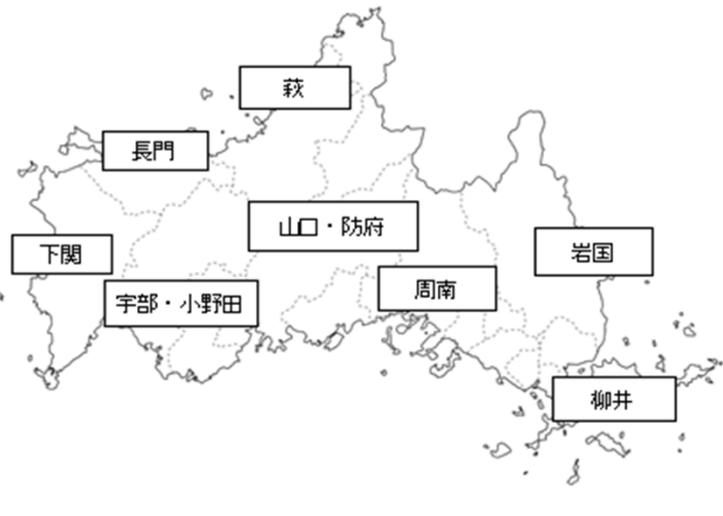
- ・保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置
- ・医療的ケア児コーディネーターの育成

時期	実施内容	担当課
10月, 2月	医療的ケア運営協議会	特別支援教育課
7月～8月	看護師研修(医療機関研修, 理論研修)	特別支援教育課
2月	医療的ケア担当者研修	特別支援教育課
随時	新任看護師研修	特別支援教育課
年間2回	医療的ケア実施状況視察	特別支援教育課
(未定)	医療的ケア児支援に係る協議の場設置	障害者支援課
(未定)	医療的ケア児コーディネーター研修	障害者支援課

山口県

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報



※障害福祉計画における障害保健福祉圏域

平成29年度現在、体制整備を進めている圏域
無し

①	圏域数（医療的ケア児支援体制整備するにあたって用いている圏域。例：二次医療圏、障害保健福祉圏域等）	8
②	人口（H29.8.1現在推計人口）	1,382,785
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの（名称、事業名）	未設置
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	0
⑤	医療型短期入所事業所数（H29.9.1）	5
⑥	40歳未満の障害児者に対して訪問診療を行う医療機関数（H29.3月時点の在宅療養支援診療所・病院数（40歳未満の障害児者という区分では未把握）） （うち小児患者に対応できる医療機関数 H27.8.1）	172 (3)
⑦	40歳未満の障害児者に対して入院治療を受け入れる病院数（うち小児患者に対応できる病院数）	未把握
⑧	訪問看護事業所数（H29.4.1） （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数 H29.8.1）	115 (12)
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数）（H29.4.1） （うち医療的ケア児に対応できる保育所数）	12.6% (38) (0)
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数（H28.5.1）	88
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数（H28.5.1）	30
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数（H28.5.1）	0

2. 医療的ケア児支援のための取組概要(1/2)

山口県

【保健分野】

○長期療養児指導事業

- ・小児慢性特定疾病など、長期にわたり療養を必要とする児童に対し適切な療育を確保するため、健康福祉センター(保健所)において、療養相談や講演会・交流会を実施。

【医療分野】

○小児在宅医療に関する理解促進

- ・小児科医師等を対象とした研修会(実技等)の開催(県小児科医会に委託)
- ・訪問看護師等を対象とした研修会の開催(県看護協会に委託)
- ・市町保健師や病院看護師等を対象とした研修会(圏域別の情報交換等)の開催(県立総合医療センターに委託)

○総合周産期母子医療センターを中核とした周産期医療体制の確保

- ・県立総合医療センター(総合周産期母子医療センター)に、入院児支援コーディネーターを配置し、NICU等長期入院児への支援等を実施。

2. 医療的ケア児支援のための取組概要(2/2)

山口県

【教育分野】

○医療的ケア児に係る実態把握

- ・文部科学省調査「小・中学校における医療的ケアに関する調査」「特別支援学校における医療的ケアに関する調査」により実態を把握。調査内容は、医療的ケアが必要な児童生徒数、行為別医療的ケアが必要な児童生徒数等。

○医療的ケアを必要とする児童生徒が通学する県立特別支援学校9校(平成28年度)に看護師を配置。当該保護者からの実施依頼により主治医の指示に基づいて、看護師が医療的ケアを実施。

○医療的ケアを実施するに当たり、保護者との連携のもと、対象児童生徒の状況を把握し、医療的ケアの施行管理を行うとともに、校長、養護教諭、教諭等からなる校内医療的ケア検討委員会を設置する等、校内保健管理体制を整備。

○平成15年にスタートした看護師配置の取組による成果

- ・看護師配置による対象児童生徒の安全な学習環境の整備と保護者の負担軽減
- ・対象児童生徒の健康の保持増進(経管栄養による誤えん防止と十分な水分補給等)
- ・学習の継続性の確保(保護者の都合等による欠席の減少等)
- ・学習の機会の確保(校外における学習活動にも看護師の同行を可能とする等)

3. 医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

山口県

来年度の目標

○医療的ケア児支援体制の整備

- ・関係機関連携による協議の場の設置
- ・支援人材(コーディネーター及び支援者)の養成、担当者の資質向上
- ・医療的ケア児に対する支援体制の理解促進

時期	実施内容	担当課
通年	小児在宅医療に関する理解促進 (小児科医師、訪問看護師等に対する研修会の実施)	医療政策課
通年	総合周産期母子医療センターを中核とした周産期医療体制の確保 (入院児支援コーディネーターを中心としたNICU等長期入院児への支援)	医療政策課
8月	特別支援学校医療的ケア担当看護師等研修会	特別支援教育推進室
(未定)	関係機関連携による協議の場の設置	障害者支援課
(未定)	医療的ケア児等コーディネーター養成研修の実施	障害者支援課
(未定)	医療的ケア児等支援者養成研修の実施	障害者支援課

徳島県

1. 県の基礎情報

基礎情報



①	圏域数 (H29.8)	3
②	人口 (H29.8.1)	744,163
③	医療的ケア児支援のための協議の場 (名称、事業名、設置年度)	名称：医療的ケアを要する重症心身障がい児等支援検討会議 事業名：重症心身障がい児ずっと安心よりそい事業 設置年度：平成28年度
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修終了者数 (H29.8)	0
⑤	医療型短期入所事業所数 (H29.8)	2
⑥	40歳未満の障害児者に対して訪問治療を行う医療機関数 (うち小児患者に対応できる医療機関数)	不明
⑦	40歳未満の障害児者に対して入院治療を受け入れる病院数 (うち小児患者に対応できる医療機関数)	不明
⑧	訪問看護事業所数 (うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数 (H29.8))	84箇所 (不明)
⑨	看護師を配置している保育所の割合 (数) (H29.8)	18.6%(39)
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数 (H29.5)	46
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数 (H29.5)	19
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数 (H29.5)	2

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

徳島県

年度・分野 (所管課)	保健(健康増進課)	医療(広域医療課)	福祉(障がい福祉課、次世代育成・青少年課)	教育(特別支援教育課)
H26年度以前の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○NICU長期入院児の在宅支援体制整備事業 ○管内に周産期母子医療センターを持つ徳島保健所において、医療依存度の高いNICU長期入院児等の在宅移行支援を目的として、次の事業を実施。 ○各関係機関の連携強化を図り、小児の在宅療養体制を協議するための会議の開催 ○小児の在宅療養を支える関係職員の資質向上と人材育成のための研修会の開催 ○支援関係者用の在宅療養支援ガイドブックの作成 など 			<ul style="list-style-type: none"> ○医療的ケアの課題やヒヤリハット事例等について、医師や看護師の専門家で構成する「医療的ケア・給食等の指導検討委員会」において検討 ○すべての特別支援学校に看護師を配置
H27年度			<ul style="list-style-type: none"> ○県自立支援協議会推進部会内に「重症心身障がい児支援体制検討会」を設置(11月) ○県内在住の重症心身障がい児115名を対象にアンケート調査を実施(12月) 	<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援学校医療的ケアガイドブックを作成し、特別支援学校における医療的ケアのガイドラインを提示(3月)
H28年度		<ul style="list-style-type: none"> ○小児医療(救急)関係者会議において、重症心身障がい児等に係る小児在宅医療について協議(10月) 	<ul style="list-style-type: none"> ○県自立支援協議会においてアンケート結果を報告(7月) ○庁内関係課担当者による「医療的ケア担当者打合せ」を開催(8月) ○重症心身障がい児支援に関する施設連絡会議を開催(9月) ○県自立支援協議会推進部会内に「医療的ケアを要する障がい児の支援に関する検討会」を設置(予定) 	<ul style="list-style-type: none"> ○養護教諭、学校看護師を対象とした医療的ケア担当者研修会を年間2回開催(4月、8月) ○医療的ケア・給食等の指導検討委員会を開催(11月)
H29年度	<ul style="list-style-type: none"> ○小児と在宅療養を支える関係職員の資質向上と人材育成のための研修会(在宅療養児支援関係者研修会)の開催(徳島保健所) 	<ul style="list-style-type: none"> ○小児医療(救急)関係者会議において、重症心身障がい児等に係る小児在宅医療について協議 	<ul style="list-style-type: none"> ○県自立支援協議会において支援策等を協議(7月) ○医療的ケアを要する重症心身障がい児等支援検討会議を開催(予定) ○県自立支援協議会において支援策等を協議(予定) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ガイドブックに記載のない医療的ケアの実施の可否について、医師の指示や幼児児童生徒の状態等にあわせて個別に判断 ○医療的ケア・給食等の指導検討委員会を開催(予定) ○医療的ケア担当者研修会を年間2回開催(4月、8月) ○県訪問看護支援センターが実施する小児訪問看護スキルアップ研修会に学校看護師も参加(予定)

3. 医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

来年度の目標

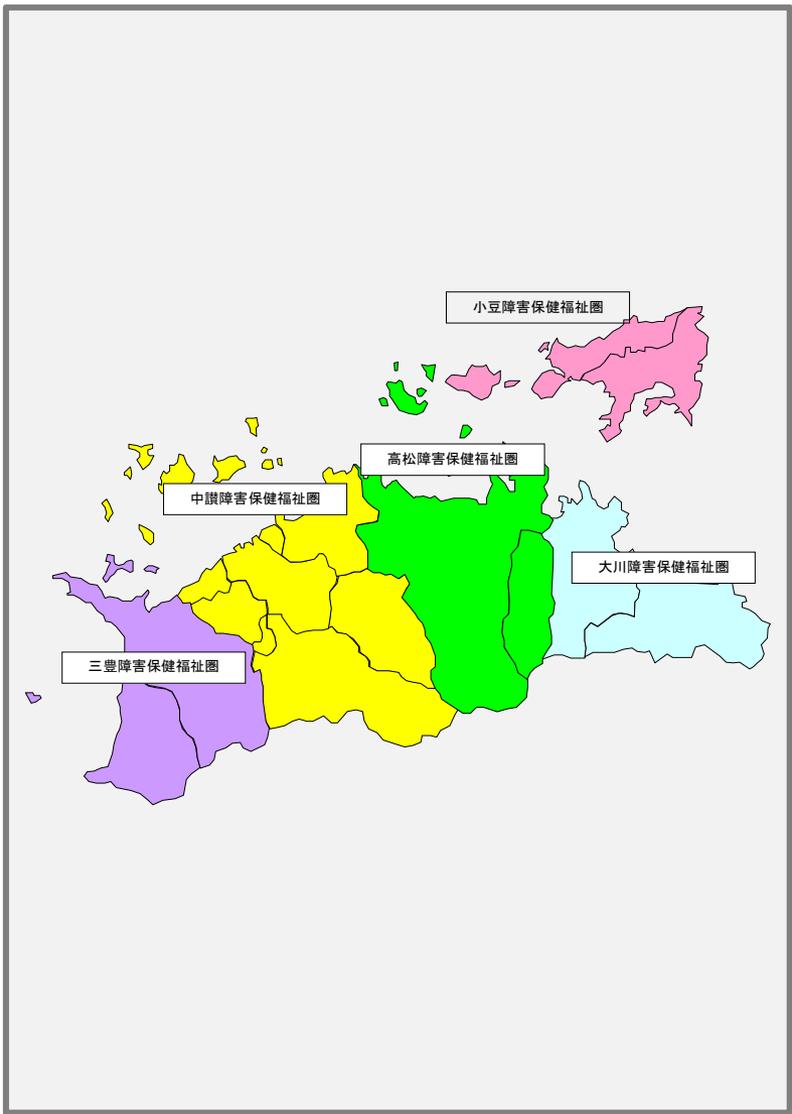
- 医療的ケアに対応した障害福祉サービスの拡充及び体制強化
- 医療的ケアに対応できる人材の育成
- 保健・医療・福祉・教育の連携の確保

時期	実施内容	担当課
未定	医療的ケアを要する重症心身障がい児等支援検討会議の開催	障がい福祉課
未定	小児の在宅療養を支える関係職員の資質向上と人材育成のための研修会(在宅療養児支援関係者研修会)等の開催	健康増進課
4月	第1回医療的ケア担当者研修会の開催	特別支援教育課
8月	第2回医療的ケア担当者研修会の開催	特別支援教育課
11月～12月	医療的ケア・給食等の指導検討委員会の開催	特別支援教育課

香川県

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報



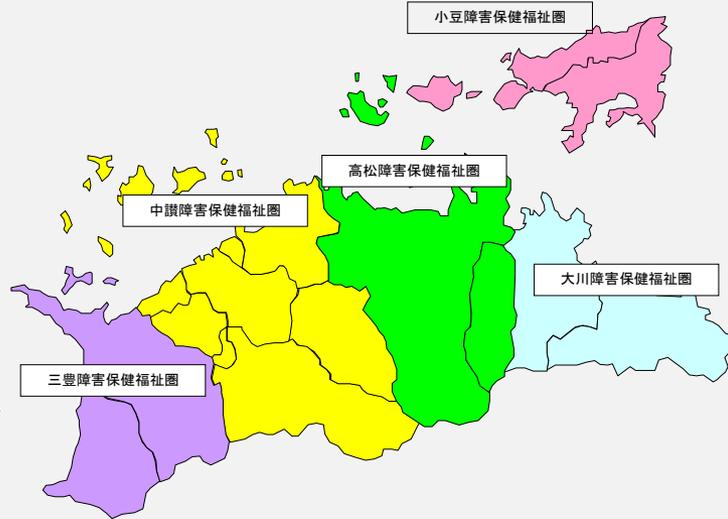
①	圏域数（医療的ケア児支援体制整備するにあたって用いている圏域。例：二次医療圏、障害保健福祉圏等）	5圏域
②	人口	968,817人 (H29.7.1)
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの（名称、事業名）	なし
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	0人
⑤	医療型短期入所事業所数	6ヶ所 (H29.4.1)
⑥	40歳未満の障害児者に対して訪問診療を行う医療機関数（うち小児患者に対応できる医療機関数）	不明 【9施設 (H27調査回収率小児科を標榜する病院40%、在宅療養支援病院など30%)】
⑦	40歳未満の障害児者に対して入院治療を受け入れる病院数（うち小児患者に対応できる病院数）	不明【不明】
⑧	訪問看護事業所数 （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	83事業所 (H29.9.1) 【3施設 (H27調査回収率61%)】

香川県

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報

⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） （うち医療的ケア児に対応できる保育所数）	不明【不明】
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的 ケア児数	73人 (29. 8. 1)
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師 配置数	14人 (29. 8. 1)
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼 吸器を使用している通学生数	0人 (29. 8. 1)



○母子保健関連【子育て支援課】

①周産期医療体制と患児等のQOL向上に関する調査の実施(H28.3)

周産期医療体制の対策として、周産期医療センターの実態調査及び利用者の意識調査等を実施し、NICU等長期入院患児およびその家族のQOLの向上について検証を行った。

②周産期医療協議会：年1回

○医療的ケア連絡協議会(年1回)【特別支援教育課】

特別支援学校8校に配置されている学校看護師及び管理職、養護教諭等を対象に、学校医による講話や協議題に沿った情報交換などをテーマに実施。(県教育委員会 特別支援教育課)

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

香川県

○障害児関係【障害福祉課】

・医療的ケア児支援のための取組に関する概要

「重症心身障害児(者)にかかる在宅支援事業」

重症心身障害児(者)の在宅介護の支援のための、医療型短期入所の受入体制の整備。

・各関係者の役割

香川県:補助事業者の指定及び補助

指定補助事業者:医療型短期入所事業所の空床確保

・取り組み開始年度及び事業実施内容

開始年度:平成27年11月

事業実施内容:「香川県医療型短期入所受入体制整備事業費補助金交付要綱」に基づき、指定補助事業者において短期入所の空床を確保したが利用がなかった場合に、短期入所の利用があった場合に相当する額を補助するもの。

○障害児等関係【障害福祉課】

・医療的ケア児支援のための取組に関する概要

「医療的ケア児等に係る協議の場の設立準備会」の開催

・各関係者の役割: 医療、福祉、教育等の関係者を準備会のメンバーとして招集し、情報交換や課題整理等を行う。

・取り組み期間(予定)及び実施主体

取り組み期間(予定): 平成29年11月から平成30年9月まで

実施主体: 香川県障害福祉課が事務局となっている、県自立支援協議会運営部会の直下に設置予定。

愛媛県

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報



①	圏域数（第6次愛媛県地域保健医療計画）	6圏域
②	人口（平成29年8月1日時点推計値）	1,365千人
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの（名称、事業名）	平成30年度 設置予定
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	0人
⑤	医療型短期入所事業所数	3か所
⑥	40歳未満の障害児者に対して訪問診療を行う医療機関数（うち小児患者に対応できる医療機関数）	147か所 (40か所)
⑦	40歳未満の障害児者に対して入院治療を受け入れる病院数（うち小児患者に対応できる病院数）	363か所 (53か所)
⑧	訪問看護事業所数（H29年8月審査分） （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	157か所
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） （うち医療的ケア児に対応できる保育所数）	0か所
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数	85人 (H28.5.1)
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数	20人 (H29.5.1)
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数	5人 (H29.5.1)

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

愛媛県

《障がい福祉》

- ・(平成19年度～)県立子ども療育センター等県内13施設において障害児(者)療育等支援事業を実施し、訪問による療育指導など、重症心身障がい児(者)の在宅生活を支援している。
- ・(平成26年度)西条以東の東予地域に重症心身障がい児(者)に対応できるサービス事業所がなかったこと、また平成27年4月から新居浜市に肢体不自由児の特別支援学校川西分校が開設されることに伴い、重症心身障害児(者)の日中活動の場を確保することが喫緊の課題であったことから、「重症心身障害児(者)療育支援体制整備促進事業」を実施。東予地域の関係者と連携し、情報共有、事務所視察、療育指導体験会の実施等を行った。

《教育》

- ・(平成15年度～)肢体不自由特別支援学校に非常勤看護師を配置し、医療的ケアを実施してきた。平成29年度は、県立特別支援学校1校に常勤看護師1名、6校に14名の非常勤看護師を配置し、医療的ケアを実施している。
- ・(平成25年度～)喀痰吸引等研修(第3号研修)に特別支援学校の教員を参加させ、看護師と協力して医療的ケアを行う体制づくりに取り組んでいる。
- ・(平成29年度)「学校における医療的ケア実施体制構築事業(文科委託事業)」を受託し、県立特別支援学校をモデル校として、人工呼吸器の管理等の特定行為以外の高度な医療的ケアに対応した校内支援体制の研究に取り組んでいる。

《在宅医療》

- ・(平成26年度～)医療的ケアを必要とする障害者が在宅で暮らせる体制整備のための協議会を設置(四国中央市)

《母子保健》

- ・(平成27年度～)幼少期から慢性的な疾病による長期療養のため、学校生活での教育や社会性の涵養に遅れが見られる小児慢性特定疾病児童等の健全育成及び自立促進を図るため「小児慢性特定疾病児童等自立支援事業」を実施。自立及び就学等の相談事業等により、医療的ケア児を含む対象児及びその家族への支援を行っている。(NPO法人に委託)

3. 医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

来年度の目標

- ・特別支援学校において、特定行為以外の高度な医療的ケアへの対応を含めた安全・安心な医療的ケア実施体制の充実を図る。
- ・医療的ケア児支援のための協議の場の設置
- ・医療的ケア児等コーディネーター養成研修の実施

時期	実施内容	担当課
平成29年度～ (継続)	特別支援学校医療的ケア実施体制充実事業 ○医療的ケアに精通した医師等外部専門家による指導・助言や特定行為以外の高度な医療的ケアに対応するための研修の実施を通して、人工呼吸器の管理等を含めた校内の医療的ケア実施体制の充実を図る。	特別支援教育課
平成30年度～	医療的ケア児支援のための協議の場の設置	障がい福祉課
平成30年度～	医療的ケア児等コーディネーター養成研修の実施	障がい福祉課
平成30年度～	医療的ケアを必要とする障がい者が在宅で暮らせる体制整備のための協議会の設置(再掲)及び喀痰吸引に係る研修参加促進(四国中央市)	医療対策課

高知県

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報



①	圏域数(医療的ケア児支援体制整備するにあたって用いている圏域。例:二次医療圏、障害保健福祉圏域等)	障害保健福祉圏:5圏 保健医療圏:4圏
②	人口	713,789人(H29.9.1現在)
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの(名称、事業名)	・高知県重症心身障害児等サービス調整会議(平成24年設置) ・高知県障害者教育支援委員会(昭和51年設置)
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	0人
⑤	医療型短期入所事業所数	4か所
⑥	40歳未満の障害児者に対して訪問診療を行う医療機関数(うち小児患者に対応できる医療機関数)	訪問診療を行う医療機関数:133施設 (うち小児患者に対応できる医療機関数:33施設) ※40歳未満の障害児者に対応できる医療機関数は不明
⑦	40歳未満の障害児者に対して入院治療を受け入れる病院数(うち小児患者に対応できる病院数)	入院治療を受け入れる病院数:130施設 (うち小児患者に対応できる病院数:34施設) ※40歳未満の障害児者に対応できる医療機関数は不明
⑧	訪問看護事業所数 (うち小児患者に対応できる訪問看護事業数)	62訪問看護ステーション (16ステーション)
⑨	看護師を配置している保育所の割合(数) (うち医療的ケア児に対応できる保育所数)	3割(97か所) (不明)
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数	特別支援学校(分校含む14校):通学21名、訪問教育9名(H29) 小・中学校:5名(4市町)(H28)
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数	特別支援学校:12名(H29) 小・中学校:5名(4市町)(H28)
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数	特別支援学校:2名(H29) 小・中学校:0名(H28)

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

1. 本人や家族に対しての支援の取組み

□障害児者地域支え合い支援事業(H18～)(障害保健福祉課)

- ・公的な介護サービスが利用できない場合で、家庭において介護を受けることができず、一時的に介護を必要とする場合に、障害児(者)が予め登録した介護人から介護を受ける(介護委託)市町村事業に対して補助する(上限:登録利用者1人につき50時間)

□重度障害児者のヘルパー利用支援事業(H25～)(障害保健福祉課)

- ・入院時に家族の代わりにヘルパーが付き添う場合や(上限:対象者1人につき42日)、保護者が通所事業所へ送迎する際のガイドヘルパーの利用に係る経費に対して補助する

□通学支援(「特別支援学校への就学奨励に関する法律」に基づく就学奨励費)(H26～)(特別支援教育課)

- ・重度重複幼児児童生徒に係る通学時のタクシー利用に関する補助
保護者等の運転する自家用車で通学している者が、タクシーを利用して通学した際の費用について、自家用車相当分のガソリン代を通学費として補助する(上限:対象者1人につき48回(往復24回))

□一時預かり事業(訪問型)(H29～)(幼保支援課)

- ・集団保育が著しく困難な場合に、家庭において一時的に保育を行う

□医療的ケア児等支援事業(定期受診の通院時)(H29～)(障害保健福祉課)

- ・付き添いの看護師が必要となる場合の訪問看護に係る費用を補助する(上限:対象者1人につき12回)

□家族の精神面への支援(H29～)(障害保健福祉課)

- ・重度障害児者の家族を対象としたピアカウンセラーの養成研修を実施する

2. 支援者への取組み

□短期入所利用促進事業(H25～)(障害保健福祉課)

- ・医療機関において短期入所サービスを提供した場合、その支援に係る経費に対して補助する

□小児在宅医療体制整備事業(H29～)(医療政策課)

- ・中山間地域等訪問看護サービス確保対策事業費補助金を活用し、小児、難病患者等への高度なケアを要する児・者への訪問に対して、訪問看護師に教育支援(知識・技術)が必要な場合の支援費用を補助する
(平成27年度に小児訪問看護指導者育成派遣事業を活用し、小児専門(医療的ケア児への看護及び家族に対しても支援できる看護師)を1名確保した)

□相談支援専門員等研修(H28～)(障害保健福祉課)

- ・相談支援専門員等のスキルアップを図る研修を実施する

□医療的ケア児保育支援モデル事業(保育対策総合支援事業)(幼保支援課)

- ・県内保育所(公立1か所)で看護師を雇用し、医療的ケア児を受入れている国の平成29年度医療的ケア児保育支援モデル事業に申請し、採択事業を実施する市町村に対し、医療的ケア児受入れに係る費用について補助する

□医療的ケア児等支援事業(H29～)(障害保健福祉課)

- ・保育所等への訪問看護に係る経費に対して補助する(訪問看護による医療的ケア、市町村が雇用する加配看護師への技術的支援)

3. 医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

来年度の目標

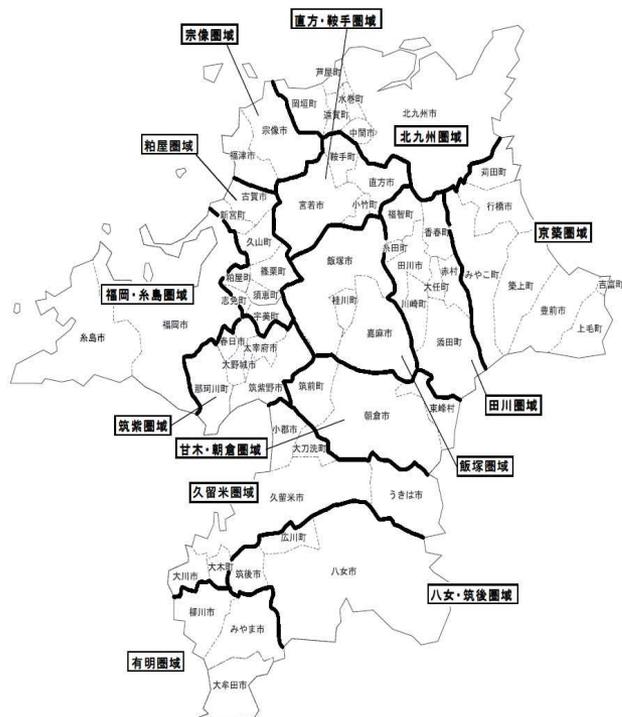
- ・看護協会の小児担当訪問看護師及び地域の訪問看護師が連携し高いスキルを身につけるとともに、医療的ケア児に対して訪問看護が提供できるようになる。
- ・適切な福祉サービスを提供するため、相談支援専門員等のスキルアップを図るとともに、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを養成する。

時期	実施内容	担当課
H30.4.1～	一時預かり事業(訪問型) ・集団保育が著しく困難な場合に、家庭において一時的に保育を行う。 (H29.4.1からの新規事業を継続予定)	幼保支援課
H30.4.1～	医療的ケア児支援事業費補助金(補助先:市町村) ・医療的ケア児が、保育所等へ入所できるよう、技術支援への補助、訪問看護への補助を行う。 ・医療的ケア児(者)が、定期受診する際に、看護師の付き添いが必要な場合の訪問看護費用の補助を行う。	障害保健福祉課
年間通して	中山間地域等訪問看護サービス確保対策事業費補助金(補助先:訪問看護ステーション連絡協議会) ・各医療機関・訪問看護ステーションからの相談・調整を行う。 ・NICU等を退院する児の退院調整や継続看護について、サービスの調整(退院調整、教育指導費補助)を行い、対応可能なステーションが支援する。	医療政策課
年間通して	家族の精神面への支援、人材育成研修 ・重度障害者の家族を対象としたピアカウンセラーの養成研修を実施する。 ・医療的ケア児支援に係る研修を実施し、相談支援専門員等のスキルアップを図る。	障害保健福祉課

福岡県

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報



①	圏域数（医療的ケア児支援体制整備するにあたって用いている圏域。	13圏域（障がい福祉圏域）
②	人口	5,127,350人（H29.7月住民基本台帳）
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの（名称、事業名）	特別支援学校医療的ケア体制事業運営協議会（H19.8）、小児等在宅医療推進事業検討会（H28.12）、医療的ケア児支援及びレスパイトケアに関する庁内連絡会議（H29.5）
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修 修了者数	0人（H29.8月現在）
⑤	医療型短期入所事業所数	34（H29.8月現在）
⑥	訪問診療を行う医療機関数（うち小児患者に対応できる医療機関数）	1,414 (316)（H29.9月現在）
⑦	入院治療を受け入れる病院数（うち小児患者に対応できる病院数）	453 (79)（H29.9月現在）
⑧	訪問看護事業所数 （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	訪問看護ステーション 482（H29.4月） （うち小児対応可能数165 H28看護ケア情報調査結果）
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） （うち医療的ケア児に対応できる保育所数）	43.9%（241か所）（うち3か所） （H29.6月現在）
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数	特別支援学校18校197人、小・中学校11校11人（H28.5.1）
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数	特別支援学校39人、小・中学校3人（H28.5.1）
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数	特別支援学校2人、小・中学校0人（H28.5.1）

在宅重症心身障がい児者に対する医療的ケア体制整備：障がい福祉課

1. 事業目的

在宅で医療的ケアが必要な重症心身障がい児者を日常的に介護する家族の負担軽減を図る。

2. 事業概要

(1) 医療的ケア児等コーディネーター養成研修 (H29～)

在宅の医療的ケア児等に関する専門的知識や関係機関との連携等の研修（相談支援員、医療機関の職員等が対象）

(2) 医療的ケア児等の受入れの実地研修 (H26～)

重症心身障がい児入所施設での実地研修（老健施設及び医療機関の職員が対象）

(3) 医療型短期入所事業所の増床に対する補助 (H29～)

医療型短期入所専用床の増床に係る医療機器等の整備費用の一部を補助

(4) 介護職員に対する喀たん吸引等研修 (H26～)

喀たん吸引等研修（第3号）の実施

(5) レスパイトケア体験型説明会 (H28～)

老健施設及び医療機関を活用した重症心身障がい児者の医療型短期入所サービスの説明

(6) 医療型短期入所利用体験事業 (H28～)

医療型短期入所利用体験が可能な老健施設において、利用対象者に必要な医療型短期入所サービスを提供

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

福岡県

小児慢性特定疾病児童等自立支援事業：がん感染症疾病対策課

小児慢性特定疾病児童等に対しては、患児や家族の不安や悩みを軽減し、生活の質の向上を図るために、相談支援や地域関係者への研修等を実施している。

《保健福祉（環境）事務所》

- 慢性疾病児童等に対する療育相談
家庭看護、食事・栄養指導、精神的支援、福祉制度の紹介等
- 小児慢性特定疾病児童等ピアカウンセリング
患児を抱える保護者の相談会、交流会等
- 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付
患児への日常生活用具の給付（市町村への補助）

《小児慢性特定疾病自立支援員》 —福岡県難病相談・支援センターに配置—

- 各種相談
療養・日常生活、進学・就労相談、患児家族交流会の紹介等
関係機関との連絡調整を行いながら自立に向けて支援
- 地域関係者への啓発や情報提供
学校の養護教諭、保育実施従事者等に対する研修会の実施等

連携

【福岡県難病相談・支援センター】

～ 小児から成人期までの切れ目ない支援 ～

難病相談支援員

小慢自立支援員

難病医療コーディネーター



福岡県と福岡市の自立支援員2名で対応

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

福岡県

平成29年度福岡県小児等在宅医療推進事業について：高齢者地域包括ケア推進課

1. 事業目的

NICUで長期の療養を要した児をはじめとする在宅医療を必要とする小児等が、在宅において必要な医療・福祉サービス等が提供され、地域で安心して療養できるよう、福祉や教育などとも連携し、地域で在宅療養を支える体制を構築する。

2. 拠点病院

平成26年7月～ 九州大学病院、北九州市立総合療育センター（計2ヶ所）

平成27年1月～ 上記に加え、福岡大学病院、福岡市立こども病院、聖マリア病院、飯塚病院
（計6ヶ所）

3. 事業概要

（1）小児等医療提供ネットワーク構築

小児等の在宅医療に関する研修の実施等により、受け入れが可能な医療機関・訪問看護事業所数の拡大を図るとともに、専門機関とのネットワークを構築する。

（医師・看護師向け研修の開催、同行訪問の実施、在宅支援マニュアルの作成等）

（2）医療・福祉・教育との連携

地域の福祉・教育・行政関係者に対する研修会や意見交換会の実施等により、医療と福祉等の連携の促進を図る。（多職種研修会・意見交換会・症例検討会の開催、自立支援協議会への参画等）

（3）課題の抽出と検討

地域での小児等の在宅医療における連携上の課題の抽出及びその対応策について検討する。

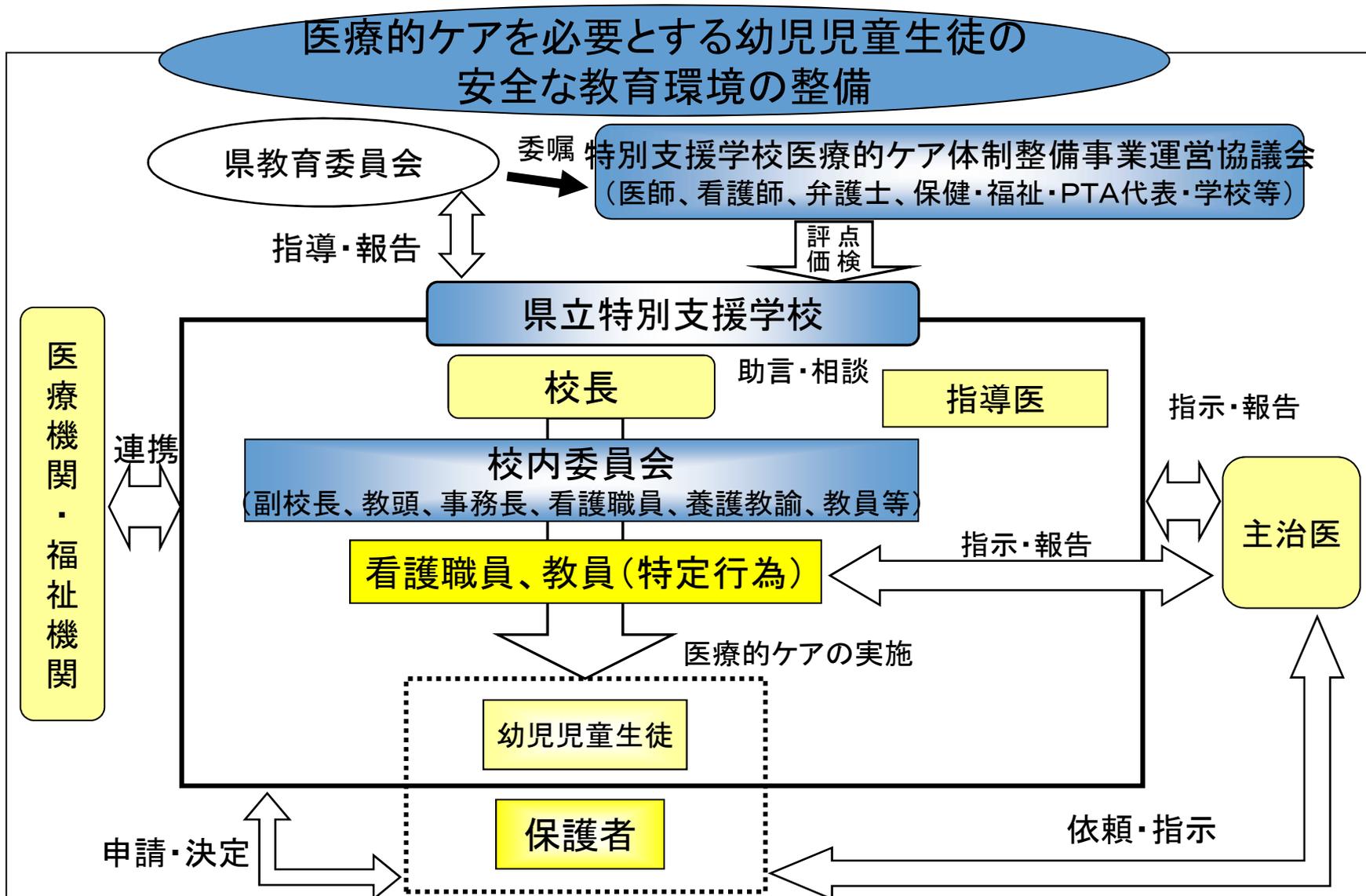
（家族へのヒアリング、レスパイトの現況把握等）

（4）資源の把握と周知（医療資源調査）

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

福岡県

福岡県特別支援学校医療的ケア体制整備事業：福岡県教育委員会



3. 医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

来年度の目標

- ・医療型短期入所事業所の増
- ・医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者の増
- ・在宅医療を担う医師、看護師、多職種向けの研修の取組みの強化

時期	実施内容	担当課
H30.4～H31.3 (予定)	医療型短期入所事業所設置支援事業 医療機関(病院、診療所)、老健施設職員を対象とした研修会の開催	障がい福祉課
H30.4～H31.3 (予定)	医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業 相談支援事業所、医療機関職員を対象とした研修会の開催	障がい福祉課
H30.4～H31.3 (予定)	小児等在宅医療推進事業 医師、看護師、多職種を対象とした研修会の開催	高齢者地域包括ケア推進課

佐賀県

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報

障害保健福祉圏域 (2次保健医療圏域)



①	圏域数 (H29.4.1)	5圏域
②	人口 (H29.4.1)	824,030人
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの (名称、事業名)	医療的ケア児等支援協議会 (仮称) (H29年度設置予定)
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数 (H29.4.1)	0人
⑤	医療型短期入所事業所数 (H29.4.1)	5事業所
⑥	40歳未満の障害児者に対して訪問診療を行う医療機関数 (うち小児患者に対応できる医療機関数)	調査中
⑦	40歳未満の障害児者に対して入院治療を受け入れる病院数 (うち小児患者に対応できる病院数)	調査中
⑧	訪問看護事業所数 (うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数) (H29.4.1)	68事業所 (29事業所)
⑨	看護師を配置している保育所の割合 (数) (うち医療的ケア児に対応できる保育所数) (H29.4.1)	58%[115施設] (3施設)
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数 (H28.5.1現在) ※施設病院等の入所入院及び訪問教育対象者を除く	41人
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数 (H28.5.1現在)	19人
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数 (H28.5.1現在) ※施設病院等の入所入院及び訪問教育対象者を除く	6人

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

佐賀県

佐賀県では、各関係機関において、医療的ケア児支援のための取組を行っています。

(1) 保健担当（男女参画・こども局 こども家庭課）

- ・ 各保健福祉事務所において、小児慢性特定疾病児童等の相談支援や交流会を実施
- ・ 平成27年度から小児慢性特定疾病児童等自立支援員を配置し、相談支援や関係機関との連絡調整を実施
- ・ 平成27年度から慢性疾病児童地域支援連絡会を開催。関係機関との情報交換や課題の検討を実施
- ・ 平成29年度から小児慢性特定疾病児童等レスパイト訪問看護事業を実施

(2) 在宅医療担当（健康福祉部 医務課）

- ・ 佐賀県看護協会に委託している訪問看護サポートセンター事業では、医療的ケアが必要な小児から高齢者まで対応できる訪問看護師の資質向上を目的に、研修や相談事業等を実施している。

(3) 障害福祉担当（健康福祉部 障害福祉課）

- ・ 平成11年度から児童発達支援センターにおいて、訪問・外来による療育支援や支援者への技術指導を実施（障害児等療育支援事業）
- ・ 平成25年度から福祉型短期入所及び日中一時支援事業所の医療的ケアが必要な障害児者の受け入れに助成し、家族のレスパイト支援を実施
- ・ 平成29年度から医療型短期入所事業所等が行う①医療的ケアが必要な障害児等の受入体制整備、②送迎支援、③人工呼吸器等の設備整備に対して補助を実施

(4) 保育担当（男女参画・こども局 こども未来課）

- ・ 現段階で取組なし

(5) 教育担当（教育庁教育振興課特別支援教育室）

- ・ 本県教育委員会は、「医療的ケア支援事業」を平成15年12月に創設し、看護師を非常勤職員として特別支援学校に配置すること等により、校内における医療的ケアに関する体制を整備し、付添い等の保護者の負担軽減及び児童生徒の学習の機会の安定・確保を図ることとしている。

○ 特別支援学校における医療的ケア支援事業

① 特別支援学校における医療的ケア実施の看護師の配置

医療的ケアを必要とする児童生徒数に応じて県立特別支援学校に看護師を配置する。

※ 平成29年度教育支援体制整備事業費補助金(インクルーシブ教育システム推進事業)も活用

② 特別支援学校における医療的ケア支援体制の整備

看護師の研修(主治医による指導等)、指導医による看護師の訪問指導、校内医療的ケア委員会、校内医療的ケア研修会、教職員研修等に係る経費を予算化している。

※ 各関係者の役割については、今後、協議の場で検討していく予定

3. 医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

来年度の目標

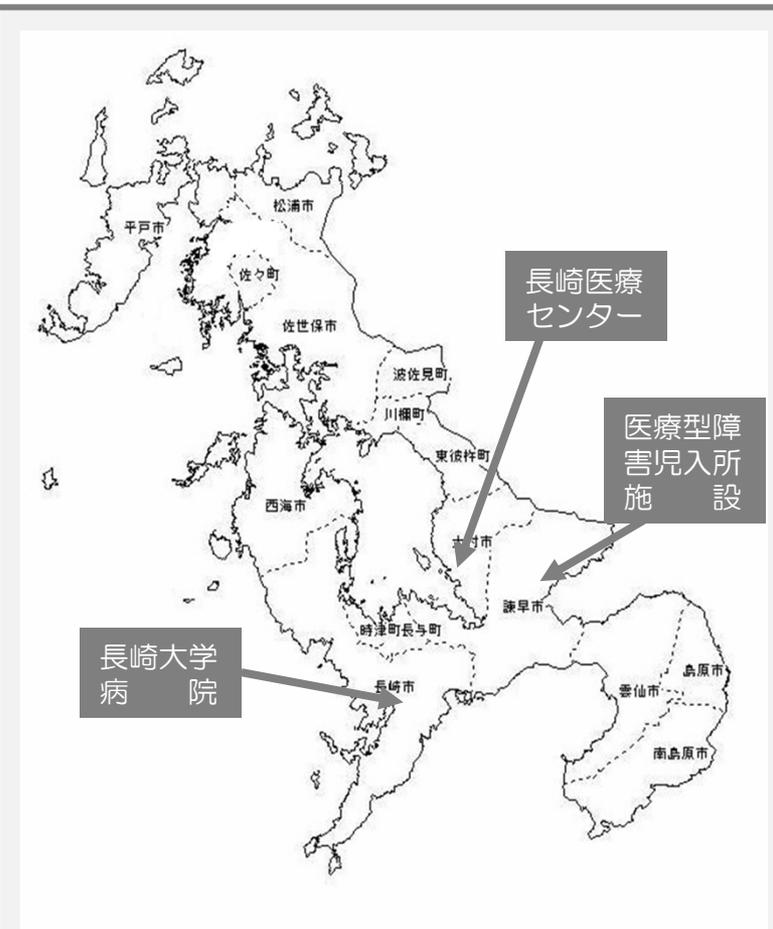
- ・ 関係機関の協議の場を県及び障害保健福祉圏域（2次保健医療圏域）ごとに設置

時期	実施内容	担当課
平成29年度	県の「医療的ケア児等支援協議会（仮称）」の立上げ	障害福祉課
平成30年度	県の「医療的ケア児等支援協議会（仮称）」及び圏域ごとの「自立支援協議会 医療的ケア部会（仮称）」の開催	障害福祉課

長 崎 県

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報



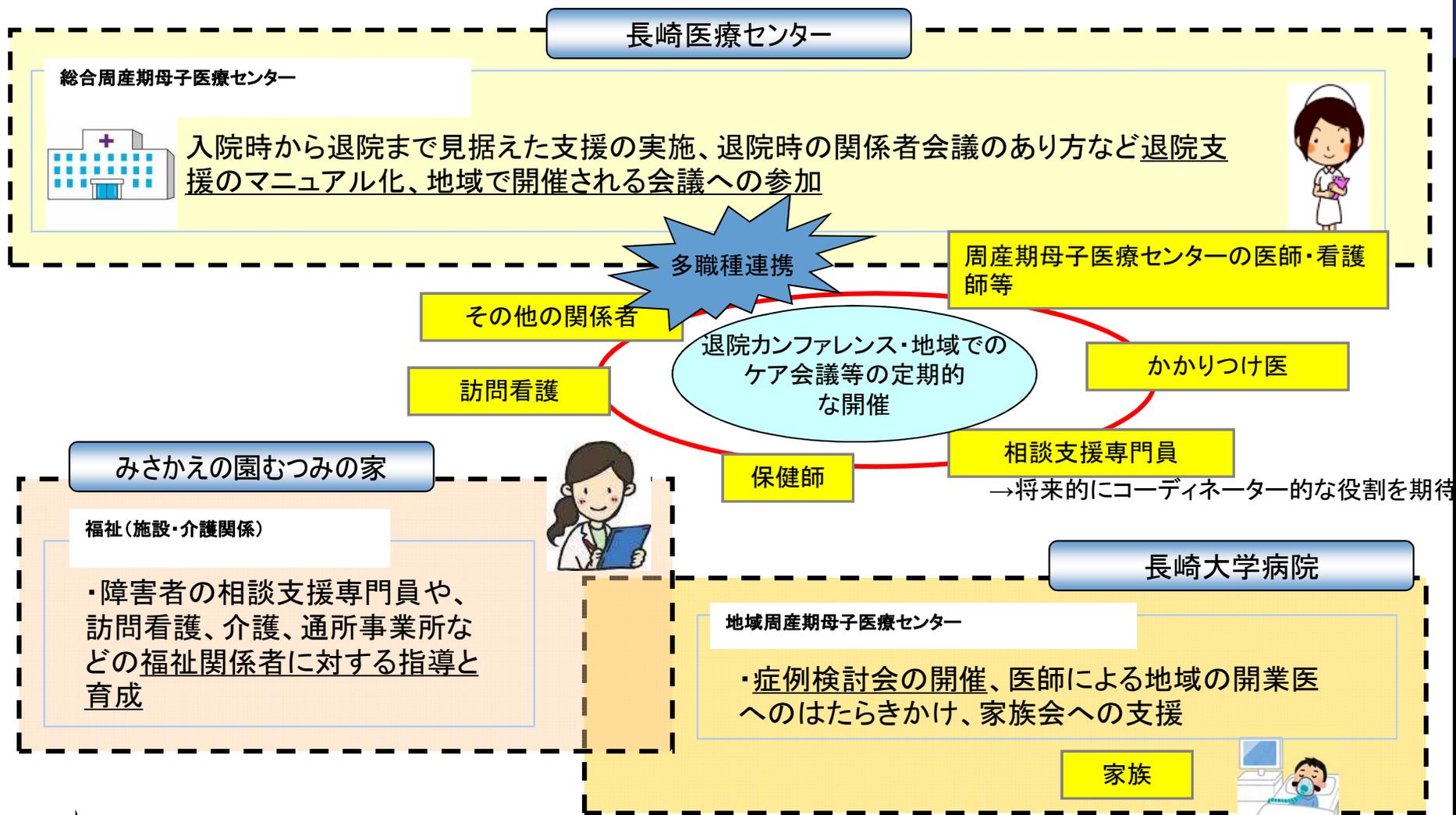
※医療的ケアが必要な在宅小児等への支援事業（H27～）において、県全体の圏域を対象地域として、支援体制の構築を進めている。体制構築にあたっては、上図の3団体を中心とし、県を含めた推進体制で検討を進めている。

①	圏域数（医療的ケア児支援体制整備するにあたって用いている圏域。例：二次医療圏、障害保健福祉圏域等）	8圏域 ・二次医療 ・障害保健
②	人口	1,355,082人 (H29.8)
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの（名称、事業名）	医療的ケアが必要な在宅小児等への支援事業
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	0人
⑤	医療型短期入所事業所数	5箇所 (H29.10)
⑥	40歳未満の障害児者に対して訪問診療を行う医療機関数（うち小児患者に対応できる医療機関数）	4医療機関 ※周産期母子医療センター 4病院
⑦	40歳未満の障害児者に対して入院治療を受け入れる病院数（うち小児患者に対応できる病院数）	未集計 ※周産期母子医療センター 4病院
⑧	訪問看護事業所数 （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	86（13） (H26.3.31)
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） （うち医療的ケア児に対応できる保育所数）	41%（169） (H29.4)
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数	81人（特別） 5人（小中） (H28.5.1)
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数	13人（特別） 3人（小中） (H29.5.1)
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数	0人 (H28.5.1)

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

長崎県

H27～ 医療的ケアが必要な在宅小児等への支援事業



医療と福祉が協力して、小児の在宅療養に関わる仲間を増やす。「相談支援専門員」を中心に、地域でリーダーとなる人材を育成する。

3. 医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

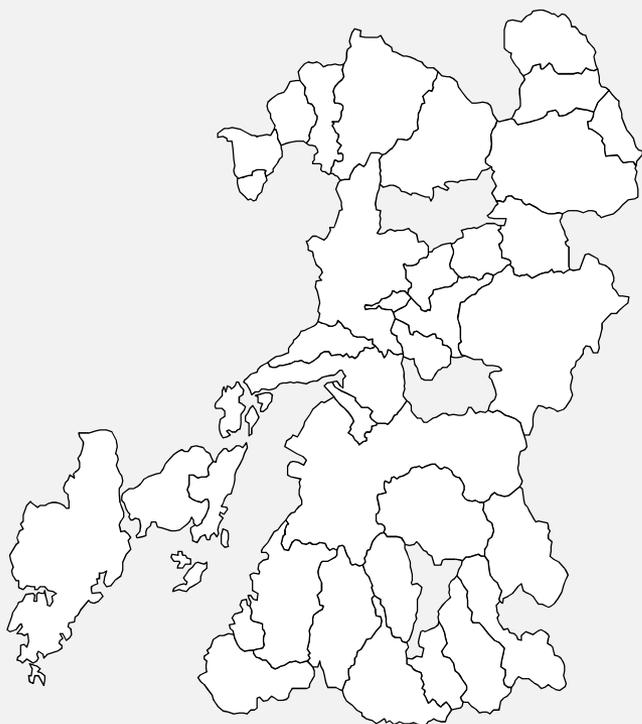
来年度の目標

- ・各医療圏ごとに、在宅小児の支援調整ができる相談支援専門員(コーディネーター)を配置・育成する。
- ・各医圏域ごとに、在宅小児を診療できる訪問医や訪問看護師を増やす。
- ・NICUからの在宅移行がスムーズに行われる体制を構築する。
- ・各市町、圏域ごとの協議の場の設置、利用できる通所事業所を増やす。

時期	実施内容	担当課
6月・12月	喀痰吸引等研修(3号)基本研修の実施	障害福祉課
通年	重症心身障害児者コーディネーターの配置・育成	障害福祉課
通年	訪問看護師の育成	医療政策課
通年	小児在宅症例検討会の実施	医療政策課
通年	在宅重症児の家族会支援連絡会	医療政策課
通年	各市町、圏域における関係者会議	関係課

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報



* いずれの事業も県全体として実施しており、圏域としての取組みは実施していない。

①	圏域数（医療的ケア児支援体制整備するにあたって用いている圏域。例 二次医療圏、障害保健福祉圏域等）	小児医療圏域：7圏域（H29.8）
②	人口	1,774,538人 年少人口239,851人（H28.10.1）
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの（名称、事業名）	①名称：小児医療体制検討会議 ②名称：NICU入院児支援事業関係者連絡会議 事業名：NICU入院児支援事業
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	未実施
⑤	医療型短期入所事業所数	12事業所
⑥	40歳未満の障害児者に対して訪問診療を行う医療機関数（うち小児患者に対応できる医療機関数）	不明（小児14／H29.8）
⑦	40歳未満の障害児者に対して入院治療を受け入れる病院数（うち小児患者に対応できる病院数）	不明（小児7／H29.8）
⑧	訪問看護事業所数 （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	132か所 （59か所／H29.6）
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） （うち医療的ケア児に対応できる保育所数）	約6.0%（25か所） （H28年6月現在）
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数	132人 （H28年5月1日現在）
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数	37人（H28年5月1日現在）
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数	6人 （H28年5月1日現在）

● 熊本県小児在宅医療支援センター運営事業(医療政策課)

熊本大学医学部附属病院内に設置された「小児在宅医療支援センター」にて、小児在宅医療に関する保護者や医療関係者に対する相談対応や在宅での人工呼吸器の取扱い等に関する研修会の実施、地域でのケースカンファレンスでの助言等を実施。県は運営費を助成。

● 小児訪問看護ステーション機能強化事業(医療政策課)

NPO法人に「小児訪問看護ステーション相談支援センター」を委託し、小児を対象とした訪問看護ステーションの新規参入や継続に不安を抱く事業者の相談窓口の運営及び技術的支援を担う小児在宅支援コーディネーターの配置や、小児訪問看護に関する研修等を行う。

● 障がい児受入促進事業(子ども未来課)

既存の保育所等において、障がい児を受け入れるために必要な改修等に対し、補助を行う。

● NICU入院児支援(子ども未来課)

NICU入院児が、在宅等へ円滑に移行ができ、在宅においても安心した生活が過ごせるように、関係者連携会議や研修会等を通して支援体制の充実を図る。

● ほほえみスクールライフ支援事業(特別支援教育課)

安全安心な学習環境整備と保護者の負担軽減を図るため、医療的ケアが必要な児童生徒が在籍する特別支援学校に看護師を配置

● 地域療育総合推進事業(障がい者支援課)

在宅障がい児に地域で適切な療育サービスを提供できる体制充実を目的に、地域療育ネットワークの構築、地域療育センター運営、在宅児童・家庭への直接支援及び地域療育拠点施設等の支援充実等を実施。

● 重度障がい者居宅生活支援事業(障がい者支援課)

重度訪問介護に対応できる介護従事者の育成を図るため、研修を実施。

医療的ケアが必要な重度の障がい児・者を受け入れる事業所に対し、利用者の受入れに必要となる自動車等の備品の購入費用の一部を助成。

3. 医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

○来年度の目標

- ・在宅移行支援の促進
(小児在宅支援センターや小児訪問看護ステーション相談支援センターが地域の多職種や中核病院、市町村等と連携して在宅移行支援を行う)
- ・NICU入院児の在宅移行支援の充実
- ・特別支援学校における看護師による医療的ケアの実施
- ・医療的ケア児等を支援する人材の養成
- ・医療的ケア児に関する協議の場の設置
- ・在宅の重度障がい児・者に対する支援

	実施(予定)内容	担当課
随時	小児在宅医療支援センター運営事業 保護者や医療関係者に対する相談対応、人材育成、在宅移行のための地域支援を実施。	医療政策課
随時	小児訪問看護ステーション機能強化事業 訪問看護ステーションに対する相談対応、人材育成、小児在宅支援コーディネーターの配置等を実施。	
平成31年 1～3月	・NICU入院児支援関係者連絡会議の開催 ・障がい児受入促進事業を実施する市町村に対する補助	子ども未来課
通年	・特別支援学校に対する看護師の配置 ・人工呼吸器装着児童生徒に対する看護師派遣の補助	特別支援教育課
随時	・医療的ケア児等コーディネーター養成研修等の実施 ・医療的ケア児等の支援に携わる関係機関から構成される協議の場の設置	障がい者支援課
随時	重度の障がい児・者を受け入れる事業所の設置・支援	

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

【福祉保健部医療政策課】

- ・平成27年度から小児在宅医療推進システム構築事業を実施

※別添1参照

【福祉保健部障害福祉課】

- ・平成28年度から重症心身障がい児者在宅支援推進事業を実施

※別添2参照

【教育庁特別支援教育課】

- ・「大分県教育庁特別支援教育課における医療的ケアの取組」

※別添3参照

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

平成29年度小児在宅医療推進システム構築事業

現状

- 高度医療の進歩により、救命後に引き続き医療ケアを要する小児の数が増え、小児在宅医療のニーズが拡大している。
- 在宅に移行できずに中核病院や療育施設に長期入院、長期入所を余儀なくされている小児患者が多数いる。
- 小児の在宅医療について、実施している医師が少ない。(小児科医でも慣れていない。)

対策

- 小児在宅医療への移行をスムーズに行えるような体制・ネットワークの構築
- 小児在宅医療に習熟した医師、看護師、コメディカル等の育成
- 在宅医療に移行できない、十分な医療提供を受けられない患児や支援施設の実態調査を行い、課題を抽出

中津市民病院小児科に事務局を設置し、関係機関と連携のもと、
大分県下の小児患者・成人期移行患者の在宅医療を推進、支援体制を構築する

小児在宅医療実技講習会(2回/年)

医師、コメディカルに対し、胃管挿入、吸引、人工呼吸管理法などの講習会を実施し、小児在宅医療に習熟した人材を養成

- H27: 医師を対象に2回実施
- H28: 医師、コメディカルを対象に2回実施
- H29: 医師、コメディカル対象に2回実施

実態調査(患児・支援施設対象)

アンケート調査等の実施により、在宅医療を必要とする小児患者や支援施設の実態を調査し、課題を抽出する。

- H27: 3歳以上未就学児、普通学校・支援学校在籍児童対象
- H28: 3歳未満対象
- H29: 小児科で診ている成人患者対象(予定)

小児在宅医療連絡会(2回/年)

NICU・小児科

在宅医療に従事する
小児科以外の医師

重症心身障がい
児者施設

看護

行政

- ・小児の在宅医療へのスムーズな移行や、在宅患児の急変時の対応等、入院受け入れ体制整備に係る検討
- ・県内の小児在宅医療に関する課題の検討
- ・関係機関を結ぶネットワークの構築

- H27: 2回開催
- H28: 3回開催
- H29: 2回開催

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

重症心身障がい児者在宅支援推進事業

現状

○重度の知的障がい(精神発達遅滞)及び重度の肢体不自由が重複している状態を表す障がい名。 ※知的A1級(IQ35以下)+身体1~2級(重度)

○大島分類 1~4(色つき部分)が該当 ※1968年「都立府中療育センター」の入所基準として、当時のセンター長 大島一良氏が作成

21	22	23	24	25
19	13	14	15	16
18	11	6	3	4
17	10	5	2	1

(IQ)
80
70
60
50
35
20

危れる 歩ける 歩行障害 危れる 寝たきり
(運動機能)

○県内状況

・重度心身障がい児者数:624人 →うち 在宅320人 ※福祉サービス利用実人数11,312人(H28.5)に対して約2.8%

○家族の声

・介護負担が大きい、医療的ケア(経管栄養等)ができる事業所が少ない、どのようなサービスがあるのか不明 等

○サービス提供事業所の声

・重症児者の支援経験がない、医療面のケアを考えると受入れが不安、個別的で専門性が高く対応が困難 等

市町村における取組や体制の強化に向けた支援が必要
⇒圏域ごとにモデル市町村を選定し事業実施

I 市町村自立支援協議会

(保健医療、障害者団体、相談支援事業所、サービス提供事業所、市町村等の連携の場)

協議会に西別府病院の医師、看護師、ソーシャルワーカー等を派遣 (各市3~6回(隔月)程度)

→医療的視点等をもって

- ・重症児者の支援体制の助言(受入れ事業所の拡充 等)
- ・サービス等利用計画の助言(検証)

II サービス提供事業所

(重症児者の支援に携わる事業所・人材の育成)

市町村自立支援協議会からの働きかけや、西別府病院による出前研修や受入れ研修を通じて

- ・医療的ケア(経管栄養 等)に対応できる事業所・人材の育成
- ・医療機関・老健等での空床型短期入所の確保

III 相談支援事業所

※相談支援専門員(「ケアマネジャー」)のスキルアップ

重症児者の特性を踏まえた、適切なサービス等利用計画を策定できるよう、計画更新時の家庭訪問に同行し実地指導

■実地指導 参加メンバー

西別府病院:看護師、ソーシャルワーカー

相談支援事業所:相談支援専門員

市町村:保健師、サービス給付決定担当者 等

自立支援協議会を中心とした地域の主体的な課題解決
(重症児者に対応できる事業所の増加など重症児者とその家族が地域で安心して暮らせる在宅生活の実現)

各圏域の状況

	重症心身障がい児者数(在宅)	事業所数			相談支援	
		重度訪問介護	生活介護	短期入所	(者)	(児)
東部	67	52	15	14	28	26
中部	155	121	38	40	44	27
南部	19	21	6	2	10	7
豊肥	13	16	7	9	10	6
西部	22	22	6	5	8	6
北部	44	28	12	9	16	14
計	320	260	84	79	116	86

今後の取組

■H28年度

・豊肥(竹田市)、西部(日田市)、東部(別府市)の各圏域でモデル事業を実施

■H29年度

・H28実施圏域での事業実績を踏まえ、他の圏域(中部、南部、北部)で事業を継続実施

・H28の3市は自主的に事業を継続(県によるフォローアップ)

■H30年度

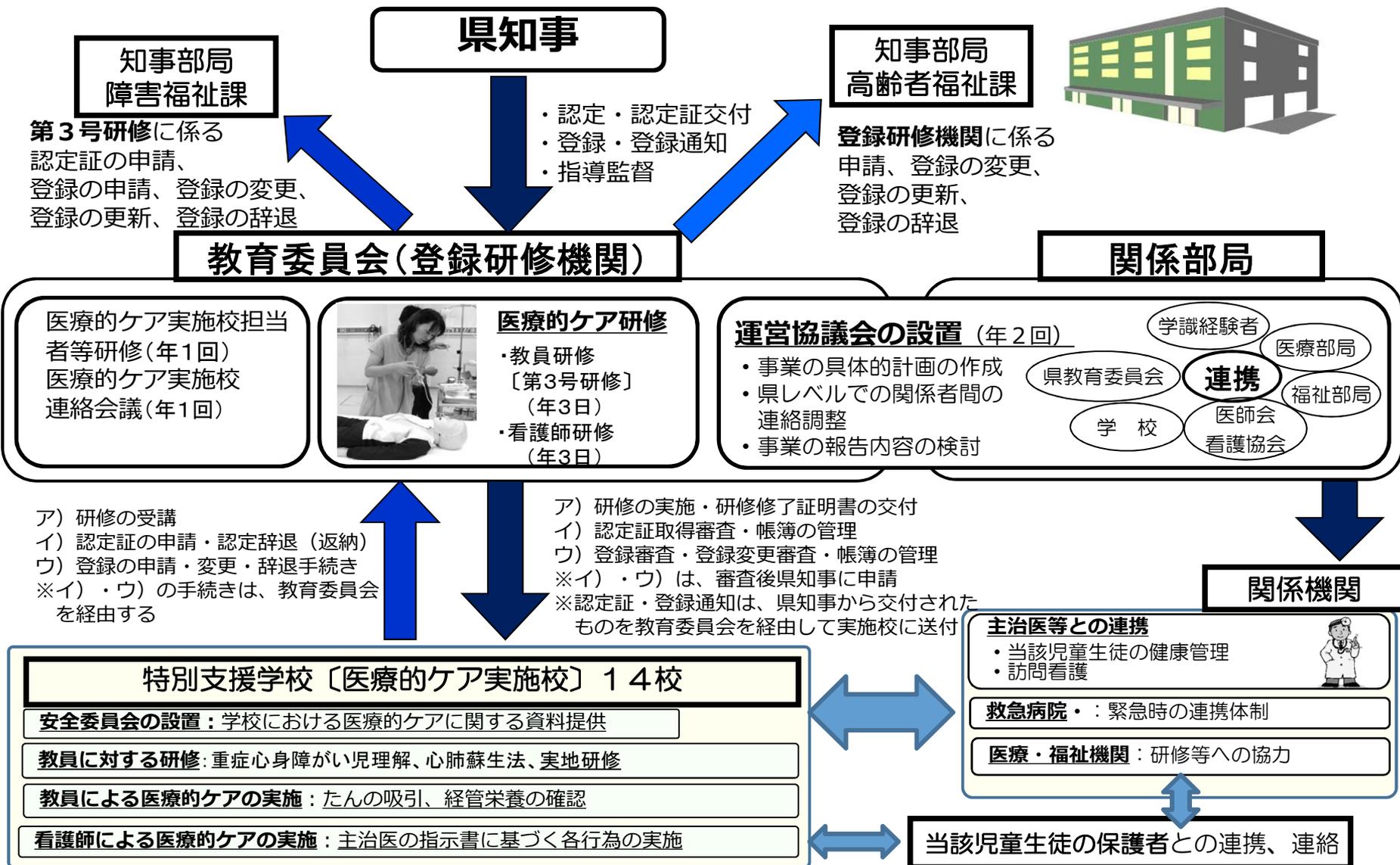
・モデル市町村での事業実績・成果に基づき、支援者向けの事例集を策定

・研修会等の開催により、本事業の内容を全市町村へ横展開

「西別府病院」の専門性を活用↓地域に向いて支援(西別府病院:重症・筋ジストロフィー併設した県内唯一の施設)

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

大分県における医療的ケアの取組み ～平成29年度～



3. 医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

来年度の目標

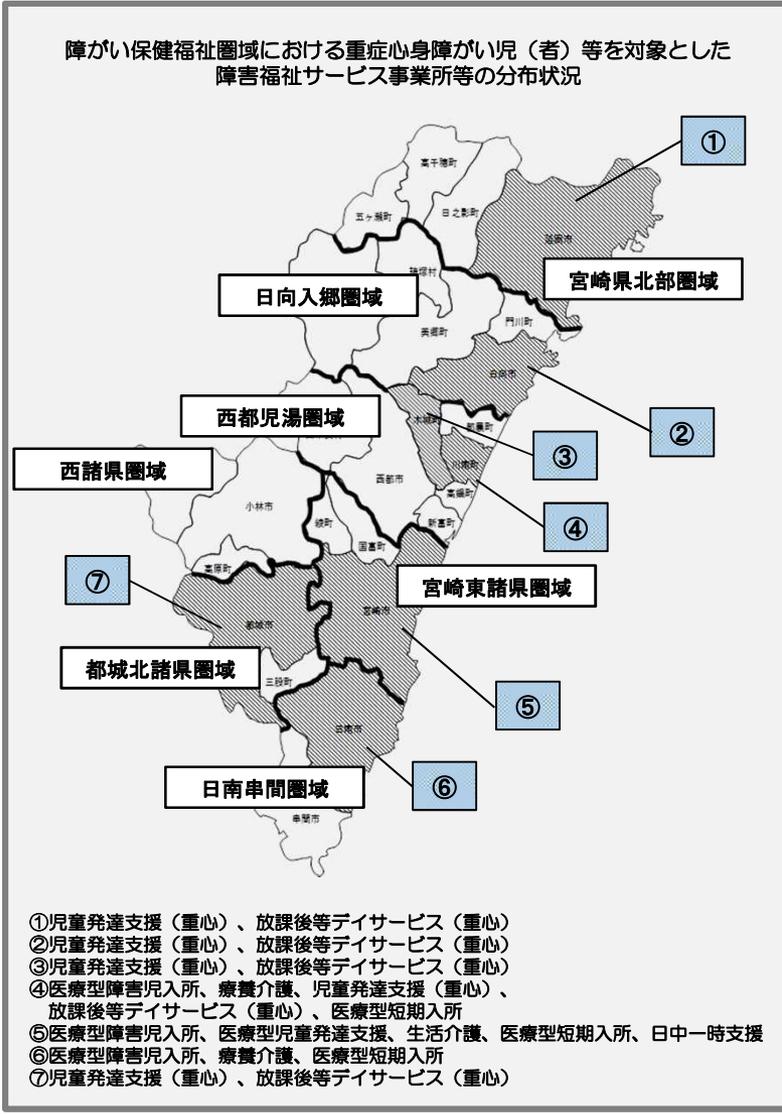
- ・今年度事業実績を踏まえ、圏域ごとに事業(市町村自立支援協議会への参加、研修開催等)を継続実施する。
- ・看護師や教員等に対する研修や医療的ケア実施校連絡協議会、医療的ケア運営協議会を実施する。
- ・障がい児福祉計画策定に向け地域における支援体制の整備を検討していく。
- ・各事業を有効的に実施していくため、関係者で情報共有を行っていく。(協議の場)

時期	実施内容	担当課
4月～3月	小児在宅医療推進システム構築事業(小児在宅医療実技講習会や実態調査、関係機関連絡会開催)	医療政策課
4月～3月	重症心身障がい児者在宅支援事業(市町村自立支援協議会への参加、研修開催)	障害福祉課
4月・8月・12月	医療的ケア実施校配置の看護師研修	特別支援教育課
5月・8月	教員実施に向けた医療的ケア教員研修	特別支援教育課
5月	医療的ケア実施校担当者等の(副校長・教頭、運営担当者)研修	特別支援教育課
8月	医療的ケア実施校連絡協議会	特別支援教育課
5月・2月	大分県医療的ケア運営協議会	特別支援教育課
1月	相談支援専門員に向けた医療的ケア児(者)(重症心身障がい児)支援のための研修	障害福祉課

宮崎県

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報



①	圏域数（H28.9.1時点の障害保健福祉圏域）	7圏域
②	人口（H29.8.1時点推計値）	1,088,691人
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの（名称、事業名）	0件
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数（H29.8.31時点）	0人
⑤	医療型短期入所事業所数（H29.8.31時点）	4事業所
⑥	40歳未満の障害児者に対して訪問診療を行う医療機関数（うち小児患者に対応できる医療機関数）（H29.08.01時点）	126事業所（17事業所）
⑦	40歳未満の障害児者に対して入院治療を受け入れる病院数（うち小児患者に対応できる病院数）	4病院（4病院）
⑧	訪問看護事業所数（H29.9.1時点） （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	113施設（54施設）
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数）（H29.4.1時点） （うち医療的ケア児に対応できる保育所数）	18.7%（56施設）
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数（H29.5.1時点）	49人
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数（H29.5.1時点）	25人
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数（H29.5.1時点）	2人

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

○ 重症心身障がい児（者）医療体制構築事業（施設・設備整備費補助金）【H29年度～】

【事業概要】

医療的ケアの必要な重症心身障がい児（者）を対象とした短期入所等の新たな実施あるいは受入人員の拡大及び受入機能の充実を目指す医療機関等に対し、医療機器等の購入や施設・設備の整備に要する費用の一部を補助

【実施主体】

医療機関、障害福祉サービス事業所等

【補助率】

2分の1以内

【補助基準額】

医療型短期入所事業所：（新設）9,000千円（拡充）4,500千円

福祉型短期入所事業所・日中一時支援事業所・生活介護事業所：（新設）6,000千円（拡充）3,000千円

○ 重症心身障がい児（者）医療・療育研修拠点構築事業【H29年度～】

【事業概要】

県内の重症心身障がい児（者）医療・療育体制の充実を図るため、重症心身障がい児（者）支援の中核的な医療機関を研修拠点施設として位置付け、地域の医療関係や障がい福祉サービス事業所の医師・看護師等の支援力向上のための研修等を実施。

【実施主体】

重症心身障がい児（者）を主たる対象とする県内の医療機関（2病院）

○ 重症心身障がい児（者）医療サービス高度化支援事業【H29年度～】

【事業概要】

県内の重症心身障がい児（者）医療・療育サービスの向上のため、重症心身障がい児（者）支援の中核的な医療機関において専門研究や医療・看護師等の人材育成等を実施。

【実施主体】

重症心身障がい児（者）を主たる対象とする県内の医療機関（2病院）

○ 県立子ども療育センター機能強化事業【H29年度～】

【事業概要】

県立子ども療育センターに医療的ケア児の支援に関する連絡・調整機能を持たせるため、医療的ケア児支援に関するコーディネーターを配置するとともに、医療・保健・福祉・教育の各分野における関係機関との連携強化のための連絡協議会を設置し、県内の関係機関が緊密に連携した支援体制を構築する。

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

○ 看護師研修会【年2回】

【目的】

特別支援学校が任用する医療的ケア看護師が一堂に会し、研究協議を行うことにより、円滑な業務の遂行及び実施上の課題の改善を図るとともに、対象児童生徒のニーズに応じた医療的ケアを実施するために必要な研修を行い、専門的知識・技能の向上を図る。

【参加対象者】

医療的ケアを実施する特別支援学校の看護師

※個別対応医療的ケアのみに対応する看護師については研修会への参加を業務として位置付けていないが、希望があれば参加可能

○ 医療的ケア連絡協議会【年2回】

【目的】

各学校における医療的ケアの実施体制を点検し、医療的ケアが円滑に行われるよう校内体制や研修の在り方等の検討を行うとともに、関係機関等との連絡調整を図る。

【参加者】

医師・看護師等の医療関係者、県福祉保健部の代表者、医療的ケア実施校担当者等

○ 医療的ケア業務連絡会【年1回】

【目的】

平成28年度の特別支援学校における医療的ケアの実施要綱について、各学校の医療的ケア業務担当者に周知を図るとともに、各校の医療的ケアが円滑に行われるよう連絡調整を行う。

【参加者】

医療的ケア実施校業務担当者（養護教諭又は保健主事、医療的ケア事務担当者）

○ 特別支援学校医療的ケア実施教員等研修（法定研修）

○ 推進指導医等による校内研修及び個別研修

- ・ 医療的ケア実施校のすべての教職員を対象として、医療的ケアの実施内容や緊急時の対応等についての専門的な知識の習得を目的とする校内研修を実施している。
- ・ 医療的ケアの児童生徒について、研修が必要であると学校が要望した児童生徒について、推進指導医による研修を実施している。また、学校看護師を講師とした研修を実施している。
- ・ 人工呼吸器などの機器等の取扱いについて学校が研修を必要とすれば、業者による研修を実施している。

○ 文部科学省委託事業

人工呼吸器の管理等を必要とする児童生徒がより一層安全で安心な学校生活を送るため、学校、医療、福祉等が連携して医療的ケア実施体制の在り方を検証し、高度な医療的ケアに対応できる実施体制の充実を図る。

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

○ 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする長期療養児や発達等に遅れが見られる児童を対象に、保健所が療育相談、訪問指導、研修会、交流回答を実施し、児童の日常生活における健康の保持増進を図る。

- (1) 長期療養児療育相談
- (2) ケース検討会
- (3) 訪問指導事業
- (4) 交流会の開催
- (5) 講演会・研修会の開催

○ 「こどもケアカフェ」の開催【多職種連携の事例】

医療や保育、教育の現場でケアを必要とするこどもに関わる人たちが、意見交換・情報共有ができる場を提供することを目的に開催
各回異なるテーマで、平成27年度より実施。平成29年度は偶数月の第4水曜日19時～21時に開催

※事務局：宮崎県日南市健康増進課地域医療対策室

3. 医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

来年度の目標

- ・医療的ケア児等がより身近な地域で医療サービスの提供が受けられる体制を構築する(障がい福祉課)
- ・医療的ケア児等の受け入れを行う医療機関における専門研究や医師・看護師等の資質向上を図る(障がい福祉課)
- ・学校と保護者が十分連携し、円滑な医療的ケアが実施できるようにする(特別支援教育室)
- ・長期にわたり療養を必要とする児童や家族に対し、継続して自立・成長の支援を行う(健康増進課)

時期	実施内容	担当課
未定	<ul style="list-style-type: none"> ・重症心身障がい児(者)の医療・療育の拠点施設となる医療機関に対して、小児科医の診療技術修得のための支援や新たな医療技術の研究、医師や看護師等の専門性向上のための研修受講を支援 ・重症心身障がい児(者)の医療・療育の拠点施設となる医療機関において、地域の医療機関や障害福祉サービス事業所の看護師等の職員向けの研修を実施 	障がい福祉課
未定	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の病床を活用した短期入所の新たな実施あるいは受入人員の拡大を目指す医療機関に対して、医療機器等の購入や施設・設備の整備に要する費用の一部を補助 ・医療的ケアが必要な重症心身障がい児(者)を対象とした日中一時支援等の新たな実施や受入人員の拡大を目指す障害福祉サービス事業所に対して、医療機器等の購入や施設・設備の整備に要する費用の一部を補助 	障がい福祉課
未定	関係機関との連携強化のための連絡会議の開催及び総合調整を行うコーディネーターの配置	障がい福祉課
4月・8月	医療的ケア看護師研修会	特別支援教育室
4月	医療的ケア業務連絡会	特別支援教育室
5月・8月	特別支援学校医療的ケア実施教員等研修(法定研修)	特別支援教育室
5月・2月	医療的ケア連絡協議会	特別支援教育室
夏季休業中	校内研修	特別支援教育室
未定	個別研修	特別支援教育室

※上記に記載した内容は本資料作成時点のものであり、今後変更等が生じる場合あり

3. 医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

来年度の目標

- ・医療的ケア児等がより身近な地域で医療サービスの提供が受けられる体制を構築する(障がい福祉課)
- ・医療的ケア児等の受け入れを行う医療機関における専門研究や医師・看護師等の資質向上を図る(障がい福祉課)
- ・学校と保護者が十分連携し、円滑な医療的ケアが実施できるようにする(特別支援教育室)
- ・長期にわたり療養を必要とする児童や家族に対し、継続して自立・成長の支援を行う(健康増進課)

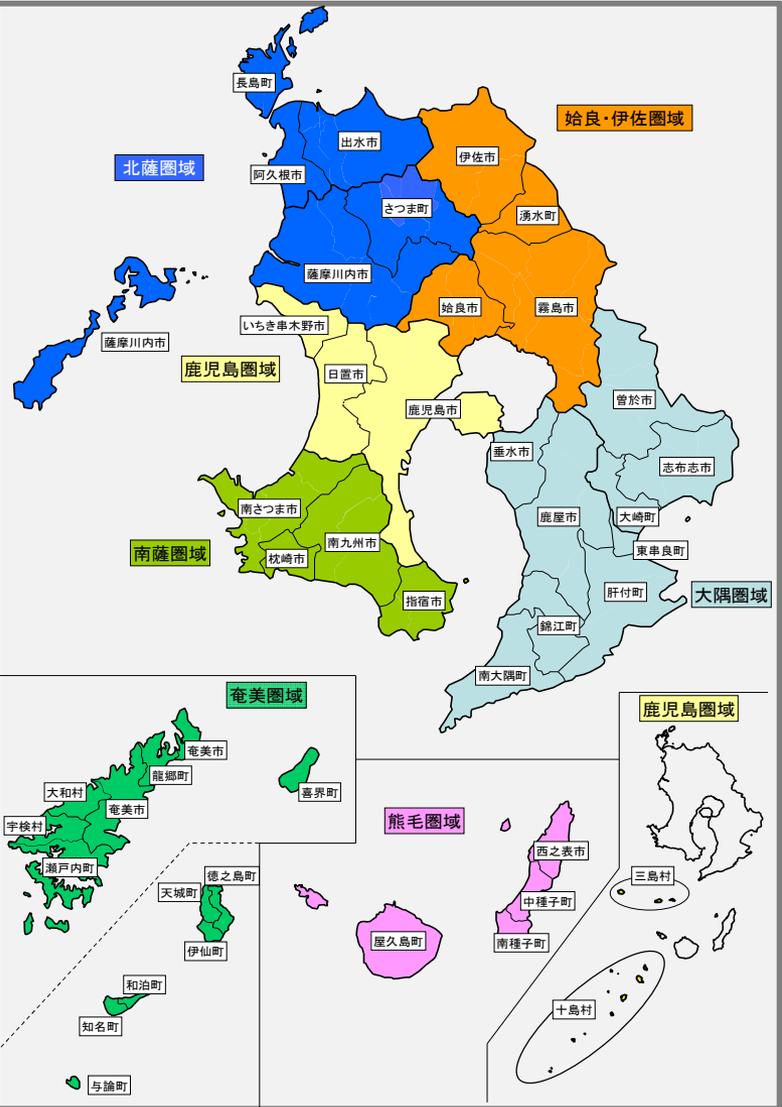
時期	実施内容	担当課
通年	(1) 長期療養児療育相談	健康増進課
随時	(2) ケース検討会	健康増進課
通年	(3) 訪問指導事業	健康増進課
随時	(4) 交流会	健康増進課
随時	(5) 講演会・研修会の開催	健康増進課

※上記に記載した内容は本資料作成時点のものであり、今後変更等が生じる場合あり

鹿児島県

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報



①	圏域数	7圏域
②	人口	1,626,098 (H29.8月)
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの(名称, 事業名)	小児在宅医療推進会議 (周産期医療対策事業)
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	0人
⑤	医療型短期入所事業所数	3事業所 (H29.8月)
⑥	40歳未満の障害児者に対して訪問診療を行う医療機関数 (小児患者に対応できる医療機関数)	- 〔101施設 (H27.3月)〕 ※小児患者への往診対応可
⑦	40歳未満の障害児者に対して入院治療を受け入れる病院数 (小児患者に対応できる病院数)	- 〔45施設 (H27.10月)〕 ※小児科を標榜する病院数
⑧	訪問看護事業所数 (小児患者に対応できる訪問看護事業所数)	166箇所 (H29.4月) (73施設 (H29.7月))
⑨	看護師を配置している保育所の割合(数) (うち医療的ケア児に対応できる保育所数)	28.3%【152/538】(H29.4月) ※看護師, 准看護師, 保健師を配置している保育所及び幼保連携型認定こども園の割合 (16か所 (H29.4月))
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数	132人(特125 小6 中1) 〔特別支援学校についてはH29.4月〕 〔小・中学校についてはH28.11月〕
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数	28人(特28 小0 中0) (H29.7月)
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数	1人(特1 小0 中0) (H29.7月)

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

鹿児島県

保健関係

小児在宅医療地域連携支援事業(H29～)

○事業目的

在宅での医療的ケアを必要とする小児患者やその家族が、一人一人の児に応じた望ましい環境で、安心して療養できる地域の支援体制づくりを推進するため、小児在宅医療に係る相談体制の整備や看護師等の技術向上に対する支援、地域の様々な機関や職種間の連携ネットワークの構築を図るとともに、支援ツールの作成による家族への情報提供を行う。

○事業主体: 県

○事業内容

- ・小児在宅医療推進会議の開催 (H26継続) ・訪問看護ステーションの取組強化に向けた支援 (H27継続)
- ・2次医療圏の地域連携ネットワーク会議の開催 ・小児在宅療養支援ウェブサイトの作成
- ・医療機関等の支援機関に対する研修会の開催

障害福祉関係

在宅重度心身障害児の家族支援事業

○事業目的

在宅の重度心身障害児の介護に係る家族の負担軽減を図るため、訪問看護師等が家族に代わって介護を行うための経費の助成を行う。

○事業主体: 市町村

○負担割合: 県1/2, 市町村1/2

○事業内容

診療報酬の上限(1.5時間)を超えて在宅の重度心身障害児への介護を実施する訪問看護ステーション等に対し、市町村が補助を行う場合、その一部を助成する。

※ 重度心身障害児1名につき1日4時間、1年度24時間を限度とする。

教育関係

- 1 特別支援学校への特別支援学校看護師の配置
- 2 特別支援学校医療的ケア実施体制整備事業
(事業内容)
 - ・ 教員等によるたんの吸引等実施のための研修会(特定の者対象)の実施
 - ・ 特別支援学校看護師の専門性向上のための研修会の実施
- 3 その他
 - ・ 特別支援学校における医療的ケアに関する運営協議会の実施

3. 医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

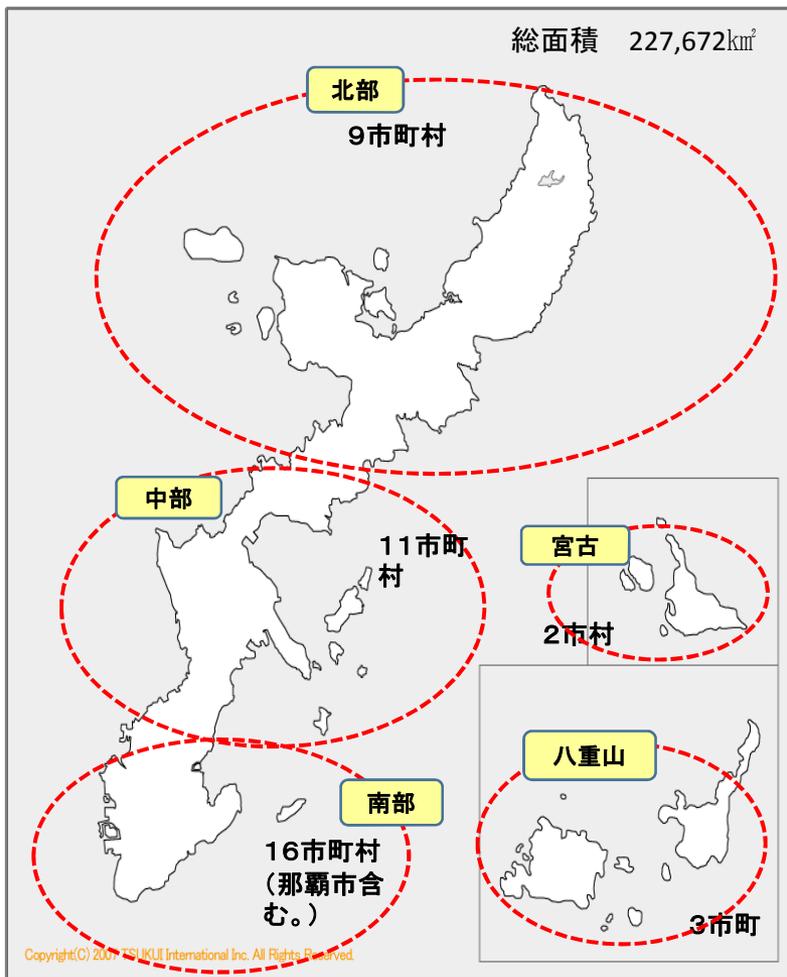
来年度の目標

- ・ 医療的ケアが必要な児の支援体制を強化するため、圏域別の連携体制を構築する。
- ・ 医療的ケア児地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児等に対する支援が適切に行える人材を養成する。
- ・ 医療的ケアが必要な児童生徒の在籍する特別支援学校に学校看護師を配置する。
- ・ 医療的ケアが必要な児童生徒の在籍する特別支援学校において、安全確実に医療的ケアを実施することによって対象児童生徒の教育活動が充実するように、研修を実施するとともに、運営協議会を開催して安全確実な医療的ケア実施体制の改善・充実を図る。

時期	実施内容	担当課
平成30年4月 ～平成31年3月(予定)	小児在宅医療推進会議, 地域連携ネットワーク会議, 研修会等の開催	県保健福祉部子ども福祉課
平成30年4月 ～平成31年3月(予定)	医療的ケア児等コーディネーター養成研修事業の実施(予定)	県保健福祉部障害福祉課
平成30年4月 ～平成31年3月	特別支援学校に学校看護師を配置	県教育庁義務教育課特別支援教育室
平成30年8月(予定)	教員等によるたんの吸引等実施のための研修会(特定の者対象) 基本研修	県教育庁義務教育課特別支援教育室
平成30年7月(予定)	特別支援学校看護師研修会	県教育庁義務教育課特別支援教育室
平成30年 5月～12月	教員等によるたんの吸引等実施のための研修会(特定の者対象) 実地研修(各学校で随時, 実施)	県教育庁義務教育課特別支援教育室
平成30年11月(予定)	特別支援学校における医療的ケアに関する運営協議会	県教育庁義務教育課特別支援教育室

沖縄県

1. 沖縄県の基礎情報



①	圏域数（障害保健福祉圏域）（H29.9.1現在）	5圏域
②	人口（H29.8.1現在推計）	1,442,460人
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの（名称、事業名）	<ul style="list-style-type: none"> ・周産期保健医療協議会在宅療育・療養環境整備部会（保健） ・障害者自立支援協議会（障害福祉） ・医療的ケア運営委員会（教育）
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	0人(H29実施なし)
⑤	医療型短期入所事業所数（H29.4.1現在）	5事業所
⑥	40歳未満の障害児者に対して訪問診療を行う医療機関数（H28）（うち小児患者に対応できる医療機関数（H29））	不明
⑦	40歳未満の障害児者に対して入院治療を受け入れる病院数（うち小児患者に対応できる病院数）	不明
⑧	訪問看護事業所数（H29.8現在） （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	100カ所 （48カ所）
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数）（H29.4.1現在） （うち医療的ケア児に対応できる保育所数）（H28受入実績）	28.2% （134箇所） （うち4箇所）
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数（H29.5.1現在）	124名（通学生） 153名（訪問等含）
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数（H29.1月現在）	特支校27名 小中校4名 合計31名

2. 医療的ケア児支援のための取組概要①

沖縄県

① 保健

地域保健課

1. 「在宅療養を支える環境づくり事業」

◆目的：人工呼吸器を装着している小児が緊急時にも安心して在宅療養生活を継続できる環境

の整備

◆実施内容：台風等の緊急時に備え、人工呼吸器を装置し在宅療養を送っている小児（小児慢性

特定疾病受給児）に対し、福祉事業者が無償貸与する発電機等非常用電源等の購入費

◆事業期間：平成24年度～現在

2. 「小児慢性特定疾病自立支援事業」

◆目的：小児慢性特定疾病児等とその家族に、適切な療養の確保や必要な情報提供を行い、児

童等の健康の保持増進と自立促進を図る。

◆実施内容：

①ピアカウンセリング事業：小児慢性特定疾病児の親にするピアカウンセリングの実施

②相談支援事業：福祉の措置が困難な在宅療養児に対して、専門医師を派遣して相談を行う。

③療養生活支援事業：人工呼吸器を装置し在宅療養を送っている小児（小児慢性特定疾病

受給児）の介護者の休養、兄弟の行事参加等の際に、医療保険適用外となる長時間利用分の

訪問看護利用料の一部を負担する。

3. 「周産期保健医療協議会 在宅療育・療養環境整備部会」

◆目的：第7次沖縄県医療計画の周産期医療分野のうち、NICU等退院後の在宅療育・療養環境整

備について素案作成。また、計画推進に必要な多職種による連携体制の構築。

◆実施内容：会議の開催 3回予定（平成29年9月14日、10月上旬、10月下旬～11月上旬）

4. 子ども在宅医療研究会への出席

難病等で在宅医療を必要とする子ども達に医療機器の無料貸し出し、障がいケア検討会、

北部保健所

●ひびきの会（病院・療育機関・保健所・市町村連絡会議）

取組年度：平成12年度～

実施主体：北部保健所

取組内容：医療・療育・保健関係者が一堂に会し、未熟児や長期入院児、障害児等の支援に関する情報を情報交換し、支援関係者間の円滑な連携を図る。（毎月1回（第1火）、年12回開催）

参加機関：県立北部病院小児科（医師、看護師）、名護療育医療センター（医師、地域支援課）、相談支援事業所（相談員）、管内市町村（保健師）、北部保健所（医師、保健師）

●北部圏域在宅長期療養児(者)連絡会議

取組年度：平成28年度～

実施主体：北部保健所

取組内容：医療・保健・福祉関係者を集め、北部圏域における長期療養児者の現状及びニーズの把握、課題共有、情報共有、意見交換等を行ない、在宅療養体制を整備する。（H28年度議題：医療ケアを要する児のレスパイト、災害対策について）

参加機関：県立北部病院小児科、名護療育医療センター、相談支援事業所、訪問看護ステーション、特別支援学校、生活介護支援事業所、難病情報支援センター、管内市町村（保健師、障害福祉担当）、北部福祉事務所（障害福祉担当）、保健所

2. 医療的ケア児支援のための取組概要②

沖縄県

② 在宅医療

医療政策課（保健医療総務課）

1 在宅医療提供体制の確保

今後、増加が見込まれる在宅療養患者等に対して、在宅医療の推進並びに在宅療養環境の整備が重要課題となっており、訪問看護サービスの安定的な供給を維持し、訪問看護を必要とする者に必要な訪問看護を提供する体制の確保が必要であることから、在宅医療・介護サービスの充実に向けて、訪問看護師の人材育成と在宅ケアサービスの質向上を支援するため、訪問看護ステーションの経営者等に対する研修等を行う訪問看護支援事業を実施している。

（保健医療総務課において実施）

2 第7次沖縄県医療計画の策定

本県では、医療連携体制の構築及び医療提供体制の確保に向けた第7次沖縄県医療計画（計画期間：平成30年度から平成35年度まで）を平成29年度に策定するため、11のワーキンググループを設置しており、そのうち小児医療ワーキンググループで小児在宅医療についての課題等を検討している。

（開催状況）

平成29年7月19日

第1回小児医療ワーキンググループ

平成29年9月19日

第2回小児医療ワーキンググループ

③ 障害福祉

障害福祉課

1. 第1期障害児福祉計画の策定

障害福祉サービス等の提供体制の整備等のため、平成30年度から平成32年度までを実施期間とする障害福祉計画の策定に取り組んでいる。

2 沖縄県障害者自立支援協議会（療育・教育部会）

県内の障害児・者及びその家族に対する支援体制の整備のための協議の場。

協議を円滑かつ効率的に推進するため、各部会を設置しており、療育・教育部会では、障害児者の療育及び教育の課題等を検討している。

H29（予定）：①7/14、②11/9、③H30.2月頃

3 重度心身障害児レスパイトケア推進基金事業

短期入所の事業所がない地域において、重症心身障害児が在宅で療養ができるよう、新たに日中一時支援によりレスパイトケアを実施する事業所等に対し、看護師等配置費用の一部を補助する事業を行っている。

H28年度より実施。八重山圏域において、2事業所に補助を実施。

④ 保育

子育て支援課

平成28年度は、3市町村4か所で医療的ケア児の受入れを行っている。

受入れにあたって、保育士の加配等に係る経費については、保育の実施主体である市町村が一般財源により補助しており、実施内容は市町村によって異なっている。

2. 医療的ケア児支援のための取組概要③

沖縄県

⑤ 教育

県立学校教育課

実施主体 沖縄県教育委員会

- ・「医療行為を必要とする児童生徒の教育対応について」（平成9年）
医療行為を必要とする児童生徒の教育措置や学校生活のあり方等の問題への対応
- ・「特殊教育における福祉・医療との連携に関する実践研究」（平成10年～）
医療的ケアを必要とする児童生徒の教育対応に関する実践研究（モデル事業）
- ・「特別支援学校における医療的ケア体制整備事業」（平成17年～現在）
医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が通学する沖縄県立特別支援学校に看護師を配置することにより、当該医療的ケアを必要とする児童生徒等に係る学習環境を整備するとともに、保護者等の付添い介護の負担軽減を図り、もって学校における教育の充実を図る
- ・「特別支援学校の教員等によるたんの吸引等にかかる研修【第3号研修】教員実施」（平成25年～）
特別支援学校における教員等によるたんの吸引等の実施及び実施にかかる研修を行う。
- ・「特別支援学校の医療的ケアにおける巡回看護師派遣事業」（平成26年～）
看護師が配置されていない沖縄県立特別支援学校において看護師が巡回し、医療的ケアを当該学校に在籍する児童生徒に対して行う。
- ・「特別支援学校における医療的ケア体制整備事業実施要綱の一部改正」（平成29年）
看護師の医療的ケアの範囲に関して「人工呼吸器の作動状況の確認及び緊急時の連絡等及び酸素管理」を明確化し、個別に対応の可能性を検討する。なお、人工呼吸器使用及び学校における医療的ケアの判断が難しいケア内容に関しては、すべて「特別支援学校における医療的ケア運営委員会」において、学校から個別の照会を受け、検討（指導
医の巡回を含む）、対応を行う。同時に緊急時の対応を医療、学校、保護者の合意の明確化をねらいとし、「医療的
ケア
指示書」の様式を改訂。加えて、人工呼吸器使用児童生徒の受け入れに関する検討資料となる「人工呼吸器に係る現状確認表」を作成している。

3. 医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール①

来年度の目標

- ・「特別支援学校における安全安心な医療的ケア体制整備を進めるため学校・医療・保護者の更なる連携に向けた体制づくり」
- ・第7次沖縄県医療計画に掲げた周産期医療分野における在宅療育・療養環境整備の具体的な取り組みの実施
- ・医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

時期	実施内容	担当課
4月	・特別支援学校における医療的ケア実施校看護師・養護教諭研修会等（看護師・養護教諭）（市町村の小中学校看護師・養護教諭も参加可能）	県立学校教育課
5月	・特別支援学校における医療的ケア運営委員会※臨時開催もある ・県の指導医による巡回指導（必要に応じて）※臨時開催もある。	県立学校教育課 〃
7月	・特別支援学校における医療的ケア実施校看護師・養護教諭研修会等（看護師・養護教諭）（市町村の小中学校看護師・養護教諭も参加可能） ・特別支援学校における医療的ケア運営委員会※臨時開催もある ・県の指導医による巡回指導（必要に応じて）※臨時開催もある。 ・医療的ケア教員実施に係る指導看護師研修会	県立学校教育課 〃 〃 〃
8月	・特別支援学校における医療的ケア実施校看護師・養護教諭研修会等（養護教諭）（市町村の小中学校看護師・養護教諭も参加可能）	県立学校教育課
上半期	・周産期保健医療協議会 在宅療育・療養環境整備部会を開催し、第7次沖縄県医療計画の行動計画を作成	地域保健課（障害福祉課）

3. 医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール②

時期	実施内容	担当課
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援学校における医療的ケア運営委員会※臨時開催もある ・ 県の指導医による巡回指導（必要に応じて）※臨時開催もある。 ・ 教員実施に係る第3号研修会【基礎・実地研修】※早くなる場合もある（～3月） 	県立学校教育課 “ “
H30.2月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援学校における医療的ケア運営委員会※臨時開催もある ・ 県の指導医による巡回指導（必要に応じて）※臨時開催もある。 	県立学校教育課 “
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援学校における医療的ケア実施校看護師・養護教諭研修会等（看護師・養護教諭）（市町村の小中学校看護師・養護教諭も参加可能） 	県立学校教育課
通年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者自立支援協議会 療育・教育部会（年2～3回） ・ 重度心身障害児レスパイトケア推進基金事業（検討中） ・ 医療的ケア児等コーディネーター養成研修（検討中） 	障害福祉課 障害福祉課 障害福祉課

* 北部圏域の取組

時期	実施内容	担当課
定例	<ul style="list-style-type: none"> ・ ひびきの会（病院・療育機関・保健所・市町村会議）（毎月開催） 	北部保健所
通年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北部圏域在宅長期療養児（者）連絡会議（年1～2回） 	北部保健所

札幌市

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報



SAPPORO

①	圏域数（医療的ケア児支援体制整備するにあたって用いている圏域。例：二次医療圏、障害保健福祉圏域等）	—
②	人口（H29.9.1）	1,962,714人
③	医療的ケア児支援のための協議の場 （H29年度中に設置予定）	自立支援協議会内に検討会議を設置
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	—
⑤	医療型短期入所事業所数（H29.8.1）	7事業所
⑥	40歳未満の障害児者に対して訪問診療を行う医療機関数（うち小児患者に対応できる医療機関数）（H29.8.1）	156か所（小児患者対応不明）
⑦	40歳未満の障害児者に対して入院治療を受け入れる病院数（うち小児患者に対応できる病院数）（H29.8.1）	左記の病院数は把握していない。 【参考】市内の病院数203か所（小児科を標ぼうしている病院27か所）
⑧	訪問看護事業所数（うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）（H29.7.1）	189か所（小児患者対応不明）
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数）（うち医療的ケア児に対応できる保育所数）（H27.4.1）	13% （36園／272園）
⑩	公立（市立）の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数（H28.5.1）	・特別支援学校42人 ・小学校5人 ・中学校1人
⑪	公立（市立）の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数（H29.8.1）	・特別支援学校6人 ・小学校0人 ・中学校0人
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数（H28.5.1）	・特別支援学校6人 ・小学校0人 ・中学校0人

現状の取組概要

【関係各課】

◎子どもの在宅医療ガイドブック協議会（官民共同（医療法人主導））（H28.7～）

- ・医療・福祉・行政関係者に必要とされる情報が網羅された冊子「支援者のための札幌市子ども在宅医療ガイドブック」を発行し、関係機関等へ配布（H29.5）

【障がい福祉】

◎医療的ケアが必要な重症心身障がい者（児）受入促進のため、障害福祉サービス事業者に対する次の市単独補助を実施

- ・看護師を配置する際、3年間を限度に人件費を補助（H24～）
- ・医療機器購入費・施設改修費等を補助（H26～）
⇒補助対象事業所を児童発達支援・放課後等デイサービス事業所に拡大（H29.4～）

◎福祉・医療間のネットワーク構築のための研修会等を開催

- ・訪問看護ステーション向け研修会（H28.10）
- ・障害福祉サービス事業所や訪問看護ステーション等による座談会（交流会）（H29.1～）

【母子保健】

◎母子保健施策における各種申請を通じた医療的ケア児の把握を開始（H29.4～）

◎医療的ケア児について、関係者（保健師・事務職員等）に対する研修会の開催（H29.7～）

【教育】

◎市立特別支援学校への看護師配置・教員による医療的ケアの実施

- ・肢体不自由2校：モデル事業（H17～）⇒制度化（H24～）
- ・教員が行う医療的ケア⇒喀痰吸引・経管栄養・導尿時の介助

3. 医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

来年度の目標

- 関係機関の連携体制の強化
- 医療的ケア児に必要な福祉サービスにつなぐ仕組みづくり

時期	実施内容	担当課
下半期	○医療的ケア児の相談員や支援員向けに、医療的ケア児に係る専門知識や直接支援の技術に関する専門研修を実施	障がい福祉課
通年	○医療的ケア児支援の協議の場を活用した支援施策の検討 ○医療的ケア児の入所・在籍状況の把握（保育所等）	障がい福祉課 （官民協同） 施設運営課

仙台市

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報



①	圏域数（医療的ケア児支援体制整備するにあたって用いている圏域。 例：二次医療圏、障害保健福祉圏域等）	1
②	人口（平成29年9月1日現在）	1,086,221
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの（名称、事業名）	0 次年度設置予定
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	0
⑤	医療型短期入所事業所数（H29.4.1現在）	4
⑥	40歳未満の障害児者に対して訪問診療を行う医療機関数（うち小児患者に対応できる医療機関数）	全数把握 はしていない ※
⑦	40歳未満の障害児者に対して入院治療を受け入れる病院数（うち小児患者に対応できる病院数）	
⑧	訪問看護事業所数（平成29年8月1日現在） （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	81(全数把握 なし※)
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数）（H29.4.1 現在）（うち医療的ケア児に対応できる保育所数）	公立10%(4) 私立41%(1)
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的 ケア児数（H29.5.1日現在）	34
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師 配置数（H29.5.1現在）	31
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼 吸器を使用している通学生数（H29.5.1現在）	1

※⑥⑦⑧40歳未満の障害児者（小児含む）に訪問診療や入院治療を行う医療機関
や訪問看護事業所はあるが全体的な数の把握はしていない

<保育分野の取り組み>

○実施主体：運営支援課

- ・医療的ケアを必要とする児童に看護師を配置している。

仙台市障害児等保育事業

平成21年度 拠点方式による医療的ケア児の受け入れを開始
(公立保育所1か所) 非常勤看護師を配置
その後、拠点保育所の箇所を増やす

平成28年度 モデル事業として私立保育園1園で実施
園において看護師を配置

○対象となる医療的ケア

- ・経管栄養、導尿

○対象となる児童

- ・仙台市障害児等保育審議委員会で、保育所(園)等における障害児等保育が適切である(医療的ケアのために看護師配置)と認められた児童

<教育分野の取り組み>

要医療的ケア通学児童生徒学習支援事業

仙台市教育委員会（特別支援教育課）

事業内容

毎日の授業時間帯に医療的ケア（経管栄養、痰の吸引、導尿、気管カニューレの管理等）を必要とする児童生徒が在籍する学校に看護師を配置し、学校における学習及び宿泊学習の支援を図る。

平成9年度より看護師配置開始

対象

小学校、中学校、中等教育学校前期課程、特別支援学校に在籍しており、学校において看護師が当該児童生徒に医療的ケアをおこなうことに主治医が支障がないと認めている等、要件を満たしている児童生徒。

- ※病院で主治医から指示を受けることに加え、必要に応じて巡回指導医が学校を訪問し、看護師及び教員に対して指導助言を行っている。
- ※看護師及び教員に対して、研修会等を実施している。

2. 医療的ケア児支援のための取組概要③障害

仙台市

<障害分野の取り組み>

NO	取組年度	実施内容	実施主体	取り組みの概要
1	H19～（北部） H26～（南部） 通年実施	家族会支援	北部・南部発達相談支援センター	<p>H28年度実績：(北部実施の会) 月1回程度の情報交換と年2回の行事(春休みと夏休みに子どもと家族が集まり1日活動をする)を行う。継続して開催することにより家族の主体性が向上するとともに会の運営も安定している。関係書籍への掲載や当市障害者施策推進協議会のヒアリングへの協力もある。児の年齢は未就学～成人までで登録家族は15名程度。職員の役割としては、制度利用に係るアドバイスや行事の際の、物品の貸与、ボランティア参加者の呼びかけ等。行事の際には福祉系大学の学生ボランティアや関係成人施設の看護師等15名程度の参加も定着している。</p> <p>H28年度実績：(南部実施の会) 月1回程度の情報交換実施。児の年齢は未就学～学齢までで参加家族は5～6名。職員は毎回1名参加。</p>
2	H27～ 年1回実施	医療的ケア研修	北部発達相談支援センター	<p>H28年度実績：非医療職による医療的ケア研修。28名参加し講義は1日、実技は2日間に分けて実施。吸引や胃ろう等について座学で学び、実技は吸引シミュレーターを使用して吸引を体験。* 実技は東北大学卒後研修センターにて実施(本研修は東北大学との共催)。</p>
3	H27～ 通年実施	在宅支援 (コミュニケーション支援)	北部・南部発達相談支援センター	<p>H29.9.現在：2名の医療的ケアを必要とする重症心身障害児を対象として、コミュニケーション機器の選定や操作方法等について当センター職員(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士)が訪問。頻度は1回/月程度。</p>
4	H14～ 通年実施	在宅訪問(乳幼児)	北部・南部発達相談支援センター	<p>H29.9.現在(南北合計)：3名 所属のない在宅児への訪問支援。頻度は1回/2月～1回/3月。</p>
5	H14～ 通年実施	施設支援(乳幼児)	北部・南部発達相談支援センター	<p>H29.9.現在(南北合計)：9か所の児童発達支援事業所、児童発達支援センターに対して月1回程度の訪問支援を実施している。</p>
6	H21.8月～ 通年実施	短期入所事業所への補助金の交付	健康福祉局 障害者支援課	<p>H28実績：利用延日数227日 医療的ケアを必要とする障害児者が短期入所を利用できるように、福祉型短期入所事業者(1か所)に対して、24時間看護師を配備するため、看護師の人件費(3名分)を補助する。</p>
7	H28.11.1～ 事業開始	医療型短期入所事業実施機関における病床確保業務	健康福祉局 障害者支援課	<p>医療的ケアを必要とする重症心身障害児等が必要な時に短期入所事業を実施できるように、医療型短期入所事業を実施する医療機関(1か所)において、短期入所に病床を常時一床確保して短期入所を行う。病床確保に係る費用を、市が補償する。</p>
統計	H18～ 通年実施	重症心身障害児者(医ケア含む)統計	北部発達相談支援センター	<p>H29.9現在(南北合計)：134名 医療的ケアを必要とする重症心身障害児 97名 医療的ケアを必要とする障害児(重症心身障害児を除く) 37名 * 統計は重症心身障害児者全体数、医療的ケアの有無、在宅・入所等の項目について推移や特徴を把握し、今後の施策に反映させていく目的で実施している。</p>

3. 医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール①<保育>

来年度の目標<保育分野>

- ・医療的ケアが必要な児童の受け入れを継続

時期	実施内容	担当課
H30.4月	引き続き医療的ケアが必要な児童を受け入れ	運営支援課
H30.10月～11月	障害児等保育申請受付(各区役所)	家庭健康課
H30.10月～12月	発達相談支援センターにて面接 保育所で体験保育を実施	発達相談支援センター (運営支援課)
H30.12月～H31.1月	障害児等保育審議委員会で審議 審議結果を家庭健康課に報告	運営支援課
H31.1月	保護者に障害児等保育内定通知を送付	家庭健康課

3. 医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール②<教育>

来年度の目標 <教育分野>

- ・医療的ケアが必要な児童生徒の学校における学習や宿泊学習支援を図る

時期	実施内容	担当課
H30.4月	新規看護師配置時研修 看護師への主治医指示 (本人, 保護者, 学校職員, 教育委員会が同席) 入学式, 始業式より医療的ケア開始	特別支援教育課
H30.6~12月	巡回指導医訪問	同上
H30.7月	看護師研修	同上
H30.8~11月	新就学児の教育相談	同上
H30.10~11月	仙台市就学支援委員会で医療的ケアの必要の有無検討	同上
H31.1~3月	看護師配置を希望の保護者が申請書を提出	同上
H31.3月	保護者に看護師配置決定を通知	同上

3. 医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール③<障害>

来年度の目標

<障害分野>

医療的ケアを必要とする障害児者支援のための協議の場の運営

時期	実施内容	担当課
毎月	家族支援・在宅支援・施設支援	発達相談支援センター
年1回	重症心身障害児者・医療的ケア児者支援ネットワーク会議(仮称)	発達相談支援センター・障害者支援課
年1回	医療的ケア研修	発達相談支援センター

さいたま市

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報



【さいたま市】

行政区：10区

西区、北区、大宮区、見沼区

中央区、桜区、浦和区、南区

緑区、岩槻区

①	圏域数	1箇所
②	人口（平成29年9月1日現在）	1,290,120人
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの（名称、事業名）	医療的ケア児の地域支援体制検討ワーキングチーム
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	—
⑤	医療型短期入所事業所数（H29.9.1現在）	6箇所
⑥	40歳未満の障害児者に対して訪問診療を行う医療機関数（うち小児患者に対応できる医療機関数）	—
⑦	40歳未満の障害児者に対して入院治療を受け入れる病院数（うち小児患者に対応できる病院数）	—
⑧	訪問看護事業所数 （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	55事業所 （小児不明）
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） （うち医療的ケア児に対応できる保育所数）	30%（59所） （0箇所）
⑩	1、公立の特別支援学校 及び 2、小・中学校における医療的ケア児数	1、35人 （H29.9.1） 2、5人 （H28年度）
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数	9人 （H29年度）
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数	2人 （H29年度）

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

さいたま市

【障害福祉】

医療的ケア児を受け入れるレスパイト事業を実施。

【児童発達支援センター】

さいたま市総合療育センターひまわり学園の外来療育、通所療育において、医療的ケア児を含めた療育支援を実施している。（外来診療は、基礎疾患を治療する他医療機関が支援を行っている）

【就学前】

医療的ケアを必要とする児童の保育園での受入については、日常生活において必要な医療的ケアの状況を確認したうえで、保育園と保護者で対応方法等を検討した結果を踏まえて判断している。

【就学期】

さいたま市の特別支援学校では医療的ケアは、「さいたま市特別支援学校医療的ケア実施要項」に基づいて実施。

市内の特別支援学校に看護師を配置しており、医療的ケアの実施については、児童の状態や保護者の意向を踏まえたうえで、保護者による医療的ケアの処置等の協力が得られる場合に承諾している。

3. 医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

来年度の目標

- ・ さいたま市地域自立支援協議会において部会を設置
- ・
- ・

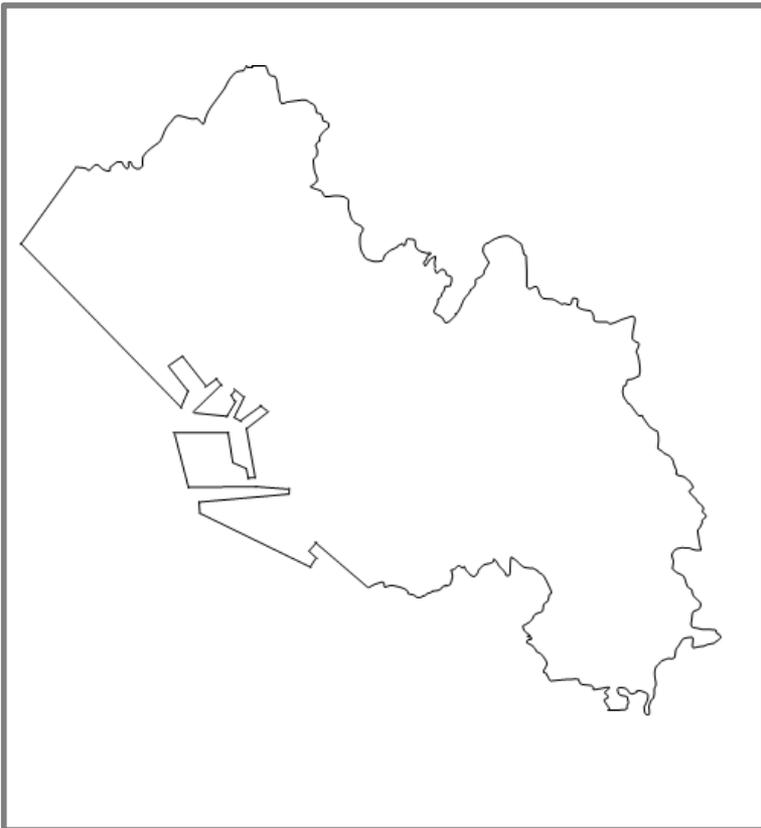
時期	実施内容	担当課
平成29年5月	議論の場の設置に向けて、審議・検討するための庁内ワーキングチームを構成	障害支援課
平成29年8月	さいたま市地域自立支援協議会にて問題提起	障害支援課
平成29年11月 (予定)	庁内ワーキングチームにて、来年度にさいたま市地域自立支援協議会部会設置に向けての検討	障害支援課
平成29年12月 (予定)	さいたま市地域自立支援協議会にて作業部会設置の承認	障害支援課

千葉市

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報（平成29年4月1日現在、別記のもの除く）

①	圏域数（医療的ケア児支援体制整備するにあたって用いている圏域）	1圏域
②	人口	973,856人
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの	未設置 （検討中）
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	市にて未実施のため 未把握
⑤	医療型短期入所事業所数	3事業所
⑥	40歳未満の障害児者に対して訪問診療を行う医療機関数（うち小児患者に対応できる医療機関数）	未把握（在宅支援診療所：65、在宅療養支援病院：9） （H29.7.3現在）
⑦	40歳未満の障害児者に対して入院治療を受け入れる病院数（うち小児患者に対応できる病院数）	未把握
⑧	訪問看護事業所数 （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	441か所 ※みなし 指定を含む （H29.9.1現在）
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） （うち医療的ケア児に対応できる保育所数）	83／181か所 ※民間を含む（対応 保育所数：不明）
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数 （スクールメディカル事業対応医療的ケア児童数）	6 （H29.5.1現在）
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数	4 （H29.5.1現在）
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数	0



2. 医療的ケア児支援のための取組概要

千葉市

障害福祉関係取組

千葉市障害福祉サービス課

- 1 在宅重症心身障害児(者)の医療的ケア等に関する調査（平成25年5月）
在宅の重症心身障害児(者)の方及び介護をされているご家族の方の生活状況や医療的ケアの必要性について把握し、今後の施策推進に役立てるためのアンケート調査を実施。
- 2 千葉市喀痰吸引等研修支援事業（平成26年度～）
ヘルパー等医療職以外の方が、喀痰吸引等の医療的ケア(喀痰吸引、経管栄養)を行うために必要な喀痰吸引等研修のうち、第3号研修にかかる経費について、一部を助成。
- 3 重心短期入所空き状況を市のホームページに掲載（平成26年度～）
- 4 医療型短期入所開設に係る連続講座（平成26年11月～12月）
既存の病院を対象に、空きベッドを利用した空床型の医療型短期入所の開設を促進する講座を開講。

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

千葉市

スクールメディカルサポート事業実施要項

千葉市教育委員会

(平成28年度より開始)

1 趣旨

小学校の通常の学級又は特別支援学級に在籍する医療的ケアを必要とする児童に対し、医療的ケアを行う看護師(以下「メディカルサポーター」という。)を派遣するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 メディカルサポーターの資格

看護師免許または准看護師免許を有する者とする。

3 メディカルサポーターの職務内容

関係者(主治医、学校医、保護者、メディカルサポーターを派遣される小学校の校長、教頭、学級担任、養護教諭、教育委員会等)との連携のもと、以下の医療的ケアのうち、教育委員会が認めた支援を行うものとする。

【呼吸機能障害へのケア】吸引(必要な吸引前の吸入を含む)、酸素療法

【摂食嚥下障害へのケア】経管栄養、胃ろう・腸ろう部の管理

【排泄機能障害へのケア】排尿介助

【糖尿病管理に係るケア】血糖測定、インスリン注射

【その他】教育委員会が、特に必要と認める医療的ケア

4 対象児童

小学校の通常の学級又は特別支援学級に在籍する医療的ケアを必要とする児童のうち、以下の要件を全て満たす者(以下「対象児童」という。)とする。

(1)身体障害者手帳を有する者。

(2)家庭事情により保護者の全面支援かつ児童の自己対応が難しい場合で、教育委員会がメディカルサポーターの支援が必要であると認めた者。

3. 医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

来年度の目標

- ・医療的ケアの必要な幼児児童生徒の現状の把握と医療的ケアの実施状況の確認を行う。
- ・安全で確実な医療的ケアが実施できるよう方向性を検討・協議する。

時期	実施内容	担当課
平成30年 6月	医療的ケアに関する検討会議	教育委員会教育支援課
平成31年 2月	医療的ケアに関する検討会議	教育委員会教育支援課

※開催時期、回数については予定です。

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

横浜市

○保健関係

○医療関係

- ・小児在宅医療に関する調査

○障害福祉関係

- ・各種サービスを一体的に提供する多機能型拠点の整備・運営（3か所）
- ・小児訪問看護・重症心身障害児者看護研修の実施
- ・メディカルショートステイ事業の実施
- ・障害者相談支援事業として、委託により重症心身障害児者施設にて実施し、医療的ケア児等への相談支援を実施
- ・医療的ケア児・者等が適切な支援を受けられるように、平成30年度末までに、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置を検討
- ・医療的ケア児・者等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を検討

○保育関係

- ・たん吸引、導尿、経管栄養の医療的ケアが必要で、集団での保育が可能な児童を看護師が配置されている教育・保育施設で受入れ

○教育関係

- ・肢体不自由特別支援学校への看護師の配置（5校：嘱託看護師13名）
- ・小学校への看護師配置のモデル事業の実施（1校：訪看S Tの活用）

3. 医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

来年度の目標

- ・ 医療的ケア児・者等が適切な支援を受けられるよう、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置
- ・ 医療的ケア児・者等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの養成
- ・ 小児の訪問看護を行う訪問看護ステーションに対する補助
- ・ 小児在宅医療研修（医師向け）実施

時期	実施内容	担当課
H30. 4～	小児の訪問看護を行う訪問看護ステーションに対する補助（訪問看護の際に必要な機器、小児医療に関する研修会の参加費）	医療局がん・疾病対策課
	コーディネーターの選定、研修等の検討	医療局がん・疾病対策課、 こども青少年局障害児福祉保健課、 健康福祉局障害企画課、 教育委員会事務局特別支援教育課
H30. 10～	コーディネーターの養成研修実施	
	小児在宅医療研修（医師向け）	医療局がん・疾病対策課

川崎市

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報



①	圏域数（医療的ケア児支援体制整備するにあたって用いている圏域）	—
②	人口	1,503,301 【H29.9.1】
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの（名称、事業名）	—
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	—
⑤	医療型短期入所事業所数	5 【H29.9.1】
⑥	40歳未満の障害児者に対して訪問診療を行う医療機関数（うち小児患者に対応できる医療機関数）	—
⑦	40歳未満の障害児者に対して入院治療を受け入れる病院数（うち小児患者に対応できる病院数）	—
⑧	訪問看護事業所数 （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	74(31) 【h29.4.1】
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） （うち医療的ケア児に対応できる保育所数）	33園/37か所(7園) 【H29.9.1】
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数	16 【H29.9】
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数	2 【H29.9】
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数	0 【H29.9】

【健康福祉局】

●短期入所(医療型)

保護者の疾病、事故、出産等の理由により、短期入所が必要な重症心身障害者に対し、短期間の介護等の支援を行う。24時間365日看護師の配置等が必要なことから、通常の入所施設や通所施設に併設の短期入所では実施が困難なため、常時看護師を配置している入所施設、重症心身障害児者施設及び病院での受け入れとなっている。(5箇所を実施)

●看護研修事業

看護師の確保として、神奈川県、横浜市、神奈川県看護協会と共同して、障害児施設等に勤務または勤務を目指す看護師を対象に、重症心身障害児者等に対する理解と看護ケアにおける専門的知識や技術の習得等を目的とした「小児訪問看護・重症心身障害児者看護研修会」を平成26年度から実施している。(県看護協会に委託、川崎市枠10名)

●重度障害者訪問看護等支援サービス事業

在宅医療が必要な重症心身障害者に対して、週1回90分を限度に、訪問看護サービスを社会福祉協議会に委託して実施し、医療的管理の充実と家族介護の負担を軽減する。
(費用は、前年所得税課税世帯が1,198円(1割負担)、生活保護世帯:非課税世帯0円)

●生活介護における医療的ケアの提供

生活介護のサービスを提供する事業所における常勤体制での看護師の確保を支援するため、支援体制加算を実施している。

●医療型障害児入所施設・療養介護施設(ソレイユ川崎)における介護・医療等の提供

医療的ケアが必要な重症心身障害児者の日中活動の場を確保するとともに、日常生活動作、運動機能等の訓練、指導等の療育を提供している。

●第2期通所事業所整備計画

特別支援学校等卒業生の受入先を確保するため、平成28年度から35年度を対象とした第2期通所事業所整備計画を平成27年度に策定しており、重症心身障害者の一定程度の受け入れも必要であることから、定員60名から80名程度の規模の事業所の場合には、看護師による一定程度の医療的ケア対応を方針としている。

【教育委員会】

- 平成18年度、川崎市立田島養護学校(当時の名称、現在は田島支援学校)に本市の医療的ケア拠点校として、川崎市医師会より推薦を受けた医療的ケア担当医1名と非常勤職員の看護師を1名配置。
- 平成26年度、拠点校である田島支援学校に非常勤看護師を2名配置。同校の再編整備にかかわって、学校が小中学部と高等部の二つに分かれたことと肢体教育部門を新たに設置したことにより各校舎に1名ずつ配置。
- 平成29年度、田島支援学校の非常勤看護師を常勤看護師として2名配置。従前の医療的ケア担当医とは別に、学校で実施されている医療的ケアについて、具体的に指導・助言を行う立場の指導医を1名配置。
- 平成24年度から、市立の小中学校に在籍する児童生徒の医療的ケア支援事業を開始。対象は、毎日保護者が学校に来校し医療的ケアを行っている方で、保護者の負担軽減を目的として、週1回90分間訪問看護ステーションの看護師が保護者に代わって学校を訪問し医療的ケアを実施。
- 平成28年度、週1回90分間であった看護師の訪問を、週2回もしくは合わせて週1回180分間に事業を拡充した。

【こども未来局】

●平成28年4月から実施

入所内定通知を受けた児童であり、医療的ケア(痰の吸引、経管栄養、導尿)が必要で、他に重篤な症状がなく、主治医から集団保育(生活行動)が可能と診断されている児童については、一部の公立保育所(川崎市内各区1園)で受け入れを行っています。受入可能人数が限られているほか、医師・保育所等関係者・行政職員などで構成されている健康管理委員会での審議を必要とします。

医療的ケア児の保育は担当保育士が、クラス内で保育をします。医療的ケアは、看護師が対応します。

3. 医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

来年度の目標

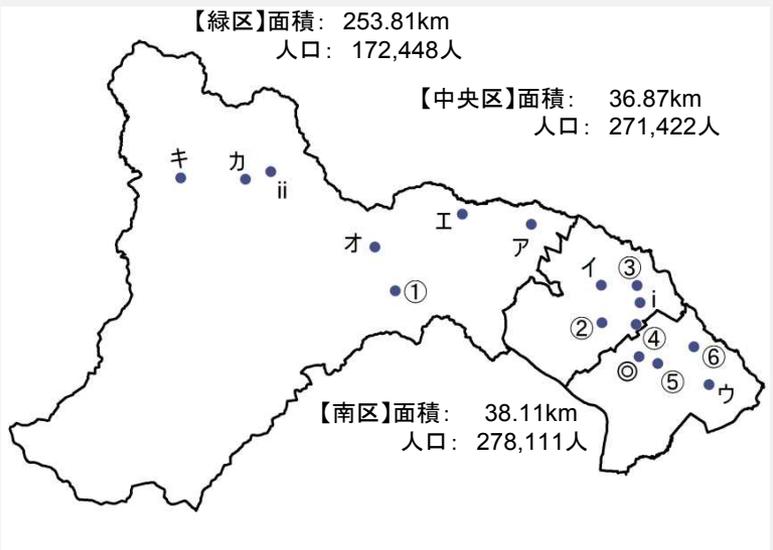
- ・医療的ケア児の協議の場の設置

時期	実施内容	担当課
平成30年度以降	医療的ケア児の協議の場の設置	健康福祉局障害保健福祉部障害計画課
平成30年度中	医療的ケアに関する研修会の開催	こども未来局子育て推進部運営管理課

相模原市

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報



【医療的ケア児者対応事業所及び関係機関等】

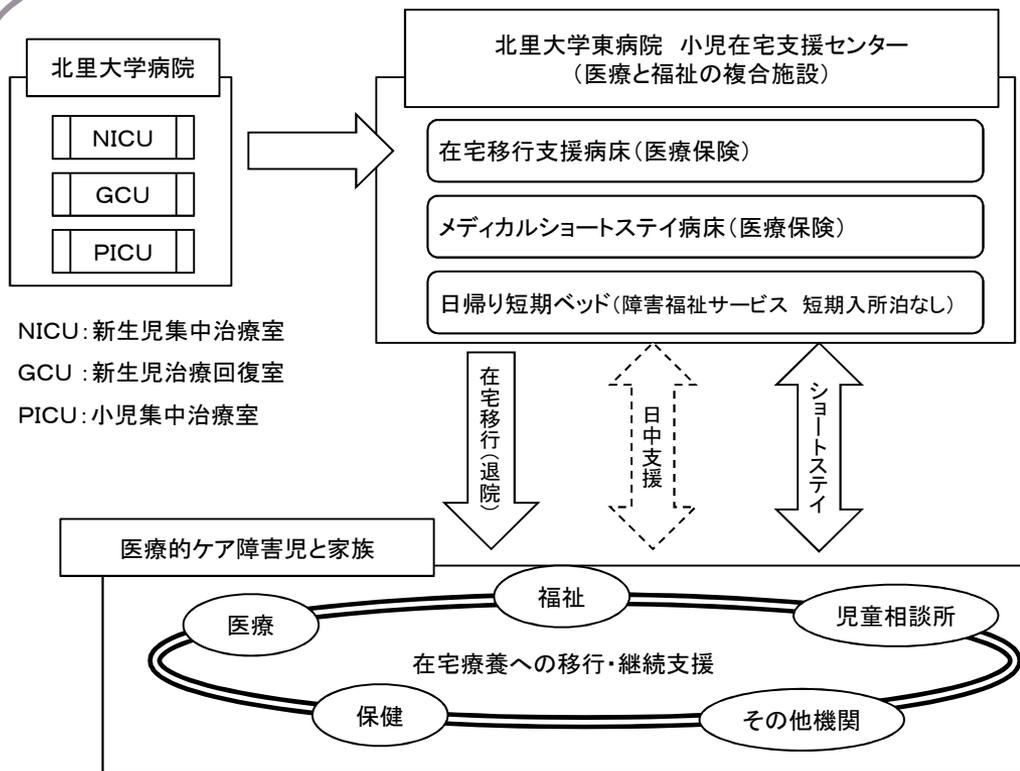
- ①: 療養介護・医療型障害児入所施設・医療型短期入所
- ②: 医療型児童発達支援センター・療育相談
- ③: 児童発達支援センター・放課後等デイサービス
- ④: 生活介護・一時ケア
- ⑤: 医療型短期入所・メディカルショートステイ(小児在宅支援センター)
- ⑥: 療養介護・医療型障害児入所施設・医療型短期入所
- ◎: 大学病院
- i・ii: 特別支援学校(肢体不自由部門)
- ア～ウ: (行政)母子保健窓口・療育相談
- ア～キ: (行政)障害相談窓口
- オ～キ(行政)療育相談

①	圏域数(医療的ケア児支援体制整備するにあたって用いている圏域。例: 二次医療圏、障害保健福祉圏域等)	1
②	人口(H29.8.1現在)	721,981人
③	医療的ケア児支援のための協議の場(H29年度) ※都道府県又は政令市設置のもの(名称、事業名)	2か所 (「2.取組」参照)
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	不明
⑤	医療型短期入所事業所数(H29.8.1現在)	4か所
⑥	40歳未満の障害児者に対して訪問診療を行う医療機関数(うち小児患者に対応できる医療機関数)	不明
⑦	40歳未満の障害児者に対して入院治療を受け入れる病院数(うち小児患者に対応できる病院数)	不明
⑧	訪問看護事業所数(H29.6.1現在) (うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数)	38か所 (19~29か所)
⑨	看護師を配置している保育所の割合(数) (H29.4.1現在) (うち医療的ケア児に対応できる保育所数)	19.3% (3施設)
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数	0人
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数	0人
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数	0人

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

相模原市

障害福祉



NICU: 新生児集中治療室

GCU: 新生児治療回復室

PICU: 小児集中治療室

●北里大学東病院 小児在宅支援センター

・医療的ケアがあっても、安心して在宅療養に移行し、その後もメディカルショートステイや日中支援の利用などで、在宅生活の継続を支援する。医療、療育、レスパイトなどを一体的に提供できる医療と福祉の複合施設。

【本市の取り組み】

○要医療的ケア障害児在宅支援事業

・小児在宅支援センターのメディカルショートステイ病床において、本市の医療的ケアを要する重症心身障害児等が安心して在宅生活を継続できるよう、運営に対し補助するもの。

○小児在宅移行支援会議

・本市の医療的ケア児の在宅療養を支援するため、小児在宅支援センターの状況や課題について、情報共有と意見交換を実施。
・NICUなど、急性期の病棟から在宅移行支援病棟に入院し、在宅療養に臨む児童と家族に対し、様々な機関が連携し情報提供や、支援の検討を行う。

○在宅重症心身障害児者支援事業：医師等が児童の家庭を訪問し、助言や指導を実施。

○重症心身障害児者訪問看護支援事業：医療保険(診療報酬)としての訪問看護に続けて、福祉サービス分を追加し、訪問時間を90分間延長することで、保護者の介護負担の軽減を図る。

○重症心身障害児者看護研修事業：看護師等、医療的ケア児等の支援従事者を対象に、技術・知識の向上を図り、また障害への理解の普及・啓発を進めるため研修やシンポジウムを実施する。

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

相模原市

保健

●医療機器使用児の災害時対応

相模原市地域防災計画、災害時保健師等初動対応マニュアルに基づき、医療機関からの継続看護依頼のあった児や小児慢性特定疾病児等の医療機器使用児について、名簿、支援台帳や災害発生時確認事項シート等を整備し、平時から家族が災害発生時に速やかな対応ができるよう支援している。

医療依存度が高い「人工呼吸器を24時間使用し、生命維持をしている児」「睡眠時に人工呼吸器を使用しないと、生命の危機に陥る可能性が高い児」や、吸引器、在宅酸素療法等を日常的に使用している児を対象としている。

●人工呼吸器をつけた児童と家族の交流会

在宅人工呼吸器装着児と家族の交流のきっかけづくりと関係機関同士の連携を深めるために平成26年度から年1回(2時間程度)の交流会を開催している。

児童発達支援・放課後等デイサービス事業所等を会場に、それらの機関の職員の応援を得て、子育て支援センターが主体となり運営している。

児童とその保護者の自由な話し合いを基本に、子育て支援センターや会場スタッフだけでなく、見学参加者の支援学校や医療機関のMSW、訪問看護ステーション等も必要に応じ情報提供や疑問に答えるなどして交流を行っている。

教育

●本年10月に市支援教育ネットワーク協議会の作業部会を立ち上げ、医療的ケア児に対する支援体制整備についての検討を進めていく予定。

協議の場の設置状況

名称	事業名	構成団体
小児在宅移行支援会議	要医療的ケア障害児在宅支援事業	・小児在宅医療センター(北里大学東病院) ・北里大学病院 ・基幹相談支援センター ・子育て支援センター(3) ・児童相談所 ・こども家庭課 ・障害相談窓口(7) ・陽光園 ・障害政策課
支援教育ネットワーク協議会 医療的ケア体制整備検討部会	支援教育ネットワーク協議会	・特別支援学校・学校保健課・小中学校・陽光園・子育て支援センター・保育課・地域医療課・こども家庭課・障害政策課・学校教育課・市医師会・県看護協会

3. 医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

来年度の目標

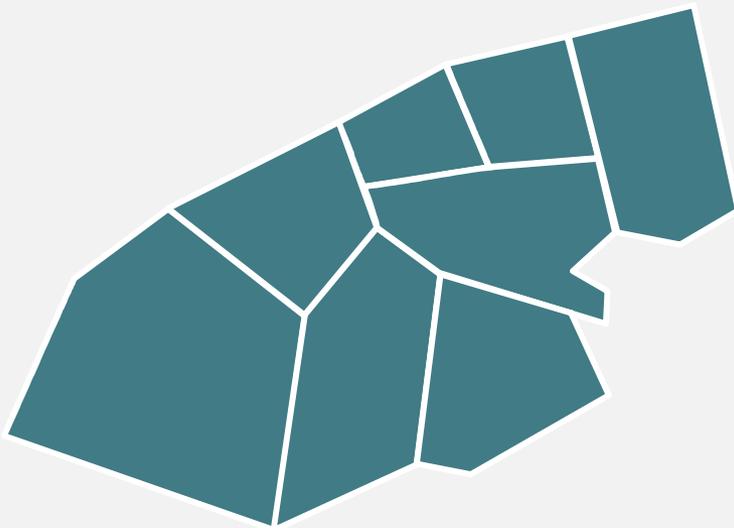
- ・要医療ケア障害児在宅支援事業の実施(継続)
- ・小児在宅移行支援会議の「協議の場」としての機能強化
- ・在宅人工呼吸器装着児と家族の交流会実施に向けた体制整備
- ・市立小中学校での医療的ケアの実施について、市支援教育ネットワーク協議会で検討

時期	実施内容	担当課
通年	小児在宅支援センターメディカルショートステイ病床への運営支援	障害政策課
年2回 (カンファレンスは 随時)	<ul style="list-style-type: none"> ● 小児在宅移行支援会議における「全体会議」と「実務者会議」の開催 ● 在宅療養へ移行する障害児等のケースカンファレンスの実施 	障害政策課
随時	医療機器使用児の災害時対応	子育て支援センター こども家庭課
年1回程度 開催(秋頃)	在宅人工呼吸器装着児と家族の交流会の開催	子育て支援センター こども家庭課
(部会は平成29年度 下半期)) 協議会:年3回程度	今年度、開催する作業部会での検討結果を基に市支援教育ネットワーク協議会で体制構築の検討	学校教育課

新潟市

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報



①	圏域数（医療的ケア児支援体制整備するにあたって用いている圏域。例：二次医療圏、障害保健福祉圏域等）	1圏域
②	人口（H29.8月末）	797,176人
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの（名称、事業名）	未設置 （検討中）
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	未実施
⑤	医療型短期入所事業所数（H29.4月）	3か所
⑥	40歳未満の障害児者に対して訪問診療を行う医療機関数（うち小児患者に対応できる医療機関数）	不明
⑦	40歳未満の障害児者に対して入院治療を受け入れる病院数（うち小児患者に対応できる病院数）	不明
⑧	訪問看護事業所数（うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数（H29.8月）	52（33）
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） （うち医療的ケア児に対応できる保育所数） （H29.4月）	34%（66園） （公立は14園、私立は不明）
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数 （H29.4月）	3人
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数 （H29.4月）	3校
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数 （H29.4月）	2人

【地域医療・こども家庭】

・NICU入院児支援事業(H23～ 実施主体:県(大学病院に委託))

内容:NICUに入院している児の地域移行支援を実施。

・未熟児等支援ネットワーク連絡会(H14～ 実施主体:県、市)

内容:医療的ケア等が必要な児の円滑な地域移行のため、NICUのある病院、保健所、市町村で情報共有、支援体制の検討を行う。

・小児慢性特定疾病児童等自立支援事業(H27～ 実施主体:県、市(一部業務をNPOに委託))

内容:小児慢性特定疾病児童等及び家族への自立・就労支援。

【保育】

・経管栄養、導尿等の医療的ケアが必要な子どもの入園については、区役所が相談窓口となり、入園についての検討を、保育園、保育課、主治医等関係者で行う。その結果、集団保育が可能な場合は看護師を配置し対応を行う。

【学校教育】

・平成20年4月、対象児の小学校入学に伴い、新潟市医療的ケア実施要綱を作成すると共に、看護師2名を配置し、医療的ケアを開始する。

・平成22年度には、県立学校から市立特別支援学校に対象児が転入学したことに伴い、特別支援学校にも看護師1名を配置した。

・医療的ケアの内容については、経管栄養、喀痰の吸引、薬液の吸入等である。

・看護師の研修機会としては、主治医との個別相談会を設定しているほかに、県立学校看護師研修会に参加している。

・29年度は、市立小学校2校に1名ずつ、市立中学校1名の計3名の医療的ケア対象児童生徒に、現在3名の看護師を配置している。

3. 医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

来年度の目標

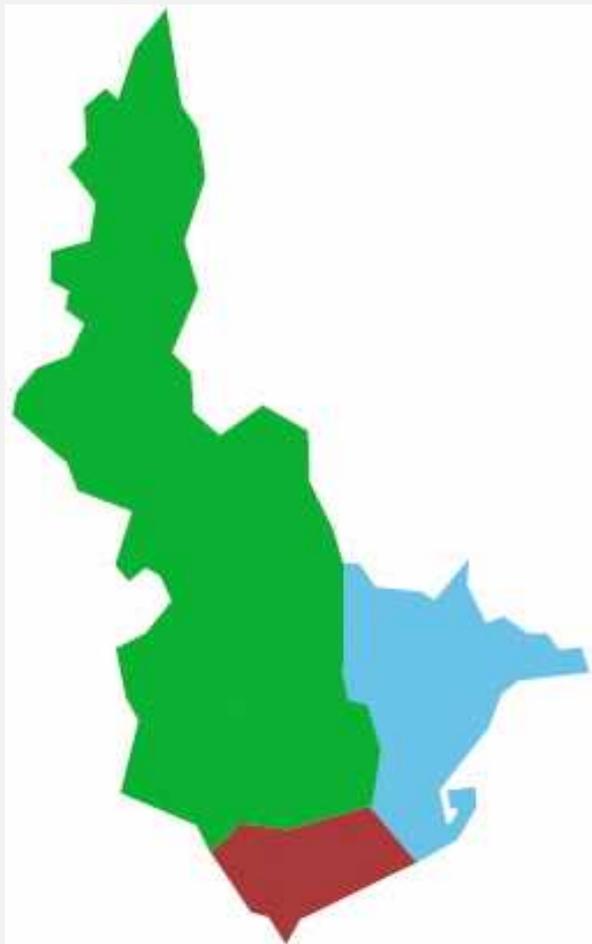
・医療的ケア対象児童生徒が安心して学校生活を送ることができるように、関係者と連携を図りながら、学校看護師が安全に医療的ケアを行うことができる環境を整える。

時期	実施内容	担当課
年度始め	医療的ケア実施に向けた手続き	学校支援課
5月・11月	県立学校看護師研修会	学校支援課
8月・11月	県立特別支援学校医療的ケア連絡協議会	学校支援課
年1・2回	医療的ケア検討委員会	医療的ケア実施校
随時	主治医との個別相談会	学校支援課

静岡市

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報



※ 全市で1圏域(上図は区を示す)

①	圏域数（医療的ケア児支援体制整備するにあたって用いている圏域。例：二次医療圏、障害保健福祉圏域等）	1
②	人口（H29年9月）	699,255人
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの（名称、事業名）	（仮称）医療的ケア児支援協議会設立準備会
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	0
⑤	医療型短期入所事業所数	3
⑥	40歳未満の障害児者に対して訪問診療を行う医療機関数（うち小児患者に対応できる医療機関数）	153 (2)
⑦	40歳未満の障害児者に対して入院治療を受け入れる病院数（うち小児患者に対応できる病院数）	15 (13)
⑧	訪問看護事業所数 （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	55 (27)
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） （うち医療的ケア児に対応できる保育所数）	0 (0)
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数	53人
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数	9人
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数	3人

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

【障害分野】

- * 医療型短期入所事業の実施
- * 児童発達支援センター・児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所での医療的ケア児の受入れ
- * 上記通所施設等における短期入所(市単独)の実施
- * 重症心身障害児の相談支援センターを中心としたネットワークによる各種支援

【保育分野】

- * 医療的ケア児の受入れ

【教育分野】

- * 特別支援学校への看護師の配置
- * 教育委員会に設置する特別教育支援センターによる各種支援

3. 医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

来年度の目標

- ・「(仮称)医療的ケア児支援協議会」の設立(に向けた準備会の開催等)
- ・「医療的ケア児コーディネートセンター」開設に向けた準備の完了
- ・

時期	実施内容	担当課
通年	重症心身障害児相談支援	障害者福祉課
年度末まで	医療的ケア児支援協議会設立準備会	関係各課
年度末まで	医療的ケア児コーディネートセンターの開設準備	障害者福祉課

浜松市

1. 政令市の基礎情報

基礎情報

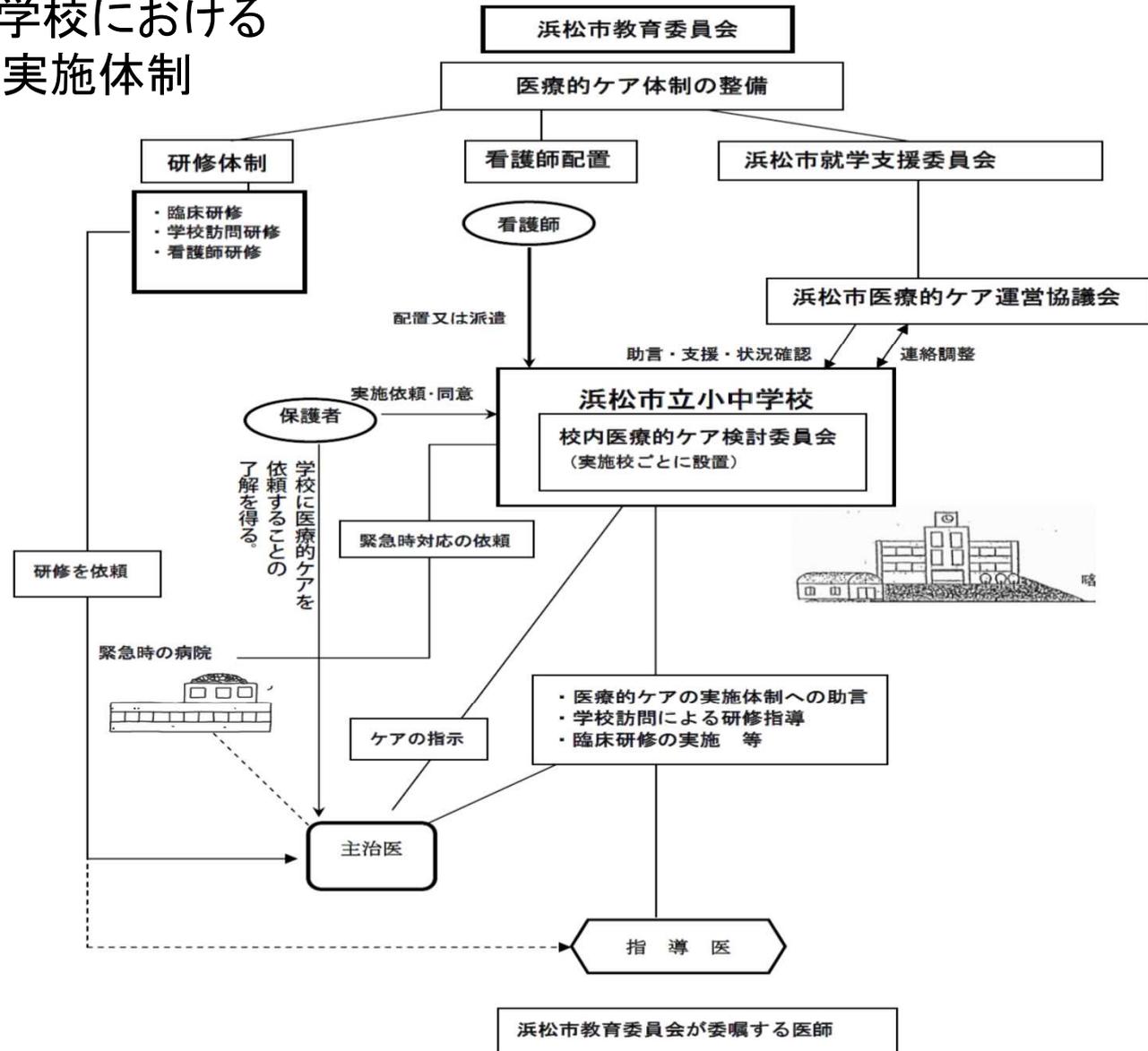
- ・平成17年7月、12市町村の合併
- ・平成19年4月、政令指定都市へ移行
- ・面積、1558.06km²(全国2番目の市域面積)
- ・7つの行政区



①	圏域数	1
②	人口(27年国勢調査)	797,980人
③	医療的ケア児支援のための協議の場	<ul style="list-style-type: none"> ・医療ケア運営協議会(教育) ・重症心身障害児者専門部会(障害)
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	未確認
⑤	医療型短期入所事業所数(29年4月時点)	3
⑥	40歳未満の障害児者に対して訪問診療を行う医療機関数(うち小児患者に対応できる医療機関数)	未確認
⑦	40歳未満の障害児者に対して入院治療を受け入れる病院数(うち小児患者に対応できる病院数)	未確認
⑧	訪問看護事業所数(うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数)(29年8月時点)	38 (25)
⑨	看護師を配置している保育所の割合(数)(うち医療的ケア児に対応できる保育所数)(29年4月時点)	16% (18園)
⑩	小・中学校における医療的ケア児数(29年4月時点)	3名
⑪	小・中学校における看護師配置数(29年4月時点)	2名
⑫	小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数(29年4月時点)	1名

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

浜松市の小中学校における 医療的ケア実施体制



2. 医療的ケア児支援のための取組概要

浜松市

平成27年度に、浜松市障がい者自立支援協議会『重症心身障害児者専門部会』を立ち上げ、在宅及び地域における医療・福祉体制の充実や相談支援体制の確立、教育分野における受入体制の改善等を調査研究。

平成30年度からは、『医療的ケア及び重心児・者専門部会』と名称変更(予定)し、保健、医療、障害福祉、保育、教育等が連携する会議体とする。【障害担当】

名古屋市

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報



行政区：16区

①	圏域数（医療的ケア児支援体制整備するにあたって用いている圏域。例：二次医療圏、障害保健福祉圏域等）	1
②	人口（H29.9.1時点 推計人口）	2,313,524
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの（名称、事業名）	医療的ケア児に関する支援体制連絡調整会議
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	0
⑤	医療型短期入所事業所数（H29.9時点）	4
⑥	40歳未満の障害児者に対して訪問診療を行う医療機関数（うち小児患者に対応できる医療機関数）	未把握
⑦	40歳未満の障害児者に対して入院治療を受け入れる病院数（うち小児患者に対応できる病院数）	未把握
⑧	訪問看護事業所数（H28.9時点 訪問看護ステーション） （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	154 (98)
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） （うち医療的ケア児に対応できる保育所数） （H29.9.1時点） ※常勤保健師及び非常勤看護師を含む。	29.7% （公民合計 130か所、医療的ケア児は個別調整により受入）
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数 （H29.9時点）	22
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数（H29.9時点）	17
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数	2

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

・公立の小中学校における看護師の配置（教育委員会）

【実施内容】4月～10月 医療的ケアが必要な新入学等の幼児児童生徒の把握

11月～12月 学校を通じて保護者による申請書の提出

1月 「学校における医療的ケア実施に関する連絡会議」の開催

※新たに申請があった児童生徒に対し、医師、大学教授等の専門家から助言をいただくもの

2月 看護師配置決定、看護師募集

※看護師については必要数が達成するまで年間を通して募集・採用を実施

・地域療育センター通園部（福祉型児童発達支援センター）における医療的ケア対応

【実施内容】地域療育センター診療部の看護師・保健師が、通園部に通う医療的ケアが必要な障害児に対する医療的ケアの実施

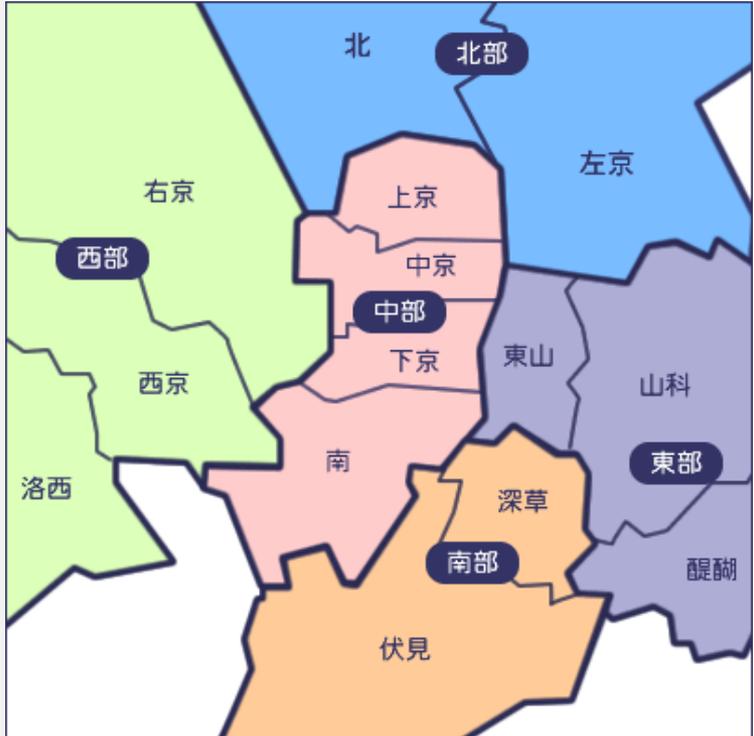
・看護師配置の保育所・認定こども園における医療的ケア対応

【実施内容】看護師が配置されている保育所等において可能な範囲で医療的ケア児への対応を実施

京都市

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報



①	圏域数（医療的ケア児支援体制整備するにあたって用いている圏域。 例：二次医療圏、障害保健福祉圏域等）	5
②	人口	1,471,292 (H29.9.1現在)
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの （名称、事業名）	京都市立総合支援学校等における医療的ケアの安全管理に関する会議 (H23年度設置, H25年度改称)
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	—
⑤	医療型短期入所事業所数	2
⑥	40歳未満の障害児者に対して訪問診療を行う医療機関数（うち小児患者に対応できる医療機関数）	
⑦	40歳未満の障害児者に対して入院治療を受け入れる病院数（うち小児患者に対応できる病院数）	
⑧	訪問看護事業所数 （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） （うち医療的ケア児に対応できる保育所数）	4.1% (対応数:0)
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数	○特別支援学校 71人 ○小・中学校 3人 (H29.6末現在)
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数	○特別支援学校 4校 25人 ○小・中学校 3校 3人 (うち2名は特別支援学校看護師が巡回) (H29.6末現在)
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数	○特別支援学校 3校 10人 ○小・中学校 なし (H29.7.22現在)

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

- <1>小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（子ども若者はぐくみ局育成推進課）
平成27年1月 各区役所・支所保健福祉センター子どもはぐくみ室（平成29年5月8日から名称変更）の保健師が医療的ケア児等への相談支援を実施。
平成27年度 小児慢性児童等を対象とした療養相談会を実施。
平成28年度 小児慢性児童等を対象とした療養相談会及び交流会実施。
京都小児慢性疾病児童等地域支援協議会実施（京都府と合同設置）
- <2>重症心身障害児を通わせる放デイ、児童発達支援事業所に対する補助制度（子ども若者はぐくみ局子ども家庭支援課）
平成28年度から主に重症心身障害児を通わせる放課後等デイサービスの事業者に対し、重症心身障害児の受け入れ人数に応じた補助を実施するとともに、児童通所支援事業所の職員の喀痰吸引等第3号研修受講に対する補助を実施。
- <3>特別支援学校への看護師の配置（平成12年度～）（教育委員会事務局総合育成支援課）
児童生徒の障害の重度・重複化が課題となる中、特別支援学校4校については、教員定数の活用により常勤講師及び特別非常勤講師として配置。
- <4>京都市立総合支援学校等における医療的ケアの安全管理に関する会議（教育委員会事務局総合育成支援課）
総合支援学校等で実施する医療的ケアについて、各校が設置する医療的ケア検討委員会との綿密な連携のもと、在籍児童生徒に対して安全に実施する体制を整備することを目的に設置。
また、総合支援学校長会の部会として設置の医療的ケア安全管理部会や総合支援学校養護教諭部会においても、ヒヤリ・ハット等個別事例の共有・検討等を行っている。
- <5>京都市立総合支援学校等医療的ケア実施研修（喀痰吸引等3号研修，平成26年度～）（教育委員会事務局総合育成支援課）
京都市教育委員会を研修機関として登録し、基本研修を毎年8月に、その後、実地研修を各校にて実施。
- <6>看護師等の資質向上に対する取組（教育委員会事務局総合育成支援課）
大学教授を嘱託指導看護師として任用し、総合支援学校への巡回指導や研修を実施。今後、文部科学省の委託事業も活用しながら、医療機関等との連携・協力のもと、看護師の資質向上だけでなく、学校における安全な医療的ケアの実施体制の充実に向け、技術向上研修や事例検討研修会の実施、教材の作成に取り組む予定。

3. 医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

来年度の目標

- ・関係機関と協議の場を設置し、地域の現状と課題を把握し、支援内容の検討を行う。(子ども若者はぐくみ局育成推進課・子ども家庭支援課)
- ・相談支援事業及び相互交流支援事業の継続実施。(子ども若者はぐくみ局育成推進課)

時期	実施内容	担当課
4～3月	保健師による相談支援	子ども若者はぐくみ局育成推進課
8月	京都市立総合支援学校等医療的ケア実施研修(基本研修)	教育委員会事務局指導部総合育成支援課
9月以降	京都市立総合支援学校等医療的ケア実施研修(実地研修)	教育委員会事務局指導部総合育成支援課
年1～2回(開催時期未定)	小児慢性児童等を対象とした講演会・交流会	子ども若者はぐくみ局育成推進課
年1～2回(開催時期未定)	小児慢性疾病児童等地域支援協議会(京都府と合同設置)	子ども若者はぐくみ局育成推進課
年2, 3回	京都市立総合支援学校等における医療的ケアの安全管理に関する会議	教育委員会事務局指導部総合育成支援課
年2, 3回	総合支援学校長会医療的ケア安全管理部会	教育委員会事務局指導部総合育成支援課
年2, 3回	総合支援学校養護教諭部会	教育委員会事務局指導部総合育成支援課
通年	喀痰吸引等研修受講支援補助事業	子ども若者はぐくみ局子ども家庭支援課
通年	嘱託指導看護師による巡回指導や研修の実施	教育委員会事務局指導部総合育成支援課

大阪市

1. 県又は政令市の基礎情報

基礎情報



①	人口【平成29年9月1日現在】	2,712,156人
②	医療型短期入所事業所数 【平成29年9月1日現在】	4事業所
③	看護師を配置している保育所の割合（数） 【公立保育所 平成29年9月1日現在】	13% 64か所中8か所
④	公立の小・中学校における医療的ケア児数 【平成29年5月1日現在】	83名 小学校 56名 中学校 27名
⑤	公立の小・中学校における看護師配置数 【平成29年5月1日現在】	35校 小学校 30校 中学校 5校
⑥	公立の小・中学校における人口呼吸器を使用している 通学生数【平成29年5月1日現在】	1名

○小児慢性特定疾病児等長期療養児への療養支援事業

小児慢性特定疾病児等療養相談会

小児慢性特定疾病児等及びその家族に対し、子どもの健全育成の推進と、日常生活上生じる問題や障がいの軽減を図ることを目的として、子どもの状況に応じた講演会、医師相談・保健指導・食生活相談・小児慢性特定疾病児等の養育経験者（ピアカウンセラー）による助言・相談及び参加者同士の交流会の内容で療養相談会を実施している。（平成12年から実施）

平成28年度実施状況

開催日/内容
7月2日（土） 講演会（支援学校職員） 「おしえて 学校生活のこと」
7月26日（火） 講演会（療育センター職員） 「就園・就学にむけて ～療育園ってどんなところ？～」
8月5日（金） 講演会（医師） 「スペシャルキッズのいま ～special care for special kids～」
8月20日（土） 講演会（支援ボランティア） 「きょうだいさんのキモチ ～心の土台を育てるために～」
9月10日（土） 講演会（当事者2名） 「小・中・高校生のための体験談！ 聞いてみよう 病気と上手く付き合うコツ」
10月11日（火） 体験談（先輩ママ2名） 「先輩ママの子育て体験談」

○高度な医療的ケアが必要なこどもの在宅療養支援事業

近年、低出生体重児や未熟児の増加・周産期医療の進歩により、人工呼吸器等の高度な医療的ケアを必要とする児の退院に伴い、こどもやその家族の在宅支援に対する取り組みを強化する必要がある、平成25年度から「高度な医療的ケアが必要なこどもの在宅療養支援」を事業として位置づけ、取り組みを開始している。

事業内容

①関係機関と行政の顔の見える関係構築

退院コーディネーターの配置のある5病院からの高度な医療的ケアが必要なこどもの退院時カンファレンスに保健所保健師が同行し、区保健師や関係機関の顔の見える関係づくりをバックアップ。

②関係機関による研修会開催

関係機関と、退院時カンファレンスや日常連携を重ねる中から課題を抽出し、課題解決のための研修会や事例検討を実施。

③保健師研修や事例検討会の開催

疾病知識や制度等について、保健師への研修を実施。
保健所小児科医師・保健師が事例検討を実施。

○重症心身障がい児者の医療コーディネート事業

重症心身障がい児者の方の多くは、出生時より多種多様な基礎疾患があることから、診察するには専門的な知識や技術を必要とされるが、急病時、基礎疾患等の情報を持たない医療機関への受入れが困難である。

本市では、このような状況を改善するために平成26年10月から「重症心身障がい児者の医療コーディネート事業」を医療型障がい児入所施設に業務委託して実施している。

主な事業内容としては、

- ①事前に基礎疾患等の情報を登録している対象者が急病等になったときに、コーディネーター（医師・看護師）へ相談を行い、コーディネーターが病状等を把握し、必要に応じて応急的医療処置、入院可能な医療機関との受入調整
- ②医療機関等の従事者に対して手技・知識を実地研修するなど、従事者の育成を行うことにより、患者の症状に的確に対応できる医療機関を確保
- ③地域の重症心身障がい児者の診療実績のある医療機関等に協力を依頼し、登録者のなかで地域のかかりつけ医をもたない者等に対し、地域の医療機関の確保・紹介

医療的ケアを必要とする重症心身障がい児者支援事業

平成25年度～

現状と課題

重症心身障がい児者とは・・・

◆療育手帳Aかつ身体障がい者手帳1級・2級を交付された障がい児者数
2,301人(18歳未満:696人、18歳以上1,605人)

- ・重度の知的障がいと重度の身体障がい(肢体不自由)が重複
- ・ほとんど寝たまま、起き上がれない状態が多い
- ・誤嚥をおこしやすく、きざみ食や、流動食で栄養摂取
- ・言語による理解が困難で意思伝達が困難
- ・人工呼吸器による呼吸管理や経管栄養、気管切開等によるたんの吸引等、**医療的ケア**を必要とする方が多い

- ◆重症心身障がい児者のニーズ(H23.3大阪府実態調査結果より)地域で安心して暮らし続けるうえで必要と感じている福祉サービス
- ・短期入所(ショートステイ)事業所の増 60.2%
- ・医療機関による短期入所(ショートステイ)の実施 45.1%
- ・医療的ケアに対応できる事業所の充実(ホームヘルプ40.8%、生活介護37.0%、ケアホーム40.2%)
- ・相談支援体制の充実 39.3% ほか

◆医療的ケアの必要な重症心身障がい児者数推計値約800~1,000人
※対人口比約0.03% (H19 日本小児科学会調査結果)

◆医療的ケアに対応できるショートステイ

27年度(市内実施事業所「フェニックス」)の状況
利用申込希望日数:3,445日 登録者数:333人
実利用日数:2,484日 登録待機者数:29人
利用者数:154人

①最もニーズの高いショートステイ(家族の急病等の際の一時的な受け入れ)については、市内では1か所(重症心身障がい児者入所施設)のみの実施であり、受け入れ先の拡充が必要。

②医療的ケアに対応できる福祉サービス事業者が極めて限られており、在宅で介護を担う家族の負担がたいへん大きい。医療的ケアに対応できる福祉サービス提供体制の整備が必要。

①医療機関の病床確保によるショートステイの実施

重症心身障がい児者への対応が可能な医療機関に協力を求め、入院の診療報酬と医療型短期入所(ショートステイ)の事業報酬との差額を負担する。

医療機関でショートステイの受け入れが進まない理由

※実施病床数
26年度 3床
27年度 4床
28年度 5床

市内は病床利用率が高い
→ショートステイのために病床を確保できない

医療報酬に比べ
ショートステイの報酬単価は低い

看護体制は整っているが、介護体制は十分ではない。

効果

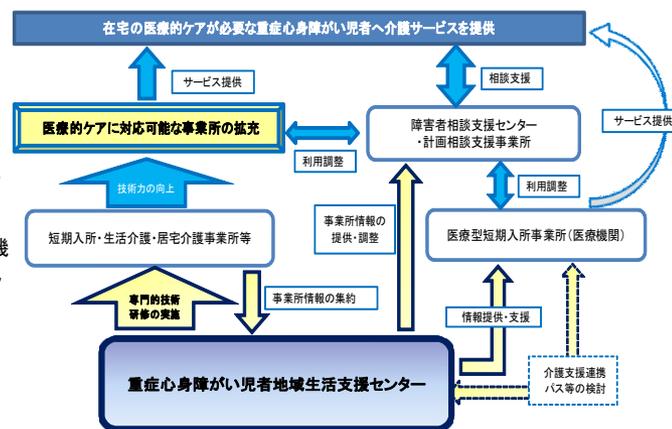
ショートステイの利用申込みに対応できず、多くの待機等が生じている現状を改善できる。

②重症心身障がい児者地域生活支援センター事業

医療的ケアに対応可能な福祉サービス事業者の充実を図るため、重症心身障がい児者の支援に専門性を有する施設を活用して、介護技術の向上を目的とした研修や、福祉サービス事業者の情報集約・情報提供等により、地域生活支援の基盤づくりを行う。

効果

- ・身近な地域で医療的ケアに対応できる福祉サービス事業者が増える。
- ・対応可能な事業者の情報を集約し、相談支援機関と連携することにより、サービス利用につなげることができる。



○公立保育所における医療的ケアの必要な児童の支援について

- ・本市の公立保育所では、保護者が就労等により保育を必要とし、かつ医療的ケアの必要な児童の受け入れを実施。
- ・平成28年度の在籍児童数は9名で、この人数は、政令指定都市および都道府県庁所在地の自治体の公立保育所の中で最も多く受け入れている。
- ・医療的ケアを必要とする児童が入所している保育所には、臨時雇用の看護師を配置。
- ・さらに、バックアップ体制を構築し、保育所の保健衛生管理・指導を担当する本務看護師が、医療的ケアの必要な児童が在籍している保育所を定期的に巡回し、児童の状況把握と、適切に医療的ケアが行なわれているかを確認。
- ・また、保育所では保育と医療が協働し、集団の中で児童に対して安全安心な医療的ケアを行うために、巡回する本務看護師を中心として、保育所内での体制づくりに関するカンファレンス等を行い、職種間の共通理解を図り、支援体制の確立に努めている。

○インクルーシブ教育システムの充実と推進

- ・ 学校配置看護師を直接雇用し、医療的ケアが必要な児童生徒が在籍する学校に看護師の常時配置を段階的に進め、医療的ケアを実施。
- ・ 学校配置看護師を統括する役割のチーフ看護師を配置し、教員と連携のもと各校における支援体制を構築。
- ・ 教育委員会が登録研修機関として、医療的ケアを実施できる教員を養成するために、たんの吸引等(特定の者対象)に関する基本研修を実施。
- ・ 大阪市在住で、もと大阪市立肢体不自由特別支援学校に在籍する医療的ケアの必要な児童生徒への看護師同乗の介護タクシーによる通学支援。

3. 医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

来年度の目標

【医療的ケア児の療養支援事業】 保健所管理課

- ・小児慢性特定疾病児等療養相談会と高度の医療的ケアが必要なこどもの在宅療養支援事業の充実

【重症心身障がい児者の医療コーディネート事業】 健康局健康施策課

- ・引き続き、在宅で療養する重症心身障がい児者が急病時等に円滑に適切な医療に繋がるコーディネートを行う。

【医療的ケアを必要とする重症心身障がい児者等支援事業】 福祉局障がい支援課

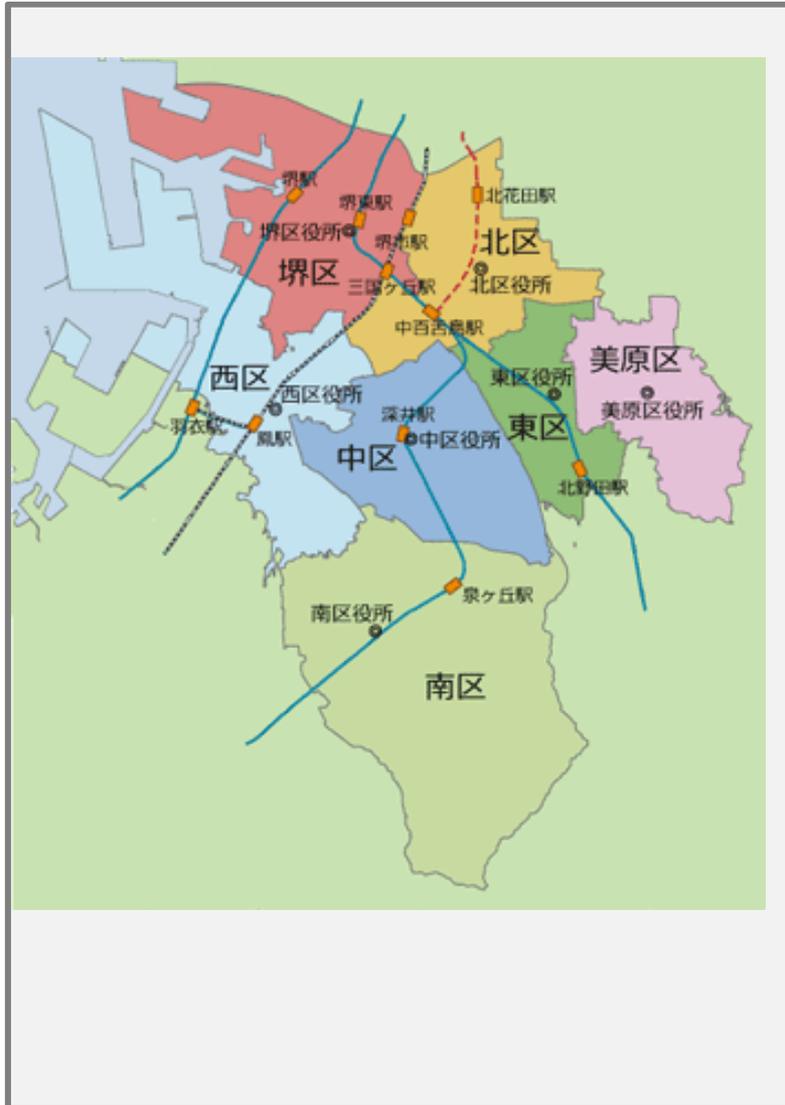
- ・引き続き、医療的ケアに対応できる医療機関の病床を確保し、家族の急病時等の一時的受け入れを実施するとともに、医療型短期入所を実施している医療機関による連絡会議の開催、医療的ケアに対応可能な福祉サービス事業所の充実を図るため、事業所研修等を実施して地域生活支援の基盤づくりを行う。
- ・医療的ケア児支援のための協議の場を設置し、保健・医療・福祉・教育等の連携を図る。

時期	実施内容	担当課
4月～3月	<ul style="list-style-type: none"> ・小児慢性特定疾病児等療養相談会 ・高度な医療的ケアが必要なこどもの在宅療養支援事業 	保健所管理課
4月～3月	<ul style="list-style-type: none"> ・患者情報の新規登録及び更新等 ・緊急時のコーディネート業務 ・地域のかかりつけ医の確保及び紹介 ・連携医療機関等に対する研修 	健康局健康施策課
4月～3月	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児支援のための協議の場の設置 ・医療的ケアに対応できる医療機関の確保 ・関係機関による連絡会議 ・福祉サービス事業所等に対する研修 ・医療的ケア児等コーディネーター養成研修の実施 	福祉局障がい支援課
4月～3月	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケアが必要な小・中学校への看護師常時配置体制の整備 ・医療的ケアを実施できる教員を養成するための基本研修を実施 ・学校配置看護師連絡会を毎月実施 ・看護師同乗の介護タクシーを配車し、通学支援を実施 	教育委員会 インクルーシブ教育推進担当

堺市

1. 堺市の基礎情報

基礎情報



①	圏域数（医療的ケア児支援体制整備するにあたって用いている圏域。例：二次医療圏、障害保健福祉圏域等）	1
②	人口（H29.9.1推計人口）	834,560人
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの（名称、事業名）	未設置
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	未実施
⑤	医療型短期入所事業所数	1
⑥	40歳未満の障害児者に対して訪問診療を行う医療機関数（うち小児患者に対応できる医療機関数）	—
⑦	40歳未満の障害児者に対して入院治療を受け入れる病院数（うち小児患者に対応できる病院数）	—
⑧	訪問看護事業所数 ※大阪府全体 （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	999か所 （不詳）
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） （うち医療的ケア児に対応できる保育所・認定こども園数）	約57% （18か所以上）
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数	1人
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数	3人
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数	0人

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

堺市

平成29年度(従前からの取組含む)

【健康福祉局 障害福祉部 障害者支援課】

- 市立の重症心身障害者(児)支援センター(指定管理委託)における入所、短期入所
- 訪問看護利用料の助成
- 「堺市重症障害者医療的ケア支援事業」による家族レスパイト支援

【健康福祉局 健康部 保健所 保健医療課】

- 堺市難病患者支援センター(委託)において小児慢性特定疾病患・家族向けの学習交流会
平成30年2月「こどもの成長とともに親が成長するためには～就園・就学に向けて～」他、学習会開催

【子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども家庭課】

○市立の医療型児童発達支援センター(2園・指定管理委託)における療育

○児童福祉法に基づく障害児支援

重心児対応の児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の指定

※H29.9.1現在：児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所多機能型 5か所
児童発達支援事業所 1か所

【子ども青少年局 子育て支援部 幼保推進課】

○認定こども園や保育所における医療的ケア児の受け入れ

○医療的ケア児対応小規模保育事業施設の整備(H30.4月開設予定)

【教育委員会事務局】

特別支援学校及び小中学校での取組

○特別支援学校及び小・中学校への看護師の配置

○特別支援学校における登下校用タクシーの配車

○校外学習用の車両借り上げ

○宿泊学習における医師及び看護師の派遣

3. 医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

来年度の目標(取組)

- ・「協議の場」を設置し、大阪府内及び他市の状況を共有するとともに、本市の現状及び課題を整理し、具体的な支援体制の構築について検討する。
- ・各所管等において、必要な施策の検討を進める。
- ・各所管における支援施策等を継続する。

時期	実施内容	担当課
【新規】		
H30年4月1日 運営開始	医療的ケア児に対応した小規模保育事業施設の設置	子ども青少年局 幼保推進課 子ども家庭課
H30年度中	医療的ケア児支援のための協議の場の設置	子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども家庭課
【継続】		
平成30年4月1日 ～平成31年3月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・市立の重症心身障害者(児)支援センター(指定管理委託)における入所、短期入所 ・訪問看護利用料の助成 ・「堺市重症障害者医療的ケア支援事業」による家族レスパイト支援 	健康福祉局 障害福祉部 障害者支援課
平成30年4月1日 ～平成31年3月31日	・堺市難病患者支援センター(委託)において小児慢性特定疾病患者・家族向けの学習交流会	健康福祉局 健康部 保健所 保健医療課
平成30年4月1日 ～平成31年3月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・市立の医療型児童発達支援センター(2園・指定管理委託)における療育 ・児童福祉法に基づく障害児支援 重心児対応の児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の指定 	子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども家庭課
平成30年4月1日 ～平成31年3月31日	・認定こども園や保育所における医療的ケア児の受け入れ	子ども青少年局 子育て支援部 幼保推進課
平成30年4月1日 ～平成31年3月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校への看護師配置 ・校外学習用の車両借り上げ ・宿泊学習における医師及び看護師の派遣 	教育委員会事務局 学校教育部 支援教育課
平成30年4月1日 ～平成31年3月31日	・特別支援学校における登下校用タクシーの配車	教育委員会事務局 学務課
平成30年4月1日 ～平成31年3月31日	・特別支援学校への看護師配置	教育委員会事務局 教職員人事課

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報



①	圏域数（医療的ケア児支援体制整備するにあたって用いている圏域。例：二次医療圏、障害保健福祉圏域等）	1（平成29年10月1日現在）
②	人口（平成29年9月1日現在）	1,532,686
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの（名称、事業名）	神戸市療育ネットワーク会議 「医療的ケア児の支援施策検討会議」平成29年度設置
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	不明
⑤	医療型短期入所事業所数（平成29年10月1日現在）	2
⑥	40歳未満の障害児者に対して訪問診療を行う医療機関数 （うち小児患者に対応できる医療機関数）	297（平成28年6月1日現在） ※障害児者に対して受け入れるかは不明
⑦	40歳未満の障害児者に対して入院治療を受け入れる病院数 （うち小児患者に対応できる病院数）	110（平成29年3月1日現在） ※障害児者に対して受け入れるかは不明
⑧	訪問看護事業所数（うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	187（平成29年10月1日現在） ※障害児者に対して受け入れるかは不明
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数）（うち医療的ケア児に対応できる保育所数）	民間4施設 H29.4時点
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数	特 88 小中 27
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数	特 14 小中 6
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数	特 12 小中 2

1 在宅重度障害児者医療福祉コーディネート事業

医療的ケアを必要とする障害児者に対する保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整、重症心身障害児者処遇に関する研修、その他の医療的ケアを必要とする在宅障害児者に関する一般相談などを、医療サービス及び障害福祉サービスの双方についてノウハウを有する社会福祉法人に委託して実施(平成28年10月～)。

2 小中学校への医療的ケア支援事業

小中学校で看護師による医療的ケアを必要とする児童生徒へ、訪問看護ステーションから看護師を週1日派遣(平成28年9月～)。

3 神戸市療育ネットワーク会議「医療的ケア児の支援施策検討会議」

障害のある子どもが身近な地域で必要な支援を受けることができるとともに、障害の有無に関わらずあらゆる子どもが共にすこやかに成長できる環境づくりを推進するため、障害児支援に関する全市的な課題を共有し、必要な支援策について協議と施策の推進を行う場として、「神戸市療育ネットワーク会議」を開催。

この会議の一貫として、医療的ケア児に関わる保健、医療、福祉、教育等の関係機関及び行政担当者が、支援の課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を図ることにより支援体制の充実を図るため、「医療的ケア児の支援施策検討会議」を開催する(平成29年8月～)。

3. 医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

来年度の目標

- ・市内の医療的ケアを必要とする障害児の支援体系の構築
- ・在宅重度障害児者医療福祉コーディネート事業の円滑な推進
- ・

時期	実施内容	担当課
平成29年4月～	在宅重度障害児者医療福祉コーディネート事業	保健福祉局 障害者支援課
平成29年8月～	神戸市療育ネットワーク会議「医療的ケア児の支援施策検討会議」の開催	保健福祉局 障害者支援課 こども家庭局 こども家庭支援課

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報



①	圏域数（医療的ケア児支援体制整備するにあたって用いている圏域。例：二次医療圏、障害保健福祉圏域等）	岡山市全域
②	人口（平成29年8月1日現在）	721,163人
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの（名称、事業名）	
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	15人
⑤	医療型短期入所事業所数	3か所
⑥	40歳未満の障害児者に対して訪問診療を行う医療機関数（うち小児患者に対応できる医療機関数）	把握していない
⑦	40歳未満の障害児者に対して入院治療を受け入れる病院数（うち小児患者に対応できる病院数）	把握していない
⑧	訪問看護事業所数（うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）平成29年岡山県訪問看護ステーション連絡協議会資料より	54か所 (29か所)
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） （うち医療的ケア児に対応できる保育所数）	公立52園中 23園 (なし)
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数（平成28年9月1日）	小学校7人
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数（平成29年9月1日）	小学校5校 (9人) 中学校1校 (2人)
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数（平成29年9月1日）	小学校2人

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報



①	圏域数（医療的ケア児支援体制整備するにあたって用いている圏域。例：二次医療圏、障害保健福祉圏域等）	岡山市全域
②	人口（平成29年8月1日現在）	721,163人
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの（名称、事業名）	
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	15人
⑤	医療型短期入所事業所数	3か所
⑥	40歳未満の障害児者に対して訪問診療を行う医療機関数（うち小児患者に対応できる医療機関数）	把握していない
⑦	40歳未満の障害児者に対して入院治療を受け入れる病院数（うち小児患者に対応できる病院数）	把握していない
⑧	訪問看護事業所数（うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）平成29年岡山県訪問看護ステーション連絡協議会資料より	54か所 (29か所)
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） （うち医療的ケア児に対応できる保育所数）	公立52園中 23園 (なし)
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数（平成28年9月1日）	小学校7人
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数（平成29年9月1日）	小学校5校 (9人) 中学校1校 (2人)
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数（平成29年9月1日）	小学校2人

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

○特別支援員配置事業

医療的ケアが必要な児童及び生徒に対して、医療的ケアを含む教育活動の支援を行う特別支援教育支援員として、看護支援員を配置する。看護支援員は、岡山市教育委員会が必要と認めた以下の医療的ケアを行う。

- ①口腔内の喀痰吸引
- ②鼻腔内の喀痰吸引
- ③気管カニューレ内部の喀痰吸引
- ④胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養
- ⑤経鼻経管栄養
- ⑥その他、学校内で安全に実施できる日常的ケア及び応急的ケア経過経過

また、特別支援教育支援員を配置し、学習及び移動等生活の支援を看護支援員、教員と協力して行う。

○教育委員会の役割

医療的ケア児が、適切な学びの場で学ぶことができるように就学相談を行う。就学後に必要となる医療的ケアについて、主治医、保護者、専門家から意見を聴取し、医療的ケアの実施内容を決定する。

○医療的ケア児支援への取り組み経過

特別支援教育支援員配置事業の中で、平成25年度より医療的ケアの業務を付加する支援員(以下「医ケア支援員」)を3校に配置した。平成27年度には、医療的ケアの業務を付加する支援員を「看護支援員」と名称を変更した。平成29年度には、6校に看護支援員の配置を決定している。

○医療的ケア児等コーディネーター養成研修の開催

平成29年度に岡山県とともに実施。

3. 医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

来年度の目標

- ・岡山市の児童生徒が、安心して学校生活を送ることができるようにする。
- ・平成30年度中に関係機関・関係部署による協議の場づくりを進める。

時期	実施内容	担当課
継続	看護支援員及び特別支援教育支援員の配置	教育委員会指導課
平成30年度	「協議の場」設置に向けて、庁内関係課による検討会議を開催。(平成29年度から実施中)	保健管理課、医療政策推進課、障害福祉課、保育・幼児教育課、教育委員会指導課

広島市

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報



①	圏域数（医療的ケア児支援体制整備するにあたって用いている圏域。例：二次医療圏、障害保健福祉圏域等）	—
②	人口（29.8.31現在）	約119万5千人
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの（名称、事業名）	医療的ケア運営委員会
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	—
⑤	医療型短期入所事業所数	2事業所
⑥	40歳未満の障害児者に対して訪問診療を行う医療機関数（うち小児患者に対応できる医療機関数）	—
⑦	40歳未満の障害児者に対して入院治療を受け入れる病院数（うち小児患者に対応できる病院数）	—
⑧	訪問看護事業所数（29.7.1現在） （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	132ヶ所 （不明）
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） （うち医療的ケア児に対応できる保育所数） （29.8.1現在）	公立 4.5% （4.5%） 私立 15.0% （0.0%）
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数（29.5.1現在）	48名
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数（29.5.1現在）	24名
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数（29.5.1現在）	1名

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

広島市

- 重症心身障害児者地域生活支援協議会（平成25年度～）
 - ・ 医療的ケアが必要な在宅の重症心身障害児者を支援するための協議会で、社会福祉法人が設置。
 - ・ 医療機関、教育機関、行政、当事者家族、障害者相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、訪問看護事業所など重症心身障害児者支援に関わる関係機関が参加。
 - ・ 年4回程度会議を開催し、重症心身障害児者支援に係る課題等について協議。また、年に2回程度講演会、研修会等を実施。

- 教育機関における医療的ケア実施事業（平成28年度～）

医療的ケアが必要な幼児児童生徒が通園、通学する広島市立幼稚園、小・中学校、中等教育学校、高等学校及び特別支援学校に対して、必要に応じて看護師又は准看護師を配置し、安心して学校生活を送ることができるよう支援する。

- 医療的ケアが必要な重症心身障害児者を受け入れることができる短期入所施設を拡充
(平成28年7月)

- 医療的ケアが必要な重症心身障害児者に対する相談支援事業（平成29年10月～）

生活上の困難さが著しい重症心身障害児者本人やその保護者を支援するため、専門職員による相談事業を実施するとともに、重症心身障害児者の保護者を相談員としてピアカウンセリングを行う。

北九州市

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報

北九州市



①	圏域数（医療的ケア児支援体制整備するにあたって用いている圏域。例：二次医療圏、障害保健福祉圏域等）	1
②	人口	961,876人 (H29.8.31現在)
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの（名称、事業名）	準備中
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	0人
⑤	医療型短期入所事業所数	5事業所
⑥	40歳未満の障害児者に対して訪問診療を行う医療機関数 (うち小児患者に対応できる医療機関数)	訪問診療を行っている医療機関数 62機関(51機関) H28年9月時点 障害児者対応可能 10機関程度 H29.9月時点(市立総合療育センター把握数)
⑦	40歳未満の障害児者に対して入院治療を受け入れる病院数 (うち小児患者に対応できる病院数)	把握していない
⑧	訪問看護事業所数 (うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数)	93施設(27施設) H28年9月時点
⑨	看護師を配置している保育所の割合(数) (うち医療的ケア児に対応できる保育所数)	10.3% 165のうち17保育所 うち対応できる保育所数0 (H29.4.1現在)
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数	50名 (H29.9.1現在)
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数	7名 (H29.9.1現在)
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数	2名 (H29.9.1現在)

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

北九州市

- 保育課へ看護師を配置（平成29年4月～）
実施主体：北九州市保育課
内 容：保育課に看護師を配置。保育所や地域型保育事業所を訪問し、保育の実態把握及び保育所での看護師の業務の確認や情報交換を実施。また、医療的ケア児の入所に向けた体制整備を行う。
- 小児等在宅医療多職種研修会（平成29年11月12日 開催予定）
実施主体：北九州市立総合療育センター
内 容：小児在宅医療に関係する医療、福祉、教育、子育て等幅広い分野の関係者を対象にした研修会を例年実施。
今年度は、「医療的ケア児と家族の暮らしを支える」をテーマに国立成育医療研究センター「もみじの家」ハウスマネージャーの内多勝康氏の基調講演及びレスパイトケアに関するシンポジウムを開催予定。
- 北九州市立総合療育センターにおける受入れ体制の整備（平成30年11月～）
実施主体：北九州市立総合療育センター、北九州市障害者支援課
内 容：平成30年11月の開所を目標に建替えを行っている北九州市立総合療育センターでは、病床を100床から165床（うち、短期入所は、20床から30床）に増床予定。
- 北九州地区小児在宅医療推進会議（準備中）
実施主体：福岡県、北九州市、北九州市立総合療育センター
内 容：地域の小児在宅に携わる医師及び福祉・行政関係機関を構成員とし、北九州地域における小児在宅医療ネットワークの構築を図るため、定期的に協議や情報共有を行う。

3. 医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

来年度の目標

- ・保育を必要とする医療的ケア児の受入れを行う。
- ・医療的ケア児支援の保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関との協議を継続して実施し、支援策を検討する。

時期	実施内容	担当課
平成30年度 随時	保育を必要とする医療的ケア児の受入れを行う。	区役所、保育課
平成30年度 上旬～	北九州地区小児在宅医療推進会議に基づき、実態調査、システムモデルの検討等を実施する。	総合療育センター 障害者支援課
平成30年 11月	北九州市立総合療育センターを100床から165床へ増床	総合療育センター 障害者支援課
平成30年度 年2回程度	医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関との協議を継続して実施する。	総合療育センター 障害者支援課 (関係各課)
平成30年度 年4回程度	H29年度に引続き、各種研修会を実施	総合療育センター

福岡県福岡市

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報



①	圏域数	1圏域
②	人口（平成29年8月1日推計人口）	1,565,857
③	医療的ケア児支援のための協議の場 「福岡市障がい者等地域生活支援協議会こども部会」 ※平成28年12月～平成29年7月 計8回開催	1部会
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	0人
⑤	医療型短期入所事業所数（平成29年9月1日現在）	8事業所
⑥	40歳未満の障害児者に対して訪問診療を行う医療機関数（うち小児患者に対応できる医療機関数）	把握していない
⑦	40歳未満の障害児者に対して入院治療を受け入れる病院数（うち小児患者に対応できる病院数）	把握していない
⑧	訪問看護事業所数 ※平成29年7月時点 （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	152 （把握していない）
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） 平成29年4月1日現在 （うち医療的ケア児に対応できる保育所数）	29か所 （把握していない）
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数	平成29年度特別支援学校は53名
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数	平成29年度特別支援学校に11名
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数	特別支援学校に3名

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

福岡市障がい者等地域生活支援協議会 こども部会 について

1. 設置時期:平成28年12月～平成29年7月

2. 協議内容

(1)障がい児に対する適切な支援に向けた関係機関との情報交換など連携の緊密化に関する事項

(2)レスパイト施策をはじめとする障がい児福祉施策の課題に関する事項

(3)前2号に掲げるもののほか、設置目的を達成するために必要な事項

3. 構成団体

○中核病院(3医療機関)

○福岡地区小児科医会

○医療型短期入所等(2事業所)

○訪問看護等(2事業所)

○障がい児相談支援等:(5事業所)

○特別支援学校(1校)

3. 医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

来年度の目標

- ①「福岡市特別支援学校放課後等支援事業」での医ケア児受入れ開始
- ・
- ・

時期	実施内容	担当課
①平成30年4月	障がい児の家族のレスパイト・就労支援等を目的とする「福岡市特別支援学校放課後等支援事業」7施設のうち1施設で、医ケア児の試行的な受入れ開始を予定（H29.9現在、具体的な仕組みについては検討中）。	こども未来局 こども部 こども発達支援課

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報



①	圏域数（医療的ケア児支援体制整備するにあたって用いている圏域。例：二次医療圏、障害保健福祉圏域等）	
②	人口 【H29.8.1時点】	739, 689人
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの（名称、事業名）	重症心身障がい児等在宅支援ネットワーク会議
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	不明
⑤	医療型短期入所事業所数 【H29.8月時点】	2箇所
⑥	40歳未満の障害児者に対して訪問診療を行う医療機関数（うち小児患者に対応できる医療機関数）	不明
⑦	40歳未満の障害児者に対して入院治療を受け入れる病院数（うち小児患者に対応できる病院数）	不明
⑧	訪問看護事業所数（うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数） 【H29.8月時点】	78（小児患者対応は不明）
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数）（うち医療的ケア児に対応できる保育所数）	0
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数 【H29.5.1時点】	12人
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数 【H29.5.1時点】	11人
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数	1人

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

熊本市

【医療政策課】

○在宅療養中の人工呼吸器装着患者・児の熊本市災害時要援護者避難支援制度への登録申請支援、及び登録者の個別避難支援プランの作成

H19年より熊本市（健康福祉政策課）は、災害発生時に援護を必要とする者（以下「要援護者」）に対し、地域団体等が必要な援護活動を効果的に行なえるよう、要援護者情報システムへの登録と、個別避難支援プラン・患者カードの作成を行い地域の関係者等に配布している。

対象者

- ①ひとり暮らしの高齢者、寝たきりの高齢者や認知症の高齢者
- ②障がいのある方
- ③妊産婦
- ④乳幼児
- ⑤医療依存度の高い方

（人工呼吸器装着者、在宅酸素使用者、人工血液透析者、特殊薬剤使用者等）

この事業の中で、医療政策課では、訪問看護ステーションの訪問看護情報提供書より、医療依存度が高い人工呼吸器装着の要援護者の情報を把握するとともに患者宅を訪問し、療養状況及び災害時支援事項の確認を行い、災害時要援護者登録者名簿に登録されるよう申請を促している。申請書が出された場合、個別避難支援プランの情報とともに健康福祉政策課への転送を行っている。

なお、個別避難支援プランを作成した人工呼吸器装着の要援護者宅を年1回訪問し、作成した個別避難支援プランの更新も行っている。

【障がい保健福祉課】

1 医療型短期入所施設体制整備事業

新たに医療型短期入所事業（空床型をのぞく）を開設する事業所（診療所）に対し、規定の人員を超える職員体制を整備している場合、看護師等専従職員の雇用に係る人件費総額の1/2を助成する。

2 重症心身障がい児等支援者研修

重症心身障がい児等を支援する看護師や相談支援専門員を対象に研修会を実施。

3 重症心身障がい児等在宅支援ネットワーク会議

医療・福祉・保健分野の関係機関との連携を強化し、支援の充実を図る。

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

熊本市

〔総合支援課〕

1 医療的ケアを必要とする児童生徒への支援の内容

- ・医療的ケアを必要とする児童生徒の生命の安全を確保し、適切な教育を受けることができるよう、平成21年度より、看護師資格をもつ学級支援員を学校に配置している。
- ・医療的ケアは、主治医からの医療指示書に基づき実施するとともに、日頃から学校、保護者、看護師資格をもつ学級支援員、主治医が連携しながら支援を行う体制を作っている。
- ・看護師を配置することで、医療的ケアが必要な児童生徒が、安心して学校生活を送ることができるだけでなく、保護者の負担軽減にもつながっている。

2 看護師の雇用状況について

- ・本市では、臨時職員として看護師資格を有する学級支援員を雇用しており、人員確保にあたっては、ホームページへの掲載やハローワークを中心に募集を行っている。
- ・現状では、看護師の募集をしても、なかなか応募がなく、人材確保に苦慮している状況である。

3 看護師配置校への指導等

- ・年度当初に、看護師配置校の校長会を開催し、看護師にとって無理のない勤務形態を保つために、支援体制づくりや主治医、保護者との連携等について指導を行っている。

3. 医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

来年度の目標

・重症心身障がい児等及びその家族が地域で安心・安全に生活できるような体制の整備及び地域生活支援の向上を図る。【障がい保健福祉課】

時期	実施内容	担当課
通年	医療型短期入所施設体制整備事業	障がい保健福祉課
通年	重症心身障がい児等支援者研修	障がい保健福祉課
随時	重症心身障がい児等在宅支援ネットワーク会議	障がい保健福祉課
学期に1回	学級支援員(看護師)研修会	総合支援課
年度初め	学級支援員(看護師)配置校 校長会	総合支援課